

## 第358回高知県議会（6月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
6月24日	木	本会議	開会 新任委員長並びに職員の紹介 会期の決定（15日間） 議案の上程24件（予算1、条例15、その他4、報告4） 提出者の説明 濱田知事 議案の上程（議発第1号） 提出者の説明 岡田議員 議案の上程（議発第2号） 提出者の説明 依光議員
25日	金	休 会	議案精査
26日	土	休 会	
27日	日	休 会	
28日	月	休 会	議案精査
29日	火	本会議	質疑並びに一般質問 明神議員 上田(周)議員 塚地議員
30日	水	本会議	質疑並びに一般質問 山崎議員 武石議員 依光議員
7月1日	木	本会議	質疑並びに一般質問 桑名議員 三石議員 委員会付託 議案の追加上程（第21号） 提出者の説明 濱田知事
2日	金	休 会	委員会審査
3日	土	休 会	
4日	日	休 会	
5日	月	休 会	委員会審査
6日	火	休 会	委員会審査
7日	水	休 会	
			委員長報告 採決

8日	木	本会議	<p>議案の追加上程（第22号—第24号）</p> <p>提出者の説明</p> <p>濱田知事</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第3号）</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第4号）</p> <p>討論</p> <p>吉良議員</p> <p>山崎議員</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第5号）</p> <p>討論</p> <p>米田議員</p> <p>横山議員</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第6号）</p> <p>討論</p> <p>中根議員</p> <p>採決</p> <p>特別委員会の設置</p> <p>高知県競馬組合議会議員の補欠選挙</p> <p>継続審査の件</p> <p>閉会</p>
----	---	-----	---

## 第358回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

### 第1日（6月24日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	5
新任委員長並びに職員の紹介	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程、提出者の説明	6
濱田知事	7
議案の上程、提出者の説明（議発第1号 条例議案）	15
岡田議員	15
議案の上程、提出者の説明（議発第2号 条例議案）	17
依光議員	17

### 第2日（6月29日）

出席議員	19
欠席議員	19
説明のため出席した者	19
事務局職員出席者	20
議事日程	20
諸般の報告	21
質疑並びに一般質問	
明神議員	21
1 新型コロナウイルス感染症への対応（職域接種受付休止の影響と対応、高知家あんしん会食推進の店認証制度、ワクチン接種完了までの経済対策）につ	

いて	21
2 高知工科大学の新学群設置構想（卒業生の進路と県内への貢献度などの現状、公立大学法人による用地取得、検討と報告、認識の共有）について	22
3 温室効果ガス排出削減（アクションプランにおける目標値、農林水産省及び経済産業省の取組の取扱い）について	23
4 フレイル予防活動の早期普及について	25
5 家族の介護や世話をする子供（早期発見・早期支援の仕組みづくり）について	26
6 住み続けられる農村振興（農業農村整備事業の進捗状況、新たな土地改良長期計画に対する所見）について	28
7 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備（埋立終了時期とコスト削減）について	29
8 新たな森林・林業基本計画（再造林の実効性の向上）について	30
9 改正漁業法（管理対象魚種の数、漁獲枠配分魚種と配分調整に対する漁業者の声及び個別漁業枠消化の確認、カツオ漁業の資源管理の仕組みと漁獲規制強化の進捗状況）について	30
濱田知事	31
家保健康政策部長	36
山地子ども・福祉政策部長	36
杉村農業振興部長	37
中村林業振興・環境部長	37
松村水産振興部長	38
明神議員	40
上田(周)議員	40
1 東京オリンピック・パラリンピック（開催への所見、事前合宿の受入れに係る感染症対策）について	40
2 新型コロナウイルス感染症対策（ワクチン接種の市町村への支援策、高齢者接種に関する国の対応、公共メディアを活用した啓発、営業時間短縮要請協力金の給付状況と制度の周知）について	41
3 経済の活性化（第1期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の結果分析と第2期戦略の成果へつなげること、大阪IRの開業時期が関西・高知経済連携強化戦略に及ぼす影響、大阪高知県人会の解散）について	42
4 デジタル化の推進（デジタルデバイドの克服、市町村支援）について	43
5 県庁職員への期待など（女性と社会人経験者への期待、ウイズコロナ・アフターコロナの時代におけるあるべき姿）について	44
6 ウイズコロナ・アフターコロナの時代における行財政運営（県の運営のかじ取り、市町村への助言・支援）について	45

7	森林・林業行政（市町村の森林環境譲与税の用途状況、マンパワー不足に対する活用方法、今後の進め方）について……………	45
8	高知の子供の貧困対策（小中学校の不登校児童生徒数と刑法犯少年の再非行率の目標値に向けた取組、ヤングケアラーの実態把握と課題意識を持った取組）について……………	46
9	無形の文化の継承について……………	47
10	茶業及びお茶の文化の振興（計画策定、茶業振興施策の展開、文化振興の今後の取組）について……………	48
11	仁淀川流域の観光政策（アニメ映画竜とそばかすの姫による地域振興の支援）について……………	49
	濱田知事……………	49
	家保健康政策部長……………	54
	松岡商工労働部長……………	55
	徳重総務部長……………	55
	中村林業振興・環境部長……………	56
	伊藤教育長……………	57
	熊坂警察本部長……………	58
	山地子ども・福祉政策部長……………	58
	岡村文化生活スポーツ部長……………	59
	杉村農業振興部長……………	59
	山脇観光振興部長……………	60
	森田土木部長……………	60
	上田(周)議員……………	61
	山脇観光振興部長……………	62
	上田(周)議員……………	62
	塚地議員……………	62
1	政治姿勢（2030年までの取組の認識、環境正義と気候正義の考え方の普及、主権者を育てる教育にとっての考え方、気候非常事態宣言）について……………	62
2	オリンピック・パラリンピック開催（政府の説明、認識）について……………	63
3	新型コロナウイルス対策（ウイルス量・感染力の高さに着目した対策、社会的検査の実施、在宅福祉サービス従事者への優先接種、理美容等従事者への優先接種、ワクチン接種における学生への支援、現状と課題と市町村支援の仕組み、情報発信と相談体制の強化、売上減30%未満の事業者の状況と支援策、制度周知の工夫、大学内でのPCR検査実施体制の構築、学生への食料支援の検討と今後の取組）について……………	64
4	生理の貧困問題（取組内容、認識、性教育と併せた生理用品の配付、解消に向けた取組）について……………	68

5 鏡吉原石灰石鉱山開発計画（県道6号の2車線化の判断と説明、開発と保護に関する基本姿勢）について……………	69
6 県土の軍事化（オスプレイ配備に対する反対の声の受け止めと県選出国会議員の誘致発言への意見、記者会見の本意と県政の立場の堅持）について……………	70
濱田知事……………	71
伊藤教育長……………	76
家保健康政策部長……………	77
松岡商工労働部長……………	78
岡村文化生活スポーツ部長……………	79
山地子ども・福祉政策部長……………	79
塚地議員……………	80
濱田知事……………	80
塚地議員……………	81

### 第3日（6月30日）

出席議員……………	83
欠席議員……………	83
説明のため出席した者……………	83
事務局職員出席者……………	84
議事日程……………	84
諸般の報告……………	85
質疑並びに一般質問	
山崎議員……………	85
1 政治姿勢（コロナ禍における事業者対策の立案・実行に際しての県民への思いと今後の決意、生きづらさを抱えた人たちへの支援）について……………	85
2 デジタル化社会の実現（小規模事業者のデジタル化の加速化）について……………	88
3 SDGsの推進（南国日章産業団地の企業選定の審査項目）について……………	89
4 貧困対策（県立学校における生理の貧困に関する実態と取組方針）について……………	89
5 教育問題（奨学金返還支援制度の企業への積極的な情報発信、高校生への周知、不登校担当教員配置校の取組成果や課題と取組が可視化できる新たな指標での評価・指導、ヤングケアラー支援に向けてのスクールソーシャルワーカー配置時間の拡充、国の離婚調査の分析と子供たちへの支援）について……………	90
6 健康行政（保育所・幼稚園における視力検査の実施状況と認識、療育福祉センターへの眼科の設置）について……………	93
濱田知事……………	94

松岡商工労働部長	95
伊藤教育長	96
山地子ども・福祉政策部長	99
山崎議員	99
伊藤教育長	101
山崎議員	101
武石議員	101
1 中山間地域の活性化（現状の所見、10年間の成果と課題、集落实態調査の重視する点とその後の取組、新規就農者支援策と目指す農業経営、女性が活躍しやすい環境づくり、移住して就農する魅力の発信、就農における課題と支援策、ドローンの活用状況と今後の展開、集落営農法人の状況と農業経営維持のための仕組み、集落活動センターの現状、特産品の製造・販売での採算性と活動の継承）について	101
2 中山間地域における教育振興（小規模校の取組への評価と統廃合に向けた動き、高等学校の魅力づくり、小・中・高の連携、高等学校からの働きかけ、ICT教育の進捗状況と教員への研修、教員の負担増、市町村による公営塾の設置状況と成果）について	104
3 健康長寿県づくり（薬局の健康サポート機能、中山間地域における薬剤師の役割）について	106
4 保護犬・保護猫（動物愛護ボランティアの活動、省令改正の影響、愛護活動が地域に定着する施策、地域の理解を深める取組、仮称こうち動物愛護センター設置の進捗状況と整備・運営の視点、アニマルポリスの機能、里親条件の改善、ミルクボランティア制度の周知徹底）について	107
5 行政のデジタル化（RPAの導入状況と効果的な業務、市町村におけるRPA導入、複数市町村による共同導入、懸念点、先進事例から学ぶ点、ガバメントクラウドへの所見）について	109
6 予土線（窪川駅からの観光メニューづくり、存在意義と存続に向けた取組）について	110
濱田知事	111
尾下中山間振興・交通部長	113
杉村農業振興部長	115
伊藤教育長	117
家保健康政策部長	120
徳重総務部長	123
山脇観光振興部長	123
武石議員	124
依光議員	125

1	高知県の人口問題（第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略において社会増減の均衡を達成できなかった原因）について	125
2	「高知家@ライン」（安芸圏域でのモデル事業の成果や課題と今後の普及、医療・福祉分野におけるビジネス創出に向けた取組）について	126
3	高知県の情報通信基盤（現在の評価、設備更新に対応する市町村への支援）について	128
4	就職支援（県内大学に進学した学生を県内企業への就職につなげる取組）について	129
5	子ども・福祉政策部（設置後の状況や手応え）について	129
6	移住施策（子育てを機に帰ってこようとする若者へのPRや転職・育児の支援）について	130
7	中山間地域対策（集落实態調査の内容、コロナ禍で発見した移住先としての新たな可能性）について	130
8	ひきこもり対策（誰でも起こり得るという知識と相談窓口の県民への広報）について	132
9	買物弱者対策（中山間地域の物流の維持）について	132
	濱田知事	133
	家保健康政策部長	134
	沖本産業振興推進部長	135
	徳重総務部長	135
	松岡商工労働部長	136
	山地子ども・福祉政策部長	136
	尾下中山間振興・交通部長	137
	依光議員	138

#### 第4日（7月1日）

出席議員	141
欠席議員	141
説明のため出席した者	141
事務局職員出席者	142
議事日程	142
諸般の報告	143
質疑並びに一般質問	
桑名議員	143
1 新型コロナウイルス感染症対策（知事のワクチン接種、県立病院や高知医療	



センターから職域接種に出向く仕組み、ワクチン接種における歯科医師・臨床検査技師・救命救急士の活用、飲食店関係者対象PCR検査の総括) について……………	143
2 コロナ禍における経済対策について……………	145
3 新食肉センター（運営会社の筆頭株主としての役割）について……………	145
4 不当な要求を行う保護者への対応（今回の事案に対する受け止め、スクールロイヤー制度、組織としての今後の対応）について……………	146
5 南海トラフ地震対策（早期避難意識率の結果を踏まえた対応）について……………	146
6 災害時における外国人への対応（日本語教室の立ち上げ、災害多言語支援センターの活動、支援の進め方）について……………	147
7 スポーツ振興（地域スポーツハブの現状、スポーツを生かした健康増進と地域活性化、地域スポーツコミッションの必要性、競技力向上へのデータ分析の活用）について……………	148
8 人・農地プランの実質化（市町村の進捗状況、問題点と今後の取組、法定化への期待）について……………	149
9 水産振興（フロンティア漁場整備事業に向けた調査の現状、沿岸漁業の振興と沿岸域での漁場整備）について……………	150
濱田知事……………	151
家保健康政策部長……………	153
伊藤教育長……………	154
浦田危機管理部長……………	155
岡村文化生活スポーツ部長……………	156
杉村農業振興部長……………	158
松村水産振興部長……………	159
桑名議員……………	160
家保健康政策部長……………	161
濱田知事……………	161
桑名議員……………	161
三石議員……………	162
1 政治姿勢（政治家としての生き方と展望、県庁経営の戦略、知事を支える副知事の県庁経営）について……………	162
2 新型コロナウイルスの影響を受けている事業者への支援（現状と今後の手だて）について……………	163
3 自殺予防対策の強化（取組と今後の推進）について……………	164
4 第2期教育大綱（策定の思い、県民への周知、座談会での協議の状況と共感や課題、総合教育会議での一層の協議、施策のPDCAサイクル、私立学校と公立学校の連携、キャリア教育の認識、萩市の人づくり、子ども・福祉政	

策部と教育委員会との連携) について……………	164
5 教職員のメンタルヘルス (病気休職者数の現状と心のケア) について……………	166
6 高知市の学力向上対策 (派遣指導主事による学校訪問の現状と本年度の手だて及び派遣の期限、「高知県・高知市 知事・市長及び教育長連携会議」の手応えと今後の対策、高知市と高知市以外の教員の人事交流) について……………	166
7 国旗・国歌 (市町村教育委員会への要請と指導、公立小・中・高等学校の令和元年度以降の卒業式・入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況、昨年度のステージ型や一面式のスタイルによる卒業式の実施状況、卒業式のスタイル、私立学校の令和元年度以降の卒業式・入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況、私立学校への要請内容と応答、土佐中・高等学校において国旗掲揚・国歌斉唱の実施されていない事実への所見) について……………	167
濱田知事……………	170
井上副知事……………	174
松岡商工労働部長……………	174
山地子ども・福祉政策部長……………	175
徳重総務部長……………	176
岡村文化生活スポーツ部長……………	176
伊藤教育長……………	178
三石議員……………	183
岡村文化生活スポーツ部長……………	183
三石議員……………	184
議案の付託……………	184
議案の追加上程、提出者の説明、採決 (第21号) ……	184
濱田知事……………	185

---

**第5日 (7月8日)**

出席議員……………	187
欠席議員……………	187
説明のため出席した者……………	187
事務局職員出席者……………	188
議事日程……………	188
諸般の報告……………	189
委員長報告	
西森危機管理文化厚生委員長……………	189
野町商工農林水産委員長……………	191

金岡産業振興土木委員長	194
下村総務委員長	196
採決	198
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第22号―第24号）	199
濱田知事	199
議案の上程、採決（議発第3号 意見書議案）	200
議案の上程、討論、採決（議発第4号 意見書議案）	200
吉良議員	201
山崎議員	201
議案の上程、討論、採決（議発第5号 意見書議案）	204
米田議員	204
横山議員	206
議案の上程、討論、採決（議発第6号 意見書議案）	208
中根議員	208
特別委員会の設置	210
高知県競馬組合議会議員の補欠選挙	210
継続審査の件	211
閉会の挨拶	
森田議長	211
濱田知事	212

---

## 巻末掲載文書

委員会報告書	215
意見書に関する結果について	220
議案の提出について	222
条例議案の提出について	
議発第1号 高知県新型コロナウイルス感染症の感染拡大から県民を守るための条例 議案	224
議発第2号 高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例議案	228
人事委員会回答書	232
議案付託表	233
議案の追加提出について（令和3年7月1日配付）	237
議案の追加提出について（令和3年7月8日配付）	238
意見書議案の提出について	
議発第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書議案	239

議発第4号 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書議案	242
議発第5号 「こども庁」設置を求める意見書議案	245
議発第6号 消費税の緊急減税とインボイス制度の導入延期を求める意見書議案	247
特別委員指名案	250
継続審査調査の申出書	251
委員会審査結果一覧表	253
議決一覧表	255

## 招 集 告 示

### 高知県告示第378号

高知県議会定例会を、令和3年6月24日に高知県議会議事堂に  
招集する。

令和3年6月17日

高知県知事 濱田 省司

### 議 員 席 次

1番	上 治 堂 司 君	2番	土 森 正 一 君
3番	上 田 貢太郎 君	4番	今 城 誠 司 君
5番	金 岡 佳 時 君	6番	下 村 勝 幸 君
7番	田 中 徹 君	8番	土 居 央 君
9番	野 町 雅 樹 君	10番	浜 田 豪 太 君
11番	横 山 文 人 君	12番	西 内 隆 純 君
13番	加 藤 漠 君	14番	西 内 健 君
15番	弘 田 兼 一 君	16番	明 神 健 夫 君
17番	依 光 晃一郎 君	18番	梶 原 大 介 君
19番	桑 名 龍 吾 君	20番	森 田 英 二 君
21番	三 石 文 隆 君	22番	山 崎 正 恭 君
23番	西 森 雅 和 君	24番	黒 岩 正 好 君
25番	大 石 宗 君	26番	武 石 利 彦 君
27番	田 所 裕 介 君	28番	石 井 孝 君
29番	大 野 辰 哉 君	30番	橋 本 敏 男 君
31番	上 田 周 五 君	32番	坂 本 茂 雄 君
33番	岡 田 芳 秀 君	34番	中 根 佐 知 君
35番	吉 良 富 彦 君	36番	米 田 稔 君
37番	塚 地 佐 智 君		

## 第358回高知県議会定例会会議録

令和3年6月24日（木曜日） 開議第1日

## 出席議員

1番 上 治 堂 司 君  
 2番 土 森 正 一 君  
 3番 上 田 貢太郎 君  
 4番 今 城 誠 司 君  
 5番 金 岡 佳 時 君  
 6番 下 村 勝 幸 君  
 7番 田 中 徹 君  
 8番 土 居 央 君  
 9番 野 町 雅 樹 君  
 10番 浜 田 豪 太 君  
 11番 横 山 文 人 君  
 12番 西 内 隆 純 君  
 13番 加 藤 漠 君  
 14番 西 内 健 君  
 15番 弘 田 兼 一 君  
 16番 明 神 健 夫 君  
 17番 依 光 晃一郎 君  
 18番 梶 原 大 介 君  
 19番 桑 名 龍 吾 君  
 20番 森 田 英 二 君  
 21番 三 石 文 隆 君  
 22番 山 崎 正 恭 君  
 23番 西 森 雅 和 君  
 24番 黒 岩 正 好 君  
 25番 大 石 宗 君  
 26番 武 石 利 彦 君  
 27番 田 所 裕 介 君  
 28番 石 井 孝 君  
 29番 大 野 辰 哉 君  
 30番 橋 本 敏 男 君  
 31番 上 田 周 五 君  
 32番 坂 本 茂 雄 君  
 33番 岡 田 芳 秀 君

34番 中 根 佐 知 君  
 35番 吉 良 富 彦 君  
 36番 米 田 稔 君  
 37番 塚 地 佐 智 君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君  
 副 知 事 井 上 浩 之 君  
 総 務 部 長 徳 重 覚 君  
 危機管理部長 浦 田 敏 郎 君  
 健康政策部長 家 保 英 隆 君  
 子ども・福祉政策部長 山 地 和 君  
 文化・生活スポーツ部長 岡 村 昭 一 君  
 産業振興推進部長 沖 本 健 二 君  
 中山間振興・交通部長 尾 下 一 次 君  
 商工労働部長 松 岡 孝 和 君  
 観光振興部長 山 脇 深 君  
 農業振興部長 杉 村 充 孝 君  
 林業振興・環境部長 中 村 剛 君  
 水産振興部長 松 村 晃 充 君  
 土木部長 森 田 徹 雄 君  
 会計管理者 井 上 達 男 君  
 公営企業局長 橋 口 欣 二 君  
 教 育 長 伊 藤 博 明 君  
 人事委員長 秋 元 厚 志 君  
 人事委員会会長 澤 田 博 睦 君  
 公安委員長 西 山 彰 一 君  
 警察本部長 熊 坂 隆 君

代表監査委員 植田 茂 君  
監査委員 中村 知佐 君  
事務局局長

事務局職員出席者

事務局 長 行宗 昭一 君  
事務局 次長 山本 和弘 君  
議事課 長 吉岡 正勝 君  
政策調査課長 川村 和敏 君  
議事課長補佐 杉本 健治 君  
主 査 久保 淳一 君



議事日程(第1号)

令和3年6月24日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3
  - 第1号 令和3年度高知県一般会計補正予算
  - 第2号 高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例議案
  - 第3号 高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案
  - 第4号 高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案
  - 第5号 高知県個人情報保護条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
  - 第6号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
  - 第7号 高知県税条例の一部を改正する条例議案

- 第8号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第17号 県有財産(航空機)の取得に関する議案
- 第18号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第19号 都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金(久万川橋耐震・補強)工事請負契約の締結に関する議案
- 第20号 国道493号(北川道路)道路改築(和

- 田トンネル) 工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 報第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第2号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第3号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第4号 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告

第4

- 議発第1号 高知県新型コロナウイルス感染症の感染拡大から県民を守るための条例議案

第5

- 議発第2号 高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例議案



午前10時開会 開議

- 議長(森田英二君) ただいまから令和3年6月高知県議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

- 議長(森田英二君) 御報告いたします。
- 4月6日に組織された各委員会から、総務委員長に下村勝幸君、同副委員長に西内隆純君、危機管理文化厚生委員長に西森雅和君、同副委員長に上治堂司君、商工農林水産委員長に野町雅樹君、同副委員長に土森正一君、産業振興土木委員長に金岡佳時君、同副委員長に今城誠司君、議会運営委員長に明神健夫君、同副委員長に黒岩正好君をそれぞれ互選した旨通知があり

ましたので御報告いたします。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく繰越明許費繰越計算書及び同令第150条第3項の規定に基づく事故繰越し繰越計算書並びに地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく予算繰越計算書の報告がありましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から高知県債権管理条例第15条の規定に基づく非強制徴収債権の放棄の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき令和2年度高知県教育委員会施策に関する点検・評価結果の報告書が提出されましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、去る6月15日に四国4県議会正副議長会議におきまして議決されました事項をお手元にお配りいたしてありますので、御了承願います。

委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末215、220ページに掲載





### 新任委員長並びに職員の紹介

○議長（森田英二君） この際、新たに就任された委員長並びに新たに任命された職員を御紹介いたします。

公安委員長西山彰一君、総務部長徳重覚君、危機管理部長浦田敏郎君、健康政策部長家保英隆君、子ども・福祉政策部長山地和君、観光振興部長山脇深君、農業振興部長杉村充孝君、林業振興・環境部長中村剛君、水産振興部長松村晃充君、土木部長森田徹雄君、人事委員会事務局長澤田博睦君。

（新任委員長並びに職員演壇前に整列）

○議長（森田英二君） それでは、順次自己紹介願います。

○公安委員長（西山彰一君） 公安委員長の西山でございます。よろしくお願いいたします。

○総務部長（徳重覚君） 総務部長の徳重覚です。よろしくお願いいたします。

○危機管理部長（浦田敏郎君） 危機管理部長の浦田敏郎でございます。よろしくお願いいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 健康政策部長の家保英隆です。よろしくお願いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 子ども・福祉政策部長の山地和です。よろしくお願いいたします。

○観光振興部長（山脇深君） 観光振興部長の山脇深です。どうぞよろしくお願いいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 農業振興部長の杉村充孝でございます。よろしくお願いいたします。

○林業振興・環境部長（中村剛君） 林業振興・環境部長の中村剛でございます。よろしくお願いいたします。

○水産振興部長（松村晃充君） 水産振興部長の松村晃充です。よろしくお願いいたします。

○土木部長（森田徹雄君） 土木部長の森田徹雄でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○人事委員会事務局長（澤田博睦君） 人事委員会事務局長の澤田博睦です。よろしくお願いいたします。（拍手）



### 会議録署名議員の指名

○議長（森田英二君） これより日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

4番 今城誠司君  
18番 梶原大介君  
31番 上田周五君



### 会期の決定

○議長（森田英二君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から7月8日までの15日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から7月8日までの15日間と決しました。



### 議案の上程、提出者の説明

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元

にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末222ページに掲載〕

日程第3、第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」から第20号「国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで及び報第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」から報第4号「高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告」まで、以上24件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 本日、議員の皆様の御出席をいただき、令和3年6月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ち、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

本県では、先月中旬以降新型コロナウイルスの感染の急拡大を受け、県独自の警戒ステージを上から2番目となる特別警戒に引き上げるとともに、飲食店に対する営業時間短縮の要請などを行ってまいりました。多くの事業者の皆様、県民の皆様の御協力により、現在新たな感染者は先月末のピーク時と比べて減少しております。

しかしながら、昨日までの直近7日間平均で見れば、新規感染者数は2桁を超える水準に達しており、特にカラオケを伴う飲食店でのクラスターが複数発生するなど、高知市周辺部における患者数は増加傾向にあります。加えて、医療機関への負荷も大きい状態が続いていることから、依然として予断を許さない状況です。

県民の皆様の健康、生活を守るため、まずは感染防止対策やワクチン接種などに最優先で取

り組むとともに、県経済への影響を最小限に食い止めるべく、必要な対策を迅速に講じてまいります。

また、5つの基本政策と3つの横断的な政策については、ウイズコロナ、アフターコロナ時代を見据え、デジタル化、グリーン化、グローバル化の3つをキーワードに施策を強化しているところです。コロナ禍という厳しい状況にあっても具体的な成果に結びつけることができるよう、全力で取り組んでまいります。

県政運営の基本姿勢であります共感と前進の実現に向け、私自身が取組の現場にお伺いし、県民の皆様と対話を行う「再び、濱田が参りました」が先月の芸西村への訪問を皮切りにスタートいたしました。コロナ禍においても創意工夫を凝らしながら懸命に頑張っておられる皆様の姿に直接触れ、私自身、なお一層の努力と県勢浮揚への決意を強くしたところです。

今後も、地域の実情をより深く把握し、これまで以上に皆様の声を県政に反映してまいります。

今月18日、我が国の経済財政運営の指針となる、いわゆる骨太の方針が閣議決定されました。骨太の方針においては、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ経済について、グリーン、デジタル、地方創生、子ども・子育てという4つの原動力への投資を重点的に促進していくことにより、ポストコロナの持続的な成長につなげることであります。加えて、人材育成や働き方改革、セーフティネットの強化など成長を支える基盤づくりを進め、誰一人として取り残されない包摂的な社会を構築していくことが示されています。

こうした方針は、ウイズコロナ、アフターコロナにおける経済や社会の構造変化に速やかに対応し、県勢浮揚を目指す本県の取組とも合致しているものと考えており、このような国の動

きも追い風にしながら、各政策の目標達成に向けて取組をさらに加速させます。また、国の施策が本県の取組の大きな後押しとなるよう、引き続き全国知事会などとも連携し、時期を捉えた政策提言を実施してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応について御説明申し上げます。

感染収束に向けた目下の最重要課題でありますワクチン接種については、県民の皆様にも少しでも早く安心していただけるよう、全力で取組を進めております。現在、関係者の皆様の御尽力により、医療従事者への接種はおおむね完了することができました。また、65歳以上の高齢者についても20日時点で56.9%の方が1回目の接種を終えており、全市町村において、医師会や医療機関との連携の下、来月末の完了を目指して取り組んでいただいているところです。

県においても、市町村が取組を進める上で特に課題となっている医療従事者の確保に向けて、県立病院から派遣を行うほか、高知医療センターや高知大学医学部附属病院などに対して協力を依頼しております。

また、来月中旬には市町村負担を軽減しつつ、県全体の接種をさらに加速させるため、高知市内の職場で勤務されている方を中心に、県直営による職域接種を始めます。具体的には、国が優先接種の対象としている高齢者などに次いで接種を急ぐ必要があると考えられる教職員や警察官から接種を開始し、順次対象を拡大してまいります。

加えて、職域接種の実施要件として国から示されている1,000人以上の対象者の確保が困難な中小企業においても合同接種が進むよう、特に職務の性格上感染リスクが高いと考えられる飲食や宿泊、運輸業などの方々に優先して、必要な支援を行ってまいります。

なお、昨日国から、職域接種及び自治体の大

規模接種に関する申請の新規受付の一時停止について発表がありました。本県及び県内企業、大学などが既に申請しております約3万7,000人分の職域接種については受理されているものの、今後ワクチン配給に当たって調整される可能性が出てまいりました。

国に対して必要なワクチンの配給を要望するとともに、高知市をはじめとする関係市町村などと十分協議の上、引き続き職域接種支援の観点から機動的に対応してまいります。

次に、検査体制については、現在県内全体の3分の1に当たる224の医療機関に御協力をいただき、県民の皆様が身近な場所で検査を受けられる環境の整備に努めております。

一方、感染拡大やクラスターの発生を防ぐためには、先手を打った対応も重要です。そのため、今月3日から6日までの間、高知市内の飲食店の従業員の方々などを対象とした大規模なPCR検査を行いました。また、感染経路不明の新規感染者が一定数以上となった地域において、重症化リスクの高い高齢者や障害者が入所する施設の従事者などを対象に、集中的検査に取り組むこととしております。現在、高知市及び安芸福祉保健所管内において検査を行っているほか、中央東福祉保健所管内においても検査の実施に向けて準備を進めているところです。

医療提供体制については、昨年12月における療養患者数の2倍程度を想定して病床確保計画の見直しを行い、入院患者の受入れ用に最大226床を確保しております。加えて、軽症者などが療養する宿泊施設についても新たな施設を加え、最大221室を確保いたしました。

引き続き感染リスクがある中、利用者が安心して飲食できるよう、感染防止対策に取り組む飲食店を県が認証する、高知家あんしん会食推進の店認証制度を創設し、8月から運用を開始いたします。あわせて、認証を受けた飲食店に

対して応援金を支給することにより、飲食店における感染防止対策の徹底を後押ししてまいります。

休業などにより収入が減少し生活に困窮している方への支援については、国において、生活福祉資金の特例貸付の受付期限が8月末まで延長されたほか、総合支援資金の再貸付けを終了した世帯など、特例貸付を利用できない困窮世帯に対して応援金を支給する制度が創設されました。こうした経済的な支援に加え、自立相談支援機関における就労支援などにより、生活の再建を後押ししてまいります。

また、市町村役場や学校などにおける女性用品の提供を通じて、孤独や孤立といった不安を抱える女性を適切な支援機関につなげてまいります。

今議会では、感染防止の取組を徹底しながら、感染拡大の影響を受けた事業者に対する支援を強化するため、総額100億円余りの歳入歳出予算の補正並びに総額4億円余りの債務負担行為の追加及び補正を含む一般会計補正予算案を提出しております。

このうち、感染予防、感染拡大防止に関しては、今後の感染拡大に備えて、入院病床や宿泊療養施設を追加で確保するなど医療提供体制を強化するとともに、宿泊事業者が行う感染防止対策を支援してまいります。

次に、経済影響対策に関しては、生活福祉資金の特例貸付の拡充に加え、経済活動の回復に向けて県産品の地産地消や県内観光を促進するとともに、新製品の開発や新サービスの提供といった新たな事業展開に挑戦する事業者を支援します。

こうした取組に加え、引き続き感染拡大防止や経済影響対策に機動的に対応するため、予備費を増額計上しております。

続いて、5つの基本政策の取組などについて

御説明申し上げます。まず初めに、経済の活性化についてであります。

本県経済は、ここ最近緩やかに持ち直す動きが続いておりましたが、先月中旬以降全国的に第4波と言われる新型コロナウイルス感染症拡大の波が本県にも及び、飲食店への営業時間短縮の要請や移動の自粛などの影響により、多くの事業者が再び大変厳しい状況に置かれております。

このため、事業の継続と雇用の維持への対策をしっかりと講じるとともに、経済活動の回復に向けた対策を強化します。

具体的には、先月26日からの営業時間短縮要請に応じていただいた飲食店に対する協力金に加え、要請により影響を受けた飲食店の取引先などを対象とした給付金を支給いたします。今回の給付金では、飲食店への協力金と同様に、事業者の売上規模に応じた支援を行うこととし、1事業者当たり1か月の売上減少額以内で上限25万円から75万円を給付することとしております。あわせて、従業員を多数抱える事業者を支援してきた雇用維持臨時支援給付金についても、1か月単位の申請を可能にした上で、5月と6月を給付の対象期間といたしました。

また、農業者の次期作に向けた取組を支援するとともに、昨年度に引き続き高知家応援プロジェクトを展開し、地産地消による県産品の消費拡大や県内観光の促進、貸切りバスの利用拡大などを図ってまいります。

加えて、事業者の新たな取組を力強く後押しするため、新製品の開発や新サービスの提供、新市場への進出などに必要な設備投資を補助金と制度融資の両面から支援してまいります。

今後とも、県民の皆様の健康と生活を守ることを第一に、県経済へのダメージを最小限に食い止めることができるよう、必要な対策を迅速に講じてまいります。



昨年度スタートした第4期産業振興計画においては、新型コロナウイルスの感染拡大により、観光をはじめとする各分野の取組が大きな影響を受けました。一方、そうした中であっても様々な工夫を重ねてきた結果、例えば地産外商公社の活動を契機とした成約金額が前年度比で1.5%増の47億900万円となるなど、一定の成果も見られます。

第4期計画の2年目となる本年度は、感染症により落ち込んだ県経済を早期に回復させ、再び成長軌道に乗せるべく、関西圏との経済連携の取組を本格的にスタートさせるほか、ウイズコロナ、アフターコロナ時代においてキーワードとなるデジタル化、グリーン化、グローバル化などの潮流を捉えた施策を積極的に展開してまいります。

まず、関西圏との経済連携の強化については、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が一定制限されているものの、本年3月に策定した関西・高知経済連携強化戦略の下、観光推進をはじめとする各プロジェクトにおいて具体的な取組がスタートしております。

このうち、観光推進に関しては、大阪観光局と連携しながら、関西と高知を結ぶ新たな観光ルートの開発を進めておりますほか、教育旅行について関係者への提案活動を行うなど、コロナ収束後を見据えて取り組んでいるところです。また、食品等の外商拡大に関しては、企業訪問を4月からの2か月間で延べ129回実施したほか、量販店での販売促進活動などを積極的に展開しております。

今後も、戦略に掲げる数値目標の達成を目指して、進捗管理を徹底しながら、県経済の活性化に向けた取組を着実に進めてまいります。

次に、デジタル化、グリーン化、グローバル化という3つのキーワードに関連する施策については、コロナ禍を契機とした社会の構造変化

や人々の価値観の変化、さらには国の施策展開などを踏まえた取組をスピード感を持って進めてまいります。

1つ目のキーワードであるデジタル化に関しては、先月国会でデジタル改革関連法が成立したことを受けて、9月にはデジタル庁が発足し、官民を挙げた取組が本格的に進んでいくこととなります。県としましても、この流れに先んじて行ってきた各産業分野におけるデジタル技術の導入をさらに加速させてまいります。

このうち、農業分野では、Next次世代型こうち新施設園芸システムの開発をさらに進めるため、本年度からデータ駆動型農業の取組をスタートさせました。具体的には、先月立ち上げた高知県データ駆動型農業推進協議会を中心に、ハウス内の環境データや作物の生育データを活用し、栽培技術や経営の最適化に向けた実証を行います。さらには、実証で得たノウハウを生かして、経験と勘に頼った農業からデータ駆動型農業への転換を進め、農家の生産性や収益性の向上に結びつけてまいります。

また、商工業分野では、本年4月から産業振興センター内に中小企業のデジタル化の取組を支援する専門部署を設置し、伴走支援を開始しました。先月末時点で約30社を訪問し、課題をヒアリングするとともに、顧客情報のデジタル化や在庫管理などに関する相談対応を行っているところです。引き続き、県内企業のデジタル化が進むよう、人材の育成などと併せ、しっかりと取り組んでまいります。

各産業分野の取組に加え、行政分野においてもより一層積極的にデジタル化の取組を進めてまいります。特に本年度は、県民の皆様の利便性向上という観点から、県における行政手続のオンライン化をさらに進める一方、8月には電子申請システムの市町村との共同利用を開始するなど、県全体における行政手続のオンライン

化にも重点的に取り組んでおります。あわせて、職員の端末操作を自動化するRPAや手書きの文字をデジタルデータに変換するAI-OCRなど、デジタル技術を活用した行政事務の効率化を一層推進してまいります。

2つ目のキーワードであるグリーン化に関しては、国の施策とも連動した2050年のカーボンニュートラル実現を目指した取組や、コロナ禍を契機に自然豊かな地方での生活を志向する新たな人の流れを本県に呼び込む移住促進策などを積極的に展開しております。

このうち、本県の2050年カーボンニュートラルの実現を目指した取組では、庁内のプロジェクトチームを本年4月に立ち上げ、アクションプランの策定を進めているところです。現在、市町村や関係団体、大学などへのヒアリングを通じて御意見や御要望をお聞きしながら、県の取組の方向性について取りまとめを行っております。

今後、夏頃には有識者などで構成する外部委員会に骨子案をお示しし、御意見をいただいた上で年度内にアクションプランを策定します。このプランに基づき、市町村などとも連携しながら、森林率日本一といった本県の強みを生かした取組を進めることにより、経済と環境の好循環を生み出してまいります。

本年4月に発表した令和2年国勢調査の速報値では、県内34市町村全てで5年前に比べ人口が減少し、県全体の減少率が過去最大の5%であることが明らかとなりました。特に中山間地域は、大幅な人口減少により担い手不足や集落活動の衰退が深刻化するなど大変厳しい状況にあります。

県では、本年度中山間地域における担い手の確保をより力強く推進するため、移住関連施策を中山間振興・交通部に移管したところであり、コロナ禍を契機とした地方への新しい人の流れ

を本県に、特に中山間地域に着実に呼び込むことができるよう施策を強化し、全力で取組を進めております。

具体的には、対面とオンラインを使い分けた相談会の開催や情報発信の強化に取り組んでおり、先日開催した相談会では、本県が主催するオンラインイベントとして1日当たりで過去最高となる55人の方に御参加いただきました。また、高知市中心部に先月開設したシェアオフィス拠点施設については、既に県外事業者の入居が決定するなど、成果が現れ始めております。

こうした取組をより一層充実させ、本年度の目標である年間移住者1,150組の達成、さらには中山間地域における担い手の確保につなげてまいります。

3つ目のキーワードであるグローバル化に関しては、県経済の中長期的な発展を目指し、海外に目を向けた施策を着実に進めることに加え、国内に先行して景気回復が進む海外市場の動向に速やかに対応してまいります。

現在、コロナ禍からの経済回復が進む中国やアメリカに向けた食品輸出の動きが戻ってきています。また、国においては、2030年に農林水産物や食品の輸出額を5兆円にするとの目標を掲げ、輸出振興策の強化に取り組んでいます。

こうした動きと連動して本県の輸出をさらに拡大するため、本年度体制を充実した食品海外ビジネスサポーターを活用し、現地でのプロモーションを強化しているところです。さらに、海外の需要をしっかりと取り込めるよう、輸出に対応した生産管理の高度化や品質向上のための設備導入への支援についても拡充します。

また、本年度に入り海外での住宅需要の拡大などを背景とした世界的な木材不足により、我が国への外国産木材の輸入量が減少したことから、国産材への関心が高まっております。

こうした状況を好機と捉え、原木供給体制の

さらなる強化を図るため、林業事業者と製材事業者の協定締結による安定的な取引の促進や、生産性の向上につながる高性能林業機械の導入支援に取り組むこととしております。加えて、杉材の需要が拡大しているアメリカや、ヒノキ材の輸入量が増加傾向にある台湾をターゲットに、商談会などの販路開拓の取組をより一層拡充し、県産木材のさらなる需要拡大につなげてまいります。

次に、観光振興の取組について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年の県外観光客入り込み数は266万人と、一昨年の438万人から大幅に落ち込む結果となりました。こうした中、昨年度から旅行者への交通費用助成を行うとともに、本年4月から県内在住者による県内旅行を促進する、高知観光トク割キャンペーンを展開することで、観光需要の早期回復を目指してまいりました。しかしながら、本県を含む全国的な感染の再拡大を受け、これらの事業も一時休止を余儀なくされるなど、依然として厳しい状況が続いております。

このため、まずは感染拡大を防止し、旅行者の方々に安心して本県観光を楽しんでいただけるよう、宿泊事業者の感染防止対策など受入れ環境の整備に係る支援を一段と強化します。

加えて、今後の県内の感染状況を踏まえながら、引き続き県内観光を促進することができるよう、高知観光トク割キャンペーンの期間を年末まで延長するとともに、他県の感染状況や国の動向を注視しつつ、県外からの誘客を推進してまいりたいと考えております。

また、来月には本県を舞台としたアニメーション映画、竜とそばかすの姫の公開が予定されております。これをチャンスと捉え、多くの方々に本県の魅力を伝えることで今後の誘客につなげていけるよう、公開に併せて積極的なプロモ-

ーションを展開してまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりの取組について御説明申し上げます。

第4期日本一の健康長寿県構想につきましては、これまでの取組から見えてきた成果や課題について検証を行った上で、本年3月に同構想をバージョン2へと改定し、3つの柱に基づく取組を進めているところです。

1つ目の柱の、健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進では、県民全体の健康増進を目指したポピュレーションアプローチと、重症化のリスク要因を持つハイリスク層に対するアプローチに取り組んでいます。

このうち、ポピュレーションアプローチについては、高知家健康チャレンジとして、生活習慣病予防に向けて県民の行動変容を促すプロモーションを昨年度から展開しており、アンケート調査において、テレビCMなどの広告を見た方の約7割が生活習慣や行動を改善した、あるいは改善したいと回答するなど、一定の成果が現れております。

本年度は、こうしたプロモーションと、量販店などの民間企業や市町村が行う取組との連携を強化することにより、県民一人一人の行動変容をさらに促進してまいります。

また、ハイリスク層に対するアプローチについては、46人の糖尿病性腎症患者の方々に参加をいただき、重症化予防プログラムの取組を進めております。具体的には、昨年10月の保健指導開始以降に蓄積した検査データなどを踏まえ、この間における取組の評価を順次実施するとともに、新たな対象者の追加について検討を行っているところです。

引き続き、PDCAをしっかりと回しながら、透析導入時期の延伸といった具体的な成果につなげてまいります。

2つ目の柱の、地域で支え合う医療・介護・

福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化については、高知版地域包括ケアシステムの構築に向けて在宅療養体制の充実に取り組んでおり、有識者や関係団体で構成する懇談会での議論を踏まえて施策を強化したところです。現在、在宅医療に取り組む医療機関の初期投資への支援や、介護事業所を併設した住まいの確保といった新たな取組を進めております。

市町村や関係機関ともしっかりと連携しながら、在宅での療養を希望される方が地域で安心して暮らし続けられる環境を整えてまいります。

3つ目の柱の、子どもたちを守り育てる環境づくりについては、本年度、地域福祉部を子ども・福祉政策部に改編し、子供関連施策の推進体制を強化いたしました。この新たな組織の下、妊娠期から子育て期まで切れ目なく総合的な支援を行う高知版ネウボラの取組をさらに強化してまいります。

具体的には、子育て家庭の孤立化や児童虐待の防止に向け、各市町村における母子保健、児童福祉、子育て支援といった部門間の連携体制の強化を図ることとしており、現在各市町村を訪問し、具体的な課題の抽出を行っているところです。来月からは、抽出した課題に対応した専門家を市町村に派遣して助言や指導を行うなど、個々の家庭の状況に応じた支援体制づくりを進めます。あわせて、身近な地域において産前産後のサポートや子供の一時預かりなど多様な子育て支援サービスが提供されるよう、地域子育て支援センターの機能強化に取り組む市町村を支援してまいります。

次に、教育の充実に関する取組について御説明申し上げます。

学校における新型コロナウイルス感染症への対応に関しては、高等学校の部活動において、4月下旬から複数のクラスターが発生し、県高等学校体育大会の開催が危ぶまれました。この

ため、生徒や関係者の健康観察、会場における感染防止対策の徹底に加え、緊急的な対応として簡易検査キットによる検査を行い、無事に大会を開催することができました。

来月開催予定の県中学校総合体育大会では、この間に得た知見も生かして、より一層感染防止対策や健康観察などを徹底してまいります。

また、この機を捉え、市町村教育委員会とも連携し、全ての生徒が新型コロナウイルス感染症の正しい知識のほか、感染者に対する差別や誹謗中傷の卑劣さ、思いやりの気持ちの大切さなどについて学ぶ機会を各学校で設けてまいりたいと考えております。

デジタル社会に向けた教育の推進については、本年度からほぼ全ての公立小中学校で1人1台タブレットを活用した学習がスタートしました。あわせて、授業や放課後学習などに活用できるデジタル教材を備えた学習支援プラットフォーム高知家まなびはこの運用を、本年4月から開始したところです。

こうした基盤を活用し、授業と家庭学習の両面から子供たちの学びを支える新たな授業モデルの構築を進めるとともに、県内45の小中学校をモデル校として、ICTを効果的に活用した授業づくりの研究と実践に取り組んでおります。加えて、情報教育を推進するためのリーダー教員の養成なども進めており、デジタル機器を活用した教員の指導力向上に計画的に取り組んでまいります。

また、県立高等学校においても、本年度内に1人1台タブレットを整備し、デジタル技術を活用した教育を加速させたいと考えており、今議会に機器の購入に関する議案を提出しております。

不登校対策に関しては、不登校の未然防止を図るとともに、児童生徒が学校や社会とのつながりを保てるよう、学校、市町村、専門機関な



どと連携した重層的な支援体制の強化に取り組んでおります。

特に本年4月からは、教室での集団生活になじめない生徒を支援するため、4つの中学校をモデル校に指定し、空き教室などにコーディネーターの教員が常駐して、個々に合わせた学習支援を行う校内適応指導教室を設置したところです。現在、各指定校ではコーディネーターを中心に、不登校を本格化、長期化させないよう、生徒に寄り添った様々な支援を行っております。

また、登校することが困難な生徒の学習機会の確保に向けて、市町村の教育支援センターなどと連携し、タブレットを活用した効果的な自主学習についても研究を進めてまいります。

次に、南海トラフ地震対策などについて御説明申し上げます。

第4期南海トラフ地震対策行動計画の最終年度となる本年度は、掲げてきた目標の達成に向けてハードとソフトの両面から、命を守る、命をつなぐ、生活を立ち上げる対策を全力で進めているところです。

このうち、住宅の耐震化は、目標である年間1,500棟を上回るペースで推移し、津波避難空間の整備も順調に進捗しています。また、要配慮者支援対策では、福祉の専門職が個別避難計画の作成に参加するなど、これまで沿岸19市町村のモデル地区で実施してきた取組を他の地域に拡大し、計画作成を加速しております。一方、外部からの応援を円滑に受け入れるために必要な受援体制の構築については、今期中の目標達成に向けて取組をさらに強化する必要があると考えており、市町村による計画策定を財政面と技術面から支援してまいります。

来年度から始まる第5期計画の策定に当たっては、外部の専門家の方々の御意見もいただきながら、第4期計画の取組を総括し、明らかとなった課題への対応を盛り込むことに加え、成

果の視点からより定量的に目標を設定するなど、さらなる強化を図ってまいります。

消防防災ヘリコプター「りょうま」については、平成8年に導入後平成10年の高知豪雨での救助をはじめ、水難や山岳遭難事故への対応、山林火災消火など、県民の皆様の生命と財産を守る数多くの活動を行ってまいりました。

しかしながら、導入から25年が経過し交換部品の調達が困難となるなど、安定的な運航に懸念が生じてきたため、速やかな後継機の配備に向け、今議会に新たな機体の購入に関する議案を提出しております。

県民の皆様の安心のため、消防庁から借り受けた「おとめ」と併せて、安全で安定的な365日運航に向けた体制をしっかりと整えてまいります。

次に、インフラの充実と有効活用について御説明申し上げます。

四国8の字ネットワークについては、本年度新たに阿南安芸自動車道の北川道路1工区が国の補助事業として事業化されました。また、四国横断自動車道の宿毛ー内海間において都市計画手続に着手するなど、新規事業化に向けて着実に前進しております。

さらに、高知東部自動車道では、高知龍馬空港インターチェンジから香南のいちインターチェンジ間について、令和7年春頃の開通見通しが発表されました。本年2月に全線開通した高知南国道路など、これまでの延伸と相まって、県中央部と東部とのアクセスが一段と向上し、本県の地産外商や観光振興の取組に大きく寄与するだけでなく、災害時における命の道としての役割も期待されます。

県内の8の字ネットワークは、3年連続で新たな区間が事業化されたことにより、開通区間も含めた着手済み区間が9割を超え、完成に向けて着実に前進しております。引き続き、事業

実施中の区間の早期開通や未事業化区間の早期事業化が図られるよう、沿線市町村や他県とも連携し、国に対してより一層積極的に政策提言を行ってまいります。

次に、少子化対策の充実強化について御説明申し上げます。

昨年の合計特殊出生率は、全国が前年から0.02減少し1.34となる一方、本県は前年を0.01上回る1.48となりました。しかしながら、出生数は前年を188人下回る4,082人となり、依然として厳しい状況が続いております。

こうした中、今月3日改正育児・介護休業法が成立しました。子供の出生直後に父親が育休を分割して2回取得できる出生時育児休業が新設されるとともに、育児休業取得の意向確認が企業の義務となるなど、男性の育児参加の大きな後押しになることが期待されます。この機会を捉え、男性の家事や育児への参加をより一層促すための啓発に取り組むとともに、働き方改革推進支援センターにおいて、法改正を踏まえた就業規則の策定や育児休業制度の活用に関する助言を積極的に行ってまいります。

また、県庁においては、令和6年度末までに男性職員の育児休業取得率を50%とする目標を掲げ、取得を後押ししてきた結果、昨年度の取得率が目標を大きく上回る61.2%となりました。本年度は、取得率のさらなる向上に加え、1か月以上の取得者を増やすことができるよう、適切なバックアップ体制を確保するなど、職員が子供を産み育てやすい環境づくりをさらに進めてまいります。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和3年度高知県一般会計補正予算の1件です。

条例議案は、高知県税条例の一部を改正する条例議案など15件です。

その他の議案は、県有財産の取得に関する議案など4件です。

報告議案は、令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告など4件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



### 議案の上程、提出者の説明（議発第1号 条例議案）

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末224ページに掲載〕

日程第4、議発第1号「高知県新型コロナウイルス感染症の感染拡大から県民を守るための条例議案」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

33番岡田芳秀君。

（33番岡田芳秀君登壇）

○33番（岡田芳秀君） ただいま議題となりました議発第1号「高知県新型コロナウイルス感染症の感染拡大から県民を守るための条例議案」につきまして、提出者を代表して、提案理由の説明を行います。

冒頭、県民の皆様の命を守り昼夜をいとわず献身的に働いてくださっている医療機関の皆様をはじめ、関係機関の皆様にご心より敬意を表し深く感謝申し上げます。

まず、私たちが独自の条例案を提出するに至った経緯について申し上げます。

それは何よりも、県民に責務を課すような方向には同意できないという考えからであります。当初は、理念的なものになるとはいえ、県の責務と県民の責務を並列して書き込むような議論もありました。しかし、私たちは、そうではなくて、つまり県民に責務を課すのではなく、あくまで県の責務を明確にすること、また県民を権利主体として位置づけ、県民の命と健康、暮らしを守ることが重要であると考えました。

その上で、この1年、私たちが求めてきたことですが、感染拡大を防ぐには無症状者への積極的な検査が必要だということ、医療機関への財政支援を行うこと、時短要請等による県民及び事業者への協力要請には、県として財政的補償をしっかりと行うこと、さらに新型インフルエンザ等特別措置法や感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による罰則については抑制的に捉え、適切な助言・指導で是正を促すことを基本とすべきだということ、こうしたことを盛り込んだ条例が必要だと考えたところです。

他方、濱田知事は記者会見で新型コロナ特措法や感染症法の罰則について聞かれて、どうしても協力が得られない方には刑事罰という選択肢はあり得たと述べました。こうした発言は、私たちとしては看過できないものでした。

これらを踏まえて、私たちは独自の条例案を提出するに至りました。

その上で、私たちが条例案を提出する理由は、何よりも県下で発生している新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止し、県民の皆様の生命及び健康を保持する、そして県民の皆様の安全で安心な生活を送る権利を守る取組を推進する、つまり生存権等を保障する、このことに資する県の責務を明確にするためであります。これを、第1条で目的と定めております。

県内では、昨年2月以降新型コロナウイルス

感染症が広がっては落ち着き、また広がっては落ち着くということが繰り返されています。つまり、人の流れを抑制した後は一定感染拡大が落ち着くものの、緩めるとまた感染が拡大するということが繰り返されています。

こうした中で新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方も少なくありません。また、多くの人たちが現在も入院し、治療を受けておられます。コロナ禍が長期化する下で、医療・福祉・介護の職場の皆様をはじめとするエッセンシャルワーカーの皆様、そして県民及び事業者の皆様方の暮らしと営業、労働環境は厳しさを増しております。生活が苦しい、先の見通しが立たず営業が続けられない、このまま学業を続けていていいのかと悩んでいるなどの悲痛な声が多く上がっております。

一日でも早く新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止し、県民の皆様の命と健康を守り、安全で安心な生活を取り戻すことが求められています。本条例案は、そのために提出をするものです。

続いて、条例案で重視した点を御説明いたします。

第一は、第3条で規定している県の責務です。何よりも県が、新型コロナウイルス感染症の発生の予防及び感染拡大の防止のための総合的な対策を実施することです。

第二は、第7条にある社会的検査の推進です。本県では、感染者がどこにいるのか、その実態をつかむことには極めて消極的で、発生したらその地域なり職場の検査をしたらよいという姿勢が続いてきました。最近になって、高知市中央公園で飲食業等の皆さんの大規模検査が実施をされました。続いて、新型コロナウイルスのクラスター発生を防ぐため、県が設定する基準を超えた場合、入所型の高齢者施設や障害者施設の職員にPCR検査を行うことになりました。

いずれも昨年来検査の必要性を訴え続けてきた私たちの意見が実施されるものとして、評価をするものです。

第7条では、こうした検査も含めて、県内の医療機関、社会福祉施設等においてクラスター発生を防止するための社会的検査を推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定をしております。なお、現在ワクチンの接種が進んでいますが、県民に行き渡るには時間を要します。また、感染力の強い変異株も広がっています。ですから、ワクチン接種と検査をセットで行うことが必要だということも、この第7条の念頭にあります。

第三は、第6条にある感染を防止するための協力要請です。ここでは、営業時間短縮等の措置を事業者に要請するに当たっては、事業継続及び雇用維持のために必要な財政的支援を行うよう努めなければならないと規定をしています。加えて、協力を求める場合には、協力者の人権及びプライバシー等に配慮することとしております。

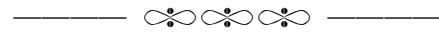
第四は、第9条で、感染症法の罰則は抑制的に捉え、適切な助言・指導等を中心に行うことを通じて県民等の協力を促進することとしています。

パブリックコメントでは、第7条の社会的検査について、検査の推進を打ち出した意義は大きい、大規模・定期的な検査は必要でいつでもPCR検査ができるようにしてほしいといった御意見を、また第6条の時短要請措置に対する補償に賛同するという御意見を多くいただきました。

県民の命と健康を守るには、県の果たす役割を明確にし、県を挙げて新型コロナウイルス感染症対策に取り組むことが重要です。日本共産党は、そのために全力を尽くすことを申しあげまして、本条例案の提案理由の説明といたしま

す。

何とぞ御審議の上、議員の皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)



#### 議案の上程、提出者の説明（議発第2号 条例議案）

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第2号 巻末228ページに掲載〕

日程第5、議発第2号「高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例議案」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

17番依光晃一郎君。

（17番依光晃一郎君登壇）

○17番（依光晃一郎君） ただいま議題となりました自由民主党、県民の会、公明党、一燈立志の会の共同提出による議発第2号「高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例議案」につきまして、提案者を代表し、提案理由を御説明いたします。

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、本県でも昨年2月に初めて感染者が確認されて以来感染拡大と収束を繰り返しながら、県民生活、経済、そして文化にと、多大な影響を与えています。

高知県議会では、昨年3月に新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を設置し、県内の各団体から幅広く意見聴取を行い、県民の健康、生命を守ることを第一に考え、県経済への影響を最小限に食い止めるべく議論を行い、知



事に要請書も提出させていただきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症は、今現在でも終息が見通せず、長期戦を覚悟しなければならぬ状況です。

そこで、高知県民が一致団結してこの災禍を乗り越えるべく、県、県民、事業者それぞれの責務や役割を明らかにした議員提案条例を提出しようと、本年2月に自由民主党、県民の会、公明党、一燈立志の会が共同で協議会を設置しました。この協議会は合計10回開催いたしましたが、その間、各党派がそれぞれにパブリックコメントを実施し、広く県民の意見も聞いた上で、本日提案の条例議案を完成させています。

以下、本議案の特徴に関して3点御説明させていただきます。

まず1つ目の特徴は、本条例議案が、高知県議会4党派が共同提出する議員提案条例であるということです。他県の新型コロナウイルス感染症に関する条例の多くは、執行部が作成提案し制定されている中、県民や事業者の意見を幅広く聞いた上で、議員提案条例として提出したのは、全国的にも例が少ないと認識しております。

2つ目の特徴としては、県民を守るために県が実施すべき必要な施策として9項目を整理し、明記したことです。さらに、県の責務として、新型コロナウイルス感染症対策に関する施策を着実に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるという条項により、この9項目が積極的に実施されるよう規定しています。

3つ目の特徴は、高知県で起こった事例を基にして、必要な条例を検討したという点です。具体的には、患者情報の共有、不当な取扱い等の禁止、情報の公表を規定していることです。患者情報の共有は、昨年7月に四万十市で感染が確認された患者の行方が分からなくなった事例から、個人情報に配慮した上で、必要な情報

を関係機関で共有できることを定めております。

また、誹謗中傷などの事例が県内でも発生したことを踏まえ、県民や事業者が、新型コロナウイルス感染症が原因で不当な取扱いなどを受けられないように定めると同時に、不正確な情報が新たな差別を生み出さないように、情報の公表について、県が適切に対応できるように範囲を定めています。

本条例の制定を契機として、本県が進める、県を一つの大家族と見立てた高知家の心を大切に、高知家全員の力を結集し、互いに支え合い、助け合いながら、この災禍を乗り越えていかなければなりません。そして、新型コロナウイルス感染症から、県民の命と暮らし、文化を守り、心温かくつながり合い、おもてなしのできる高知県に戻ることを心から願っております。

以上をもちまして、本議案に関します私の提案理由説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、議員の皆様の適切な議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。(拍手)



○議長（森田英二君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明25日から28日までの4日間は議案精査等のため本会議を休会し、6月29日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

6月29日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時3分散会

## 令和3年6月29日（火曜日） 開議第2日

## 出席議員

1番 上 治 堂 司 君  
 2番 土 森 正 一 君  
 3番 上 田 貢太郎 君  
 4番 今 城 誠 司 君  
 5番 金 岡 佳 時 君  
 6番 下 村 勝 幸 君  
 7番 田 中 徹 君  
 8番 土 居 央 君  
 9番 野 町 雅 樹 君  
 10番 浜 田 豪 太 君  
 11番 横 山 文 人 君  
 12番 西 内 隆 純 君  
 13番 加 藤 漠 君  
 14番 西 内 健 君  
 15番 弘 田 兼 一 君  
 16番 明 神 健 夫 君  
 17番 依 光 晃一郎 君  
 18番 梶 原 大 介 君  
 19番 桑 名 龍 吾 君  
 20番 森 田 英 二 君  
 21番 三 石 文 隆 君  
 22番 山 崎 正 恭 君  
 23番 西 森 雅 和 君  
 24番 黒 岩 正 好 君  
 25番 大 石 宗 君  
 26番 武 石 利 彦 君  
 27番 田 所 裕 介 君  
 28番 石 井 孝 君  
 29番 大 野 辰 哉 君  
 30番 橋 本 敏 男 君  
 31番 上 田 周 五 君  
 32番 坂 本 茂 雄 君  
 33番 岡 田 芳 秀 君  
 34番 中 根 佐 知 君  
 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君  
 副 知 事 井 上 浩 之 君  
 総 務 部 長 徳 重 覚 君  
 危機管理部長 浦 田 敏 郎 君  
 健康政策部長 家 保 英 隆 君  
 子ども・福祉政策部長 山 地 和 君  
 文化・生活スポーツ部長 岡 村 昭 一 君  
 産業振興推進部長 沖 本 健 二 君  
 中山間振興・交通部長 尾 下 一 次 君  
 商工労働部長 松 岡 孝 和 君  
 観光振興部長 山 脇 深 君  
 農業振興部長 杉 村 充 孝 君  
 林業振興・環境部長 中 村 剛 君  
 水産振興部長 松 村 晃 充 君  
 土木部長 森 田 徹 雄 君  
 会計管理者 井 上 達 男 君  
 公営企業局長 橋 口 欣 二 君  
 教 育 長 伊 藤 博 明 君  
 人事委員長 秋 元 厚 志 君  
 人事委員会会長 澤 田 博 睦 君  
 公務員局長 小 田 切 泰 禎 君  
 職務代理者 熊 坂 隆 君  
 警察本部長 植 田 茂 君  
 代表監査委員 中 村 知 佐 君  
 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局 長 行 宗 昭 一 君  
事務局 次 長 山 本 和 弘 君  
議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君  
政策調査課長 川 村 和 敏 君  
議事課長補佐 杉 本 健 治 君  
主 幹 春 井 真 美 君  
主 査 久 保 淳 一 君



議 事 日 程 (第 2 号)

令和3年6月29日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例議案
- 第 3 号 高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案
- 第 4 号 高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案
- 第 5 号 高知県個人情報保護条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正

する条例議案

- 第 10 号 高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 16 号 高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 17 号 県有財産（航空機）の取得に関する議案
- 第 18 号 県有財産（教学機器）の取得に関する議案
- 第 19 号 都市計画道路高知駅南町線防災・安全交付金（久万川橋耐震・補強）工事請負契約の締結に関する議案
- 第 20 号 国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 報第 1 号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第2号 令和3年度高知県一般会計補正予算  
の専決処分報告

報第3号 令和3年度高知県一般会計補正予算  
の専決処分報告

報第4号 高知県税条例等の一部を改正する条  
例の専決処分報告

議発第1号 高知県新型コロナウイルス感染症  
の感染拡大から県民を守るための  
条例議案

議発第2号 高知県新型コロナウイルス感染症  
に関する条例議案

第2 一般質問  
(3人)

午前10時開議

○議長（森田英二君） これより本日の会議を開  
きます。

### 諸般の報告

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

公安委員長西山彰一君から、所用のため本日  
の会議を欠席し、公安委員小田切泰禎君を職務  
代理者として出席させたい旨の届出がありました。

次に、第6号議案については、地方公務員法  
第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見  
を求めてありましたところ、法律の改正に伴う  
ものであり、適当であると判断する旨の回答書  
が提出されました。その写しをお手元にお配り  
いたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末232ページに  
掲載〕

### 質疑並びに一般質問

○議長（森田英二君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和3年度高知県一般会  
計補正予算」から第20号「国道493号（北川道路）  
道路改築（和田トンネル）工事請負契約の一部  
を変更する契約の締結に関する議案」まで及び  
報第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算  
の専決処分報告」から報第4号「高知県税条例  
等の一部を改正する条例の専決処分報告」まで  
並びに議発第1号「高知県新型コロナウイルス  
感染症の感染拡大から県民を守るための条例議  
案」及び議発第2号「高知県新型コロナウイルス  
感染症に関する条例議案」、以上26件の議案を  
一括議題とし、これより議案に対する質疑並び  
に日程第2、一般質問を併せて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

16番明神健夫君。

（16番明神健夫君登壇）

○16番（明神健夫君） それでは、自由民主党を  
代表し、通告に従いまして一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症への対応について  
であります。

先月中旬以降、本県でも全国的に第4波と言  
われる新型コロナウイルスの感染の急拡大によ  
り、過去最高となる1日当たり38人の感染者を  
記録するなど、再び非常に厳しい状況に置かれ  
ました。最近の感染状況はピークを越えたとい  
え、下げ止まりから微増傾向にあり、依然予  
断を許さない状況にあるものと認識しているこ  
ろです。

こうした状況の中、コロナ対策の切り札とな  
るワクチン接種が全国的に進んでおり、本県に  
おいても市町村の懸命の御努力により、7月末  
の高齢者接種完了のめどが見通せるようになり  
ました。今後は一般接種の加速が大きな焦点と



なっており、職域接種の拡大をはじめ各自治体でも様々な工夫が行われるなど、ワクチン接種加速の動きが全国的に拡大しております。

本県においても、職域接種支援プロジェクトを立ち上げ、7月中旬には高知市に県営接種会場を設置し、職域ごとに接種を進めることや、企業等における職場接種の支援を行うことにより、県全体の接種の加速化を図るとされています。官民が連携することによって一層の加速が期待されるところであります。

一方で、国が行っている職域接種の受付については、ワクチン配付可能量などの問題から、現在一時休止されています。そこで、このことによる本県への影響と対応について知事にお伺いをいたします。

次に、飲食店におけるクラスターの発生が全国的に報告されております。どうしてもマスクを外す飲食の場面で感染のリスクが高くなり、本県においても飲食店での感染事例が出ています。こうした中、今回提案された補正予算案では、感染症対策に取り組む飲食店を第三者が認証する、高知家あんしん会食推進の店認証制度の創設が盛り込まれております。またあわせて、認証を受けた店舗への応援金の支給も提案されております。

こうした認証制度の創設や応援金の支給について、どういった狙いを持って実施することとしたのか、制度の実施スケジュールと併せて知事にお伺いをいたします。

また、ワクチン接種が完了するまでの間、県内経済状況に応じた対策を実施していくことも重要と考えるが、知事の思いをお伺いします。

続きまして、高知工科大学の新学群設置構想についてであります。

現在、我が国においてはSociety5.0の実現によるさらなる経済成長や生産性の向上に向け、社会全体のデジタル化が不可欠となっております。

す。本県においても、ウイズコロナ、アフターコロナの時代における社会構造の変化に対応し、県民生活の利便性や生産性を飛躍的に向上させるために、AIやIoTといったデジタル技術の活用についての取組を進めているところであり、産業振興計画のバージョンアップを行うとともに、医療・福祉分野、教育分野、行政分野など様々な分野におけるデジタル化の加速の取組を展開しようとしているものと承知しております。

こうした中、同大学では、将来社会において求められる様々なシステムの開発、新たな産業やビジネスの創成に向け、デジタル技術によるデータの分析や、経済、経営、マネジメントなど幅広い知識に基づいて行うことができる人材を育成、輩出するため、新たな学群、データ&イノベーション学群設置構想の取組を進めており、本年の2月議会の本会議において、この構想への知事の御所見について質問があったところであります。

私も、この構想自体は専門人材が不足している本県において、県が取り組む様々な分野のデジタル化の推進に大きく貢献する可能性があるものと考えております。ただ一方で、同大学は直近3年間の卒業生の就職先を見ましても、県内への就職者の割合が約17%にとどまるなど、県内のほかの大学と比較しても極めて低い数値となっております。中でも、在学生の7割以上を占める県外出身者においては、僅か5%程度にとどまっている現状であります。さらに、研究開発や企業支援などに関しても、同大学が本県の産業、経済に対し、どのように貢献しているのかということが、県民あるいは経済界に十分に伝わっていないのではないかと感じているところであります。

そこで、まず高知工科大学の卒業生の進路や県内への貢献度などの現状について知事に御所

見をお伺いします。

こうした現状を踏まえれば、実際に本県にとってどのようなメリットがあるのかという点からも、まずは新学群の設置ありきではなく、本県の各産業分野における具体的なニーズなどをしっかりと把握するとともに、新学群の必要性や期待される効果とそのニーズにどう応えていくのか、さらに多額の県費を投じるのであればその財源などについても、県議会での議論も踏まえながら、慎重かつ丁寧に検討を進めていくべきであると考えます。

知事は、本年2月県議会定例会において、新学群の設置構想の方向性は、デジタル化の時代の流れに沿ったものであると評価された一方で、今後構想の具体化に当たっては、本県の産業界が具体的に求めている人材や研究開発への支援などのニーズをしっかりと把握し、それに応えるためにはどのような学群とすべきかなどのさらに掘り下げた検討を進めた上で、高知県公立大学法人と具体的な議論を行うといったお考えを答弁されました。

そういった中で、今月20日付の日本経済新聞に高知工科大学から新学群教員募集の広告がされております。表題には、データ&イノベーション学群新設の教育講師とされ、あたかも新学群の設置が決定事項であるかの誤解を与えかねないものであると言わざるを得ません。さらに、大学のホームページ上でも告知をされております。また、これまでにおいてもこの新学群構想が、将来地域社会に貢献できる人材の輩出、教育研究の成果を地域社会に還元するという目的より、あたかも新学群の設置ありきと捉えられかねない点が見受けられます。

そこで、高知県公立大学法人の運営の在り方や姿勢について何点かお伺いします。まず、新学群構想が具体化する前の段階である昨年時点において、定員や規模についての議論が行われ

ていない中で、新学群を設置するために多額の費用を伴う用地の取得について、同法人側から近隣の土地の所有者に土地購入の打診があったと聞いております。

事前の協議はあったのか、また高知県公立大学法人運営費交付金交付要綱に基づき運営に必要な経費を精査し、県の予算より交付を行っている県としてどのように捉えているのか、知事に御所見をお伺いします。

そして、2月議会で知事は、同法人においてもまずは本県の産業界がどういう人材を求めているのかなどのニーズ把握を行った上で、どのような学群とするかの検討をしてもらいたいと答弁されております。

その後、同法人においてどの程度の検討がされたのか、また県には報告があったのかについて知事にお伺いします。

また、知事は、これだけ大きな改革となると、同法人の設立者である県として、中期目標の改定等が必要になってくるとも答えられております。地方独立行政法人法では、「設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。」とされております。このような状況の中で新設の新学群の教員募集を行うことや、これまでの同法人の一連の新学群設置構想の進め方については、設置ありきといった姿勢が見受けられると言わざるを得ません。

今後においては、設立者である県と高知県公立大学法人が現状や問題点についてしっかりと協議を行い、正すべきところを正した上で、新学群についての認識を共有していくべきであると思いますが、知事の御所見をお伺いします。

続きまして、温室効果ガス排出削減についてであります。まず、この質問は、年号ではなく全て西暦で行います。

温暖化対策に後ろ向きで、温暖化の国際枠組み協定を脱退したトランプ政権から一転、バイデン政権は協定に復帰しました。そして、バイデン大統領主催の気候変動に関するオンライン首脳会合、気候変動サミットが、2021年4月22日から23日の2日間の日程で開催されました。最大の温室効果ガス排出国である中国をはじめ主要排出国や、地球温暖化の被害を受ける発展途上国まで、招待された40の国と地域的首脳全員が出席してこの問題に真剣に取り組む姿勢を示したことで、対策強化の機運が高まりました。

最大のテーマは、各国が掲げる温室効果ガス排出削減目標の引上げであります。バイデン大統領は冒頭の演説で、気候変動を我々の生存に関わる危機だ、世界の気温上昇を1.5度までに抑えるため行動しなくてはならないと強調し、どの国も一国では解決できない、経済大国は取組を強化しなければならないと各国に訴えました。

日本の二酸化炭素、CO<sub>2</sub>排出量は、G7の中でアメリカに次いで2番目に多いけれども、従来の温室効果ガス削減目標は2030年度に2013年度比26%減と消極的でありました。一方、イギリスは2021年4月20日に、2035年までに1990年比で78%削減すると新目標を打ち出しました。アメリカは2021年4月22日に、2030年に2005年比で50から52%削減するとの意欲的な新目標を発表しました。

こうした中、日本はアメリカ、イギリスから、これに追随して意欲的な削減目標を表明するよう迫られておりました。こうしたこともあって、菅首相は2021年4月22日、気候変動サミットで、日本の2030年度の温室効果ガス排出削減目標について、2013年度比で26%という削減目標を46%に引き上げることを表明されました。同時に、50%に向けた挑戦を続けることを表明し、さらなる削減に向かう意思を示しました。

日本の政府内では2030年目標について、世界

の脱炭素化でリーダーシップを取るため、45ないし50%減の大幅上積みに前向きな環境省と、具体的な対策の積み上げを重視し35%減を妥当とする経済産業省との意見が分かれたようであります。

海面の上昇や激しさを増す自然災害など、温暖化に関連すると見られる問題に対処するため、日本はこれまでにどのような自国の温室効果ガス排出削減目標を掲げ取り組んできたのか。振り返ってみますと、最初の目標は1997年に採択されました京都議定書というルールの中に盛り込まれました。京都議定書は、日本やアメリカなど先進国に削減を義務づけ、先進国全体で2008年から2012年の5年間の平均を1990年より5%減らすと決めました。各国の目標は国同士の交渉で決まり、日本は2008年から2012年度に1990年度の排出量よりも6%減らすことになりました。

排出削減のため、政府は、チーム・マイナス6%という国民運動を開始し、冷房の設定温度を上げることや、夏に軽装で過ごすクールビズなどを呼びかけました。取組の結果、5年間で1990年度より排出量が少なかったのは、リーマンショックと呼ばれる世界的な金融危機の翌年の2009年度だけでありました。しかし、議定書では、森林がCO<sub>2</sub>を吸収した分や、日本が資金を出して途上国での排出削減に貢献した分などを差し引くことを認めていました。これらを含めると6%削減の目標に達しており、環境省は2016年に正式に達成したと発表しました。

それ以降は、ほかの国との交渉ではなく、日本の目標は日本国内で決めてきました。2009年9月の政権交代後、当時の鳩山首相は1990年度より25%減らすと表明されましたが、2011年の東京電力福島第一原子力発電所事故後に全国の原因が停止し、CO<sub>2</sub>排出量の多い火力発電に頼るようになったため削減が難しくなり、25%減という目標は撤回することになりました。その

後は、CO<sub>2</sub>を排出しない再生可能エネルギーの導入が進んだり、原発を再稼働させたりしたことが影響して、2013年度をピークに一貫して減少し続けています。

以上述べましたように、温室効果ガス排出削減6%でも達成するのが大変でしたのに、46%削減は決して容易ではありません。この新しい目標を実現するために、CO<sub>2</sub>を減らす量を分かりやすく申しますと、例えば2019年度に冷暖房や給湯、照明など日本の全家庭から排出したCO<sub>2</sub>、1億5,900万トンの約4倍に相当すると言われております。

濱田知事は、令和2年12月県議会において、2050年のカーボンニュートラル実現を目指して取り組んでいくことを宣言されました。今年度は、その実現に向けたアクションプランを策定されるということですが、菅首相が2030年度に2013年度比で46%削減を目指す、同時に50%に向けた挑戦を続けると表明されたことを踏まえ、県としても高い目標値を掲げ、その実現を目指して取り組んでいかれるのか、お伺いします。

関連して、農林水産省は5月12日、農業の環境負荷低減と生産基盤強化を目指す意欲的な目標を盛り込んだ政策方針、みどりの食料システム戦略を正式決定されました。戦略は、2050年までに農林水産業の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする、有機農業を全農地の25%、100万ヘクタールに拡大する、化学農薬の使用量を半減する、化学肥料の使用量を3割減とする、化石燃料を使わない園芸施設に完全移行する、2040年までに農業機械の電化、水素化に関する技術を確立するなどの目標を掲げております。

また、稲作や家畜のげっぷから出るメタンは、国内農林水産分野ではCO<sub>2</sub>よりも温室効果ガスに占める割合が高く、その排出抑制にも取り組むとしております。工程表は、2050年と2030年度までの工程で、これらの数値目標の達成を

目指し、研究開発や普及を進める技術を盛り込んでおります。

一方、経済産業省は2030年度の温室効果ガス排出量を、2013年度比で46%削減する政府目標の実施に向け、発電時に二酸化炭素を出さない再生可能エネルギーの導入を、現行目標22から24%程度から、36から38%を軸に大幅に引き上げる検討をしております。

国内の二酸化炭素排出量の削減では、排出量全体の4割を占める電力部門の取組が鍵となっています。二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーと原子力の合計が電源に占める割合を、現行目標の4割台から6割程度へと増やす、一方で火力の比率は56%程度から4割程度へ縮小する方向で検討中で、今後有識者会議で詰め協議を行い、電源構成を盛り込んだエネルギー基本計画は、今年夏の閣議決定を目指すとしております。

今年度、県がカーボンニュートラル実現に向けたアクションプランを策定される際、前述の農林水産省並びに経済産業省の二酸化炭素排出量削減に向けた取組をどのように取り扱われるのか、知事にお伺いをいたします。

続きまして、フレイル予防活動の早期普及についてであります。

フレイルとは、健常な状態と要介護状態の中間に位置し、年を取り体力や気力、社会的なつながりが弱くなった状態であります。そのまま放置しますと要介護状態になる可能性があります。

我が国の高齢化率は、現在世界1位であります。しかも、2025年には、年齢別で見た我が国人口の最大の集団であります団塊の世代が後期高齢期に入ります。そして、高齢者人口が史上最高に達する2040年頃にかけて85歳以上の人口が急増します。

一方、少子化傾向が続く中で、我が国の人口



は平成20年に人口減少に転じ、総人口は減少し続けています。少子化対策を講じ、人口減少に歯止めをかける努力は不可欠であります。当面の超高齢化の進行と人口減少という事態を我が国がどのように迎えていくのかについて、世界が注目しています。

もとより、我が国社会は人生100年時代と言われるように、かつて想像できなかったような長生きができるようになりました。これも医療技術の発展や公衆衛生の向上、生活環境の改善など、先人の皆さんのたゆまぬ努力のたまもであります。しかしながら、延長された人生をより豊かに快活な時間にできるのか、すなわち長生きの内容が問われております。

特に、誰も経験したことのない未曾有の超高齢・人口減少社会に突入した日本では、健康長寿社会の実現が急がれています。地域社会を持続可能なものとするには、地域住民を支える包括的なケアシステムの在り方はもちろん、地域住民自身が主体的に地域の課題解決に向けて力を集約し、健康長寿のまちづくりを目指すことが、今まさに求められています。一人一人の地域住民の高齢期の日常生活機能の維持・向上を目的とする仕組みづくりは、健康長寿のまちづくりの核心部分であります。

このような視点に立って、東京大学高齢社会総合研究機構が行ってきた大規模高齢者虚弱予防研究の研究成果と、そこから誕生した住民主体のフレイル予防活動、栄養、運動、社会参加のフレイルチェックとそのデータの活用を本県も取り入れ、健康長寿の県づくりに取り組んでおりますことを高く評価します。

高齢期の虚弱といえ、身体機能の衰えのみを示すわけではなく、社会的孤立や支援の欠如、経済的困窮などの社会的機能の衰えや、抑鬱傾向といった精神・心理的機能の衰え、軽度認知機能低下が併存した認知的虚弱等の多面的な衰

えを指します。

東京大学高齢社会総合研究機構が生み出した新知見の一つに、これらの多面的な側面を持つフレイルを防ぐ重要な3つの柱があります。具体的には、「栄養食・口腔機能」と「運動身体活動・運動など」、「社会参加 趣味・ボランティア・就労など」が、どれか一つでも欠けてはならない3つの柱であることが分かりました。

また、同機構が生み出したフレイル予防の一つに指輪っかテストがあります。このテストは、両手の親指と人差し指で指輪っかを作り、椅子に腰かけ前かがみとなり、利き足とは逆のふくらはぎの最太部をそっと囲むだけのテストであります。指輪っかで囲めないほどふくらはぎが太い人に比べると、囲める人は加齢性筋肉減弱症の発症リスクが約3倍も高いことが分かりました。さらに、指輪っかで隙間ができるほどふくらはぎが細い人は、加齢性筋肉減弱症どころか、要介護のリスクが高かったことが分かりました。このようなシンプルかつ有効な方法を県広報なども活用して啓発することも重要だと考えております。

令和元年の国民生活基礎調査では、要支援や要介護になった原因の3番目がフレイルでありました。全国に10年先行して高齢化が進んでいる本県では、介護を必要とせず自立した生活を送る健康寿命を延ばすため、フレイル予防活動の実現が急務となっております。

については、住民主体のフレイル予防活動、栄養、運動、社会参加のフレイルチェックをいつまでに全市町村へ普及させ、その成果を上げていくのか、県広報の活用を含め、健康政策部長にお伺いをします。

次に、家族の介護や世話をする子供についてであります。

令和元年6月定例会の一般質問で取り上げましたヤングケアラー、病気や障害があつたり高

年齢だったりする家族の介護、世話をしている18歳未満の子供をめぐる、政府は4月12日、全国の教育現場に対する初の実態調査結果を発表しました。

調査は、昨年12月から今年1月、47都道府県の人口に応じて、全体の1割に当たる公立中学校1,000校の中2、約10万人、公立の全日制高校350校の高2、約6万8,000人にウェブ上で回答を求めました。回答者数は中2が5,558人、高2が7,407人でありました。

公立中学2年生の5.7%、約17人に1人、公立の全日制高校2年生の4.1%、約24人に1人が世話をしている家族がいると回答し、1学級につき1ないし2人のヤングケアラーがいる可能性があることが判明しました。

世話をする家族、これは複数回答の内訳であります。中2がきょうだい61.8%、父母が23.5%、祖父母が14.7%、高2はきょうだい44.3%、父母29.6%、祖父母22.5%。世話の理由としては、きょうだいが幼いこと、父母は身体障害や精神疾患、祖父母は高齢や要介護状態などが多くありました。

中2、高2ともに世話をする頻度は、ほぼ毎日が4割強を占め、週3ないし5日、週1ないし2日が各1割台でありました。平日1日当たりの世話をする時間は平均約4時間で、7時間以上と答えた生徒も約1割おりました。世話をする内容は、食事や掃除、洗濯などの家事、保育園などの送迎、障害や精神疾患のある家族の感情面のサポート、外出の付添い、入浴、トイレの介助など多岐にわたっています。

ヤングケアラーの1ないし2割の生徒が、宿題や勉強の時間が取れない、自分の時間がない、精神的にきついと訴え、睡眠不足や進路を変更するなどの影響も出ています。誰にも相談した経験がないのは、中2で67%、高2は64%でありました。誰にも相談せず孤立しがちな実態や、

健康、学業への悪影響も全国的に初めて裏づけられました。

一方、同時に行われました回答者の生徒が在籍する学校への調査に回答した公立中学校754校、全日制高校249校のうち、ヤングケアラーが在学していると答えたのは、中学で46.6%、高校で49.8%と、各半数が把握しておりました。しかし、生徒の調査で判明しました1学級につき1ないし2人のヤングケアラーがいる可能性があることに対して、学校側の認識には大きな落差がありました。また、中学・高校側が、ヤングケアラーという言葉を知らない、言葉は聞いたことがあるが具体的には知らないは約4割を占め、逆に学校として意識して対応しているは中学で20.2%、高校は9.6%にとどまり、学校側の理解不足が顕著になりました。

こうした実態を踏まえ、ヤングケアラーへの支援策を検討してきました厚生労働省と文部科学省の共同プロジェクトチームは、5月17日に開催されました会合で支援策などを盛り込んだ報告書を取りまとめ、公表されました。報告書には、子供らしい暮らしができずにつらい思いをしているヤングケアラーにとって青春は一度きりであり、施策についてスピード感を持って取り組むと記されております。

会合で山本厚生労働副大臣は、誰にも相談できず孤独に耐えている子供を救いたい、丹羽文部科学副大臣は、家庭環境に左右されずに安心して教育を受けられることが重要などと述べ、施策の早期実施に意欲を見せました。政府は、6月18日に策定した経済財政運営と改革の基本方針2021、骨太の方針にヤングケアラーの支援を明記しました。

両省がまとめたヤングケアラー対策では、早期発見、ケアラー支援、認知度向上の3本柱で対策を進めるべきだと提言しております。

早期発見では、ヤングケアラーは潜在化しや

すいとして、都道府県による地方の実態調査を推進し、早期発見を目指す。ヤングケアラーは地域の目で発見することが重要として、自治体による福祉、介護、医療、教育、子ども食堂などの現場で、ヤングケアラーに関する研修などを推進する。

ケアラー支援では、SNS、オンラインなど、子供が話しやすい相談支援体制を支援者団体と連携してつくる自治体を支援する。幼い兄弟を世話するヤングケアラーがいる家庭の家事や子育てなどの支援の在り方を検討する。提言された対策を有効に機能させるため、子供に関わる様々な職種が連携できるように支援マニュアルを作成する。介護保険などの福祉サービスなどを提供する際は、ヤングケアラーを家族内の介護力とみなさずに、サービス内容を決めるよう自治体や現場に周知する。

認知度向上では、子供自身が支援を受けられる可能性や必要性を理解するため、令和4年度からの3年間をヤングケアラー認知度向上の集中取組期間と位置づけ、現在2割に満たない中高生の認知度を5割に上げることなどを盛り込みました。

ヤングケアラーの過度なケア負担の問題は、介護や看病、貧困など様々な家庭環境が関係しております。特に、新型コロナウイルス感染症による雇用の悪化で生活が苦しい世帯が増え、手助けなく孤立する子供の増加や、家族の介護や世話をする子供の増加、また不登校の増加、さらには家庭での虐待にもつながりかねず、対策は急務であります。

こうした中、自治体の教育・福祉・子育て・介護・保健師・生活保護・税務担当部門、学校、スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員、児童相談所・心の教育センター・精神保健福祉センターなどの相談機関、医療機関、保育園・幼稚園など、子供に関わる様々な職種に

データが分散して保管され、支援が必要な子供が見落とされているとの指摘が出ております。

状況打開のため、県と市町村が共同チームを立ち上げ、各自治体で家族の介護や世話をする子供に関して、また子供の貧困や不登校に関してどのような情報を現在保有しているか、調査を実施します。その上で、どのような情報が子供への支援の必要性判断に有効かなどを専門家の意見を交えながら検討し、データベース化すべき項目を決定します。その情報は、自治体が縦割り行政を解消して一元管理をします。

そして、データベースで支援が必要と判断された子供には、SOSが出されていない段階から学校での見守りを強化したり、また利用可能な行政の支援制度につなげるなど、早期発見、早期支援ができるよう、本県独自の実効性を高める仕組みづくりに取り組んではどうでしょうか、子ども・福祉政策部長にお伺いをします。

続きまして、住み続けられる農村振興についてであります。

令和3年3月23日、新たな土地改良長期計画が閣議決定されました。昨年決定されました食料・農業・農村基本計画と同様、5年ごとに土地改良事業の展開方向を示すマスタープランであります。基本計画に規定します食料の安定供給と自給率向上、食料安全保障の確立を実現するため、土地改良事業の観点から生産基盤強化による農業の成長産業化、多様な人が住み続けられる農村の振興、農業・農村の強靱化の3つの政策課題について、政策目標や数値目標などが定められております。

土地改良事業に限らず公共事業には、かつて予算配分の硬直性や財政事情にこだわらず進められている無駄遣いの象徴として、北風が吹いた時代がありました。特に、土地改良事業については、道路や河川、港湾整備などに比べて事業の成果が国民の目に見えにくく、事業内容や

費用負担に関する誤解に基づく批判も多くありました。

平成21年、民主党政権においては、コンクリートから人へという不思議なキャッチコピーの下で公共事業が悪者にされました。特に、農業農村整備事業については、農業者戸別所得補償制度の振替財源として、対前年度比63%減という憂き目にも遭いました。地元関係者が意向の取りまとめから同意取付けまで長い年月をかけて調整した事業が、突然の予算削減により着工が延期されたり、また既存地区でも工事の延伸が相次ぎました。

平成24年の再度の政権交代以降、前年の東日本大震災など大災害への備えの必要性が再認識され、公共事業予算の回復が図られる中で、かつての当初予算金額を補正予算込みで何とか上回る状況になったと聞いております。

については、深刻だった本県既存事業の遅れは解消されたのか、解消されていなければその進捗状況を農業振興部長にお伺いします。

今般の土地改良長期計画を契機に、予算額に一喜一憂することなく、産業政策の中心事業としても、住みよい村づくりのための地域政策としても、有意義な事業推進が必要であります。昨今、産業政策というとロボットや人工知能、AI、モノのインターネット、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業が喧伝されがちであります。しかし、スマート農業は、令和元年から全国各地の生産現場で実際に展開し、経営分析を行いながら情報発信をするスマート農業実証プロジェクトを開始するとともに、同年6月には農業新技術の現場実装推進プログラムを策定し、その推進に当たっているところであり、まだまだ投資コストに見合う農業収益向上につながってはおりません。

少子高齢化、人口減少による農業者の減少及び農村集落機能の低下が進む中で、国民への食

料の安定供給、農業が有する多面的機能の発揮を将来にわたって確保していくため、多様な担い手に支えられた農業生産現場と多くの人が行き交うぬくもりのある農村集落が維持できるように、狭義の土地改良事業だけでなく、農村の生活環境整備も含めた地域政策の要として農業農村整備事業の展開を期待しております。

新たな土地改良長期計画に対する知事の御所見をお伺いします。

続きまして、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備についてであります。

県内事業者の悲願であった管理型最終処分場であるエコサイクルセンターが、日高村で平成23年10月に操業を開始してから、今年で丸10年を迎えることとなります。この間、エコサイクルセンターは、県内の産業振興や経済活性化を下支えする極めて重要な施設となっており、佐川町で整備を進めている新処分場に、その役割をしっかりと引き継いでいかなければなりません。

新処分場につきましては、本年4月の業務概要委員会において施設本体の基本設計の概要について説明があり、新聞報道もされたところですが、基本設計の最終時点での事業費は、昨年の6月議会で報告のあった概算事業費を大幅に上回っている状況にあるとお聞きしています。県をはじめとする公共関与で整備、運営する施設ですので、県民の理解はもとより、事業費の一部を負担していただく各市町村の理解を得るためにも、安全・安心を大前提としつつ、コスト削減に向けた検討をしっかりと行っていくことが望まれます。一方、そうした場合においても、最終的には当然エコサイクルセンターの埋立終了に合わせる形で、新処分場を完成させる必要があります。

現時点でのエコサイクルセンターの埋立終了時期の見込みや、コスト削減に向けた取組につ



いて林業振興・環境部長にお伺いをします。

続きまして、新たな森林・林業基本計画についてであります。

今後20年程度を見通して、森林・林業・木材産業に関する各種施策の基本的な方向性を明示した新たな森林・林業基本計画が6月15日に閣議決定されました。以下、再造林に関して基本的な方向性が示されているところのみを抜粋して申し上げます。

まず、前書きの中では、「平成28年5月に閣議決定された森林・林業基本計画の下では、十分な成長量と森林蓄積を維持しつつ木材供給量は拡大し、林業産出額や従事者給与の増加を実現するなど一定の成果を上げてきた。他方、その過程において、伐採しやすい箇所には皆伐が偏り、再造林がなされない森林が見受けられる。豪雨の増加等により山地災害が頻発するといった、多面的機能の発揮に支障を及ぼしかねない新たな課題も生じている」としています。

次に、前基本計画に基づく施策の評価等の中では、「近年の主伐面積に対する再造林面積の割合は約3割にとどまっており、林業に適し、将来にわたり維持すべき育成単層林において、人工林資源が再造成されていない」としています。

次に、森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向の中の森林資源の適正な管理及び利用の中では、「人工林資源の循環利用を推進しつつ、我が国の森林を多様で健全な姿へと誘導していく。このため、林業適地の育成単層林については、適正な伐採と再造林の確保を図る」としています。

次に、森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策の中の森林計画制度の下での適切な施策の推進の中では、「指向する森林の状態を見据えた多様で健全な森林を育成していくため、森林計画制度の下で森林所有者等による造林、保育、伐採その他森林施策の適切

な実施を推進していく必要がある。このため、地域森林計画や市町村森林整備計画において、地域ごとに目標とする主伐量や造林量、発揮が期待される機能に応じたゾーニング等を定める。とりわけ、木材需要が増加し、主伐が増加している中で、再造林の実施をより効果的に促進するため、新たに特に植栽による更新に適した区域の設定や、森林資源の保続が可能な主伐量の上限の検討を進めるよう促す」としています。

このほか、再造林の実施に不可欠な優良種苗の安定的な供給体制の整備や、レーザ測量などを活用し、再造林適地を抽出する技術の高度化とこれらの技術の普及に取り組む、また2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、中長期的な森林吸収量の確保、強化を図るため、間伐等特措法に基づく新たな措置を活用し、エリートツリー等の再造林を促進するなどとしています。

次に、林業の持続的かつ健全な発展に関する施策の中の再造林の実施体制の整備の中では、「森林資源を持続的に利用するには、再造林を確実に行うことが必要である。このため、再造林の実施体制の整備に向けて、伐採と造林の一貫作業を通じた素材生産者と造林者のマッチング、協業化の促進、造林作業手の育成・確保、主伐・再造林型の施策提案能力の向上を図る」としています。

本県の再造林率も3割から4割で推移しており、この状況が続くと、将来の人工林資源の減少や林業・木材産業の縮小などが危惧されています。

前述の再造林の確保に向けた政府の新たな指針を踏まえ、指導的立場にある県として今後どのような取組を展開し、再造林の実効性を高めていられるのか、林業振興・環境部長にお伺いします。

次に、改正漁業法についてであります。

日本の排他的経済水域は、世界第6位の面積であります。広いだけでなく暖流、黒潮と寒流、親潮が交わり、プランクトンの生産が豊富で、世界有数の好漁場となっています。水産に関して言うと、日本は世界有数の資源国であります。この恵まれた漁場を生かし、かつて世界一の生産量を誇った日本の漁業は、昭和63年頃から行き詰まり、衰退の一途をたどっています。漁業生産の減少、漁業従事者の減少、高齢化など、どの統計を見ましても右肩下がりという状況が何十年も続いています。

一方で、多くの先進国では、漁業が成長産業となって利益を伸ばしています。なぜこのような差がついたのか。それは世界の漁業は、昭和55年頃から平成2年頃にかけて大きな転換をしました。それまでは日本と同じように場当たりに捕れるだけ捕ってきた漁業から、資源管理へと転換し、厳しい漁獲規制の下で、乱獲を防ぎ水産資源を回復させて、海洋生態系の保全を行いながら、持続的に最大の利益を引き出す漁業にしたのです。

こうした中、ようやく日本も適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるよう、かじを切りました。平成30年12月14日、漁業法等の一部を改正する等の法律が公布され、令和2年12月から改正漁業法が発効されました。実に70年ぶりの漁業法の改正で、最も大きな変更が加えられたのは資源管理であります。

昭和の漁業法は、食料難という時代背景から、水産資源の持続可能性についての配慮が不十分でありました。改正漁業法では、国が責任を持って水産資源を持続的に管理する枠組みになっています。資源管理の基本原則としては、資源管理は資源評価に基づき漁獲可能量による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることを基本とする、漁獲可能量の管理は個別の漁獲割当てによる管理を基本とするとしていま

す。

改正漁業法の資源管理の仕組みは、国が主導して個別漁獲枠方式の出口規制を導入されました。日本はこれまで8つの魚種にしか漁獲枠が設定されていませんでした。ニュージーランドは約100魚種に漁獲枠を設定しているのと比較しますと、その少なさが分かります。

改正漁業法では、それぞれの管理対象魚種について、国が全体の漁獲枠を設定することになっておりますが、管理対象魚種の数について水産振興部長にお伺いします。

全体の漁獲枠は、大臣許可漁業と知事許可漁業に配分されます。知事許可漁業については、都道府県ごとに枠を配分し、そこから先は知事の権限で調整することになっています。漁業法の改正では、これまで以上に資源管理や漁業調整に関する大きな役割が期待されているのが都道府県であります。より現場に近い都道府県が地元の声を反映させながら、その地域の実情に合った漁獲枠の配分を行う必要があります。

高知県に漁獲枠が配分された魚種は何か、また漁獲枠の配分調整などに対する漁業者の声をどのように聞いていくのか、さらに日々の個別漁獲枠の消化はどのように確認するのか、水産振興部長にお伺いします。

次に、カツオ漁業は、漁業法の改正によって資源管理の仕組みが変わったのか、また日本は中西部太平洋まぐろ類委員会でカツオの漁獲規制強化を訴えています、その進捗状況を水産振興部長にお伺いしまして、私の1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 明神議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルスワクチンの職域接種についてお尋ねがございました。

県におきましては、国の目標といたします本

年10月から11月にかけてワクチン接種を完了させるということを目指しまして、職域接種により県全体の接種を加速化したいというふうに考えております。こうした中、先週23日でしたが、自治体が行います大規模会場や企業などで行います職域接種の新規の申請につきまして、国から受付を一時休止するという旨の方針が示されたところであります。

こうした状況を受けまして、急遽県のほうでは、事前に申請について御相談があり、23日時点では未申請でありました企業あるいは団体に個別に御連絡をいたしまして、期限までの申請を呼びかけるといった取組を行ったところでございます。

その結果、県営大規模会場及び17の企業、団体の約5万3,000人分の申請が受付をされましたけれども、本日現在、国から承認された部分は一部にとどまっているところでございます。また、ワクチンの供給量あるいは配給時期も示されていないなど、今後の見通しは不透明な状況となっております。

このため、国に対しまして必要となりますワクチンの確保あるいは申請の早期の承認などを強く求めることと併せまして、県営会場の部分につきましては、配給の見通しが示され次第、接種を開始できるように、並行して事前の準備も進めているところであります。

具体的には、先行接種の対象といたしております公立学校の教職員や警察官につきまして、接種希望者の取りまとめや医療従事者の確保などについて関係機関との調整を進めております。職域接種につきましては、高知市をはじめとする関係市町村などとも連携をしながら、今後の状況に応じた機動的な対応が必要であると考えておりまして、こうした考え方に立って対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、飲食店の第三者認証制度についてお尋

ねがございました。

本県では、これまで飲食店事業者が自主的に各団体の定めたガイドラインに沿った感染対策を進めておりまして、県もこの取組を積極的に後押ししてまいったところであります。

今回、さらに一定の基準に基づきまして第三者が客観的に評価をする、そしてその結果を公表するということによりまして、あんしん会食を推進する制度を新たに創設することといたしました。これによりまして、飲食店の感染対策がさらに向上をし、感染拡大リスクの低減にもつながり、県内外のお客様に安心して御利用いただけるというものと考えております。また、認証店への一律10万円の応援金支給によりまして、基準に沿った環境の整備・維持が図られますとともに、この制度の円滑な導入、加速化につながるものと期待をいたしております。

今後、本議会で予算について承認をいただきましたら、直ちに委託事業者の選定をした上で、できるだけ早期に受付を開始いたしまして、8月中にも認証が開始できるように取り組んでまいります。

次に、県内経済の状況に応じた対策についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、厳しい経営環境にある事業者の方々の事業の継続、雇用の維持を何としても下支えしたい、そしてさらに早期の経済回復を図りたいという思いの下で、これまでも様々な経済対策を実施してまいりました。今議会におきましても、地産地消を促進いたします高知家応援プロジェクトでございますとか、事業者の方々の新たな挑戦を支援いたします補助金など、総額で57億円の経済対策予算を提案いたしているところであります。

また、飲食店などへの協力金に加えまして、営業時間短縮要請などにより影響を受けました

飲食店の取引先などを対象とした給付金を支給いたします。この給付金では、飲食店への協力金と同様に、事業者の売上規模に応じた支援を行うということといたしまして、1事業者当たり上限25万円から75万円を給付することとしております。あわせて、従業員を多数抱えられる事業者を支援してきました新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金につきましても、1か月単位の申請を可能にするという改善を図りました上で、5月と6月を給付の対象期間とするということといたしました。

加えまして、資金繰りに苦慮する企業が増加することが懸念をされております。こうしたことから、今後は県の制度融資におきまして、資金繰り対策を強化していきたいというふうに考えているところであります。具体的には、安心実現のための高知県緊急融資の制度などにつきまして、据置期間、償還期間を延長いたします。また、新規貸付けの償還額につきましては、売上高の回復などの段階に応じて償還額を増やしていくことができるようにする、いわゆるステップアップ償還の制度なども取り入れていきたいというふうに考えております。

今後とも引き続き、県内事業者の経営環境、ニーズを的確に把握いたしました上で、県経済の早期の回復に向けて必要な対策をしっかりと実施してまいります。

次に、高知工科大学の卒業生の進路あるいは県内への貢献度などの現状についてお尋ねがございました。

高知工科大学は、高知県公立大学法人が設置しております大学であります。このため、この大学への県民の皆さんの期待のポイントは、本県の各分野で貢献をできる人材の育成、あるいは県内の企業、団体などへの支援といったことではないかというふうに考えております。

このうち人材の育成に関しましては、県とい

たしましてもこの大学に対し、中期目標におきまして、学生が望む進路実現に向けた支援を実施するとともに、県内企業への就職を促進するということを指示いたしているところでございます。

こうした中、議員のお話にもあったとおりでございますけれども、高知工科大学の卒業生の就職先は、直近3年の平均値で、県内就職者の割合が17.3%という数字にとどまっております。この数値は、高知県立大学の38.2%、あるいは高知大学の28.1%と比較いたしましても、極めて低い水準となっていることは事実でございます。

また、これまで大学におきましては、県のマリンイノベーションの取組への参画のほか、歯の治療に用います接着剤の開発といった企業との共同研究に取り組んでおります。しかしながら、現時点では本県の産業、経済への貢献のアピールが不足をしているということは、言わざるを得ないというふうに考えておきまして、その点、県民の皆さんにも十分に伝わっていないのではないかという御指摘も、否定できないものというふうに受け止めております。

法人の設立者であります県といたしましても、県民の皆さんの御期待に沿えるように、県内への就職者の割合あるいは企業等への貢献度を高めることなどにつきまして、法人と連携をして取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

次に、高知県公立大学法人によります用地の取得についてお尋ねがございました。

高知県公立大学法人が、永国寺キャンパスは手狭であるという理由から、将来的な施設整備に向けまして、近隣の土地を購入したいという意向があるというお話はお聞きをしていたところでございます。仮に、法人が有します現預金ですとか債券、不動産、こういった様々な資産



の構成につきまして、将来の利活用を考慮して、この構成の最適化を図っていくといった意味合いでの土地の購入であれば、法人が独自に進めていくということに一定の合理性は認められるというふうに言えるとは思いますが。

しかしながら、仮にこの土地の購入が、新学群の設置と密接不可分のものでありまして、かつ施設の整備に県費の負担や支援を求めることを想定しているというようなものであるとすれば、その定員や規模、整備に要する金額や財源などにつきまして、事前に県に対して協議をしていただいた上で、両方で慎重に検討していくというのが筋であるというふうに考えております。

したがって、この土地の購入が新学群の設置を目的とするというものでありましたら、法人におきまして、県との協議の進展状況を踏まえながら慎重に判断をしていただく必要があるというふうに考えております。

次に、高知工科大学によります本県の産業界のニーズ把握と、それを踏まえた検討につきましてお尋ねがございました。

高知工科大学におきましては、本県の商工業団体の役員の方々を中心といたしまして、多くの方々を訪問し、新学群の構想の概略を御説明し、御意見をいただいたという報告は受けているところであります。しかしながら、大学側が把握をいたしました産業界のニーズは、総論的なものにとどまっているというふうに受け止めております。どのような人材や企業貢献が求められているかといった具体的なニーズの把握にまでは、まだ至っていないというふうに受け止めているところでございます。

また、具体的なニーズの把握が十分でない中、そうしたニーズを踏まえた検討の結果というものについて、現段階ではまだ大学の側から私のほうに御報告をいただくことはできていないと

いう状況でございます。

次に、新学群に関します高知県公立大学法人との認識の共有につきましてお尋ねがございました。

高知工科大学の新学群の設置、運営につきましては、多額の県費負担が見込まれる事業であるということは申すまでもございません。アフターコロナ禍の厳しい行財政環境の中で、この事業の推進を図るといたしますとすれば、県民の皆様、そして議会の皆様の御理解をいただきながら検討を進めていくということが何より肝要であるというふうに考えております。県と法人、大学との間で、改めてこの認識を共有したいというふうに考えているところでございます。

今後の進め方につきましては、議員からの御指摘も踏まえまして、法人や大学が進めてこられましたこれまでの準備作業を一旦白紙に戻したいというふうに考えます。その上で、新学群の設置につきまして、具体的な必要性があるのか、期待される効果が得られるのか、財源はどうするのかといった点につきまして、県主導で改めて検討してまいりたいというふうに考えております。その際には、節目節目で県議会に議論の状況などを御報告いたしまして、御意見を賜ってまいりたいと考えております。

次に、2050年のカーボンニュートラルを目指したアクションプランにつきまして、県として高い目標値を掲げ、その実現を目指して取り組んでいくのかというお尋ねがございました。

本県におきましては、本年3月に改定をいたしました高知県地球温暖化対策実行計画におきまして、2030年の削減目標を2013年度比で29%以上削減することと定めております。今回、国におきまして非常に野心的かつ高い目標が表明をされました。こうしたことから、本県の目標につきましても、より高いものに見直していく

必要があるというふうに考えております。

この目標値の見直しに当たりましては、現在国において検討がなされております2030年の電源構成を基にいたしました、二酸化炭素の排出係数が重要となりますが、これがまだ明らかでございませんので、現状では具体的な目標数値を掲げるという段階には至っておりません。

今後、国におきまして、夏以降でございますが、エネルギー基本計画あるいは地球温暖化対策計画の見直しが行われるというふうに見込まれております。県のアクションプランの策定に当たりましては、こうした動向も見極めながら、国が表明をした高い目標を念頭に置きまして、温室効果ガスの大幅な削減を目指してまいりたいと考えております。

この実現に向けましては、市町村や事業者、関係団体など様々な方々のお知恵や御協力を賜りまして、共に目標の達成を目指していくことが必要であります。今後示されます国の新たな支援策を積極的に取り入れることはもとよりでございますが、オール高知であらゆる施策を動員し、目標の達成に向けて挑戦をしまっている覚悟であります。

次に、アクションプランを策定する際に、農林水産省及び経済産業省の取組をどのように取り扱うのか、お尋ねがございました。

両省の取組は、国の取組の方向性を示したものでございまして、本県がカーボンニュートラルを目指す上で、これらの方向性も踏まえてしっかりと検討していくということが重要であるというふうに考えております。

このうち、現在経済産業省において見直しが行われておりますエネルギー基本計画におきましては、再生可能エネルギーの主力電源化に向けたさらなる導入促進が検討されております。県といたしましても、アクションプランに再生可能エネルギーのさらなる導入促進を位置づけ

まして、エネルギーの脱炭素化に向けた取組を進めてまいります。

また、農林水産省のみどりの食料システム戦略の中には、例えば2050年までの園芸施設の化石燃料を使用しない施設への完全移行が掲げられております。現在、本県におきましても、施設園芸へのバイオマスボイラーやヒートポンプなどの導入に取り組んでいるところです。こうした取組もアクションプランに位置づけまして、さらなる導入促進を図ってまいります。

カーボンニュートラルの実現に向けましては、幅広く国の施策を活用し、本県の取組を加速していく必要がございます。このため、アクションプランには、この両省に限らず、幅広い分野の国の施策を取り入れまして、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を強化してまいる考えであります。

最後に、新たな土地改良長期計画に対する所見につきましてお尋ねがございました。

今回策定をされました土地改良長期計画は、農業・農村が直面する様々な課題への対応のみならず、コロナ時代の新たな日常やSociety5.0、SDGsといった新しい時代の到来を見据えたものとなっております。また、我が国の農業・農村の目指すべき姿といたしまして、人口減少下で持続的に発展する農業、そして多様な人々が住み続けられる農村を掲げております。

こうした点は、県勢浮揚を目指して取組を進めております産業振興計画あるいは中山間対策など、県の政策の方向性と合致をいたしてございまして、本県の取組を大いに後押しいただけるものと期待をいたしているところでございます。

また、コロナ禍を契機として生まれつつあります新しい人の流れを地方に、特に中山間地域に呼び込むことにつながるものというふうに考えております。そのためにも、国におきましては、議員のお話にありましたとおり、狭義の土



地改良事業のみならず、農業農村整備事業の一層の充実と予算の確保を図っていただきたいというふうに考えております。

県といたしましては、国の事業を積極的に活用いたしまして、各種の施策を総合的かつ効果的に推進し、多様な人が住み続けられる魅力ある農村の実現を目指してまいります。

私からは以上でございます。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) フレイル予防活動についてお尋ねがございました。

県内におけるフレイル予防の取組につきましては、議員からお話のありました東京大学高齢社会総合研究機構のプログラムを活用した住民主体のフレイルチェック活動が、令和元年度から仁淀川町で実施されております。

県では、このフレイルチェック活動を県内全域へ広めていくため、昨年度同機構から講師をお招きし、四万十市をはじめ県内7市町において、県民の皆様などを対象にフレイル予防講演会を実施いたしました。さらに、高知県フレイル予防推進ガイドラインを策定し、県内で取組がスタートできるよう支援してまいりました。

その結果、本年度新たに南国市など3市町において、このフレイルチェック活動の実施が予定されています。一方、国の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施におけるフレイル予防の取組につきましては、令和6年度までに全ての市町村で実施することとされております。

県としましては、今後も引き続き講演会の開催やガイドラインの活用などにより、各市町村での取組を支援してまいります。また、フレイル予防の推進には、住民が主体となった取組が重要であるため、お話のありました指輪つかテストを含めて県広報の積極的な活用などにより、住民の皆様方への普及啓発に一層取り組んでまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) ヤングケアラーの早期発見、早期支援につながる仕組みづくりについてお尋ねがございました。

本来、大人や社会が担うべき家族のケアを日常的に行っている子供、いわゆるヤングケアラーの問題につきましては、子供が安心して健全に成長できる環境づくりの観点から、早期に発見し、早期の支援に適切につながることが重要です。

一方、こうした事案は、家庭内のデリケートな問題であることや、当事者である子供や保護者等の認識が希薄であることなどから、表面化しづらいことが課題となっております。そのため、御提案にあったように、福祉、介護、医療、教育といった様々な分野が制度の枠を超えて連携し、情報を共有することで、潜在化するヤングケアラーやその家族の課題発見につなげることは、大変有効な手法であると考えます。

県としましても、高知版ネウボラの取組を中心に、市町村の母子保健や児童福祉、子育て支援に関する関係機関の連携の強化、特に学校の窓口となるスクールソーシャルワーカーと児童福祉との連携の強化を支援しており、こうした関係機関のネットワークを生かして、ヤングケアラーの把握と課題の解決に向けた取組を支援しているところです。

また、ヤングケアラーの早期発見には、周囲の見守りが重要となりますので、高知県地域福祉支援計画において高齢や障害、子供、生活困窮などの専門機関が一体となった市町村における包括的な支援体制の構築に取り組んでいるところです。あわせて、地域住民や民生委員・児童委員、本県独自の地域福祉の拠点であるあつたかふれあいセンター等による地域の見守りネットワークの強化を進めてまいります。

他方、様々な関係機関が個人情報共有するためには、本人の同意が原則であることから、

同意がないために情報共有が進まず、支援に結びつかないといった課題がございます。こうした中、本年4月に施行された改正社会福祉法により、重層的支援体制整備事業が創設され、法で定めた支援会議の構成員、例えば福祉、保健、教育、生活困窮などの支援機関の代表者に守秘義務をかけることで、本人同意がなくても、問題が疑われるようなケースの情報共有が可能となりました。

今年度は、重層的支援体制整備事業の移行準備に、県内6つの市と町が取り組んでおります。県としましても、この取組を他の市町村に横展開できるように、市町村の地域福祉計画の改定の機会などを通じて積極的に支援するとともに、ヤングケアラーの疑いのある子供や家庭を、福祉、介護、医療、学校等の地域のネットワークで早期発見、早期支援につなげることができるように、市町村と共に取り組んでまいります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○**農業振興部長(杉村充孝君)** 平成22年度の国の農業農村整備事業予算の大幅な削減に伴う本県既存事業への影響についてお尋ねがございました。

平成22年度の国の農業農村整備事業予算は、対前年度比で37%となり、それに伴い本県の農業基盤関連当初予算は、対前年度比47%にまで落ち込みました。このため、既存事業に関しましては圃場整備やため池整備の事業期間が、通常であれば5年程度のものが最大で10年かかりましたし、また新規地区の着手も抑制せざるを得ない状況となり、平成28年度まで事業の執行に影響がありました。

こうした状況を解消するため、国に対しまして予算確保に関する政策提言を繰り返し行ってまいりました。その結果、現在では当初予算と補正予算の総額で削減以前の水準にまで回復しており、それに伴い、本県の継続事業の遅れは

解消され、毎年の事業執行に必要な予算は確保できている状況でございます。

しかしながら、本県は全国と比べて圃場整備が大幅に遅れている状況にあるため、第4期産業振興計画における農業分野の新たな柱に、農業全体を下支えする基盤整備の推進を位置づけ、圃場整備を積極的に推進しております。

また、平成30年7月豪雨を受け対策が強化された、ため池の防災対策や、施設の老朽化に伴う基幹的農業水利施設の長寿命化対策など、今後対策をさらに加速する必要があります。これまで以上に予算の確保が必要となります。加えて、補正予算を活用する場合には、さらなる予算の繰越しができないことから、大規模な工事では工期の確保が困難となり、入札不調が発生するなどの課題も出てきております。

このため、国において農業農村整備事業の当初予算での十分な予算確保をしていただけるよう、引き続き政策提言を行ってまいります。

(林業振興・環境部長中村剛君登壇)

○**林業振興・環境部長(中村剛君)** まず、日高村のエコサイクルセンターの埋立終了時期の見込みと、佐川町の新処分場の整備に係るコスト削減に向けた取組についてお尋ねがございました。

現行施設の埋立終了の時期につきましては、管理、運営を行っている公益財団法人エコサイクル高知が昨年度実施した埋立計画及び廃止計画に係る検討委託事業によりますと、今後の埋立てが新処分場の埋立推計量の年間8,600立方メートルで進む場合は、令和5年8月に満杯となる見込みとなっております。一方、廃石膏ボードのリサイクルが進展し、受入れの量が大幅に減少した令和元年度の実績値、年間約6,000立方メートルで埋立てが進む場合は、さらに1年以上後ろ倒しになることが見込まれております。

また、新処分場のコスト削減に向けた取組に

つきましては、基本設計の内容について、4月以降、実施設計の中で一つずつ丁寧に見直しを行っているところです。この見直しに当たっては、本体工事費のおよそ7割を占める処分場の被覆施設と浸出水処理施設の事業費をいかに圧縮していくかが大きなポイントとなります。

この被覆施設については実際の現地の地形や地質、浸出水処理施設については搬入される廃棄物の種類やその割合などによって、施設の規模や構造が大きく変わってまいります。このため、実施設計の受注業者との協議において詳細な調査を踏まえた数量や仕様の見直しや、複数の専門メーカーへの見積依頼やヒアリングなどによるコスト削減に精力的に取り組んでおります。

これまでの見直し作業の中で、事業費の圧縮に一定の手応えを感じておりますが、安全性をしっかりと確保することを大前提としながら、さらなるコストの削減に向け、可能な限り時間をかけてしっかりと検討を進めてまいります。

次に、再生林の実効性を高めていくための今後の取組についてお尋ねがございました。

産業振興計画においては、持続的な林業・木材産業の経営に必要な森林資源量を考慮いたしまして、再生林の目標面積を約630ヘクタール、率にして70%としております。一方、現状の再生林率は、議員御指摘のとおり、30%台で推移しており、直近の実績値である令和元年度においても36%にとどまっております。このため県では、再生林への補助率を最高95%にかさ上げするとともに、主伐と再生林の一体的な実施やドローンを活用した苗木運搬などのコスト低減に向けた取組への支援を行っております。

また、令和元年度からは6林業事務所ごとに増産・再生林推進協議会を設置し、地域ぐるみでの再生林の促進に取り組んでおります。その結果、新たに掘り起こした再生林面積は、令和

元年度は約16ヘクタール、令和2年度は約63ヘクタールとなるなど、着実に成果が上がってきております。この再生林をさらに推進し、産業振興計画の目標達成につなげていくためには、森林所有者が次への投資意欲を持っていただけるような収益を確保していくことが必要です。

そのため、再生林率が高い県外の優良事例などを調査し、路網の配置や搬出手法など、より効率的な作業方法について、林業関係者の御意見を伺いながら検討してまいります。あわせて、ICT等を活用したスマート林業の推進による流通の効率化などのコスト削減策により、森林所有者への収益還元を高めていきたいと考えております。

また、再生林の実効性を高めるためには、素材生産事業者と造林事業者のマッチングや、造林を行う担い手の育成も必要でございます。このため県は、増産・再生林推進協議会を通じた事業者間のマッチングや、林業大学校での担い手の育成に引き続き取り組んでまいります。市町村におきましても、こうした取組に今まで以上に積極的に関わっていただき、県との強い連携の下、林業・木材産業の活性化を図ってまいります。

(水産振興部長松村晃充君登壇)

○水産振興部長(松村晃充君) まず、改正漁業法における資源の管理対象魚種の数についてお尋ねがございました。

昨年12月に施行された改正漁業法では、水産資源の科学的な調査や評価に基づいて設定された魚種ごとの漁獲可能量によって資源管理を行うこととされております。

漁獲可能量による管理の対象魚種、いわゆるTAC魚種は、お話にありましたように現在8魚種で、アジ、サバ類、クロマグロなどが対象となっております。国は、今後漁獲量の多い魚種を中心に、資源の調査や評価の進捗状況を踏

まえて、令和5年度中を目途に漁獲量ベースで8割がTAC管理の対象となるよう、順次魚種を拡大していくこととされております。

次に、本県に漁獲枠が配分された魚種は何か、また漁獲枠の配分調整などに対する漁業者の声をどのように聞いていくのか、さらには日々の個別漁獲枠の消化の確認についてお尋ねがございました。

本県に漁獲枠が配分されている魚種は、マイワシ、マアジ、サバ類、スルメイカ、サンマ、クロマグロの6魚種となっております。このうち漁獲枠が具体的な数量で配分されているのは、クロマグロのみとなっております。

クロマグロの県内での漁獲量の管理につきましては、県全体で月ごとに漁獲可能量を定めることとしております。各月への配分割合につきましては、過去の漁獲実績を踏まえ、説明会や意見交換会を通じて漁業者の御意見を伺い、漁業者の代表や有識者などで構成される海区漁業調整委員会にお諮りをした上で決定しております。

今後、国はTAC魚種を順次拡大していくこととしており、新たにTAC魚種が追加され、本県に漁獲枠が数量で配分された場合には、クロマグロと同様の手続によって県内での配分を決定していきたいと考えております。その中で、説明会や意見交換会などを通じて、漁業者の声をしっかりと聞きましてまいります。

また、日々の漁獲量の確認につきましては、現状は漁協からのメールやファクスにより随時報告を受け、漁獲枠の管理を行っているところでございます。現在、国において水産資源の評価や管理を適切かつ確実に行うため、全国の漁協や産地市場から直接日々の漁獲データを収集するシステムを構築しております。県もこのシステムを利用することが可能でございますので、今後このシステムを活用し、効率的な漁獲量の

管理を行ってまいります。

最後に、漁業法の改正によりカツオ漁業の資源管理の仕組みが変わったのか、また中西部太平洋まぐろ類委員会でのカツオの漁獲規制強化の進捗状況についてお尋ねがございました。

広い海域を回遊し、複数の国によって漁獲される魚は、国際的な枠組みで資源が管理されており、我が国周辺のカツオやマグロについては、中西部太平洋まぐろ類委員会、WCPFCで資源の評価や管理措置について議論がされております。漁業法の改正後も、カツオはこれまでと同様に、こうした国際的な枠組みで管理が行われているところでございます。

現在のところ、カツオは数量管理は行われておりませんが、WCPFCにおいてカツオ資源が減少したとの評価がなされ、各国に漁獲可能量が割当てをされれば、クロマグロと同様、国内でTACの対象として数量管理が行われることとなります。

また、WCPFCでのカツオの漁獲規制につきましては、国は熱帯域での過剰な漁獲が日本近海への来遊量の減少の原因であるとの認識の下、WCPFCの場で、我が国周辺への十分なカツオの来遊が見込まれる水準に資源管理目標を引き上げるべきと主張をしております。

一方で、WCPFCで多数を占めます太平洋島嶼国は、カツオ資源の状態は良好であり、日本近海のカツオの不漁は熱帯域でのカツオの漁獲とは関係なく、資源管理措置の強化は必要ないとの立場を取っており、我が国の主張が受け入れられていない状況にあります。これらの国の理解を得るためには、科学的知見に基づいた主張を行うことが必要でありますことから、国においては、熱帯域などで標識をつけたカツオを放流し回遊経路を明らかにする調査や、稚魚の分布域の調査などに取り組んでいただいております。



県といたしましても、国と歩調を合わせまして、国が実施する調査への協力を行うなど、引き続き国の国際交渉の後押しを行ってまいります。

○16番（明神健夫君） それぞれ丁寧な御答弁ありがとうございます。

2問目の質問はありませんが、ワクチンの供給不足について要請をしておきます。政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身会長は、接種した人が半分ぐらいになると感染が広がりやすく、集団免疫の効果が出始め、医療体制の負荷も軽減されるのではないかとの見方を示しております。早期の集団免疫効果の発現を目指して、自治体はワクチン接種を加速しておりますので、自治体へのワクチン配分で希望量を大幅に下回ることのないように、また職場接種の一時休止が長期化しないように、全国知事会から政府に緊急提言していただきますことを要請いたしまして、私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（森田英二君） 暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩



午後1時再開

○副議長（加藤漠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

31番上田周五君。

（31番上田周五君登壇）

○31番（上田周五君） 県民の会の上田周五でございます。議長のお許しをいただきました。それでは、県民の会を代表し、通告に従い順次質問いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症でお亡く

なりになられました方々に哀悼の意を表しますとともに、現在この感染症のために入院治療や療養などなされておられる皆様方が、一日も早く御回復されますことを心からお祈り申し上げます。

それでは、観客を入れての開催が決まりました東京オリンピック・パラリンピックについてお聞きいたします。

今月21日、政府、大会組織委員会、東京都などは5者協議を開き、観客数について、全ての会場で定員の50%以内で1万人を上限とすると決めました。メディア各社が今月19日と20日の両日に行った世論調査によると、五輪開催で新型コロナウイルスの感染拡大に不安を感じるは8割に上りました。また、中止が32%、再延期が30%となっています。そして、無観客で行うべきが53%となっています。

また、高知新聞社が今月21日と22日の両日に約300人を対象に行った東京五輪開催に係るアンケート調査では、観客数を制限して開催が23.1%、無観客で開催が26.4%、中止すべきだが42.7%となり、県民の五輪開催への賛否は割れています。ただ、五輪をきっかけとしたコロナ感染拡大を不安視する声が目立っています。

知事は、これまでも感染防止は非常に重要なテーマだとしつつ、一方で社会経済活動をできる限り両立させていかなければならないとの考えの下で、東京五輪の開催には前向きに捉えられています。

そこで、今回国民の日常生活が制約される中、不安が払拭されないまま東京五輪が開催されることになりましたが、このことについて知事の御所見をお聞きいたします。

次に、海外選手の受入れの在り方についてお聞きいたします。東京五輪ウガンダ選手団でコロナ感染が判明し、海外選手の受入れの在り方について、ホストタウンに不安や困惑が広がっ



ています。来月中旬には、週に100を超える選手団が事前合宿のために入国予定となっています。本県は、チェコとシンガポールの選手団約80名を7月11日から30日まで受け入れます。多くの県民が五輪をきっかけとしたコロナ感染拡大を懸念されている中での今回の感染判明であります。ですので、多くの県民はどこに来るのか、感染対策は大丈夫かなど不安視されているものと存じます。

そこで、事前合宿の受入れに係る感染症対策については万全を期すべきだと考えますが、知事にお聞きをいたします。

次に、高齢者向けのワクチン接種について、政府は今年17日自治体の準備状況に関する調査結果を公表し、全国1,741自治体全てが7月末までに接種完了をできると答えたことを明らかにしました。県内でのワクチン接種については、5月中旬時点では7市町村が8月にずれ込むとの見通しを示していましたが、県の応援もあり、1日当たりの接種人数を増やす方向で地元の医療機関と調整できたり、医療機関での受入れ増に加え、一部の集団接種会場で医師を増やすことで接種を加速させたりしたことなどで、全市町村で7月末までに終わられる見通しが立っています。そして、7月からは64歳以下に対象が広がります。

県は、高知市のワクチン接種を支援するため、7月中旬から高知新港で大規模な職場接種を始めます。市内に勤務する教職員や保育士、中小企業の従業員ら約2万人が対象で、1日最大1,200人に接種する計画であります。知事は、教職員や警察官を取っかかりに県全体の接種加速を図っていきたいと述べられています。感染力の強いインド変異株の拡大速度からすれば、さらなる接種のスピードアップは欠かせないものと存じますが、その分、実施主体である市町村の負担が今よりも相当重くなることが予想されま

す。

よって、県には刻々変化する接種状況を見極めつつ、柔軟に市町村への支援策を打ち出してほしいと考えますが、健康政策部長にお聞きをいたします。

次に、高齢者ワクチン接種に関する国及び県の対応についてであります。コロナ危機の究極のリスクは医療崩壊による死者の急増であり、ワクチンの早期接種は医療崩壊を防ぐための最も有効な手段であると考えます。去る4月23日の会見で首相は、希望する高齢者に7月末を念頭に各自治体が2回の接種を終えることができるよう、政府を挙げて取り組むと語りました。国が1つの目標を立てて取り組まれることに異論はございませんが、一方で首相の7月末完了の号令下で、完了が8月以降の予定になるとした県内市町村に対し、ワクチンとは畑違いの総務省職員から直接早期完了を求める電話があり、政府の圧力に違和感があったとする首長もいました。

このように地方分権に逆行するような上意下達のようなことがあってはならないと存じますが、今回の国の対応について健康政策部長にお聞きをいたします。

次に、知事自らがコロナ感染防止を呼びかける重要性についてお聞きをいたします。先月29日は、日本で初めてコロナ感染者が確認されてからちょうど500日となる日でした。この日のNHK四国のニュースでコロナ関連のニュースが流れていました。番組の中で、他の3県の知事は自らその日のコロナ感染状況を説明されました。私は、本県の感染状況がその日も25人確認されており、5日連続で20人を超え、直近7日間の新規感染者数が181人、病床の占有率が68.8%と非常事態を優に超えていること、また県内感染症の第一人者である吉川医師が前日に、変異株は感染力が強く、重症化リスクが高

いウイルスが市中に広がり、感染者数が急カーブで増えている、今後四国他県で起きたような感染拡大があるかもしれないと懸念しているとの指摘もされていたことから、番組を通じて知事自らが注意喚起を促したらよかったのになあと思いました。

今月16日の高知新聞の「声 ひろば」欄に県内在住の方から「知事のコロナ特別声明を」と題し、県民に向かって収束に向けた注意や提案を早急に広く呼びかけられることを期待したいとの投稿があります。先ほどコロナ500日と申し上げましたが、県民は毎日息の詰まるような生活を続けているものと存じます。こうした状況だからこそトップリーダーの一言は相当重みがあり、勇気づけられ、行動変容にもつながっていくものと信じています。

知事には知事のお考えがあらうかと存じますが、先ほどの県民の声にもありますように、コロナ禍が長期化する今だからこそ、もっともっと公共メディアを活用された啓発が必要と考えますが、知事にお聞きをいたします。

この項最後に、営業時間短縮要請協力金についてお聞きいたします。県内における新型コロナウイルス感染症の急拡大を踏まえ、高知市、四万十市において、5月26日から6月8日までの間、また高知市については感染が高止まりしていることから、さらに6月20日まで延長し、飲食店などの事業者に対して営業時間の短縮を要請しています。要請期間中に協力をいただける事業者には、1店舗当たり、四万十市では最大35万円から105万円まで、高知市では最大65万円から195万円までの協力金が支給されます。

支給スケジュール等の予定は、申請受付開始が5月31日、そして高知市の期間延長分は6月14日からであり、協力金の支給開始は6月中旬からになっています。コロナ禍が長期化する中で、飲食業などは厳しい経営環境が続いており、

協力金については、できる限り早期の給付が強く求められています。

今回の県の時短要請に応じた店舗の割合は、高知市が2,478軒のうち2,401軒の96.9%、四万十市が248軒のうち246軒の99.2%となっております。このことは、多くの店舗の協力で新規感染者の減少につながったものと強く認識しています。

そこで、これまでに申請のあった店側に支払った協力金の給付状況及び協力いただいた全ての店舗に協力金が行き渡るよう、制度の周知徹底について商工労働部長にお聞きをいたします。

次に、経済の活性化に関連し、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお聞きいたします。日本世論調査会が昨年11月から12月にかけて実施した全国郵送世論調査結果では、政府が2014年に打ち出した地方創生政策が進んでいるかといった問いに対し、89%が進んでいないと答えています。また、東京一極集中を是正すべきだと思いますかといった問いに対しては、是正すべきだとの回答が79%に上っています。

そうした中、今年1月第1期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標及びKPIの達成状況が示されました。それによると、198の評価項目のうち目標を達成したもの、あるいは目標をほぼ達成したものが140項目あり、達成率は70.7%となっています。このように個別の政策では一定の成果は上がっていますが、一方で人口の社会増減をゼロにする項目及び合計特殊出生率の項目、そして林業や水産業の振興などの項目で十分な進展が見られなかったり、同戦略の開始時と比べて数値を維持できなかったものが見受けられます。

そこで、第1期総合戦略の取組の結果を分析し、市町村や企業、NPOとの連携を一層強化し、第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の成果につなげていくべきだと考えますが、

知事の御所見をお聞きいたします。

次に、経済の活性化の取組で、知事が特に力を入れているのが関西戦略であります。その知事が政策の目玉に掲げられています関西圏との経済連携の強化についてお聞きいたします。本年3月、関西圏と本県との経済連携の方策を総合的に取りまとめた高知県関西・高知経済連携強化戦略が策定されました。本県と大阪をはじめとする兵庫、京都など関西圏とのつながりは、昭和の時代から相当深いものがあると認識しています。製紙業など産業面、観光及び教育面のつながりであります。

今般策定された強化戦略の大きな柱の一つになっているのが万博・I R連携プロジェクトの推進であります。大阪・関西万博やI Rなどの大規模プロジェクトを契機に関西圏を訪れる国内外の観光客をターゲットとして、本県への誘致を促進するとともに、新たに設置されるプロジェクト関連施設への県産品等の外商拡大の取組を進めるというものであります。要するに、本戦略は2025年の大阪・関西万博の開催や大阪I Rの全面開業を見据えた戦略が中心になっているものと認識しています。

ところが、開幕まで4年を切った大阪・関西万博ですが、ここに来てコロナの感染拡大は外国の招請活動に大きな障壁となっています。一昨日の読売新聞によりますと、万博への参加国が目標に達しておらず、政府は今月末までのパビリオン出展申請期限を延長する検討に入ったということであります。また、サテライト会場となる関西各地の自治体の動きを鈍くしたりしています。そして、万博開催中に見込まれている2,820万人の来場者数について、日本国際博覧会協会の事務総長が、コロナの影響が長引けば見直しが必要と言及されています。

さらに、不安材料は、大阪府・市が夢洲地区に誘致を自指すI Rの実施方針案を今年2月に

修正し、全面開業時期を白紙に戻したことであります。このことで、I Rに関しては来場者の見通しも不透明になり、鉄道の延伸投資にも影響が予想されるなど、近畿圏での年間7,600億円の経済波及効果は、当初は目減りしてスタートする公算が大きくなっています。

そこで、全面開業時期が白紙となり、大阪I Rの開業時期が見通せないことなどを考えたとき、強化戦略に影響が出るのは必至だと思いますが、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、大阪高知県人会が解散したことによる関西戦略への影響についてお聞きいたします。関西の主要県人会である大阪高知県人会が先月末をもって解散しました。高齢化で会員数が減る中、昨年からの新型コロナウイルスの影響で総会も開けず、活動が困難になったためだということであります。同県人会は、30年前のピーク時には500人の会員がおり、会員一人一人の人脈などで、本県と大阪を中心とした関西圏との経済活動などにおいて、大きな橋渡し役を担ってきたと強く認識しています。

私も、伊野町役場時代に複数回、県人会の催しに参加したことがあります。その当時を思い出しますと、同県人会の皆様がふるさと高知のことを熱く語られていたことが強く印象に残っています。

そこで、この県人会の解散が、今後の関西戦略を進めていく上で大きな痛手となると考えますが、知事にお聞きをいたします。

次に、デジタル化の推進についてお聞きをいたします。

デジタル化の推進は、菅首相がデジタル社会の実現を政策の柱に据えたこともあり、もともと自治体にとっても重要な政策テーマでありましたが、コロナ禍がその取組を加速させたものと認識しています。本県においては、コロナ禍による社会構造の変化や国のあらゆる分野のデ

デジタル化を推進する方針を踏まえ、行政サービスデジタル化推進計画を、より総合的な高知県デジタル化推進計画としてバージョンアップされました。そして、令和3年度はウイズコロナ、アフターコロナにおける社会構造の変化も見据え、行政分野をはじめ第1次産業分野などのデジタル化に取り組む予算を確保し、スピード感を持って展開していくとされています。

ところで、デジタル化の加速で行政手続や医療機関の診療などでオンライン化が進むと思われませんが、不慣れな県民は生活にも影響が出てくることが予想されます。いわゆるデジタルデバイド、デジタル技術を扱うことができる人とできない人との間に生じる格差の問題であります。内閣府の昨年の調査では、70歳以上の57.9%、60歳代の25.7%がスマホやタブレットを使っておらず、またスマホを使っていない高齢者らは約2,000万人はいると見られています。

県民にあまねくデジタル化の恩恵を施すには、特に高齢者への普及啓発が必要であると思えます。今般策定された高知県デジタル化推進計画においても、県民サービスの向上としてデジタルデバイドへの配慮を掲げています。例えば、県と市町村で構成するデジタル化推進協議会を設け、デジタルデバイド解消に向けた具体的な取組を検討されてはと存じます。

いずれにしても、誰一人取り残さないといった観点から、この課題を克服していかなければならないと考えますが、総務部長の御所見をお聞きいたします。

次に、市町村のデジタル化の支援についてお聞きいたします。今後四、五年間は、新型コロナウイルスの影響で極めて厳しい行財政の運営が見込まれます。そうしたことでデジタル化による行政サービスの効率アップや、事業の選択と集中のさらなる徹底が強く求められています。

デジタル化の推進、特に行政手続のオンライ

ン化など行政分野については、県内市町村と県が歩調を合わせながら取り組まなければならないと存じます。しかしながら、市町村の現状は平成の合併以降、マンパワー不足や財源不足問題など、大変厳しい環境にあります。

そこで、デジタル化を推進する市町村への支援について総務部長の御所見をお聞きいたします。

次に、県庁職員への期待などについてお聞きいたします。

言うまでもなく、民生の安定と県民福祉の向上、そして県勢浮揚の推進力となりますのは、知事を支える3,400人余りの職員であります。コロナ禍の長期化にあつて、県民の県庁に対する見方は以前にも増して厳しさが増しているように感じますし、職員の働き方も随分変わってきたと思います。そして、デジタル化の推進で行政を取り巻く環境も激変するものと予想されます。そうした意味で、今後は県の役割そのものがますます大きくなっていくものと認識しています。

さて、令和3年4月1日時点の知事部局の職員数は3,403人です。うち女性職員は1,177人で、全体の34.6%を占めています。また、令和3年の新規採用職員149名のうち女性職員は71名で、その割合は47.7%となっています。このように今後も女性職員の割合は増加していくことが見込まれます。コロナ収束後の県政の在り方を考えたとき、私は女性職員の活躍が大きな鍵を握っているように感じています。

そこで、女性職員への期待について知事にお聞きをいたします。また、民間企業等で培った経験や能力を生かし、即戦力となり得る社会人経験者である職員への期待についても併せてお聞きいたします。

さらに、近年職員の大量退職に伴い、世代交代の流れが加速化する中、ウイズコロナ、アフ



ターコロナの時代における県庁職員のあるべき姿をどのように描いておられるのか、知事にお聞きをいたします。

次に、ウイズコロナ、アフターコロナの時代における県の行財政運営についてお聞きいたします。

コロナ禍の長期化で日本経済が大きな打撃を被っています。今月8日に発表された2021年1月から3月期の実質GDPは、3四半期ぶりに減少し、2020年10月から12月期に比べて1.0%減、このペースが1年間続くと仮定した年率換算で3.9%減のマイナス成長となっています。市場関係者からは、4月から6月期もマイナス成長になるとの見方が出ています。この先、本格的な景気回復には、ワクチン接種が着実に進むことが鍵になるものと存じます。

こうした状況下で地方自治体の税収は減り、各自治体は財政運営に大変苦慮されています。高知県においても例外でなく、県の税収は令和3年度当初予算ベースで前年度比6.2%減、金額にして41億7,000万円の減となっています。そして、先頃公表された2020年国勢調査結果の速報値で、本県の人口は27年度比で3万6,000人余り減っており、今後の地方交付税の算定にも多分に影響してくるものと存じます。

また、政府の新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残っています。これまでのように国からの手厚い支援も望めない状況ではないかと危惧されます。また、日本世論調査会が昨年11月から12月にかけて実施しました全国郵送世論調査では、人口減で自分が住む市区町村の運営が将来難しくなる可能性を感じると答えた人は53%に上っています。

一方、本県は人口減少が加速化する中においても、課題解決先進県として、経済の活性化、

高齢者や若者世代への対応、南海トラフ地震対策及びインフラの整備と充実、さらに中山間対策などなど避けては通れない課題が山積しております。そんな中で、県民サービスを低下させずに県行財政運営を円滑に進めていくには、周到な準備と相当の覚悟が必要だと存じます。

そこで、ウイズコロナ、アフターコロナの時代の県の行財政運営についてどのようにかじ取りをなさっていくのか、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、新型コロナウイルス収束後の市町村の行財政運営についてお聞きをいたします。県内市町村の地方税収も、県と同様に新型コロナの影響で個人住民税や法人住民税、固定資産税などで減少し、3年度当初予算ベースで前年度比4.2%減、35億5,600万円の減少となっています。また、虎の子である財政調整的基金を取り崩して予算編成する自治体も多く、基金も5年連続で減少しています。

こうしたことから、市町村においても県と同様、今後の行財政運営が相当きつくなるものと存じます。既にそういったことを見据えて、行革に取り組んでいる自治体もあるやに伺っております。

そこで、県として各自治体の財政状況を注視しながら、その運営についてどのように助言、そして支援されていくのか、この項は総務部長にお聞きをいたします。

次に、森林・林業行政についてお聞きいたします。

今年4月、令和2年2月1日に実施された2020年農林業センサス・農林業経営体調査の確報があり、林業分野では経営体数は前回調査に比べて1,246、率にして58.6%の経営体が減少し、882経営体に、また保有山林面積も3万6,020ヘクタール、率にして37.2%が減少し、6万747ヘクタールとなっています。一方、素材生産量は、



森林施業の集約化や生産向上などの取組により2万7,495立方メートル、5.0%増加し、57万2,006立方メートルとなっています。

このような中で、森林・林業行政の第一線に立つ市町村では、林業技術者としての知見及び経験を備えた専門職員が不足しており、人工林が本格的な利用期を迎えている中で、森林の有する多面的機能の発揮に向けた森林整備への取組など課題が山積しています。加えて、平成30年5月に可決、成立し、31年4月に施行された森林経営管理法に基づく森林経営管理制度に係る事務の拡大、及び令和元年度から市町村に譲与されることとなった森林環境譲与税の適切な活用の取組などで、一層マンパワー不足に悩まされているのが現状であります。

森林環境譲与税は使途が法令で定められており、市町村においては、経営管理がされていない杉やヒノキといった人工林の間伐など、森林整備関係や林業の人材育成、担い手対策、そして木材利用、普及啓発に使われることとなっています。そして、令和2年度には県内全市町村へ配分されており、総額は12億900万円余であります。

そこで、県内市町村における森林環境譲与税の使途状況について林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

また、森林環境譲与税は県にも2億1,300万円余が配分されています。県に対しては、市町村の支援に使用するよう定められておりますが、その使途について特に市町村のマンパワー不足に対してどのように活用していくのか、併せて林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

次に、これからの森林・林業行政の進め方についてであります。林業部門が世界農林業センサスに含まれたのは1960年の調査からであります。昭和30年代の前半は、林政が戦後の資源政策から経済政策への転換期に当たり、従来軽視

されがちであった林業生産主体並びに地域林業に対する積極的施策の確立が必要とされ、新たにセンサス方式による林業の生産構造を把握する調査を実施する必要があったからであります。現在でも林業政策について、市町村行政における位置づけが低いと指摘される方がいらっしゃいます。

そのような中、令和3年度の県行政における林業分野では、原木生産の拡大、木材産業のイノベーション、木材利用の拡大、担い手の育成・確保の4本柱により、木材利用の拡大に取り組むとされています。いずれにしても、原木生産の拡大などを進めていくためには、市町村及び林業経営体との緊密な連携が不可欠であります。市町村からは、森林環境譲与税が導入されたから県が市町村を支援するとかではなく、平素から寄り添った林政にしてほしいとの話も聞こえてきます。また、第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標の達成状況を見ても、原木生産量の拡大や林業就業者数増加の項目で未達成となっており、林業分野での県政課題が山積しています。

そこで、そうしたことなどを踏まえて、今後は林業の活性化なくして高知県の活性化なしとの思いを持たれ、森林・林業行政を進めてほしいと考えますが、知事にお聞きをいたします。

次に、高知の子供の貧困対策についてお聞きいたします。

土佐の未来を担う子供たちが心身ともに健全に育ちますよう、よりよい環境を整えるのが私ども大人、そして社会の責任ではないでしょうか。厚生労働省が実施する国民生活基礎調査によれば、日本の子供の貧困率は平成24年に16.3%となり、過去最悪を更新しました。そして、平成27年のそれは13.9%まで改善は見られていますが、約7人に1人の子供が貧困の状態にあり、依然として高い水準にあります。中でも、

子供がいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の貧困率は50.8%と、大人が2人以上の世帯の10.7%と比べ非常に高い水準となっており、独り親家庭の子供たちが経済的に大変厳しい状況にあることがうかがえます。

このような中、本県では平成28年度に高知県子どもの生活実態調査を実施し、生活困難世帯の割合を調査しています。この調査は小学1年生と5年生、中学2年生、そして高校2年生を対象としており、結果は小学5年生が35.9%で最も高く、生活困難世帯の割合は全体で約33%となっています。こうしたことから、県では新たに第2期高知家の子どもの貧困対策推進計画を策定し、厳しい環境にある子供たちへの支援をより一層充実させるため、全庁挙げて取り組んでいます。

さて、第1期計画の指標及び目標の達成状況は、多くの指標で目標値である全国平均または県全体の平均レベルに達するなど、一定の成果は現れています。一方、厳しい環境にある子供たちへの支援策を強化したにもかかわらず、1,000人当たりの小中学校の不登校児童生徒数と刑法犯少年の再非行率が全国平均より高くなっていることが分かりました。

そこで、全国平均よりも高くなっている2つの指標について今後どのように目標値に持っていくのか、その取組について教育長と警察本部長にお聞きをいたします。

次に、ヤングケアラーについてお聞きいたします。午前中の明神議員の質問と重複する部分があるかと存じますけれども、御答弁よろしくお聞きをいたします。

ヤングケアラーとは、法律上の定義はございませんが、大人が担うような家事や家族の世話を日常的に行っている18歳未満の子供をいいます。障害や病気がある親や祖父母、兄弟の世話や家事に追われて学業が滞ったり、体調が悪く

なったりするケースがあるようです。

ヤングケアラーについては、厚生労働省と文部科学省による初の全国実態調査が中学2年と高校2年を対象に、令和2年12月から令和3年1月に実施され、公立中754校と全日制の高校249校、中学生5,558人と高校生7,407人から回答がありました。その結果、中学2年生が5.7%で約17人に1人、高校2年生が4.1%、約24人に1人いたことが分かりました。クラスに1人ないし2人いる計算で、うち二、三割が父母を世話し、理由は身体障害が多く、厚労省の担当者は予想以上に多いとしています。

ヤングケアラーは、学業や進路への影響だけでなく、同世代からの孤立を招くとも指摘されています。こうしたことから、独自の実態調査に乗り出した自治体も出てきました。厚生労働省と文部科学省では、福祉につなぐ仕組みを整理し、先月相談窓口拡充など支援策をまとめられたところです。

そこで、ヤングケアラーについて、日本一の健康長寿県づくりを進める中で、県内の実態把握に努めるとともに、課題意識を持って取り組むべきと考えますが、子ども・福祉政策部長の御所見をお聞きいたします。

次に、無形の文化の継承についてお聞きいたします。

笛や太鼓に合わせ、鬼の面や豪華な衣装を身につけた舞い手が華やかに舞う仁淀川町池川地区の神楽は、国指定の重要無形民俗文化財として歴史がある伝統芸能であり、しかも地域住民の生活の一部となっています。その池川神楽が地域の高齢化や過疎化に加え、コロナ禍で深刻な影響を受けています。池川神楽保存会の馬話さんは、例年数回あった町内外での奉納や公演がコロナ禍で昨年は1回のみとなった、町から補助金は頂いているが運営費が足りない状況だ、また一番の課題は会員の確保ですと今後の活動

を不安視されています。

県内では、7つの市町で9つの神楽が土佐の神楽として国の重要無形民俗文化財に指定されていますが、活動の状況は池川神楽と同様に厳しいものがあるかと存じます。神楽には不思議な魅力があり、根強いファンが相当います。毎年秋に行われています高知城秋のお城まつりや新年に県立美術館能楽堂で披露されます神楽には、1,000人近い聴衆が集まります。

さて、本県では平成29年3月新たに高知県文化芸術振興ビジョンを策定し、その基本方針に、地域固有の伝統芸能などがさらに活用されるよう具体的施策が明記されています。

このような中、本年4月16日無形文化財と無形民俗文化財に、既存の指定制度より基準が緩やかな登録制度を新設する改正文化財保護法が参議院本会議で可決、成立しました。担い手不足やコロナウイルスの影響による活動の制約で、継承が危ぶまれる地域の祭りや郷土料理など幅広く保護対象とし、保存、活用を図るもので、今月14日に施行されています。文化庁は具体的な基準を詰め、本年度内に数件程度の登録をする意向であります。今回の無形文化財登録制新設は、文化財の知名度を高め、新型コロナウイルスの感染拡大や後継者不足に悩む様々な文化活動の後押しになるものと期待されています。

そこで、無形の文化財を後押しするため新設された登録制度をきっかけに、県として神楽など地域固有の文化継承及び活用について今後どのように取り組んでいくのか、文化芸術振興ビジョンを所管する文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

次に、茶業及びお茶の文化の振興についてお聞きをいたします。

今から1,200年以上前に中国から伝えられたお茶は、長い歳月を経て日常生活に定着し、日本人の生活と文化にとって不可欠な存在となって

います。さて、お茶の振興に関しては、国において平成23年にお茶の振興に関する法律が定められています。この法律は、茶業及びお茶の文化の振興を図るため、お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進並びにお茶の輸出の促進に関する措置、さらにお茶の伝統に関する知識等の普及の措置等を講じ、もって茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与することを目的としております。

法律の第2条第1項は、「農林水産大臣は、お茶の生産、加工又は販売の事業及びお茶の文化の振興に関する基本方針を定めるものとする。」と規定されています。こうしたことから、農林水産省は茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針を令和2年4月に策定しています。また、法律の第3条第1項は、「都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における茶業及びお茶の文化の振興に関する計画を定めるよう努めなければならない。」として、都道府県に努力義務を求めています。

そこで、本県はこの法律に基づく振興計画を策定されているのか、未策定なら策定の予定はあるのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、茶業の振興についてお聞きをいたします。土佐茶は、本県中山間地域において重要な基幹作物として栽培されています。茶業の振興なくして中山間地域の活性化なしと言っても言い過ぎではないと存じます。

しかしながら、土佐茶の現状は、ペットボトル飲料やティーバッグ消費の拡大など、消費者ニーズの多様化で煎茶の消費量が減少していることから、平成12年以降荒茶価格は下落しています。また、平成16年にお茶で原料原産地の表示が義務づけられ、主に静岡茶のブレンドに使われていた土佐茶の価格はさらに低下したこともあって、生産量、栽培面積が急激に減少して

きました。

それを受けて県では、産業振興計画に土佐茶の振興を位置づけて荒茶での出荷が主体であったものを、付加価値をつけた仕上げ茶販売を強化することで、生産者の所得向上を図ってきましたが、生産者の高齢化による放棄茶園の増加、茶樹の高樹齢化による樹勢低下など、今後の生産の維持が懸念されます。

そこで、こうした現状で、今後の茶業を振興する上での施策の展開について農業振興部長にお聞きをいたします。

この項最後に、お茶の文化の振興についてお聞きをいたします。土佐茶を振興していくためには、生産と販売の強化とともに、お茶の文化に関する理解を深める取組が重要であると存じます。県内には表千家同門会の高知県支部など茶道に携わる県民の皆様が多くいます。そして、お茶の文化への理解を深めようと小中学校に向き、児童生徒にお茶やお茶の文化に触れる機会を提供されている方々もおられ、さらに自治体などが実施されます文化祭や健康まつりなどのイベントへ積極的に参加し、お茶の文化や魅力を広められている方々もたくさんおります。

そこで、お茶の文化の振興のために今後どういった取組を実施していくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

最後に、仁淀川流域の観光政策についてお聞きいたします。

高知県の観光振興につきましては、ワクチン接種が行き渡り、全国の感染状況が落ち着きを見せるようになれば、すぐさま本県の観光需要の回復が図れますよう、これまでの取組を一段と強化しておくことが重要かと存じます。本県の観光振興は、県内6つの広域圏で展開されている地域観光が大きなウエートを占めているものと思っています。その一翼を担っているのが仁淀川広域観光ではないでしょうか。最近人気

急上昇中なのが、日本一の水質を誇り、仁淀ブルーの愛称で親しまれ、奇跡の清流の異名を持つ仁淀川であります。コロナ禍が長期化する中でも、アウトドア活動にはもってこいの場所であり、今年のゴールデンウィーク期間中も流域の観光スポットでは多くの県内外の観光客でにぎわいを見せていました。

それに拍車をかけるのではないかと期待されているのが、来月16日公開予定の細田守監督のアニメ映画竜とそばかすの姫であります。映画の劇中に仁淀川流域が登場するため、映画封切り直後から聖地巡礼による観光客がどっと押し寄せることが予想されています。配給会社のお話では、過去の細田監督作品で聖地巡礼となっている自治体では、数年間に及ぶ観光客数の増加の実績があっているということでもあります。

一方、迎え入れる地元自治体の状況ですが、観光客の増加により仁淀ブルーのブランド力のアップやコンテンツツーリズムによる経済効果が期待されますが、同時に私有地への無断立入りや周辺道路の混雑、そして違法駐車や騒音などといった問題が心配されます。

こうしたことから、関係自治体では地元住民の生活を守った上で、観光客に気持ちよく楽しんでいただくよう、聖地となる地域周辺の整備の強化や、聖地までの送迎を行うことなどの対応を検討されています。また、聖地への中心的なアクセス道となる県道伊野仁淀線の早急な整備も求めています。

そこで、アニメ映画竜とそばかすの姫聖地巡礼による仁淀川流域の地域観光振興を考えたとき、県としてソフト・ハード面にわたる力強い支援が必要だと考えますが、観光振興部長及び土木部長にお聞きをいたしまして、私の1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 上田議員の御質問にお答



えをいたします。

まず、東京オリンピック・パラリンピックの開催についてお尋ねがございました。

国民の皆さんには、大会の開催によります新型コロナウイルスの感染拡大への不安の声が多いことは承知をいたしております。しかし、私は感染症対策と社会経済活動は二者択一ということではなく、いかにその両立を図るかということが重要であるというふうに考えております。オリンピック・パラリンピックも、その大きな命題の一つだというふうに受け止めているところでもあります。感染症対策を徹底し、全ての参加者や国民にとりまして、安全で安心な大会が開催できることを期待いたしております。不安払拭のために、できる限りの準備を進めていただくことが必要だというふうに考えている次第です。

大会組織委員会は、具体的には全ての会場で観客数を制限すると同時に、今後の感染状況に応じまして、無観客も含めた対応を検討するというふうにいたしております。また、観客向けのガイドラインを作成され、会場内でのマスクの常時着用、大声での応援の禁止の徹底、会場への直行、直帰など様々な協力を求めておられます。さらに、参加者が遵守すべき行動ルールを強化すると同時に、ルールに違反した選手などへの制裁措置を明確にするということなど、専門家の科学的知見に基づく対策も新たに示されているところでございます。

こうした大会運営に当たってのルールを徹底し、国内外の関係者が感染症対策に協力をして対応するということによりまして、安全で安心な大会の開催につなげていただくということを中心から期待いたしております。

次に、事前合宿の受入りに係ります感染症対策につきましてお尋ねがございました。

本県では、チェコ共和国、そしてシンガポ

ル共和国の2か国から、陸上、水泳などの5競技の選手団を、南国市、高知市、須崎市で受け入れることとなっております。合宿期間中の感染症対策といたしましては、入国時には選手団全員がスクリーニング検査を受けますとともに、空港内は一般の方とは分離した方法で移動するということとされております。

また、県内におきましては、期間中毎日スクリーニング検査を行いますとともに、専用車両での移動、宿泊施設のフロアや練習会場の貸切りなど、一般の方とは接触をしないように、動線を分ける形で行動いたします。陽性者が出た場合には、保健所の指示に従いまして、症状に応じて宿泊療養施設などへの隔離あるいは感染症指定医療機関への入院といった形などで、一般の方と同様の対応をするということとされております。

こうした対策を確実に実施いたしますため、受入れ自治体、宿泊施設、練習施設などで構成をいたします東京オリンピック事前合宿2021受入連絡協議会におきまして詳細な対応について確認をし、準備を進めているところであります。受入れ対応に当たるスタッフには、選手などとの一定の接触がございますので、接触度合いに応じて定期的にスクリーニングの検査を実施いたします。これら受入れ側の関係者の皆様には御負担をおかけいたしますので、県としてもしっかりサポートさせていただきたいというふうに考えております。

選手や関係者、また県民の皆さんにとって安心・安全な受入れができますように、受入れマニュアルに基づきまして、しっかりとした感染症対策を講じるなど、万全を期してまいりたいと考えております。

次に、公共メディアを活用いたしました新型コロナウイルス対策の啓発についてお尋ねがございました。



県におきましては、昨年2月に高知県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。それ以来これまでおおよそ一月に2回のペースで本部会議を開催してまいりました。本部会議におきましては、県内の感染状況に応じました県の対応方針や、感染拡大防止に向けました県民の皆さんあるいは事業者の皆様への協力要請の内容などを決定いたしているところでございます。

この本部で決定いたしました方針あるいは県民の皆様へのメッセージにつきましては、この本部会議の場で、私自ら県民の皆様にもマスメディアを通じて発信をしてまいりました。ちょうど昨日も都合26回目となります本部会議を開催いたしまして、県内の感染状況も踏まえ、ワクチン接種後に注意をいただきたい点なども含めまして、私のメッセージとしてお伝えをいたしたところであります。

また、県民の皆様への注意喚起が特に必要であると判断をいたしました場合には、臨時の記者会見を行うといった形で、様々な場におきまして自ら情報発信に努めてまいったつもりでございます。こうしたマスメディアを通じた情報発信に加えまして、動画配信やSNSの活用、県のホームページへの掲載など、幅広く啓発を行っているところでございます。

今後につきましても、正確で分かりやすい情報発信に意を用いながら、県民の皆様と心をつなげて、この対策を前に進めていけるようなメッセージを、時宜を捉えて発信をしてまいりたいと考えております。

次に、経済の活性化に関連をいたしまして、第1期総合戦略の結果分析と市町村などとの連携強化によりまして、第2期の戦略の成果につなげるということにつきましてお尋ねがございました。

本県の経済は、人口減少下におきましても拡

大をする経済へと構造転換を果たしつつあるということなど、経済成長の面におきましては、第1期戦略において成果を出してきたというふうに考えています。一方で、議員から御指摘がございましたように、例えば社会増減の均衡でございましてとか合計特殊出生率といった、目標を達成するに至らなかった項目もございまして。

このため、第2期の戦略におきましては、さらなる若者の定着、増加と出生率の向上に向けて、施策を強化いたしますとともに、今年の3月には戦略の改定も行ったところでございます。

こうした戦略による取組を進めます上では、新たな統計データなどを踏まえまして、随時検証や見直しを行うといったことなどで、迅速に対応していくということが重要であります。そのため、今後も引き続き市町村、企業、NPOといった関係の皆様との連携を一層強化いたしまして、目指すべき方向、進捗状況を共有いたしますとともに、課題の洗い出しにも取り組んでまいります。

また、9月に開催を予定しております総合戦略推進委員会におきましては、これまでの現状分析あるいは課題などを御報告させていただきまして、委員の方々から様々な御意見を頂戴して、今後の方向を検討してまいりたいと考えております。

こうした取組を通じて、各施策の実効性が高まりますような対策を講じていくということによりまして、各施策の目標が達成をできるように全力で取り組んでまいります。

次に、大阪IRの開業時期が関西戦略に及ぼす影響についてお尋ねがございました。

関西戦略につきましましては、大阪・関西万博あるいは大阪IRなどの大規模プロジェクトを契機として、関西圏の経済活力が高まりを見せていると。これを踏まえまして、本県の経済の活性化につなげるという考え方で策定をいたして

おります。具体的には、1つには観光推進、2つには食品等の外商拡大、3つには万博・IR連携の3つのプロジェクトで構成をいたしております。

観光推進プロジェクトにおきましては、大阪観光局と連携し、コロナ収束後の国内外の観光客の誘致に向けまして、関西圏での観光PR、そして関西と高知を結ぶ新たな観光ルートの開発などを進めております。

また、食品等外商拡大プロジェクトにおきましては、大阪市の中心部におきます大規模な再開発をターゲットとした外商活動あるいはコロナ禍におきましても販売が堅調であります地域の量販店などへの販路開拓に取り組んでいるところでございます。

さらに、万博・IR連携プロジェクトにおきましては、万博の開催あるいはIRの開業を契機といたしまして、観光誘客の推進あるいは県産品などの外商拡大につなげていくというような中身となっております。

このうち、議員からお話ございましたように、大阪IRに関しましては、開業時期あるいは全体規模に関して一部不透明な部分も出てまいっております。一方で、大阪府、大阪市におきましては、来年4月の区域整備計画の認定の申請に向けて、本年9月には実施事業者を決定する予定であるということ公表されております。このため、現在準備状況などの情報収集に努めているところでございまして、県産品の活用に向けた営業活動においても、時期を逸することなく進めてまいりたいと考えております。

こうした3つのプロジェクトを積極的に推進していくということで、着実に関西圏の経済活力を本県に取り込みまして、県勢の浮揚につなげてまいりたいと考えております。

次に、大阪高知県人会解散によります関西戦略への影響についてお尋ねがございました。

この関西戦略をスタートさせた矢先ということだけに、今回の解散は大変残念でございます。ただ、京都をはじめといたします5つの県人会と、これらの連合組織であります近畿連合会は、引き続き活動を続けられております。このほかにも、市町村ごとの出身者で構成をされますふるさと会あるいは学校単位の校友会など、様々なネットワークが関西方面にはございます。また、県の大阪事務所をはじめといたしまして各産業振興に関わる部局では、関西のキーマンとなる方々とのネットワークを構築いたしまして、各分野において様々な御支援、御協力をいただいております。

さらに、今回の戦略を策定する過程におきましても、アドバイザーの皆様からの紹介によりまして、在阪の領事館の方々あるいは関西経済界の方々との新たなネットワークも生まれているところでございます。こうしたネットワークに加えまして、市町村が独自でお持ちの人脈も共有をさせていただくということなど、市町村とのより一層の連携を図りまして、関西戦略の実効性を高めてまいりたいと考えております。

次に、県庁の女性職員あるいは社会人経験のある職員への期待についてお尋ねがございました。

まず、女性職員につきましては、知事部局におきます女性職員の割合は直近10年間で約6ポイント増加をいたしております。県勢浮揚に向けました各施策を進める上で、女性職員が活躍する機会は年々高まっておりまして、その能力が様々な場面で発揮されることは、県として大変重要だというふうに考えております。

本年4月には、女性の管理職の占める割合につきまして目標値を引上げいたしました。以前の10%以上という目標から大幅に引き上げまして、令和7年度に18%以上という高い数値を設定いたしました。その上で、本年度の課長補佐

級の新任研修におきましては、私自身が女性職員のキャリアアップについて呼びかけを行うといった形で、活躍を後押ししようということで取り組んでおります。女性職員の皆さんが県勢浮揚に向けました大きな推進力となることを期待いたしているところでございます。

次に、社会人経験のある職員につきましては、民間企業などで培った多様な能力を持つ人材の確保を目的として、平成20年度から社会人経験者を対象とした採用試験を実施してまいりまして、累計で245名を採用いたしております。即戦力としての活躍あるいは外部からの人材が加わることによります組織の活性化、こういったことを期待いたしております。デジタル化やグリーン化といった新たな課題にスピード感を持って取り組むというためにも、こうした職員の活用を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

社会が多様化する中で、変化に対応し、組織として創造性を高めていくためには、多様な人材が活躍する組織であるということが大事であるというふうに考えております。今後とも女性職員や社会人経験者を含めまして、全ての職員がその能力を最大限に発揮できますように、職場の環境づくり、人材育成、適材適所の人材配置、こういったことに努めてまいりたいと考えております。

次に、ウイズコロナ、アフターコロナ時代におきます県の職員のあるべき姿はどうかというお尋ねがございました。

今回の感染症は、我々に大変厳しい試練を与える一方で、デジタル技術を活用いたしました柔軟な働き方あるいは環境問題への意識の高まりなど、未来に向けた変化が大きく動き始めているということではないかと考えます。県といたしましても、今後も感染症対策には万全を期しながら、こうした社会の大きな変化にスピー

ド感を持って、そして果敢に対応していくということ、そして各施策をさらに進化させていく必要があるというふうに考えているところでございます。

そのためには、まずは職員一人一人が、課題に対しまして真正面から立ち向かっていく姿勢を持つことが重要であると考えます。その上で、アンテナを高く広く張りまして、社会の動きを見極めながら、県民の皆さんがどう考え何を求めているのか、そういった点について想像力を働かせて、先手先手を打っていくといったことが大事ではないかと思えます。あわせまして、デジタル化などの時代の潮流を捉えまして新たな取組に果敢に挑戦をしていくということが職員に求められているということ、こういったことを常に意識していただきたいというふうに考えております。

職員の皆さんには、こうした姿勢を取りながら各政策を進化させていくということ、そしてその成果を県民の皆様の実感していただけるように、私と共に全力で取り組んでもらいたいというふうに考えているところであります。

次に、県の行財政運営のかじ取りはどうかというお尋ねがございました。

ウイズコロナ、アフターコロナ時代におきまして、時代の潮流のキーワードは、1つにはデジタル化、2つにはグリーン化、3つにはグローバル化ということを考えなければいけないというふうに思っております。そのために、今年度はこの3つの視点を踏まえまして、従来から行っております5つの基本政策、そして3つの横断的な政策の内容を強化しているところでございます。まずは、これらに全力で取り組むことによりまして、具体的な成果につなげることができるよう努力をしてまいります。

また、このような県勢浮揚に必要な施策を着実に実行していくためには、安定的な財源の確

保などによりまして、県財政の持続可能性を図っていくということも大変重要だと考えております。このためには、引き続き国の有利な財源を積極的に活用していくということのほかに、事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底するといったことによりまして、マンパワーと財源の確保に取り組んでまいります。

さらに、本県の財政運営は国の動向などに大きく左右をされる傾向がございます。税収への影響などを注視しながら、全国知事会などと連携をいたしまして、国に対し地方交付税などの財源確保について提言をしております。

このような取組を通じまして財源の確保を図りますとともに、新しい時代におきます経済や社会の構造変化に速やかに対応し、私自身が先頭に立って県勢の浮揚に取り組んでまいり所存であります。

最後に、森林・林業行政についてお尋ねがございました。

本県は森林率が全国1位の84%、そして中山間地域の割合が93%という状況にあります。こうした高知県が持続的な成長を実現いたすためには、中山間地域の豊かな森林資源を最大限に生かしました林業の振興が必要不可欠であるというのは、御指摘のとおりだと考えております。まさに、林業の振興なくして中山間地域の再生なし、中山間の再生なくして高知県の活性化なしとの強い思いの下で、林業振興に取り組んでまいったところでございます。

産業振興計画におきましては、林業振興を施策の柱として位置づけ、これまで構築をしてきました川上から川下までの仕組みを生かしまして、木材生産・流通の最適化を目指した取組を進めております。また、未来の林業を担います人材の育成・確保や施業の効率化、労働環境の改善に向けましたスマート林業にも取り組んでいるところであります。

こうした取組の結果、原木の生産量で見ますと、第1期の計画を策定したときに比べまして1.5倍に増加をするということになってございますし、林業就業者数につきましても、全体の人口減少が進む中で若干の増という結果となっております。

一方で、計画で掲げております、山で若者が働く全国有数の国産材産地を実現していくためには、乗り越えるべき課題もまだまだ数多くあるというふうに認識しております。新規就業者の確保、原木のさらなる増産でございますとか、再造林の推進などの取組をさらに強化いたしまして、国の交付金も活用し、実効性の高い施策をスピード感を持って実行していく必要があると考えております。

このため、改めまして林業振興を県の産業政策の中心に位置づけ、市町村や森林組合、関係団体の皆さんと共に一丸となって全力で取り組んでまいり覚悟であります。

私からは以上でございます。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、ワクチン接種における市町村への支援策についてお尋ねがありました。

県ではワクチン接種推進監と同推進室を設置し、市町村担当者だけでなく、市町村長とも情報交換を密に行ってまいりました。その中で、現在市町村から寄せられている要望の多くはワクチンの供給量の確保でございます。これは、市町村における接種スピードが加速される一方で、7月以降のワクチンの供給量が全国的に6月までの約7割に減少するなど、現場の需要に国の供給が追いつかない状況になりつつあるものと受け止めております。

このため、県としても危機感を持った対応が必要と考えており、全国知事会を通じて現場のスケジュールに合わせたワクチン供給を求めて



おり、先週金曜日には知事会として国への緊急申入れが行われたところでございます。今後も市町村と連携しながら、速やかなワクチン接種に向けて努めてまいります。

次に、高齢者へのワクチン接種に関する国の対応についてお尋ねがありました。

ワクチン接種を希望される高齢者の7月末完了を目指して、国においてはワクチンの供給時期の提示を一定前倒しするとともに、時間外、休日の接種費用の上乗せなどの措置が講じられております。お話にもありました総務省職員からの連絡については、そうした一連の措置の周知と併せて、接種計画の前倒しに向けた現場の課題の聞き取りが行われたものと理解いたしております。

本県からも市町村に7月末の完了に向けた課題をお伺いし、医療従事者の確保をはじめ、市町村と連携し諸課題の解消に努め、高齢者の接種については一定めどが立ったと考えております。

希望される方への接種をできるだけ速やかに行うことは、国や我々地方公共団体の責務と考えますが、今回の高齢者の7月末完了の方針は、既に8月以降の完了を予定した市町村にとっては難しい調整が必要になったと、県としても支援をしないといけないなというような思いを感じておりました。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

**○商工労働部長(松岡孝和君)** 営業時間短縮要請協力金の給付状況と制度の周知徹底についてお尋ねがございました。

このたびの営業時間短縮要請につきましても多くの事業者の皆様にご協力いただき、心から感謝しているところです。まず、給付状況については、現段階では延べ2,561件の申請を受理しているところです。これに対しまして、6月11日から給付を開始し、これまでの給付件数は883

件、支給額は約3億3,300万円となっております。

次に、周知の徹底につきましては、ホームページや新聞広告による情報発信に加え、市町村、商工会、商工会議所、金融機関などに情報をお届けいただくようお願いもしているところです。加えまして、今回は食品衛生法による飲食店の営業許可を基に、高知市、四万十市の全ての営業所に対しダイレクトメールを送付し、本制度の周知に努めたところです。

なお、それでも伝わらない場合も想定されますので、今後テレビ、ラジオで定期的な広報も行っております。引き続き、周知の徹底と迅速な支給に努めてまいります。

(総務部長徳重覚君登壇)

**○総務部長(徳重覚君)** まず、デジタルディバイドの課題の克服についてお尋ねがございました。

高齢者が多い本県においては、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を進めていく上で、デジタル技術に不慣れな高齢者への支援が不可欠であると考えております。そのため、本年3月にバージョンアップしたデジタル化推進計画では、デジタルディバイド対策によってデジタル技術の利用拡大を図ることとしており、本年度は、高齢者等を対象としたスマホ教室を開催する国の事業を活用することとしております。

お話にございました市町村との連携につきましては、昨年度立ち上げた県と市町村で構成するデジタル化推進ワーキンググループで、先進事例の紹介や、複数の市町村間で共通する課題の解決などに引き続き取り組んでまいります。今後ともデジタルディバイドの解消のため、携帯電話会社などの通信事業者や市町村とも連携を深め、取組を進めてまいります。

次に、デジタル化を推進する市町村への支援についてお尋ねがございました。



県民生活において最も身近な行政主体である市町村の行政サービスにおいてデジタル化に取り組むことにより、県民の利便性向上を図る意義は大きいと感じております。行政手続のオンライン化に当たっては、導入・運営コストの軽減と、デジタル人材の確保と育成の両面が課題となっていると考えております。

このため、導入・運営コストの軽減につきましては、本年度から県の電子申請システムを市町村と共同利用することとしており、8月に7市町村、10月には15市町村が開始する予定でございます。残る市町村についても、来年度以降の開始に向けて支援してまいります。

また、デジタル人材の確保と育成につきましては、今年度改編したデジタル政策課に市町村支援のための専門チームを新たに設けており、国の事業も活用しながら、市町村ごとにきめ細やかな支援を行ってまいります。

最後に、新型コロナウイルス感染症収束後の市町村の行財政運営について、県としてどのように助言、支援していくのかについてお尋ねがございました。

県内市町村の令和3年度当初予算では、新型コロナウイルス感染症の影響により税収が減少した一方、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の増により、一般財源総額では前年度並みの水準を確保できております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、県内市町村の財政調整的基金は近年減少傾向にございます。また、今後は新型コロナウイルス収束後を見据え、デジタル化の推進をはじめとする様々な課題への取組が求められる中で、財政面では南海トラフ地震対策などによる公債費の上昇や、人口減少に伴う税収等の減少といった厳しい状況が見込まれます。

このような市町村の行財政運営を支援していくに当たっては、各市町村の実情を的確に把握

し、個別の状況に応じた的確な対応をしていくことが重要であり、昨年度は各市町村への訪問やヒアリング等の様々な機会を設けてきました。

今後も、各市町村の課題や状況を把握するとともに、国や県からの補助金の効果的な活用や、より有利な交付税措置のある地方債の紹介といった助言に引き続き取り組んでまいります。加えて、財政指標の分析に基づき、課題が見えてきた市町村に対する早期の助言を行うなど、より丁寧な支援を心がけてまいります。

(林業振興・環境部長中村剛君登壇)

○林業振興・環境部長(中村剛君) まず、県内市町村における森林環境譲与税の使途状況についてお尋ねがございました。

市町村に配分される森林環境譲与税の使途は、御指摘のように大きく3つ、1つには森林経営管理制度に基づく森林整備、2つには人材育成、担い手の確保、3つには木材利用の促進や普及啓発等の費用に充てることとされております。

先日、国が実施した森林環境譲与税に関する市町村の令和2年度の決算状況調査によりますと、まず森林整備に関しましては31の市町村が譲与税を活用し、森林経営管理制度に基づく森林所有者の意向調査の実施や、間伐など施業の実施に取り組んでおります。

また、人材育成、担い手の確保に関しましては、12の市町村が地域の林業後継者や林業就業者を育成するための研修の開催や、事業者の新規就業者に対する助成などに取り組んでおります。

3つ目の木材利用の促進や普及啓発等に関しましては、13の市町村が公共施設の内装の木質化や木製品の配布、普及啓発イベントの開催などに取り組んでおります。また、このほか将来の森林整備に備えた基金の積立でも32の市町村で行われております。

次に、県に配分された森林環境譲与税の用途について、市町村の支援、特に市町村のマンパワー不足に対する活用方法についてお尋ねがございました。

市町村では林務担当者が他の業務を兼務していることが多く、議員御指摘のとおり、マンパワー不足が森林経営管理制度などを推進していく上での課題の一つと認識しております。こうした中、県としましては、市町村職員に対するサポート体制の構築、林業に関する業務の習得支援、意向調査等に係る業務の効率化支援が重要と考えており、森林環境譲与税を活用した様々な取組を進めております。

まず、サポート体制の構築につきましては、制度の始まった令和元年度から本庁と林業事務所で構成する支援チームや、林業事務所単位のワーキンググループを設置いたしました。この中に、専任の会計年度任用職員を新たに配置するなど、市町村が制度を運用する際の課題の把握や意向調査の実施などの支援を行っています。

また、林業に関する業務の習得支援につきましては、市町村職員向けの研修会を開催し、森林計画制度等の基礎的知識を学ぶ座学研修や、ドローンを活用した森林調査などの現地研修を行っています。

意向調査等に係る業務の効率化支援につきましては、航空レーザ計測データを基にした地形や森林資源の情報を整備し、市町村と共有化することで、市町村職員が机上で森林情報を把握できるよう取り組んでいるところでございます。

今後も市町村のマンパワー不足に対応できるよう、市町村の御意見も伺いながら、森林環境譲与税を活用した効果的な市町村支援に取り組んでまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) 1,000人当たりの小中学校の不登校児童生徒数の指標について、目標値

に向けた取組についてお尋ねがございました。

小中学校の不登校出現率は、平成25年度から全国、高知県ともに増加傾向が続いております。高知県の1,000人当たりの不登校児童生徒の割合は、全国平均に比べて3から4ポイント高い状態となっております。本県の特徴としましては、特に不登校の新規発生率が高く、未然防止と初期対応の充実を図る必要があり、学校と市町村の教育支援センター、そして県の心の教育センターでの重層的な支援体制の強化を図ってまいりました。

加えて、令和2年度より全ての小中学校に組織的な不登校対策の中心的な役割を担う教員を職務として位置づけ、そのうち不登校出現率が高い20校には専任の教員を配置しました。こうした体制により、学校では校務支援システムによる不登校の兆しの早期発見や、スクールカウンセラーなどの専門的な知見を活用した校内支援会の充実が図られてきました。

特に、専任の教員を配置しました小学校では、学級担任による個別対応であったものが、専任の教員を中心として、兆しの見られる子供への対応が徹底され、組織的な未然防止の取組により新規発生率を減少させた学校が多く見られてきました。今後、これらの成果を取りまとめ、校長会などを通じて県内の小中学校へ展開をしてまいります。

また、登校ができて教室に入りづらい子供の対応として、本年度から4中学校をモデル校とし、校内の空き教室を活用してコーディネーターの教員が常駐し、不登校が本格化、長期化しないための初期における支援や個別最適な学びの実現に取り組んでおります。あわせて、登校することが困難な子供の学習機会の確保に向けて、市町村の教育支援センターと連携し、タブレット端末を活用した効果的な自主学习など、自立支援に向けた研究を進めております。

このような未然防止、初期対応、自立支援の各段階で必要とされる不登校対策を推進することで、令和5年度末までの本県の取組指標としている不登校出現率全国平均以下を目指してまいります。

(警察本部長熊坂隆君登壇)

○警察本部長(熊坂隆君) 刑法犯少年の再非行率について、目標値に向けた今後の取組についてお尋ねがありました。

県警察では、平成25年から知事部局、県教育委員会と連携した少年非行防止対策、高知家の子ども見守りプランを推進しており、その中で刑法犯少年の再非行防止に取り組んでおります。同プランが開始された平成25年に県警察が刑法犯で検挙、補導した少年は518人ですが、令和2年の刑法犯少年は128人で、75.3%の減少となっております。また、平成25年の再非行少年は207人、再非行率は40%でしたが、令和2年の再非行少年は40人、再非行率は31.3%といずれも減少しております。

少年が非行を繰り返す要因は、少年自身の性格や家庭環境、交友関係など様々であり、今後さらに再非行少年を減少させるための取組の一つとして、少年サポートセンターによる非行少年や不登校児童などの少年一人一人に応じた立ち直り支援活動を続けております。また、各警察署では、万引きなどで対応した少年やその保護者に対して助言や指導を行う再非行防止サポート面接を実施し、継続した補導活動に努めております。これらの取組によりまして少年たちが抱える非行の要因を解消し、引き続き再非行少年の人数も減少させてまいりたいと考えております。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) ヤングケアラーの県内の実態把握に努め、課題意識を持って取り組むべきとのお尋ねがございました。

心身の健やかな成長と発達が重要な時期にある子供たちが、大人や社会が担うべき家族のケアのために重い責任や負担を担い、本人の育ちや教育に影響が生じているヤングケアラーの問題は、速やかに取り組むべき課題と認識しております。ヤングケアラーに対しては、福祉、介護、医療、教育などの関係機関が切れ目なく連携し、できる限り早い段階で課題を把握し、適切な支援につなげていくことが必要です。

このため、日本一の健康長寿県構想において、高知版ネウボラの取組を推進し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援体制の構築を進める中で、子育て家庭のリスクの早期把握と支援の強化を図ってまいります。

具体的には、就学前にあつては、保健師等が母子健康手帳交付時の面談や乳幼児健診、乳幼児訪問等を通じて、その家庭のリスクの早期把握に努め、妊娠期から全ての家庭のリスクに応じた支援に取り組んでおります。加えて、就学後は学校において家庭支援を中心に担うスクールソーシャルワーカーと、各市町村の児童福祉の窓口との連携強化を図り、気になる子供の情報を相互に共有しながら、ヤングケアラーの家庭に必要な支援につなげる仕組みづくりを進めているところです。

また、ヤングケアラーの早期発見には、周囲の大人がその存在について理解を深めることが重要です。国において、来年度から3年間を社会的認知度向上のための集中取組期間とし、ヤングケアラー認知度向上キャンペーンを実施することですので、県においても国の広報素材を活用した県民の皆様への周知・啓発などの取組を進めてまいります。

県としましては、市町村や関係機関と連携し、日本一の健康長寿県構想におけるこれらの取組を確実に進めていくことで、様々な課題を抱える子供と家庭をしっかりと支援してまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) 地域固有の文化の継承と活用に係る今後の取組についてお尋ねがございました。

県では、本県固有の文化のさらなる振興を図りますため、平成29年3月に高知県文化芸術振興ビジョンを策定いたしまして、このビジョンに基づく10年間の基本方針や施策の方向性に沿って、文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県の実現に向けて取り組んでいるところであります。

ビジョンでは、基本方針の一つとして高知の固有の文化の継承及び活用を掲げ、地域に伝わる文化財の保存と継承を目指しまして、神楽などの伝統芸能の活動に対する財政的な支援や、郷土芸能大会の開催などによる発表の場の創出などに取り組んでおります。しかしながら、高齢化や過疎化が進む全国の他の地域と同様、本県におきましても、技能の伝承や後継者の育成などが課題となっている状況であります。

こうした中、今月施行されました改正文化財保護法では、伝統的な技術などの無形文化財と、地域において伝承されてきた芸能などの無形民俗文化財に関する登録制度が新設されるなど、無形の文化の継承を後押しするものと期待されているところであります。

県では、本年度が高知県文化芸術振興ビジョンの計画期間の中間年となりますことから、これまでの成果と課題を踏まえ、ビジョンの見直しを行うこととしております。見直しに当たりましては、神楽など地域固有の文化の継承と活用につきましても、改正文化財保護法に基づく制度の活用も含めまして、より効果的な取組が行えるよう、関係部局ともしっかりと連携しながら検討してまいりたいと考えております。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、お茶の振

興計画についてお尋ねがございました。

国においては、昨年法律に基づく茶業及びお茶の文化の振興を図るための基本方針が策定され、都道府県においては努力義務ではありますが、この基本方針に即した振興計画の策定が求められております。

このため、本県では、生産者やJA、市町村で構成する土佐茶振興協議会において、本年5月から計画策定に向けた検討を始めたところでございます。今後は、土佐茶を取り巻く現状と課題、対策につきまして、流通業者やお茶の魅力を積極的に発信している方々など、多くの関係者の御意見も聞きながら、今年度末をめどに本県の振興計画を策定してまいります。

次に、今後のお茶の振興施策の展開についてお尋ねがございました。

これまでの産業振興計画の取組では、従来の荒茶主体の販売から付加価値のある仕上げ茶の販売を強化し、産地の維持・拡大につなげる好循環の実現を目指して取り組んできた結果、仕上げ茶販売額は平成20年の7,500万円から、令和元年には約3倍の2億2,000万円になるなど、一定の成果が現れております。しかしながら、議員のお話にもありましたように、土佐茶をめぐる情勢は、高齢化による生産者や栽培面積の減少、仕上げ茶販売額の頭打ちといった依然として厳しい状況が続いており、もう一段取組を充実強化していく必要があると考えております。

その取組の強化ポイントとしましては、生産面では高樹齢化している茶園の若返りや、省力化のためのスマート農業の導入の促進、また加工面では、消費者ニーズに対応したティーバッグやスイーツなどの商品開発、さらに販売面では地消の強化や、日本茶の需要が拡大しているアメリカあるいはEUへの輸出の拡大などが挙げられます。こうした視点も踏まえた取組の強化策を今年度末までに策定します振興計画に盛



り込み、生産者やJAなどの関係者と一丸となって取り組んでまいります。

最後に、お茶の文化の振興のための取組についてお尋ねがございました。

近年、薄れつつある日本のお茶の文化を後世に引き継いでいくためには、日頃からお茶を飲み、お客様にはお茶を出して、もてなすといった日本人の生活に不可欠なお茶の文化の大切さを、再認識していただくことが重要であると考えております。

県では、これまで土佐茶振興協議会を中心に、小学校や企業、ホテルや旅館でのお茶の入れ方教室や、量販店のバイヤーを対象にした土佐茶の特徴を説明する講座などを開催してまいりました。また、生産者によるスイーツの商品開発やお茶をメインにしたカフェの開設、新茶の飲み比べセットの販売など、お茶の文化や魅力を広める取組は広がりつつあります。

今後は、さらにお茶の文化の振興を図るため、茶摘みに始まり茶もみや釜煎りなどの茶畑ツアーの開催や、生産者等による小中学校での出前授業などを拡充してまいります。また、先進的な生産者グループでは、お茶を片手に茶畑や観光地を巡り、地域で宿泊し、生産農家と共にお茶を楽しむ、土佐茶の文化を丸ごと体験できるツアーを企画しているところでございます。

県としましても関係機関等と連携し、より一層多くの県民の皆様にお茶の文化の大切さを理解していただけるよう、お茶の文化に触れる機会を増やしてまいります。

(観光振興部長山脇深君登壇)

○観光振興部長(山脇深君) 映画竜とそばかすの姫の舞台となります仁淀川流域に対する県の支援につきましてお尋ねがございました。

この映画の上映をきっかけに、仁淀川流域には多くのアニメファンが訪れることが期待されますが、一方でロケ地での混雑も懸念されてお

ります。このため、流域の市町村におかれましては、感染症対策を十分に施した上で、送迎バスの運行や警備員の配置、案内板の設置など、様々な混雑緩和対策が講じられておりまして、県としてもできる限りの支援をしてまいります。

また、流域全体の観光振興を図るためには、ロケ地だけがにぎわうといったことにならないよう、より広く周遊していただき、経済効果を高めていくといった取組が大変重要だと考えております。このため、広域観光を担う仁淀ブルー観光協議会が中心となりまして、ロケ地と観光スポットを組み合わせた巡回ツアーや巡回パネル展など、様々な周遊促進策が準備されております。あわせて、県の観光コンベンション協会でもロケ地マップの作成や、JR伊野駅などからタクシーを利用する旅行商品の造成などにも取り組んできたところでございます。

今回の映画の上映は、コロナ禍で落ち込んだ本県の観光需要の回復や仁淀川のブランド力の向上はもとより、インバウンドや移住の促進といったことにもつながる、本県にとって非常に大きなチャンスだと捉えております。今後、さらに地元市町村や広域観光組織などしっかりと連携をいたしまして、魅力ある観光地づくりに努めますとともに、積極的に情報発信を行い国内外からの誘客を推進してまいります。

(土木部長森田徹雄君登壇)

○土木部長(森田徹雄君) 映画竜とそばかすの姫の聖地巡礼に関するハード面での支援についてお尋ねがございました。

議員のお話にありました、聖地巡礼のアクセス道となります県道伊野仁淀線は、地域住民の日常生活を支えるための重要な路線でありますとともに、最近では、滞在・体験型観光の拠点づくりを目指した仁淀川流域のキャンプ場へのアクセス道にもなっております。来月の映画の公開に先立ちまして、先月には仁淀川流域の



6市町村からも、聖地へのアクセス道について早急な整備の要望をお受けしたところでございます。

しかしながら、県道伊野仁淀線は急峻な地形のため、未改良区間の現道拡幅が難しく、県ではバイパスによる整備に取り組んでおりますが、完成までには一定の期間が必要となっております。映画の公開により、県内外からの観光客がより一層この県道を利用することが想定されますので、今年度は地元からの要望もありました狭隘な箇所待避所の整備を行い、円滑な通行を確保したいと考えております。

一方、バイパス整備につきましては、地元との調整などを行いながら、一日も早い完成に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○31番（上田周五君） それぞれ御丁寧な御答弁ありがとうございました。

2問目ということですが、少し1問だけお願いしたいと思います。あとは1つ、2つちょっと要請をさせていただきたいんですが、質問としては、仁淀川流域の観光政策でございます。

先ほど部長から本当に前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございます。また、今議会へも3,800万円プロモーションの展開ということで、首都圏とか関西圏を中心にPRをしていただくということでありがとうございます。

そんな中で、来月16日公開されるわけですが、私どもが思っている以上に人気が高いアニメ映画ということでございます。そうした中で、先ほど部長からもありましたが、地元の自治体はコロナ対策などを踏まえまして、警備員の配置とか、そういったことで観光客の受入れ体制を急ピッチで進めています。そんな中で、1つ地元ではコロナ後を見据えて、やはり仁淀川が映画の聖地として新たな観光スポットになるということで、ぜひ仁淀川ブランドというか、新しい商品の開発をできたらということで考えてい

るようですが、このあたりもぜひ県も一緒になって力強く進んでいていただきたいと思いますが、それ1つ観光振興部長、御答弁をお願いします。

それから、これ要請にしますが、総務省からの電話の件です。先ほど部長から御答弁で、現場の課題の聞き取りが目的だったというような趣旨の御答弁があったんですが、ちょっとどうかと思いますけれど、現実にこのことで、結局今まで県と連携してしっかり、ワクチン供給が見通せない段階でもうスケジュールを組んで、とにかくワクチンを打たれた方が副反応が出ないように、そういう祈る思いでやってきた中で、市町村の中で混乱が起こっているのも事実です。この件は、この6月議会の町村議会でもテーマとして取り上げられているようです。

そこで、お願いといいますか、ぜひとも機会を見つけて、今後こういうことがないように、国のほうへ県としてもしっかり御要請をさせていただきたいと思います。

それから、関西戦略ですが、知事から御答弁いただきました。その開業が見通せないということで、3月に策定した戦略の中にも、大規模プロジェクトでこの大阪IRのみ年度が空欄になっています。そういったことでございまして、知事からも御答弁があったんですが、大阪府・市が9月に事業者を決定すると。それまで来月ですか、これは新聞報道ですけど、その日本企業とアメリカの事業者がタッグを組んで申請して流れていくんですが、いずれにしてもそういった今後の動向が注目されると思いますので、知事からも先ほど情報収集に努めていきますよと御答弁あったんですが、ここはしっかりとそういった流れといいますか、情報をキャッチして戦略を立てていていただきたいと思いますが、今年度の予算で、トータルで5億6,000万円を投じてこの戦略を進めていきますよというこ

とでございますので、そこらあたりよろしくお  
願いをいたします。

以上です。

○観光振興部長（山脇深君） 細田守監督の過去の  
作品を見ましても、一過性に終わることなく、  
その効果がかなりの期間続くといった傾向もあ  
りまして、この機会にいろんな商品を開発、製  
造していくといったことも、県もしっかり後押  
しをしていきたいと思っております。

産業振興推進地域本部のほうで様々な支援の  
メニューを紹介もできると思いますし、県全体  
でもそういったアドバイザーの派遣ですとか、  
新たな商品づくりについての支援ができる体制  
が整っていると思っておりますので、きめ細か  
くしっかり対応して、このチャンスを地域の経  
済波及につなげていきたいというふうにして  
おります。

○31番（上田周五君） どうもありがとうございます。

最後に、要請というか、このワクチン接種、  
これから64歳以下、既に一部始まっていますが、  
本格的に来月から始まります。ぜひそのワクチ  
ンの供給が云々ということもありますが、今後  
は接種ペースとともに接種完了率が少しでも上  
がるように願っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

（拍手）

○副議長（加藤漠君） 暫時休憩いたします。

午後2時48分休憩



午後3時10分再開

○議長（森田英二君） 休憩前に引き続き会議を  
開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いた  
します。

37番塚地佐智さん。

（37番塚地佐智君登壇）

○37番（塚地佐智君） 私は日本共産党を代表し  
たしまして、以下質問をさせていただきます。

昨年は、温暖化対策の国際的枠組みを決めた  
パリ協定の本格的スタートの年でした。今年は、  
パリ協定の目標も含むSDGs達成に向けた取  
組を拡大、加速するための行動の10年の最初の  
年となっており、様々な場面でSDGsの言葉  
が飛び交っています。

SDGs、パリ協定の意義をつかむには、地  
球の限界、プラネタリーバウンダリーという概  
念を理解することが不可欠とされています。  
現在、人類が地球システムに与えている圧力は  
飽和状態に達しており、気候、水環境、生態系  
などが本来持つ回復力の限界を超えると、不可  
逆的状态に突入してしまう。そのため人類が生  
存できる限界を把握することにより、壊滅的変  
化を回避しようという考え方です。

そのために、SDGsでは脱炭素、工業的農  
業からの脱却など各種の目標と期限が設定をさ  
れています。2018年の国連気候変動に関する政  
府間パネルの1.5℃特別報告書では、1.5度目標  
を実現するために、CO<sub>2</sub>排出量を2030年までに  
2010年の水準から約45%削減、2050年頃まで  
に実質ゼロとする必要があり、2030年までの削  
減の取組が決定的に重要であるとしています。特  
別報告書に関する記者会見では、今すぐ行動を  
起こし、今後10年間でCO<sub>2</sub>排出量を大幅に減ら  
さなければ、気温上昇を1.5度以下に抑えること  
が極めて困難になると語っています。2050年に  
ゼロにすればよいのではなく、2030年目標の達  
成が重要なのです。この10年は未来への分岐点  
とも表現をされています。

4月、バイデン政権主催の気候変動サミット  
で、菅首相は2030年度の日本の温室効果ガス削  
減目標を、従来の2013年度比で26%減から46%

にすると表明しました。が、これは世界平均45%とほぼ変わらず、世界第5位の排出国である日本としては、より高い削減目標が求められます。しかも、何ら具体的裏づけがあるわけではありません。小泉環境大臣が報道番組で、おぼろげながら浮かんできた数字だと述べたことに、イギリス、フィナンシャル・タイムズ紙の社説は、政府の計画性のなさを象徴するコメントだとやゆする始末です。

EUは55%、米国は50から52%の削減目標を掲げ、達成のためにエネルギー政策などを根本から転換を進めています。この点について、政府をはじめ認識、取組が弱いのではないかと思います。今年改定をされた高知県地球温暖化対策実行計画においても、2030年の位置づけがあまりに低いと思います。

地球の限界点、未来への分岐点と言われる2030年までの取組が非常に重要だと思いますが、どう理解されているか、知事にお聞きをいたします。

環境問題、気候変動の取組について、欧米では環境正義、気候正義という概念が使われています。これは、公害、環境汚染の被害は、人々にひとしく降り注ぐのではなく、貧困層、社会的弱者と、その居住する地域に集中して現れることから、そこには不正義が存在していると捉える概念です。気候変動による食料危機などの被害も、貧困層と富裕層では影響が違います。また、現在の世代が利便性を享受した結果、将来世代がその不利益の影響をまともに受けるという世代間での不正義も視野に入れた概念です。当時15歳のグレタ・トゥーンベリさんが始めた行動が、未来のための金曜日行動として若者に広がっているのは、この不正義をなくせ、未来を奪うなという訴えです。

SDGs、パリ協定の目標は、人として、地球の生きる者としての正義の追求であり、未来

の世代への責任です。2030年に向けては、県の施策と県民が共通認識を持って取り組んでいくことが非常に重要であり、そのためには、環境正義、気候正義の考え方の普及を図ることが必要ではないかと思いますが、知事の認識をお聞きいたします。

未来の主権者を育てる教育にとっても極めて重要な視点だと思いますが、この点は教育長にお伺いをいたします。

日本でも世界でも、記録的な高温や台風などの強大化、豪雨、大洪水、大規模な山火事、深刻化する干ばつなど、気候変動の影響が顕在化し、被害者や死者数も増大をしています。このような危機的な状況に気候非常事態宣言を出し、緊急行動を呼びかける自治体が増えています。世界では既に1,000を超える自治体が気候非常事態宣言を出していますが、日本でも北海道、岩手県、長野県、東京都、神奈川県、沖縄県など100を超える自治体に取り組んでいます。

気候非常事態宣言を高知県として行うべきだと思いますが、知事にお聞きをいたします。

次に、五輪開催について知事に伺います。

菅政権は、沖縄を除く9都道府県の緊急事態宣言を6月20日の期限で解除し、7都道府県を7月11日までのまん延防止等重点措置に切り替えました。五輪が開催される東京は下げ止まりが指摘され、NHKも東京都の緊急事態宣言、安心して解除できる感染者数に至らず、都内の感染者数、前回解除時の約1.3倍と報じました。2度目の緊急事態宣言を感染者が十分減らないまま解除し、感染再拡大を招いた誤りを繰り返すことになるのは目に見えています。既に、懸念していたように感染者が再び増加をしています。

政府の感染対策が支離滅裂になっているのは、五輪開催を前提にしているからです。政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身茂会

長も、今の状況でやるというのは普通はないと国会で答弁をされました。6月16日に開かれた厚労省の専門家組織、アドバイザーボードの会合後の記者会見では、インドで見つかった変異株、デルタ株の広がりによっては、7月前半あるいは五輪期間中にも東京でまた緊急事態宣言が必要になる可能性があるとの試算を示しました。宣言を出さずに五輪に観客を入れた場合、無観客時と比べ、感染者が累計で最大1万人以上増えるおそれも指摘をいたしました。

しかし、政府は警告を無視し、感染症専門家にリスク評価を諮問することもなく開催に突き進んでいます。諮問されない下で分科会の専門家26人が、開催の可否には触れなかったものの、開催するならば無観客開催が望ましいと提言をしていましたが、それも無視をされました。

政府など5者協議は、会場定員の50%以内、1万人を上限で観客ありでの開催方針を示しました。五輪は全42会場で、各会場を合計すれば1日最大20万人を見込み、チケットは再抽せんでも約272万枚になります。そのほかに五輪ファミリーを含む関係者や小中学生の学校連携観戦は1万人の枠内に入っていない。

政府の説明は、専門家による科学的知見に基づく警告に対し、合理的な説明をしていると思うか、知事にお聞きをいたします。

先日は、ワクチンを打ち、事前の検査をしていたにもかかわらず、ウガンダ選手団9名のうち2名の陽性者が確認をされています。政府が抑えなければならないと言っている人流をわざわざ大量につくり出し、感染とその対策の状況が大きく異なる世界各国から9万人と言われる人々を、五輪特例で軽減された入国隔離で進めるわけです。多くの人々が感染拡大に不安を感じるのは当然です。共同通信社の世論調査では、開催の場合に感染が再拡大する不安を感じるという回答が、6月21日付東京新聞、86.7%に上り

ました。

五輪開催によって新たに亡くなる人が増えることなどあってはなりません。国民の命を危険にさらしてまで五輪をやる理由はないと思うが、知事の認識をお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

新型コロナウイルス感染症拡大は、RNAワクチン接種が成人の7割を超えたイスラエル、5割を超えたアメリカでも顕著な抑制効果が発揮されるなど、一部に明るさが見えてきていますが、そのイスラエルで、より感染力が高く、ワクチンを擦り抜ける力の強いデルタ株による感染が拡大しており、新型コロナウイルスとの闘いの難しさが改めて浮かび上がっています。

世界的規模でワクチン接種が完了するにはまだまだ長い期間が必要ですし、デルタ株などのような新たな脅威となる変異株の出現も懸念をされます。ワクチン接種を確実に進めるとともに、無症状の感染者を発見し保護し、感染拡大を抑制する大規模な検査の推進、医療体制の確保と人の移動の抑制のためにも、減収補填などしっかりした補償、休業支援が求められています。

私たち県議団は4月28日、県内第4波の兆候が来している実態と、さらに県が県内旅行を施策として推奨していることが感染拡大を助長しかねず、県民の命と健康を守り、さらには経済への打撃を回避するために、トク割キャンペーンの中止、大規模検査の実施などの感染拡大防止のための緊急要望を知事に対して行いました。また、要望の際には、慶應義塾大学商学部の濱岡豊教授が、都道府県のコロナ対策の取組を4指標で評価した研究で1位となった鳥取県の取組についての具体的資料も手渡し、研究してほしい旨を伝えさせていただいたところです。

その後、5月の感染者数は昨年12月の512人に



次ぐ441人で、4月末までの累積感染者数1,052人の半分にも達する規模となり、5月24日には対応レベルを特別警戒に引き上げ、観光トク割キャンペーンの停止、高知市、四万十市への営業短縮要請を行う事態という残念な結果となってしまいました。

一方、この間の取組と補正予算の内容には、要望してきた中身が少なからず反映をしています。予防的大規模検査の実施の要望については、県は5月の県体の実施に向け、6,000名を超える規模で抗原検査を実施し、感染防止に努めながら、高校生の学び成長する機会を確保する努力を実施したこと、6月には高知市の飲食店で働く無症状の人を対象にした集中的なPCR検査を1,020人に実施しています。

また、国の指針に基づいた県の検査計画で、高知市の感染者が基準を上回ったことで、高知市は高齢者施設などで働くおよそ1,000人を対象に、集中的なPCR検査を実施することを明らかにしました。無症状者のスプレッダーを大規模検査で発見し保護し、感染拡大を防止するという積極的立場に踏み込んだことを評価するものです。

積極的で大規模な検査では、6月22日時点で鳥取県では陽性者466人に対し累計検査数は8万1,812件、1人の陽性者を発見するために175件の検査を実施しています。高知県は、陽性者1,749人、累計検査数5万2,697件と、1人の陽性者当たり約30回と検査の範囲が狭く、結果として感染者が広がったことが分かります。ワクチン接種終了までまだかなりの期間を要しますし、また本県でも4月以降、ワクチン接種した人のうち21人の感染が確認されたという発表を考えれば、積極的な検査は引き続き重要です。

さらに、ウイルス量の多さに注目した対策を追加すべきだと思います。PCR検査は、ざっくり言えば採取した検体中のウイルスの遺伝子

を増幅させて、その量で陽性、陰性を判定するものですが、日本はその回数が40回、2の40乗という高い精度、Ct値40で設定をしています。一方、世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、他人に感染させるウイルス量は、増幅回数が33回以下だと指摘されています。鳥取県では、Ct値25以下の感染者が確認された場合に、その周辺を徹底して検査する方針を取っています。

ウイルス量、感染力の高さに着目した対策が必要ではないか、健康政策部長にお聞きいたします。

高齢者・障害者施設、保育、教員への社会的検査の実施を強く求めるものですが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、ワクチン接種について健康政策部長にお聞きをいたします。まず、全力で取り組んでいる関係者の皆さんに敬意を表します。6月19日には、全国知事会として、ワクチン接種の推進を含め国への緊急要望を実施していますが、県としても状況をしっかり把握し、市町村の支援をしていただきたいと強く要望をいたします。さらに、今日ワクチンの供給に大問題も起こっていますから、この点もしっかり対応していただきたいと思います。

また、潜在看護師さんの力を発揮してもらうために、医療職がワクチン接種業務に従事したことによる給与収入については、収入確認の際には収入に算定しない特例を設けたことを周知徹底することも求めています。

64歳以下への接種では、接種が急がれる職種に訪問介護や通所介護など在宅サービス従事者を含めることが必要と思いますが、いかがでしょうか。

また、飲食、宿泊、運輸業等は優先となっていますが、この間理美容関係でのクラスターもあり、理美容など人と密接に接する仕事の従事



者を対象にすべきと思いますが、どう対応されるか、お聞きをいたします。

加えて、学生のワクチン接種も、就職活動での県外との往来や現場での研修などもあり、社会的効果は高いものと考えられます。希望する学生が残らずワクチン接種を受けられるよう、きめ細やかな支援が必要と考えますが、御所見をお伺いいたします。

ワクチン接種では、社会的に不利な立場に置かれている人を取り残さない対応が求められています。情報格差が懸念される障害者、移動の手段がない方、病気などで外出が制限されている方、住民票の住所と実際の居住地が違っており自治体からクーポンが届かない方などへのきめ細やかな対応が必要です。自治体によっては予約を支援する窓口、スタッフの配置、接種場へのタクシー代の補助、リフトつきタクシーによる送迎支援などの努力もされています。

誰一人取り残さない立場から、県として現状と課題をどう認識されているのか、また県内自治体の取組を共有し、それを県が支援して充実させていくような仕組みが必要だと思いますが、お聞きをいたします。

ワクチンの効果、副反応についての正確な情報提供がますます必要になっています。1つは、ワクチン接種によって感染、重症化防止につながりますが、感染しないわけではありません。多くの国民が免疫を持たない段階は、引き続き感染防止対策が重要です。

また、今後現役世代、親元を離れて一人暮らしをする大学生、また12歳以上の子供も接種対象になっていることから、副反応とその対応策について、正確な情報発信とともに気軽に相談できる体制の強化が、接種率を上げていく上でますます重要となっています。同時に、副反応の心配から接種していない人、体質、病状から接種できない人が差別、誹謗中傷などで不利益

を受けることもあってはならず、そうした事例への対応も必要です。

県として、正確かつ県民の疑問に丁寧に答える情報発信、そして相談体制の強化が必要と思いますが、課題意識と対応について、この項は知事にお伺いをいたします。

事業者支援では、営業時間短縮要請対応臨時給付金、いわゆる営業時短要請等に関わって影響を受けた事業者への給付金について、予算額の半分ほどしか申請がされていません。今回の施策では、売上金額に応じた給付額を設定するなど改善はされましたが、申請の少なさは業者の実態を反映していないことも原因ではないでしょうか。

小規模零細業者は、コロナ禍以前からぎりぎりの状態で経営を続けていたところが少なくありません。固定客、常連客を中心としているため、給付金、協力金の基準となるような50%、30%減に届かず、制度は利用できないが、事業を継続できるかどうかの厳しい状況に置かれており、私も数多くの相談を受けてきました。

売上減30%未満の事業者の状況についてどう認識をされているか、そうした事業者への支援策を新たに考えるべきと思いますが、商工労働部長にお聞きをいたします。

また、制度の名称が、時短要請の対象事業者や関連事業者に対する制度との誤解を与えていることも指摘をしてきましたが、制度の周知に当たってどのような工夫をなされるおつもりか、併せて商工労働部長にお聞きをいたします。

次に、大学生、専門学校生等学生への支援についてお伺いをいたします。高知県内の大学で、いわゆる県内第4波に伴う感染が複数名報告をされています。特に、現在主流となっている変異株、いわゆるアルファ株は若年層への感染力も強く、今後より感染力の強いデルタ株の拡大も懸念をされます。

5月26日以降15名以上の感染が確認をされた高知大学では、朝倉キャンパスの立入禁止の措置を実施しました。感染拡大防止のため、やむを得ないものとは考えますが、学生の大きな負担となることも事実です。学生への食料支援ボランティアが行った緊急アンケートでは、休校になると実験を進めることができない、オンライン授業を受ける際ネット環境が悪くて困る、図書館の利用ができないなど、学業への悪影響が出されています。このような学生の困難に光を当てた取組が必要です。

そこで、まず検査の必要性についてお伺いをいたします。鳥取県では、5月半ばから鳥取大学など県内5つの大学・高専にPCR検査の検体容器を常時配備し、体調などに不安があり、かかりつけ医などがいない学生等に対して、無料でPCR検査を実施する体制を整えています。平井鳥取県知事は会見で、全国で大学等でのクラスターが課題になっている、里帰りをされたり他地域との交流がある、大学というのはそういうものだと思います、中には調子を崩される方がいますがこういう方をいち早く見つける必要があるとして、かかりつけ医での検査体制も十分に環境整備した上で、さらに学内で身近に検査を受けられる施策を進めています。

さきに紹介したアンケートでは、回答を寄せた61人中22人が、大学でPCR検査などを無料で受けられるようにしてほしいと答えています。学生は就職活動などを通じ、やむを得ず県外との往来をしなければなりません。また、学校や医療現場での実習を伴う場合もあります。これらの学生が身近に検査を受けられる仕組みの構築が必要です。

県の責任において大学等に働きかけ、学内でPCR検査にかかることのできる体制を構築する必要があると考えますが、文化生活スポーツ部長の御所見を伺います。

次に、深刻な状況に落ち込んでいる学生の暮らしへの支援についてお聞きします。徳島県は、5月補正予算として県内学生とくしまぐらし応援プロジェクト、1,200万円を計上し、徳島県内事業者から県産食料品を購入し大学等を通じて配布する、県内学生への食料支援を始めています。6月18日から開始し3か月間、各大学計6回の配布予定です。

県内では、土佐町、いの町などで出身学生への10万円の給付金を支給しています。さきのアンケートで最も要望が多かった項目は、県や市としても食料支援もしくは学生への給付金などの検討をしてほしいというもので、61人中38人が回答しています。この公助を求める学生の切実な声を重く受け止めなければなりません。

今回の補正予算を見ても、感染拡大により大きな影響を受けている県畜産物や水産物の学校給食への提供が1億7,000万円余りの予算で計上されています。県が物産品を買い上げることで生産者への支援ともなり、高い政策的効果を望めます。本県でも実施しているこういった取組のスキームを、学生への食料支援として広げることは十分に可能です。

また、仮に徳島県と同程度の規模を考え、1,200万円の予算とすれば、これまで高知県が実施してきた新型コロナウイルス感染症緊急対策全体の規模1,185億円の0.01%です。予算規模としても全く障害にはなりません。学生の食料支援をするのかしないのか、県としての意思の問題です。

この間、日本共産党県議団も学生の厳しい状況と切実な声を受けて、県に学生への食料支援実施を要望し、また議場の場でも求めてきました。しかしながら、学生への食料支援は、県としての公助の取組がなされないまま、1年以上にわたってボランティアによる共助が続けられているのが現状です。学生の深刻な実態をあま

りに軽んじているのではないのでしょうか。ボランティアによる食料支援を続けている学生たちからは、公的な食料支援が行われないことに、行政に対する失望の声も出されています。

高知県は、高知は一つの大家族やきと、高知家と銘打って施策を進めています。高知家の公式ページでは、濱田知事は高知県には都会で失われかけている人と人とのつながりが息づいていますと述べられ、そのメッセージは家族の温かさを感じてくださいと結ばれています。学生には、知事の言う高知家の家族の温かさを感じてほしいと思います。コロナ禍の中、オンライン授業への移行や課外活動などの減少で孤独感を感じている学生たちに、都会で失われかけている人と人とのつながりを、今高知県が示すときではないのでしょうか。

今年2月4日、日本共産党高知県委員会と私も県議団は県に対して、新型コロナウイルス感染症への対策強化を申し入れ、公助としての食料支援実施を求めました。翌5日の高知新聞では、当時の岩城副知事が新型コロナの影響で需要が減少している1次産品の地産地消の利用方法として考えてみたいと応じたことが報じられています。

県として学生への食料支援について、この間どのような検討がなされてきたのか、またその必要性をどのように認識し、今後学生食料支援にどう取り組むおつもりなのか、知事にお伺いをいたします。

次に、生理の貧困問題についてお聞きをいたします。

2021年度からの国の第5次男女共同参画基本計画では、女性の心身の状態は年代によって大きく変化する特性から、女性への生涯にわたる健康支援として、女性にとっての基本的権利並びに尊厳、性と生殖に関する健康と権利を重要視しています。その中でも、生涯にわたる健康

の基盤となる10から20代前半の重要な時期に対して、月経を含めた保健の充実の推進が明記をされています。

既に世界では生理をめぐる不平等に目を向け、ジェンダー平等を実現していこうとの声が広がっています。2013年に国際NGO団体が月経衛生を政治の課題にと提唱し、翌年から全ての人の月経衛生と健康を促進するための日として、5月28日を世界月経衛生デーといたしました。生理の貧困の3つの要素である、生理用品の購入費が不足、月経衛生・健康についての教育の欠如、生理にまつわる羞恥心、スティグマ——負の烙印やタブーの存在の解消を目指す取組が始まっています。

今年3月4日、コロナウイルス感染拡大が吹き荒れる中で、20代の皆さんでつくるハッシュタグみんなの生理が公表したオンラインアンケートが報道され、日本社会に衝撃を与えました。学生の5人に1人が金銭的理由で生理用品を買うのに苦労しているというのです。これは学生だけに限った話ではありません。

これを機に、国会でも地方議会でも議論が活発になり、国は4月12日、地域女性活躍推進交付金交付要綱を改正し、時限的に国の補助率を引き上げました。同時に、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課名で、内閣府が実施する女性の相談支援及び子供の居場所づくり等に係る交付金の活用促進の周知を図る事務連絡を県に送り、児童生徒が抱える不安や困難に応じた適切な支援を受けられるよう、必要な対応についても検討いただきたいと思います。

今議会に交付金を使った予算案が提出をされていますが、事業の具体的な取組内容について子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

生理の貧困問題にどのような認識を持たれているのか、男女共同参画本部長である知事にお伺いをいたします。

政府の交付金は時限的なものです。しかし、生理の貧困の課題は簡単に解消されるものではなく、恒久的な取組が必要になってきます。学校や公園、公共施設のトイレにトイレトペーパーが設置されているのが当たり前になっているように、女性用・多目的トイレに生理用品があって当たり前の状況をつくることが求められています。

全国の学校現場では、既に生理の貧困解消に取り組む活動がスタートしています。人口24万人の神奈川県大和市では4月26日、市立小中学校28校、147か所のトイレに、ナプキン10枚程度を巾着袋に入れて洗面台付近にフックでつるしておく措置を取りました。必要枚数は年間2万9,400枚と想定をし、必要な予算は37万円、在庫は保健室で管理をし、トイレ当番の児童生徒が補充するとしています。中学、高校になると、夜用と昼用のナプキンを仕切りのあるケースに分けて置き、持ち帰り用の紙袋を用意する配慮をする学校など、様々な工夫がなされています。

また、生理の貧困は、経済的貧困だけが原因ではありません。残念なことに、日本の社会では生理が恥ずかしいことという誤った認識がまだまだ定着をしています。DVや養育放棄、父子家庭の場合父親から理解が得られず入手ができない、また羞恥心から堂々と購入することができないというケースもあります。コロナ禍の中で浮かび上がった実態を、本当の意味でジェンダー平等の視点で解消していけるよう、正しい認識を持つべきときに来ています。

全国の学校現場では、既に生理用品の配付も始まっています。高知県でも性教育の取組と併せ具体化が求められています。今後の対応について教育長にお伺いをいたします。

今後の予算措置を含め、女性にとっての健康と基本的権利として、生理の貧困解消に積極的に取り組むよう求めるものですが、知事にお聞

きをいたします。

次に、高知市鏡吉原地区で計画をされている石灰石鉱山開発計画について伺います。

昨年12月議会でこの問題を質問させていただきましたが、その後計画の大きな変更があったとのことで、その点を踏まえて改めてお伺いをいたします。当初、開発事業者はこの夏にも四国経済産業局から営業許可を得るべく、昨年8月から鏡地区での説明会を開催していました。しかし、説明会の中で計画案の具体的な実態が明らかになるにつれ、地元、周辺住民の方々から様々な不安や怒りの声が上がリ、住民団体、鏡川を守る会も結成されることとなりました。

そうした中、5月28日の高知市鏡区長会において開発事業者社員から、県道6号線の拡幅が難しいという回答が県からあったので計画を見直す、どんな方法があるか知恵を絞りたいという発言があり、これまで説明をしてきた計画については撤回されることが明らかになりました。

今回事業者から提案をされていた計画案の最大の問題点は、石灰石を運搬するための計画にあることを私は昨年の12月議会で指摘しました。その指摘を県が正面から受け止め、検討していただいた結果、事業者がこの計画の前提に位置づけていた県道6号線の2車線化という要望を県が受け入れなかったことに敬意を表したいと思います。

その上で、住民の皆さんからは、どのような経過を経て、事業者が計画の前提として住民に説明までしていた県道6号線の2車線化が事業化されないことになったのかを確認したいとの声があります。

そこで、土地基本条例に基づき、この開発計画を正式に受け取り、協議も進めていたと思いますが、この事業の前提と位置づけられていた県道6号線の2車線化について、県としてどのような調査と議論によって判断を行い、事業者



にどのような説明をされたのか、知事にお伺いをいたします。

日本共産党高知市議団が情報公開で得た、令和2年6月23日付事業計画に関する課題等の資料で、高知市と事業者との協議の内容が明らかになっています。それによると、高知市への事業者からの回答欄には次のように記されています。県道につきましては10年以上前から県に陳情してまいりましたが一向に進まない、本気度を証明するためには実際に行動するしかなく、県道拡幅を待たずに、少々強引ではありますが、既成事実をつくっていく方針に移ることを余儀なくされた次第でありますとの回答です。

既成事実をつくって、難色を示している県に県道の拡幅を認めさせようとし、住民説明会はそのための地ならしであったと言わざるを得ません。自社の事業のために多額の県費投入による県道拡幅を、強引な手法で認めさせようとする企業倫理には、大きな問題があると指摘しなくてはなりません。

この開発事業をめぐって、私たちは県としての産業振興の基本的な考え方を明確にしておく必要性を改めて感じています。それは、さきのエネルギー問題でも指摘をしたように、2030年までの9年間で地球環境にとって重要な期間となり、SDGsへの取組をあらゆる県事業に位置づける必要性の認識が極めて不十分だと感じたからです。

今回の石灰石の採掘事業の計画は、昭和30年に鉱業権が設定されたもので、自然保護や環境問題が社会的にも問題視されていない時点のものであります。今日、自然環境保護の重要性は未来への責任として様々な法整備も進み、高知市において鏡川清流保全条例、それに基づく鏡川清流保全基本計画もつくられています。

この石灰石鉱山予定地周辺地域は、生物多様性センターによる特定植物群落に選定されてい

ることに加え、雄大な地形等から景観面においても評価できるものとされ、自然環境保全区域の候補地案として鏡川清流保全審議会から提言を受けています。しかも、高知市が取得した水源涵養林5.5ヘクタールも含まれているのです。保護が求められる貴重な自然環境を開発によって破壊させてよいのか、さらには石灰石の運搬に事業者の説明でも、将来1分30秒に1台のダンプトラックが走行することによる排気ガスの問題も軽視することはできません。

開発と保護には相反する要素があるのは自明の理です。だからこそ、県としての基本姿勢を明確にする必要があると思います。2050年までにカーボンニュートラル宣言をした知事にふさわしい姿勢を示していただきたいと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

最後に、県土の軍事化について知事に伺います。

昨年7月14日の自民党中谷元衆議院議員、中西哲参議院議員のオスプレイの宿毛誘致進言について、多くの反対と不安の声が引き続き広がっています。宿毛市等の自衛隊誘致陳情に同席し、当時の河野太郎防衛大臣に、陸上自衛隊輸送機オスプレイの配備難航を念頭に、佐賀空港で受け入れられない場合宿毛への配備は可能性として考えられるのではないかと、宿毛でも引き受けられるなど進言したことが報道されたからです。

直ちに私たち県議団は7月16日、宿毛市へのオスプレイ受入れ発言に断固抗議し撤回を求める声明を発表し、議員事務所に届けました。7月24日付地元新聞には、宿毛市出身、関西在住の79歳の方からの投書が掲載をされ、市長や議員諸氏が人口の減少や地元経済の不振に危機感を抱くのはよく分かるが、自衛隊誘致、オスプレイへと短絡するのは市民の生活環境の激変を招く危険な賭けである、一度基地ができればもう元には戻れない、誤った道に踏み込まぬよう



想像力が必要であると述べられ、宿毛にオスプレイN〇と訴えていました。

また、市民有志が8月、オスプレイに反対する宿毛市民の会を立ち上げ、9月17日には配備反対を訴える署名2,209人分を中平宿毛市長に提出しています。中平市長は、現時点で配備計画は一切なく、議論する段階にすら来ていない、不安についてはしっかりと受け止めたいと話されたと報道されています。その後も署名活動が進められ、今年4月30日現在、合計4,609筆に上り追加提出をされていますし、濱田省司高知県知事宛ての要請署名にも取り込まれ、今月19日現在、1,326筆の署名が寄せられています。

署名趣旨には、市長が提出した要望書にはオスプレイの記載はないものの、宿毛には西南空港予定地があり海上・航空・地上部隊編成、訓練の最適地であるとし、同行の国会議員による宿毛へのオスプレイ受入れ可能とする直談判は住民意思を無視した地方自治への背徳行為であり、私たちは決して許すことはできません、オスプレイは爆音や墜落、落下物の危険といった住民被害を多発し、高温の排気熱と強力な下降気流で災害救助救援には問題があり、悪天候時の運用にも適さない、そんな佐賀空港で受け入れられないものを宿毛で受け入れられるはずがありません、私たちは宿毛の海、山、地域住民の生活と健康を守るためオスプレイ配備に断固反対しますと呼びかけ、自然豊かな宿毛の海、山、私たちの生活を壊さないでください、宿毛の空を危険地帯にしないでくださいと訴えているのです。

知事は、オスプレイ配備に対する宿毛市民、県民の不安、反対の声をどう受け止めておられるのか伺います。また、県内選出の国会議員のオスプレイ誘致発言に対しては、県民の命、県土の安全に責任を負う知事として物を言うべきではありませんか、お伺いをいたします。

知事は去年7月15日、陸上自衛隊オスプレイ誘致発言を受けての記者会見で、県民の不安を受け止めているとする一方で、宿毛湾港への自衛隊誘致活動について、一理ある取組だと思う、少し行政面でどういったメリットあるいは課題があるかというところを詰めてみたいと発言をされていますが、知事の本意をお聞きいたします。また、宿毛市長、宿毛市議会議長、宿毛商工会議所名による、重要港湾宿毛湾港等の利活用についてとする国への要望には慎重に対応し、県民に親しまれる平和な港を宣言した県政の立場を堅持すべきと考えますが、知事の見解をお伺いいたしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 塚地議員の御質問にお答えをいたします。

まず、地球温暖化対策に関連をいたしまして、2030年までの取組の重要性についてお尋ねがございました。

将来の平均気温上昇を1.5度を大きく超えないよう抑えるためには、世界全体で2050年カーボンニュートラルを達成することが求められているところでございます。また、御指摘もございましたように、国連の1.5℃特別報告書では、この1.5度目標を実現するためには、2030年までに温室効果ガスの大幅な削減が必要であるというふうにされております。

本県も、地方自治体としての責務を果たすために、昨年カーボンニュートラルを宣言いたしました。県といたしましても、2050年に向けました中間目標となります2030年までの取組が極めて重要なものとなるというふうに認識をしているところでございます。

このため、本年度内にアクションプランを策定いたしまして、カーボンニュートラルに向けた取組を加速してまいります。このアクションプランでは、温暖化対策実行計画で定めました

目標をより高いものに見直しますとともに、その達成に向け、あらゆる施策を動員し取り組んでまいり考える考えであります。

次に、環境正義、気候正義の考え方の普及を図ることの認識についてお尋ねがございました。

環境正義、気候正義は、環境保全と社会的正義の同時追求の必要性を示すといった概念であるというふうに承知をいたしております。こうした概念は、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すという、SDGsの考え方に包含をされるのではないかとこのように考えられます。

また、このSDGsのほうにも、気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じることや、各国内あるいは各国間の不平等を是正することということなどが、2030年の目標として掲げられているという関係にあります。こうしたSDGsの考え方を普及し、県民の皆さんの共通認識としていくということが大変重要であるというふうに考えております。

このため、アクションプランにおきましては、SDGsを意識した取組の促進を柱に位置づけてまいり、普及啓発あるいは学習機会の充実などに取り組んでまいり考える考えであります。

次に、気候非常事態宣言についてお尋ねがございました。

御指摘がありました気候非常事態宣言は、気候変動が異常な状況であることを認識し、この危機的な状況を克服していく決意を宣言するといった趣旨のものであるというふうに理解をいたします。

本県は、まさしく世界的な課題である気候変動問題に対する責務と、あるいは危機感を県民全体で共有していくというために、昨年12月に、形としてはカーボンニュートラル宣言という形がございましたが、こういった危機感も併せて前提として、カーボンニュートラル宣言という

形で表明をさせていただいたということがございます。この宣言に基づき、県民の皆さんの具体的な行動を促すためのアクションプランを策定いたしまして、オール高知で取組を進めてまいり考える考えであります。

次に、オリンピック・パラリンピックの開催に関します政府の説明についてお尋ねがございました。

組織委員会や政府など5者が合意をいたしました方針におきましては、観客数の上限を収容定員50%以内で1万人とするといったことのほか、感染拡大等の場合は無観客も含め速やかに対応を検討するというふうにしております。

こうした取扱いについて政府からは、専門家からは無観客開催が望ましいとする一方で、観客を入れる場合の対応も想定した提言がなされているということ、またこれまでも国の内外におきまして、徹底した感染症対策を講じ、観客を入れた上で国際大会やプロスポーツが開催をされてきているということ、さらにこれにより得られた知見も踏まえ、関係者間で議論を積み重ねて合意されたものと承知しているということといった一定の説明がなされているというふうに承知をしております。

5者合意の具体的な内容の根拠がどうだといったような点に関する疑問につきましては、政府、組織委員会などにおきまして、より丁寧に説明をされる必要があるというふうに考えております。

次に、オリンピック・パラリンピックの開催自体についてどう考えるのかというお尋ねがございました。

スポーツの価値や魅力を再認識する、そして将来を担う子供たちに夢や希望を与えると、こういった効果を考えますと、オリンピック・パラリンピックの開催の意義は大きいものと考えています。ただし、当然のことながら、全ての

方にとって安全で安心な大会であるということが大前提でありまして、国内の感染症対策、医療提供体制に大きな支障を来すようなことがあってはならないというふうに考えています。

このことに関しましては、組織委員会、政府などが、先ほど申し上げました合意をした方針におきまして、感染状況や医療状況に急激な変化が生じた場合には無観客も含め速やかに対応を検討するというふうに明記をされておりまして、必要な対応が取られるものというふうに考えております。

選手やスタッフなどの関係者の皆さんあるいは観客の皆さんが協力をして、感染症対策をしっかり行うということによりまして、全ての参加者の皆さんあるいは日本国民にとって、安全で安心な大会となることを期待いたしているところでございます。

次に、新型コロナウイルス対策といたしまして、高齢者・障害者施設、保育、教員への社会的検査の実施についてお尋ねがございました。

県におきましては、感染拡大のリスク評価という観点、そして検査前に考えられる陽性率という観点、この2つの観点に基づきまして検査対象を分類いたします国の基本的な考え方を踏まえまして、検査を実施してまいっております。

具体的には、検査前に陽性の確率が高いと想定をされます濃厚接触者だけではなく、感染拡大のリスクが高いと想定される場合には、感染者の周辺について幅広く検査を実施するという方針で対応してまいりました。特に、重症化リスクが高く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きい高齢者施設などで感染が確認された場合には、入所者、従事者などの検査を幅広く実施するという方針で対応してきております。

お尋ねがございました一定の範囲の方に一律に検査を実施していくいわゆる社会的検査につ

きましては、検査前に考えられる、想定される陽性率が低い場合に実施をいたしますと、偽陽性ないしは偽陰性の発生という問題、そしてコスト面での問題などが指摘をされているところでございます。そうしたことがございますので、感染拡大していない段階から一律にPCR検査を実施するという考え方は取っておりません。

一方で、地域全体の陽性確率が高くなった場合には、高知県におきましては、議員からもお話しいただきましたように、保健所単位などで高齢者施設などの従事者等への集中的検査を実施しておるところでございます。こうした施設におけます集団感染の未然防止によりまして、重症患者発生の抑制、医療現場の負担軽減という効果が期待できるものでございますので、今後もこうした方針に沿って対応してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種におきます県民への情報発信、相談体制の強化に対する課題意識と計画についてお尋ねがございました。

多くの県民の皆さんに安心してワクチンを接種していただくためにも、ワクチンに関する正確な情報発信や相談体制を整えるということが極めて重要であるというふうに考えております。このため、県におきましてはこれまでテレビやラジオ番組、新聞広報などを通じまして、ワクチンの意義や効果、副反応などに関します情報を周知、広報してまいりました。

あわせて、新型コロナウイルスワクチン専門相談電話を設置いたしまして、直接県民の皆さんから接種後の副反応などの相談を、看護師などの専門職がお受けする体制を取っております。この相談電話にはこれまでに約4,300件の相談を受けるなど、市町村の相談窓口と連携をいたしました相談体制によりまして、県民の皆さんの不安感の解消に努めているところであり

ます。

今後の新たな課題といたしましては、接種に対して消極的であるというふうに言われております若年層、若い方々への対応ではないかというふうに考えております。変異株の出現によりまして、県内でも若年層への感染も広がっておりますし、以前と比べまして、家族間での感染リスクも高くなっているというふうに受け止めております。こうした情報も加味をしながら、若年層に対するワクチン接種の理解の促進、そして不安感の解消に努めてまいりたいと考えております。

あわせて、御指摘もありましたが、接種しないことをもって差別的な取扱いを受けるといようなことが決してないようすること、これも非常に大切なことだと考えておりまして、引き続き積極的に啓発を行ってまいります。

次に、学生への食料支援に関してお尋ねがございました。

今年の2月4日に、御紹介ございましたように日本共産党高知県委員会、共産党県議団の皆様から県に申入れをいただいて以降、学生への食料支援につきましては、1次産品の地産地消の利用方法として検討してまいりました。検討に当たりましては、関係団体などに御協力をお願いいたすとともに、各大学との協議を重ね、4月から5月にかけて県内3大学の4キャンパスで大学生への食材支援プロジェクトが実施をされたところであります。その際には、JA高知県をはじめといたしまして多くの生産者、事業者の皆さんから食材を御提供いただきましたほか、NPO法人地域サポートの会さわやか高知に御協力をいただきました。

他方、各大学におきましては、様々な団体や後援会などから食材などの無償提供を受けておりまして、必要な学生に支援を行っているというふうにお聞きをいたしております。

今後、コロナウイルスの感染の影響によりまして、経済的に困窮する学生が増え、学生への食料支援に関してニーズが高まるような状況が確認をできましたら、国への提言なども含めて、必要な取組を検討してまいりたいと考えております。

次に、いわゆる生理の貧困に関する認識についてお尋ねがございました。

生理の貧困につきましては、経済的な理由などで生理用品を十分に使えないということによりまして、女性の行動が制限をされたり、活躍の機会を失う可能性があるということなど、重要な課題として受け止めております。

このことは、これまでも存在をしていた課題が、コロナ禍による経済状況の悪化などにより表面化してきた、あるいは深刻化してきたものというふうに捉えております。これまで言い出しにくかった女性特有の問題でございましたも、社会全体の問題として取り組んでいくことの必要性が改めて認識をされたものというふうに考えております。

次に、この生理の貧困解消につきましてお尋ねがございました。

生理の貧困の解消に関しまして、国のほうでは、女性活躍・男女共同参画の重点方針2021におきまして、生理の貧困への支援を掲げているところであります。この中で、地域女性活躍推進交付金によりまして生理用品の提供と、生理の貧困にあります背景や事情に寄り添った相談支援を充実すること、あるいは相談機関の周知などを行うということが掲げられているところでございます。

県におきましても、この国の交付金を活用いたしまして、生理用品の提供、そしてそれを一つのきっかけといたしまして、支援を必要とする女性に寄り添い、きめ細かな相談支援につないでいくと、そうした取組を進めていきたいと考えております。今回の事業では、こうした考



え方から、地域の支援機関などのネットワークを活用させていただきまして、行政だけではなく手が届かないようなきめ細かな支援も期待をいたしているところでもあります。

生理の貧困解消には、困難を抱える女性に対しまして必要な支援が届くこと、また孤独、孤立で不安を抱える女性がつながりを回復することが非常に重要だと考えておりますので、行政や学校、関係機関が連携した取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、県道6号線の2車線化につきまして、県の判断と事業者にどのような説明をしたのかというお尋ねがございました。

県道6号高知伊予三島線は、沿線住民にとりまして日々の暮らしを支える重要な路線であります。地元の住民の方々あるいは高知市、いの町、土佐町などからも道路整備の要望をいただいております。このため、現在高知市鏡草峰地区から吉原地区の間で、地域の実情に合った1.5車線の道路整備を行っているところでもあります。

この鉱山開発のための2車線改良につきましては、平成25年頃に事業者から、また令和元年9月に事業者が所属をいたします高知県鉱業会などから御要望がありました。この御要望に対しまして令和元年12月の段階で副知事から、事業者が希望する搬出開始時期までに、概算で130億円を要する道路の整備を行うことは困難であるという考え方をお伝えしたところでございます。

その後、令和2年2月になりまして事業者のほうから、ダンプトラックの走行に支障を来す狭い箇所に限って、優先的に道路整備を進めてもらえないかという要望が改めてあったところでございます。このため、県としまして再度調査検討を行いましたけれども、ダンプトラックと地域住民の皆さんの安全な通行を確保するというためには、やはり局所的な改良だけではな

くて、連続をした2車線改良によります整備が必要だというふうに判断をしたところでございます。

また、この地区の地形が非常に急峻なところでもありますので、2車線改良を現実に行うためには、全面通行止めでの工事を行わざるを得ないということも判明をいたしまして、その場合には、対岸に迂回路等を設置する必要があるということも新たに判明をしたという事情がございました。

このため、想定される工事費はさらに増大をし、要する期間も非常に長くなるということが見込まれましたので、いずれにいたしましても要望にお応えすることは困難であるという判断をいたしまして、今年の3月に改めて副知事から事業者に対して、その旨の御説明をさせていただいたと、そうした経緯をたどっているところでございます。

次に、開発と保護に関する基本姿勢はどうかというお尋ねがございました。

本県経済の活性化を図っていくためには、様々な分野での産業振興を図ることが肝要であるというふうに考えております。他方で、本県の誇る豊かな自然環境を守り、次世代に残していくことは我々に課せられた責務であるというふうにも考えております。

こうした産業振興を図ることと自然環境の保護を図ること、この2つは時折相対することがありますけれども、二者択一ということではなく、法令などに基づきながら、また様々な御意見を伺いながら検討を重ねて、両者の調和を取って進めていくということが重要であると考えております。先ほどのカーボンニュートラル宣言に関しましても、気候変動への対応と産業振興、経済活動の両立を目指していこうとするものであるというふうに考えております。

今回の鉱山開発に関しましても、産業振興と



自然環境の保護との調和を取っていくという考え方に立ちまして、土地基本条例などに基づきます手続を通じまして、高知市や事業者と協議を重ねてまいりました。引き続きこうした基本姿勢の下、様々な取組を進めまして、本県の持続的な発展を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、オスプレイの配備に対します県民の不安や反対の声に対する受け止めあるいはオスプレイの誘致に関する発言についてのお尋ねがございました。

オスプレイにつきましては、以前より事故率は下がっているということはありますけれども、過去に事故が相次いだという事実もありまして、県民の皆さんの不安感はまだまだ払拭されていないというふうに、本日の御質問をお聞きして改めて感じているところでございます。一方で、オスプレイの県内配備の提案に関しましては、御指摘もありましたように、昨年7月に宿毛市長などが自衛隊誘致の要望のために防衛省を訪問した際に、県選出の国会議員の方々から発言があったものというふうに承知をしております。

私といたしましては、こうした国会議員の方々の自衛隊を誘致したいという熱心さの表れから、こうした発言をされたのではないかとというふうに受け止めております。また、御本人たちも述べられておりますとおり、あくまで一国会議員として発言されたものだというふうに認識をしておりますので、議員に対し私のほうから今の時点で特に何かを申し上げるという考えはございません。

最後に、宿毛市への自衛隊誘致に関する記者会見の本意と港湾の平和利用に関する見解についてお尋ねがございました。

自衛隊の県内への配備につきましては、大規模災害時においては応急救助活動や物資輸送といたしました防災の面で非常に大きな効果が期待

できるということ、また地域経済への波及効果が期待できるということなど、こうした大きなメリットがあるというふうに考えます。このため、宿毛市が官民を挙げて取り組まれております自衛隊の誘致活動につきましては、住民の皆様様の様々な意見も伺いながら、地元の取組を応援するというスタンスで対応してまいりたいというふうに考えております。

しかしながら、具体的な誘致計画の策定には、市や地元のほうでは至っていないという段階にあるようでございますので、この宿毛市への自衛隊誘致に関しましては、先ほど申し上げましたようなメリットが期待されるという意味で、一理があるということは考えられますが、この具体的な計画がまだないという意味で、メリットや課題を詰めてみたいというような発言をさせていただいたというような経緯でございます。

一方で、宿毛湾港は四国西南地域で唯一、水深13メートルの岸壁を有しまして、クルーズ船や石炭運搬船のような比較的大きな船舶が接岸可能となっております。宿毛市ではその特徴を生かしまして、宿毛商工会議所などの民間団体と一緒にしまして、自衛艦の寄港誘致にも取り組んでおられます。

自衛艦の寄港は、港にぎわいをもたらします。また、地域の活性化にもつながるというふうに考えますので、平和利用の趣旨に反するものではないというふうに考えられます。県といたしましては、港湾の利活用を進めるという観点からも、地元の取組を応援してまいりたいというふうに考えている次第であります。

私からは以上であります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、未来の主権者を育てる教育にとっての環境正義と気候正義の考え方についてお尋ねがございました。

環境問題は地球規模での課題であり、本県の

学校教育においても環境問題を児童生徒が主体的に考え、解決する態度を育むことは重要であるため、小・中・高等学校にわたって環境教育に取り組んできております。

例えば、小学校6年生の理科では、人の暮らしが環境に及ぼす影響を考えていく中で、地球温暖化に触れ、環境を守りながら暮らすための工夫について学ぶようになっていきます。また、中学校では、社会科においてSDGsに示された課題のうちから、生徒が地理的な事象として捉えやすい地球環境問題や資源・エネルギー問題、人口・食料問題、居住・都市問題などに関わる課題を取り上げ、探究的に学ぶようになっております。

さらに、高等学校では、多くの学校が地域の魅力化などの課題解決学習に取り組んでおり、近年ではSDGsの環境の分野や貧困をテーマとした探究的な活動を進める学校も増えてきております。また、来年度からスタートする新学習指導要領において、家庭科では消費活動と環境を一層関連させて学習させることとなっております。

このように、小・中・高等学校の系統的な学びの充実を通して、よりよい社会の形成に主体的に参画しようとする意識や態度を養うとともに、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会のつくり手となるための人材育成に今後とも取り組んでまいります。

次に、性教育の取組と併せた生理用品の配付の具体化についてお尋ねがございました。

議員からお話がありましたように、子供たちが生理に関する正しい知識を身につけるとともに、経済的な事情にかかわらず、必要としている子供が生理用品を利用できるようにすることは、大変重要だと考えております。

また、生理に関する知識や課題については、

子供や女性教員だけでなく、男性教員も正しく理解し、学校全体で誰もが適切な指導や支援ができることが必要となります。県教育委員会では、2年間にわたって産婦人科医など専門家の意見もお聞きしながら、教員誰もが生理の内容も含めて系統的に性に関する指導ができるように、本年2月に性に関する指導の手引きを策定し、県内全ての小・中・高等学校に配付して取組を進めております。

この手引では、例えば小学校4年生の体育や特別活動の時間において、二次性徴や月経時の体調管理と処置の仕方について学習するほか、中学や高校段階においても、男女の体の仕組みや二次性徴などについて繰り返し学習するなど、生理に関しても理解を深めていくことにしております。

また、学校における生理用品の配付に向けては、知事部局や市町村教育委員会と連携し、体制を整備するとともに、県教育委員会において配付に当たっての配慮事項をまとめ、校内研修会等を通じて全教職員であらかじめ共有してもらうなど、児童生徒が受け取りやすい環境整備について取り組んでまいります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) 新型コロナウイルス感染症対策に関して、ウイルス量、感染力の高さに着目した対策の必要性についてお尋ねがございました。

PCR検査は、患者からの検体に含まれる微量の新型コロナウイルスのRNA——リボ核酸になりますが——を繰り返して増幅させて検出するものであり、検出可能な量に達する増幅回数をCt値と呼んでおります。したがって、Ct値が小さいほど検体に含まれるウイルス量が多いと判定できることから、保健所での積極的疫学調査において、患者の感染拡大のリスクを評価する項目の一つとして、濃厚接触者等の選

定の際に利用しております。

ただし、十分な検体量を採取できなかつたり、発症から検査までの期間が長い場合は検体のウイルス量が少なくなり、C t値が高くなる傾向があることから、1度のPCR検査の結果では評価が難しいことに留意しないとはいけません。このため、患者の感染リスクの評価においては、患者の行動履歴、それから症状などの経過を注意深く聞き取った上で、総合的に判断することを重視して、保健所では積極的疫学調査に取り組んでいるところでございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種における在宅福祉サービスや理美容などの従事者について、優先順位の考え方のお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

まず、訪問介護や通所介護などの在宅福祉サービス従事者につきましては、当初国において、濃厚接触者等に対してサービスを提供する意向がある場合、市町村の判断により高齢者施設等の従事者と同様に、優先接種の対象とすることが可能とされておりました。

そして、現在では高齢者接種の7月末完了を条件に、優先順位の考え方が弾力化され、市町村独自の優先枠を設けてよいという取扱いになっております。県からも在宅福祉サービスでのクラスター発生を受けて、改めてそれらの従事者の方への積極的なワクチン接種を各市町村にお願いしているところでございます。

また、理美容など感染リスクの高い仕事の従事者については、県営の大規模会場での優先的な接種対象として、関係団体の意向も確認し、準備を進めております。なお、対象とする職域については、並行して行われる市町村での接種の進捗状況を見ながら、対象者を順次拡大していくことも考えており、今後柔軟に検討してまいりたいと考えております。

次に、学生へのワクチン接種への支援についてお尋ねがございました。

学生を対象としたワクチン接種については、現在県内の大学等が合同で国に職域接種の申請をしておりますほか、県内の専門学校が申請するなど、積極的な対応を行っていただいております。しかしながら、現在国において申請の承認を受けているところは一部にとどまっていることから、国に対しては必要なワクチンの確保と早期の承認を強く求めてまいります。あわせて、国において申請が再開された場合に、申請を希望する学校等については、個別に申請に向けた相談支援等を行ってまいりたいと考えております。

次に、誰一人取り残さない立場から、ワクチン接種に関する現状と課題に対する認識と、支援する仕組みについてお尋ねがございました。

議員の御指摘のとおり、ワクチンの予約ができない、移動手段がないなど、ワクチン接種に至るまでに様々なハードルがある方がおられると承知しております。こうしたことが原因で接種を断念することがない環境を整備することが重要となりますが、市町村によって対応に濃淡があることも事実でございます。このため、国からは参考とすべき全国の取扱い事例の情報提供がされていますし、県からも県内市町村の工夫している取組を情報提供しているところでございます。

各市町村においては地域特性などを踏まえ、様々な工夫を凝らして接種を進めていただいております。引き続き、県内のみならず全国の取組事例を共有することにより、接種を希望される全ての方が円滑に接種を受けられるよう取り組んでまいります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、売上減30%未満の事業者についての認識と支援策について

てお尋ねがございました。

売上額減少が30%未満であったとしても、その経営環境は非常に厳しいものと認識しております。特に、感染症の影響が長期化しており、影響を受けている事業者の皆様においてはダメージが蓄積していることから、今後は資金繰りがより厳しくなってくると考えます。

このため、今議会に提案している経済対策などに加えて、安心実現のための高知県緊急融資などの県の既存融資制度について、償還期間や据置期間の延長を行ってまいります。また、新規の貸付金については、償還額を徐々に増やしていけるステップアップ償還の制度についても取り入れてまいります。

次に、営業時間短縮要請対応臨時給付金の制度の周知に当たっての工夫についてお尋ねがございました。

給付金の名称が誤解を与えているというお話を聞きましたので、これまでの給付金についても、広報の表現に気を配って真意が伝わるように周知を図っているところです。例えば、ホームページでは、営業時間短縮要請の対象外の事業者を支援という文章を大きな赤文字で強調するといった工夫をしております。また、テレビやラジオ広報では時短要請の文字を出さず、人出の減少により売上げに影響を受けた事業者が幅広く対象となることが伝わるような表現に見直しを行ったところです。さらに、関係団体や金融機関に対し、誤解をしている場合があることをお伝えし、対象となりそうな事業者にはお声がけをお願いすることなど、制度の一層の周知に取り組んでいるところです。

5月、6月を対象とした今回の給付金につきましても、制度の内容を正しく理解していただけますよう、引き続き文章表現を工夫するとともに、県や関係団体の広報紙などを活用した情報発信の強化にも取り組んでまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 大学などの学内でのPCR検査体制の構築についてお尋ねがございました。

議員のお話にありました鳥取県における大学などの学内でのPCR検査につきましては、県が保健所の判断の下実施している行政検査の中で行われているものであり、検査の対象は、体調などに不安があるが、かかりつけ医のない学生などに限られ、無症状者、症状のない方や、単に検査を希望する方は対象とされていないとお聞きしております。また、本県におきまして、感染拡大していない段階から、一律にPCR検査を実施するという考え方は取られておりません。

こうした状況であります。他方、現在高知県立大学や高知工科大学では、学生の健康管理をサポートする部署である健康管理センターや健康相談室が窓口となって、学生からの相談に対応するとともに、学内で感染が疑われる学生が発生した際には、新型コロナウイルス健康相談センターや近隣の検査協力医療機関に協力を求め、PCR検査を受けられる体制が取られております。

県といたしましては、各大学に対しこうした体制についての学生へのさらなる周知や、きめ細かな相談対応を要請してまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 地域女性活躍推進交付金を活用した事業の具体的な取組についてお尋ねがございました。

この事業は、孤独や孤立、貧困などで不安を抱える女性が社会との絆やつながりを回復することができるよう、委託を予定している高知県社会福祉協議会が持つ地域福祉のネットワークを活用して、困難を抱える女性に寄り添った支援を行うことを目的としています。



具体的には、委託先が生理用品を購入し、市町村役場や市町村社会福祉協議会、学校などを通じて、生理用品の入手が困難な状況にある女性に提供します。その際に、相談窓口や支援機関を明記したカードを一緒にお渡しするなど、その方のプライバシーに配慮しながら、孤独、孤立、困窮など困難を抱える女性を、市町村や社会福祉協議会などの相談支援機関へつなげてまいります。

また、周知のための情報発信や、相談や支援を行う方々を対象としたセミナーの開催を予定しております。なお、提供する生理用品は、約1万3,000パックを予定しております。

○37番（塚地佐智君） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。2問を行わせていただきたいと思います。

まず、鏡の吉原地区での県道の拡幅の問題で、知事からこの間の事業者への説明の御答弁をいただきました。その中で、まず第1は部分改良では安全運行ができないんだということがまず前提なんだということだったと思います。その上で、2車線化でなければ安全性が保てないということでした。

その2車線化にするとすれば、どれほどの事業費がかかるのかと。以前の12月の議会での御答弁では、概算130億円というお話をいただいておりますけれども、それ以上に予算が必要なんだという知事の御答弁だったと思うんです。ひょっと数字がお分かりになったら、どの金額を想定されたのかということをお教えいただきたいと思います。

2つ目の問題が学生への食料支援です。知事の御答弁の中では、いかにも県も協力をして1次製品の食料支援をやったというように聞けましたけれども、ここには一円の県費も投入されていないですね。予算は全く投じられていないと。ボランティア団体の皆さんにやっていた

だいて、県が御協力をしたという形にすぎないと思います。

ニーズが高まったら考えていくというふうにおっしゃいましたけれど、もうニーズはずっとあるんです。そのときのさわやか高知さんがやられましたときも、約1,000人の学生さんが訪れられて、本当に喜んで持って帰ったということになっているんですね。ほっとまんぷくプロジェクトがやっている事業も、この1年間で約5,000人の学生さんたちが雨の日も並んで食料を取りに来る、医学生などはバイトが禁止をされるので、もう収入がなくなったという悲痛な面持ちで、この食料支援に参加しているわけです。

1回食料支援を県も一応関わってやられたわけで、実績はあるわけですね。なので、ぜひこのスキームをつくっていただきたい。支援したい人もあるし、支援される人もある、県として予算化もする、そういうスキームをぜひとも大学と相談をしてつくっていただきたいということで、知事にもう一度御答弁をいただきたいと思います。

以上、2問といたします。

○知事（濱田省司君） 塚地議員の再質問にお答えいたします。

まず、県道の拡幅に要します事業費の問題でございます。ただいま申し上げましたように、迂回路も必要になる、あるいは残土処理も必要になるということを前提としました場合、幅がある数字で恐縮でございますけれども、190億円から250億円といった数字の規模になるというふうに報告を受けているところでございます。

2点目につきまして、学生の皆さんへの食料支援についてでございます。今回、ただいま答弁をさせていただきましたように、県のほうといたしましても呼びかけをいたしまして、JAさん、生産者の皆さん、こういった方々の御協力を得て、県として予算を計上していないでは

ないかと言われればそのとおりでございますけれども、受領いただく学生さんにしてみれば、それは県の予算からであれ、JAさんからの寄贈であれ、同じ意味があるということだと思えますので、こういった形でできるところから支援をしていこうということに取り組んでいるところでございます。

この学生の皆さんのニーズというのは、まず大学当局が学生課などを通じて一番御存じだということだと思えますので、大学の当局の皆さんとも御相談をしながら、さらに必要だということになれば——もう一つは、私自身は、行政がいろんな関わり合いをやっていく中では、この大学教育で高等教育の部分で、国、県、市町村、ここがどういった役割分担をするかという問題もやはり吟味しなきゃいけないという思いはございますが、いずれにいたしましても、大学の当局の皆さんの御意見もお聞きをして、必要がございましたら検討させていただきたいというふうに考えております。

○37番（塚地佐智君） 250億円という道路予算にはちょっと驚きまして、これは到底無理な事業だなということを改めて確認させていただきたいと思えます。

食料支援につきましては、ぜひ県が音頭を取って、今国、県、市の役割分担とおっしゃいましたけれども、県立大学もございますので、ぜひ県立大学から先頭を切ってでも構いません。スキームをぜひつくっていただきたいと思うんです。既に1回実施されていた経験を生かしたスキームづくりを進めていただきたいということは、強く要請しておきたいと思えます。

るる御答弁いただきまして本当にありがとうございます。新たな経済対策も何とか知恵を使ってやろうとしている県の努力も分かります。でも、県の財政にも限界もある。そういう中で、地域でどんな声が上がっているかという、自

分たちの行き先が見えないのにオリンピックで喜べと言われたって、喜びようがないんだという痛切な声です。予算も、そして人材もオリンピックやパラリンピックでなくて、今、明日を生きる私たちの暮らしとなりわいに回してほしいという県民の強い声があります。

私は、ぜひそういう声もしっかり耳に受けて、国にも届けて、頑張ってくださいたいと思えますし、次なる支援をしっかりと国にも要望していただきたいということを強く要請いたしまして、一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（森田英二君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明30日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時42分散会

## 令和3年6月30日（水曜日） 開議第3日

## 出席議員

1番 上 治 堂 司 君  
 2番 土 森 正 一 君  
 3番 上 田 貢太郎 君  
 4番 今 城 誠 司 君  
 5番 金 岡 佳 時 君  
 6番 下 村 勝 幸 君  
 7番 田 中 徹 君  
 8番 土 居 央 君  
 9番 野 町 雅 樹 君  
 10番 浜 田 豪 太 君  
 11番 横 山 文 人 君  
 12番 西 内 隆 純 君  
 13番 加 藤 漠 君  
 14番 西 内 健 君  
 15番 弘 田 兼 一 君  
 16番 明 神 健 夫 君  
 17番 依 光 晃一郎 君  
 18番 梶 原 大 介 君  
 19番 桑 名 龍 吾 君  
 20番 森 田 英 二 君  
 21番 三 石 文 隆 君  
 22番 山 崎 正 恭 君  
 23番 西 森 雅 和 君  
 24番 黒 岩 正 好 君  
 25番 大 石 宗 君  
 26番 武 石 利 彦 君  
 27番 田 所 裕 介 君  
 28番 石 井 孝 君  
 29番 大 野 辰 哉 君  
 30番 橋 本 敏 男 君  
 31番 上 田 周 五 君  
 32番 坂 本 茂 雄 君  
 33番 岡 田 芳 秀 君  
 34番 中 根 佐 知 君  
 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君  
 副 知 事 井 上 浩 之 君  
 総 務 部 長 徳 重 覚 君  
 危機管理部長 浦 田 敏 郎 君  
 健康政策部長 家 保 英 隆 君  
 子ども・福祉政策部長 山 地 和 君  
 文化・生活スポーツ部長 岡 村 昭 一 君  
 産業振興推進部長 沖 本 健 二 君  
 中山間振興・交通部長 尾 下 一 次 君  
 商工労働部長 松 岡 孝 和 君  
 観光振興部長 山 脇 深 君  
 農業振興部長 杉 村 充 孝 君  
 林業振興・環境部長 中 村 剛 君  
 水産振興部長 松 村 晃 充 君  
 土木部長 森 田 徹 雄 君  
 会計管理者 井 上 達 男 君  
 公営企業局長 橋 口 欣 二 君  
 教 育 長 伊 藤 博 明 君  
 人事委員長 秋 元 厚 志 君  
 人事委員会会長 澤 田 博 睦 君  
 安委委員長 古 谷 純 代 君  
 職務代理者 熊 坂 隆 君  
 警察本部長 植 田 茂 君  
 代表監査委員 中 村 知 佐 君  
 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局 長 行 宗 昭 一 君  
事務局 次 長 山 本 和 弘 君  
議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君  
政策調査課長 川 村 和 敏 君  
議事課長補佐 杉 本 健 治 君  
主 幹 春 井 真 美 君  
主 査 久 保 淳 一 君



議 事 日 程 (第 3 号)

令和3年6月30日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例議案
- 第 3 号 高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案
- 第 4 号 高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案
- 第 5 号 高知県個人情報保護条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正

する条例議案

- 第 10 号 高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 16 号 高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 17 号 県有財産（航空機）の取得に関する議案
- 第 18 号 県有財産（教学機器）の取得に関する議案
- 第 19 号 都市計画道路高知駅南町線防災・安全交付金（久万川橋耐震・補強）工事請負契約の締結に関する議案
- 第 20 号 国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 報第 1 号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告



報第2号 令和3年度高知県一般会計補正予算  
の専決処分報告

報第3号 令和3年度高知県一般会計補正予算  
の専決処分報告

報第4号 高知県税条例等の一部を改正する条  
例の専決処分報告

議発第1号 高知県新型コロナウイルス感染症  
の感染拡大から県民を守るための  
条例議案

議発第2号 高知県新型コロナウイルス感染症  
に関する条例議案

第2 一般質問  
(3人)



午前10時開議

○議長（森田英二君） これより本日の会議を開  
きます。



諸般の報告

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

公安委員長西山彰一君から、所用のため本日  
の会議を欠席し、公安委員古谷純代さんを職務  
代理者として出席させたい旨の届出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（森田英二君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和3年度高知県一般会  
計補正予算」から第20号「国道493号（北川道路）  
道路改築（和田トンネル）工事請負契約の一部  
を変更する契約の締結に関する議案」まで及び

報第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算  
の専決処分報告」から報第4号「高知県税条例  
等の一部を改正する条例の専決処分報告」まで  
並びに議発第1号「高知県新型コロナウイルス  
感染症の感染拡大から県民を守るための条例議  
案」及び議発第2号「高知県新型コロナウイルス  
感染症に関する条例議案」、以上26件の議案を  
一括議題とし、これより議案に対する質疑並び  
に日程第2、一般質問を併せて行います。

22番山崎正恭君。

（22番山崎正恭君登壇）

○22番（山崎正恭君） 公明党を代表し、知事並  
びに関係部長に質問いたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策  
についてお伺いします。長引く新型コロナウイルス  
との闘いの中で、本県では先月中旬以降感  
染の急拡大を受け、現在も県独自の警戒ステー  
ジは上から2番目となる特別警戒のままであり  
ます。患者数も2桁を超えたり超えなかったり  
の一進一退を繰り返しており、医療従事者の方々  
が県民の皆様の命を守るために懸命に頑張っ  
てくださっています。また、感染収束に向けて、  
現在ワクチン接種が全力で進められています。  
医療従事者の方への接種もおおむね完了し、65  
歳以上の高齢者の方の1回目の接種も50%を  
超える状況となり、現在は一旦申請が停止して  
おりますが、県直営による職域接種も準備が進  
んでおります。

そんな中、第4波の影響を受けて大変厳しい  
状況に置かれている県内事業者への様々な支援  
策が今回打ち出されました。具体的には、先月  
26日からの営業時間短縮要請に応じていただ  
いた飲食店への協力金や、要請により影響を受  
けた飲食店の取引先などを対象とした営業時間  
短縮要請対応臨時給付金、従業員を多数抱える  
事業者への新型コロナウイルス感染症対策雇用  
維持臨時支援給付金などが創設されました。

今回の対策には、国が同様の支援を行っているものがあります。例えば、国の緊急事態措置等に伴う外出自粛等により影響を受けている事業者への支援を行う月次支援金などがありますが、実はこれらの国の支援金の対象となるのは、売上げが前年比か前々年比で50%以上減が条件となっています。

私が今コロナ禍の中で何とか踏ん張って事業を継続し、生活を守られている県内事業者の方からよく聞くのは、国の支援策の条件は売上げが前年等と比べて50%減となっているが、俺らは何とか家族や従業員を守っていかないかんき、今までやったこともないような仕事に手を出したり、ひねり出したりして必死になって売上げをつくりゆうがよ、それやのに売上げが前年等と比べて50%減が条件らあて、50%減が続きよったら店が潰れちゆうきというお声です。

そういった中、県は今回もそうですが、国の支援策よりも幅広い事業者の方を救うことができるよう、対象要件を売上げが前年比か前々年比の30%減少とした支援策を県独自で今までも行ってきています。これは非常にありがたいです。支援の金額が十分であるかどうかは、県民の皆さんもこの未曾有のコロナ禍が長引く中で、様々な御意見や感じ方があるところですが、新型コロナの感染が始まった去年に比べ、私のところに、少しの額であっても助かるので何か補助金等の制度はないかという声が寄せられることが増えてきました。特に、今までそういうことをあまり言われなかった比較的コロナ前まで経営が順調であった飲食業の方が、悲痛な表情で言われることが増えてきました。

そんな中、今回も県が売上げ30%減を要件とした支援制度を実施してくれることは、本当にありがたいと、マスコミ発表後すぐに数件の事業者から連絡がありました。

濱田知事は、就任して3か月もたたない中で、

この新型コロナウイルス感染症との闘いに突入されました。グローバル化が大きく進んだ社会にあって、いまだかつてない難しいレベルの感染症対策が求められ、総理をはじめ全国の知事、市町村長がその対策に今も悪戦苦闘されています。そういった状況下で、濱田知事は一貫して誠実に丁寧な県民の皆様に寄り添いながら、決してこの支援内容が県民の皆さんにとって十分ではないということも自覚された上で、それでもその時点ででき得る精いっぱい対策、支援を行ってきたと私たち公明党としては高く評価しております。

そこで、この未曾有のコロナ禍の中で、濱田知事が今まで事業者の方への対策、支援策を立案、実行するに当たり、県民の皆さんに対して込めてきた思いについてお伺いします。あわせて、引き続き厳しい状況が続いております新型コロナウイルスに対してどのような思い、決意を持って今後取り組まれていくのか、お伺いします。

次に、ひきこもりの方への支援についてお伺いします。ひきこもりの方への支援につきましては、知事は今年の2月議会において、障害者やひきこもりの人の社会参加に向けた施策を一段と強化します、また障害の特性に応じて就労や社会参加ができる環境づくりを進めるため、市町村における相談支援体制の充実を図るとともに、農福連携などの取組をさらに広げてまいりますと述べられました。

ひきこもりの方への支援については、私は教員だった経験からも、その支援の難しさを非常に感じております。まず、何よりも本人に会うことが難しい。突っ込んで言えば、会えるようになったということは、もうかなり前向きに本人の気持ちがなっている段階であり、そこまでの支援が難しい。支援の難易度が非常に高いのがひきこもりの方への支援であります。

そのひきこもりの方への支援を進めていく上で重要なポイントが2点あると私は思っています。1点目は、ひきこもり支援の成功事例を磨き上げていくことが重要であると思います。少し分野が異なりますが、私が教員時代、今から20年以上前に初めて学校現場にスクールカウンセラーが配置されました。今では当たり前のように県内の公立小・中・高等学校に100%配置されていますが、その当時の中学校現場では突然の外部からの人材配置に、スクールカウンセラーって一体何という感じでした。

そんな中、私はその後、長きにわたって県のスクールカウンセラー等の指導を行うスーパーバイザーを務めることになる女性のスクールカウンセラーさんと、同じ学校で仕事をする機会を得ました。そこで臨床心理士であるそのスクールカウンセラーさんは、学校現場で起きている問題に対して、我々教員では想像もつかない専門的見地からの深い見立てを行い、生徒の問題行動の裏や根底にある思いなどを私たち教員に分かりやすく理解させてくれました。そして、日々の生徒とのやり取りの中で悩んでいる教職員の声に耳を傾けてくれ、さらにはそれぞれの教員の力量に合わせて、その教員が頑張ればできそうな指導・支援方法を助言して下さる、その姿、実践を見て、スクールカウンセラーが学校現場に入ることの有用性を私は実感することができました。

そのとき、同時に高知県内に数十人のスクールカウンセラーが配置されましたが、全ての学校でそのカウンセラーさんのような実践が進み、その必要性が教職員に認識されたのかというと、正直学校によってかなりの温度差があったように思います。

先ほども述べたように、そのカウンセラーさんは、その後県のスーパーバイザーになられたのですが、私のように彼女の姿、実践を実際に

見て感じて、その中から子供や保護者への支援の肝となるノウハウを学んだ教員が支援力を向上させていき、その結果として、スクールカウンセラーが学校に配置される重要性が、高知県内の教育現場に徐々に徐々に浸透していったと思います。

ここで話を戻しますが、私が言いたいのは、高知県内のひきこもり支援の拡充を図っていく上で、支援会議の拡充やアウトリーチ支援員の配置等のシステムを県内全域に整えていくことももちろん必要ではありますが、難易度の高いひきこもり支援であるがゆえに、特に実際の現場において結果が出ている成功事例の磨き上げが必要であり、その取組から肝となるノウハウを抽出し、しっかりと横展開をしていくことが必要であると思います。この点につきましては、2月議会で野町議員からも御指摘があったとおりでございます。

さらに、2点目として、ひきこもりの方への支援はタイミングが重要であり、時を逸してはいけないということでもあります。先ほども申しましたが、まずは本人に会うまでのハードルが非常に高い。次には、会ったときに本人の意向に沿った支援方法を幾つ提案できるかどうか、さらにもし本人がその提案した支援方法に乗ってきてくれたとき、心が動いたときに、すぐに就労体験をさせてあげることができるかといったタイミングの問題、チャンスのときを逃さないといった点に、ひきこもり支援を行っていく上で重要なポイントがあると、現在最前線でひきこもり支援を行い、多くの方を就労に導いている現場の方々からお伺いしました。

しかし、今現在実際の現場においては、ひきこもりの方への就労支援には、まず面接があり、さらには支援計画の策定後にスタートしなければならないというルールになっており、当事者の方の心がやっと動いたタイミングで、すぐに

就労体験をしたくてもできないような仕組みになっています。

野町議員の2月議会の質問でも御紹介があった、現在12名のひきこもりの方が就労する安芸の一般社団法人こうち絆ファームの支援者の方に通所者の状況を聞くと、現在40名いる通所者のうち、ひきこもり支援による通所者が12名、生活困窮支援による通所者が15名、触法者支援による通所者が3名、障害者支援による通所者が10名といったように、多様な制度の切り口から通所されています。このように多様な制度の切り口から通所されていますが、実際には皆さん期間の長短はあれ、ひきこもりやひきこもりに近い状態にあった方々であります。現在は、40名の方が就労や就労体験といった社会活動を行うまでになっています。

このことは、ひきこもりの方への直接的な支援という側面以外にも、ひきこもりの未然防止といった側面からも大変貴重な取組であると思います。実際に、国のひきこもりの定義は6か月以上、社会的参加を回避している人となっており、本人が引き籠もっていないと言えば、ひきこもり支援の対象にならないルールになっていますが、引き籠もっている方が、あなたは引き籠もっていますかと聞かれて、はいそうですと答えられるのでしょうか。

こうち絆ファームでは、様々な制度の切り口から通所されてきた40名の方たち全員を、生きづらさを抱えた方々と捉え、それぞれの利用者さんの困り感に寄り添った支援を考え、日々実践されています。そこにはどの制度の切り口から入ってきたかということとは関係なく、通所者の皆さんは同じ職場で共に支援を受けながら、それぞれが頑張って就労に励んでおられます。そういった実績が周りから評価され、今こうち絆ファームには、県内各所からどんどん通所希望のオファーが舞い込んでいます。

ここで、その生きづらさを抱えた方々を全力で支えてくださっている支援者の方々が一番苦勞されているのが、この人は生活困窮者支援としてなら受入れ可能なのか、この人はひきこもり支援としてなら受入れ可能なのかといった、どの行政支援制度なら受入れ可能なのかといった通所するための入り口の制度の判断、そしてそれに係る行政機関とのやり取りの複雑さに多くの時間と労力を取られ、苦しんでおられます。

そこで、この問題はいわゆる行政の縦割りの問題でもあり、ひきこもりの方への支援を進めていく上で、生きづらさを抱えた人たちへの支援ということで県にワンストップ型の受入れ窓口をつくり、そこで手続を一元化することにより、現場で奮闘する支援者の方々の負担を随分軽減できると思いますが、知事の所見をお伺いします。

次に、デジタル化社会の実現に向けてお伺いします。

知事は、本議会の提案説明において、5つの基本政策と3つの横断的な政策については、ウイズコロナ、アフターコロナ時代を見据え、デジタル化、グリーン化、グローバル化の3つをキーワードに施策を強化していくと力強く言われておりましたが、国においても5月12日にデジタル関連6法が成立し、デジタル庁の創設やデジタル社会形成基本法が定められ、デジタル化が一気に加速しております。そういった大きな流れの中で、高知県におきましてもデジタル化推進本部会議が本年度既に2回行われ、高知県デジタル化推進計画に沿ったさらなる取組の推進が期待されるところであります。

具体的な取組については、本年2月議会において大石宗議員が質問した中小企業デジタル化促進モデル事業等により、県内の中小企業のデジタル化が進み、将来のDX実現に向けての取組が現在行われているところであります。



一方、今回のデジタル関連6法成立に向けて、我が党は、情報アクセシビリティ、高齢者や障害者、外国人、生活困窮者などあらゆる人が環境や能力にかかわらず、情報を不自由なく利用できるようにすることを強く訴えてきたところであります。

そこで、少し古いデータになりますが、平成28年の経済センサスの活動調査によると、高知県の事業所の合計は3万5,366事業所であり、その内訳は従業員1人から4人の事業所が2万2,148事業所で全体の62.6%、従業員5人から9人の事業所が6,491事業所で全体の18.4%であり、この2項目で全体の8割を占めます。さらに、従業員10人から29人の事業所は4,967事業所で全体の14.0%であり、この3つで全体の95%を占めます。つまり、高知県内はその圧倒的多くが小規模事業者となっています。

さらに、高知県中小企業団体中央会が本年1月から2月にかけて行った調査によると、自社のホームページを持っていますかという質問に対して、ホームページがないと回答したのが従業員2人以下の事業所で55.7%、従業員3人から5人の事業所で52.5%、従業員6人から10人の事業所で47.5%と、県内で圧倒的多数を占める小規模事業者の約半分が自社のホームページを持っていないというのが現状であります。まさに情報アクセシビリティの観点から見たときに、こういった自社のホームページを開設していない事業者の方々にデジタル化の恩恵をもたらす、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の推進が求められます。

本年4月、県では、産業振興センターにデジタル化推進部を設置し、2名の専門員を配置して事業者への伴走支援を行っていますが、何といても3万近い事業所の支援を伴走型で行っていくには、商工会議所や商工会などの支援機関の協力が必須であると思います。

そこで、高知県の圧倒的多数である小規模事業者のデジタル化を加速化させていくに当たって、どのような取組を考えているのか、商工労働部長にお伺いします。

次に、SDGsの推進についてお伺いします。

現在、世界全体でSDGsの達成を目指した取組が進む中、高知県においても、こうちSDGs推進セミナーの開催や高知県SDGs推進アドバイザー制度を創設するなど、県内事業所のSDGsを意識した取組を促進しています。

さらに、濱田知事が昨年12月に2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいくと宣言したことを受け、令和3年3月に改定した第4期高知県産業振興計画ver. 2においては、持続可能な地域社会づくりに向け、SDGsと併せて脱炭素化を重点ポイントとして掲げ、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を促進していくこととしています。

私も本日つけておりますこのSDGsのバッジをつけている企業の方を見ることも随分多くなり、この二、三年でSDGsに取り組む事業者の方々が増えてきたことを実感しています。そんな中、県内事業者へのさらなるSDGsの推進、またカーボンニュートラルの実現に向けては、工業系の企業への推進が重要ではないかと考えます。

そこで、現在南国市に建設が進んでおります南国日章産業団地の企業を選定する際の審査項目に、SDGsへの取組といった観点を入れていくということも、今後の企業への推進に向けて一つの大きな転換点になるのではないかと考えますが、商工労働部長の所見をお伺いします。

次に、貧困対策についてお伺いします。

社会問題の一つとして取り上げられる貧困問題は、様々な要因や背景があり、支援策を講じて一挙には解決できない問題であります。中でも女性の月経に関する生理の貧困の問題が世

界各国で起こっております。この問題は日本においても無関係ではなく、先日任意団体である、ハッシュタグみんなの生理が行ったオンラインアンケート調査によると、5人に1人の若い女性が金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した、またほかのもので代用している等の調査結果が出ています。

この問題については、3月4日に公明党の佐々木さやか参議院議員が国会でいち早く取り上げ、実態把握と必要な施策を講じるように訴えています。政府から検討したいとの答弁を得た直後の15日にも、公明党として菅首相に対し必要な対策を検討するよう重ねて要望してまいりました。

公明党高知県本部としましても、4月12日に濱田知事に対して、実態調査や県内の県立学校及び県立大学において生理の貧困状態にある児童生徒、学生への生理用品の無料配付等をお願いするなどの緊急要望を行いました。そういった流れの中で、今回孤独、孤立等の不安を抱える女性に対する支援策として、生理用品の配付等の支援を素早く実施して下さることになり、大変にありがとうございます。

そこで、県立学校における生理の貧困に関する実態と今後の取組方針について教育長にお伺いします。

次に、教育問題についてお伺いします。

まず初めに、奨学金返還支援制度についてお伺いします。公明党は、今までも学びたい人が経済的理由等により進学を諦めることのない社会を目指して、奨学金制度の対象者の拡大や返済不要の給付型奨学金の実現に取り組んできました。そういった取組を進めていく中で、日本学生支援機構によると、現在現役学生の3人に1人、年間129万人の学生が奨学金を利用するまでに制度が充実してきました。しかし、そんな中卒業後高知県に帰ってきた若者の皆さんから

よく聞くのが、奨学金の返済が苦しい、負担が重いという声です。

実は、2019年度末の返還延滞者数は32万7,000人で、延滞債権額は約5,400億円に上ります。延滞の主な理由は、家計の収入減や支出増で、延滞が長引く背景には本人の低所得や延滞額の増加が指摘されています。こうした利用者の負担軽減に向け、返還を肩代わりする支援制度が2015年から実施されています。一定期間定住し、就職する等の条件を満たせば、対象者の奨学金の返済を自治体が支援する制度です。2020年6月現在で全国423市町村が導入しています。自治体と地元企業などが基金をつくることを条件に、国が自治体の負担額の2分の1を特別交付税で支援する枠組みでスタートしましたが、昨年公明党がこの制度の拡充を青年政策2020の一つとして当時の安倍首相に政策提言、去年6月に制度が拡充されました。

今回の拡充により、市町村については基金の設置が不要になり、国が支援する範囲も負担額の2分の1から全額まで拡大されました。また、企業においても社員に代わり奨学金を返還することができる仕組みが令和3年4月から導入され、返還支援した分の金額は法人税上、損金算入できるようになりました。この制度拡充について本年1月28日の参議院予算委員会で菅総理は、今後返還を行う企業名を広く紹介し、取組を広げていきたいと述べ、現在全国で導入する自治体が急増しております。

そこで、奨学金返還に苦しんでいる若者の負担を軽減するとともに、地方創生の観点から若者の地方定着を促す本制度の拡充が今回行われたことについての県内企業への積極的な情報発信が必要であると考えますが、商工労働部長の所見をお伺いします。

現在、須崎市や土佐清水市、香南市などにおいてこの奨学金返還支援制度が行われています

が、今公明党として県内各市町村にこの制度の導入を働きかけており、今後県内の市町村でも導入する自治体が増えてくることが予想されます。そうなりますと、先ほどの企業による支援と併せて、将来こういった形で高知県内の企業や市町村から奨学金の返還支援を受けることができる可能性があるということを高校生が知ることが、卒業後の進路選択、さらには大学等を卒業した後の居住地の選択にも大きな影響力を持つのではないかと考えます。

そこで、今回拡充された本制度について県内の高校生に周知してあげるべきではないかと考えますが、教育長の所見をお伺いします。

次に、不登校支援についてお伺いします。まず、不登校の現状につきましては、文部科学省の令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によると、全国の不登校者数は小学校で5万3,350人、中学校は12万7,922人、高校で5万100人と計約23万人となっています。次に、高知県の現状を見ると、国公私立学校合わせて小学校で334人、中学校は783人、高校で353人の計1,470人であり、1,000人当たりの不登校児童生徒数を見ても、全国平均よりも高い状況となっております。

こうした状況を受け、知事の提案説明にもあったように、今年度から教室での集団生活になじめない生徒を支援するために、4つの中学校をモデルに空き教室などにコーディネーター教員が常駐し、個々に合わせた学習支援を行う校内適応指導教室を設置するなどの新たな取組がスタートしています。

また、県教育委員会では、昨年度より各小中学校に校務支援システム等を活用した児童生徒の情報収集や関係機関との調整等を担う不登校担当者を位置づけるとともに、不登校の出現率が高い20校には不登校担当教員を配置し、担当者を中心とした早期発見、早期対応の取組の充

実等、学校の体制強化を行ってきました。

そこで、昨年度不登校担当教員を配置した20校の取組がどうだったのか、その成果や課題について教育長にお伺いします。また、私は昨年の6月議会において、不登校問題の取組の本丸、肝は学校の総合的な支援力の向上であると述べた上で、今後不登校の取組を進めていく上で国の調査における不登校の定義である年間30日以上欠席という、この30日以上という数値による指標のみにとらわれず、指導の結果登校する、またはできるようになった児童生徒数など、学校現場の取組がより可視化できるような指標を持って評価、指導していただきたいとお伺いしましたが、その点についてどうだったのかも併せて教育長にお伺いします。

次に、ヤングケアラー支援についてお伺いします。この問題につきましては、昨日明神議員や上田(周)議員からも御質問がございましたが、ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子供自身がやりたいことができないなど、子供自身の権利が守られていないと思われる子供のことをいいます。

厚生労働省と文部科学省によるヤングケアラーの初の実態調査の結果が今年3月にまとまりました。それによると、学校への調査では、ヤングケアラーに該当する生徒がいるのかの問いに、中学校、全日制高校、定時制高校、通信制高校ともに、いると回答した学校が最も多く、定時制高校では70.4%でした。校種に関係なく、全国の多くの教員が自分の教え子の中にヤングケアラーがいると認識していることが明らかになりました。次に、世話をしている家族がいるのかの問いに、いると答えた割合は中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%、通信制高校生では11%でした。

また、世話をしている家族が誰なのかという

問いには、全ての校種できょうだいが多く、幼いきょうだいや知的障害のきょうだいの見守りや家事をしている実態が分かりました。世話をしている頻度も、きょうだいについてはほぼ毎日の割合が高く、世話に費やしている時間は平均で中学2年生が4時間、全日制高校2年生が3.8時間だったが、中には7時間以上世話に費やしているが、どの校種も一、二割いるなど、今回の調査により、かなり具体的などころまでヤングケアラーの実態が明らかになりました。

さて、ここからが私はこのヤングケアラーの問題の非常に難しい部分だと思うのですが、まず自分がヤングケアラーに当てはまるのかどうかの問いに、当てはまると答えたのは中学2年生と全日制高校2年生で約2%、定時制高校2年生相当でも4.6%しかいませんでした。次に、ヤングケアラー問題の肝とも言える、世話をしているためにやりたいけれどできないことはないのかとの問いに、何と中学2年生、全日制高校2年生ともに、特にないという回答が最も高い結果になっています。

この2つの調査結果が表す意味は、要はヤングケアラーにとっては、きょうだいや祖父母、親の世話を毎日行い、しかも2割近い子供たちが1日7時間以上に及び行っていることが、その子供たちの人生の中では当たり前になっているということです。このことは、先ほど質問しました生理の貧困にも共通する問題で、学校現場の養護教諭に話を聞くと、生理用品についても、その家族の考え方、文化がすごく影響する問題であり、例えば家族の考えで生理用品は大きめのものを1日1枚だけ使うと決められている家庭の子供にはそれが当たり前であり、生理用品を交換するという考えがそもそもないと言っていました。

虐待の場合などは体に傷があったり、衣服が交換されずに何日も汚れたままであったりと、

周りの大人たちが発見できる外的な状況がもう少しありますが、ヤングケアラーや先ほどの生理の貧困のケースなどは、それがその子供のそれまでの人生における当たり前であり、SOSを発することが少なく、周りが気づいてあげにくい。そして、誰にも気づかれずに本人が我慢し続けている状況が長く続いている、放置されているということがこの問題の一番の難しさだと思います。実際に、この調査においても誰かに相談したかの問いに対し、あると答えたのは2割から3割しかいません。

こういったヤングケアラー問題の難しさを考えた場合、やはりスクールソーシャルワーカーの役割が今後ますます重要になってくるのではないかと思います。一昨年の明神議員の質問においても、スクールソーシャルワーカーが中学校で不登校になってしまったヤングケアラーと面談を重ね、その子の小学校の校長先生につなぎ、初めてその子が今まで行ってきた家族の世話の大変さを、人間ってこんなに泣けるのかというほど泣きながら、2時間半にわたり語ったというエピソードが紹介されました。こういった顕在化しにくい問題への対応には、スクールソーシャルワーカーの専門性、役割が今後さらに重要になってきます。

しかし、今の高知県の学校現場の状況を見ると、スクールソーシャルワーカーは、虐待問題や不登校支援、さらには長引くコロナ禍で経済状況が厳しい家庭が増加しており、生活困窮家庭への支援など様々な活動を行っており、それぞれの問題に対して連携機関等と行う協議会にも出席しなければならないなど、その業務は多岐にわたり多忙を極め、現場からは、今のスクールソーシャルワーカーの配置時間では到底足りないといった声を私も何度となく聞いてまいりました。さらに、加えてヤングケアラーや生理の貧困への対応、支援等、新たな仕事内容が現



実的にスクールソーシャルワーカーには増えてきます。

そこで、今後ヤングケアラー支援に取り組んでいくには、スクールソーシャルワーカーの配置時間の拡充がどうしても必要になってくると思いますが、教育長の所見をお伺いします。

次に、離婚に関する調査後の対策についてお伺いします。公明党の提言により、法務省が未成年者に両親の離婚を経験した20代、30代の男女を対象に、子供が離婚をどう感じたのかについて初めて行った調査結果が本年3月に発表されました。それによると、8割は両親の不仲に気づいていたが、誰かに相談したのは1割にも満たず、その理由として、適切な人がいなかった、人に言いたくなかったがそれぞれ2割、また、どちらかと一緒に住むかや別居している親との交流について本心を伝えた人は3割程度でした。金銭面でも4割が苦しくなったと答え、健康面でも同じく4割が腹痛、頭痛、不眠、精神的不安定などの不調を経験しています。そして、結果的に生活リズムが乱れ、不登校、ひきこもり、不良仲間との交友、自殺未遂などに至った人もいました。この調査結果を見ると、両親の離婚が子供たちに様々な影響を及ぼしていることが確認できます。

経済的に苦しくなり体調不良を起し生活が乱れ、結果的に不登校やひきこもり、非行、自殺未遂などに至った人がいたという調査結果から、現在の教育現場での多くの課題の根っこにこの問題が影響を与えていることがうかがわれます。今回の調査項目の中に、こうした経験を踏まえ望まれることという項目がありますが、精神、健康のチェック制度や子供のための相談窓口の整備などが上位に並びました。

そこで、もちろん離婚した家庭の子供さんが全てこういった状況になるわけではないということは大前提とした上で、今回の調査結果をしっ

かりと分析し、こういった環境にある子供たちの支援を今後行っていくことが重要であると考えますが、教育長の所見をお伺いします。

最後に、健康行政についてお伺いします。

私は、昨年9月議会において、3歳児健診での視力検査が県内市町村において確実に実施されるよう、県からの啓発、支援の強化をお願いしました。もう一度確認しますと、人間の視力は個人差はありますが、8歳ぐらいでほぼ成人同様に完成すると言われており、その視力が発達する成長期内に視力の発達を阻害する要因を発見し、早期治療につなげることが重要であります。その観点から、今回は保育所、幼稚園における視力検査についてお伺いします。

保育所、幼稚園における視力検査の実施は、学校保健安全法などによりその実施が義務づけられていますが、今県内の保育所、幼稚園において視力検査が実施されていないということが問題になっています。3歳児健診の視覚検査は、昨年度より県内全ての市町村で他覚的屈折検査が行われるようになるなど取組が進んでいますが、3歳児健診の受診率は100%ではありませんので、検査から漏れる子供の対応をどうするかが重要であります。

また、GIGAスクール構想によりICT教育が推進される中、全ての児童生徒に小学校1年生からタブレット端末やパソコンを使った授業が展開されることとなります。これまでの黒板中心の授業形態では黒板の文字が見える視力が必要であり、5メートルの距離で視力検査を行ってきたようですが、パソコンやタブレット主体の授業形態になると、近くの文字が見える視力が必要になります。

その点について、これまで子供の視力について40年以上研究してこられた桃山学院大学名誉教授の高橋ひとみ氏は、遠くを見るとき目の近くを見るとき目の仕組みは違う、したがっ

て遠くが見えても近くが見えていない子供がいる、子供は次第に見えてくるようになるため、はっきり見えた経験がないので自分から近くが見えにくいとは訴えません、大人は遠くが見えていれば近くも見えていると思っているので、学校の視力検査で異常なしならまさか近くが見えていないとは思わないと言われています。こういった観点からも、子供たちの視力を守るため、保育所や幼稚園における視力検査は今後ますます重要になってきます。

そこで、本県の保育所、幼稚園における視力検査の実施状況とその現状に対する認識を教育長にお伺いします。

次に、療育福祉センター医療部の拡充についてお伺いします。先ほどまでの質問の流れのとおり、私は子供たちの成長過程の中で見落とされがちな弱視を早期に的確に発見し、そして早期に治療を行い、弱視の改善につなげることが大切であるとの考えで、3歳児健診や保育所、幼稚園での視力検査の確実な実施を訴えてまいりましたが、最後に自閉症や脳性麻痺などの障害や疾病等の原因により、3歳児健診や保育所、幼稚園、また一般の眼科での視力検査を受けることが困難な子供たちの弱視への対応も重要であると考えます。

では、こういった子供たちの弱視への支援をどの機関で行うのが最も適切かと考えた場合、私は発達障害や脳性麻痺、その他の神経疾患等の子供たちの診療を行っている高知県立療育福祉センターの医療部門に眼科を新たに設置し、眼科医や視能訓練士を配置するとともに、既に勤務している言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士などの他の専門家とチームを組み、そういった子供たちの弱視の改善を行っていくことが大変に有効であると考えますが、子ども・福祉政策部長に所見をお伺いしまして、私の第1問とします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 山崎議員の御質問にお答えをいたします。

まず、コロナ禍におきます事業者の方への対策の立案、実行に際しての県民の皆様への思いと今後の決意などについてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、昨年来県民の皆さんの健康及び生活並びに県経済に大変大きな打撃を与えてまいりました。この間、私は、県民の皆さんの健康と生活を守りながら、県経済へのダメージを最小限に食い止めるように、必要な対策を迅速かつ的確に講じること、これを常に考えてまいりました。

とりわけ県内の事業者の大部分を占めますのは、中小企業者の皆様でございます。こうした中小企業者の皆様方にとりましては、特に支援を届けるタイミングが重要になってまいりますので、この迅速な対応という点についても特に意を用いてまいりました。

例えば、昨年3月にはこうした考え方に立ちまして、全国に先駆ける形で県単独の融資制度を創設するといった取組を行いました。さらに、飲食店と取引のあります事業者などへの支援におきましては、その支援の中身についても、国の制度よりも一歩踏み込む形で要件の緩和、上限額の引上げを行った給付金制度も創設をさせていただいた、そういった点については議員からも御紹介をいただいたとおりでございます。

さらに、本県は財政運営上非常に自主財源が乏しい中でございます。国の財源をできる限り活用して、県民の皆さんに手厚い支援をとということも心がけたつもりでございます。こうした一環として、例えば県民の皆さんの県内旅行の支援を行います高知観光トク割キャンペーンなども実施をしてまいりました。

ただ、一方でこうした県内の需要回復に向けた施策は、県内の感染拡大を受けて、一時休止を余儀なくされるといった局面もございました。この感染拡大防止対策と経済活動の回復に向けた施策、これは時にある意味では往々にして方向性として相反する局面もあるということもございます。こうした施策の両立を何とか図るべく、苦渋の決断を迫られながら取り組んでまいった1年半でございました。県民の皆様様の健康と生活を守りますために、ワクチン接種をはじめといたします感染症対策に引き続き全力で取り組んでまいりますけれども、収束に向けた先行きには、なお不透明なものがあるというふうに考えております。

このため、今後も経済状況を注視いたしまして、まずは厳しい経営状況にあります事業者の皆様様の経営と雇用をしっかりと下支えしていく、そして早期の経済回復が図られるよう、国の施策も活用しながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ひきこもりの方を含めました生きづらさを抱えた方々への支援につきましてお尋ねがございました。

ひきこもりの方は病気や障害、人間関係など様々な要因を背景といたしまして、複雑な問題を抱えながら社会から孤立した状態にございます。このため、地域におきます居場所の存在は、ひきこもりの方と社会をつなぐ大変重要なものであるというふうに考えます。

また、こうした居場所には、ひきこもりの方のみならず障害がある方、生活に困窮する方など様々な方が集まってこられていると、こういったことも御指摘のあったとおりでございます。御紹介を議員からいただきましたこうち絆ファームは、まさにこうした方々に居場所を提供し、またこうした方々に寄り添った支援に取り組んでおられる事業所であるということでご

ざいまして、多くの方々を受け入れていただいているところでございます。

こうした中で御指摘にもありましたように、支援を受ける方が就労体験といったサービスを利用される際に、制度ごとにこの行政の窓口が異なっているという状況がございます。そのため、サービスの利用までに時間を要しまして、利用者の状況に応じた支援のきっかけを逃すことにもなりかねないという状況だというふうにもお聞きをしているところでございます。

このような状況を踏まえまして、県としては速やかなサービスの利用に向けまして、御指摘のありましたようなワンストップで対応ができる窓口を地域ごとに設けまして、利用者の相談に応じて適切な制度につないでいくと、そういった仕組みづくりを検討してまいります。加えまして、地域の支援者と支援機関によります交流会の開催などにより、地域のネットワークの拡充を図りまして、支援に取り組む方々が活動しやすい環境づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、小規模事業者のデジタル化の加速化についてお尋ねがございました。

本県経済の活性化を図り、持続的な発展につなげていくためには、デジタル技術の活用を促進し、小規模事業者も含めた県内企業全般の底上げを図っていく必要があると認識しております。このため、本年4月産業振興センターに、商工会議所などの地域の支援機関の皆様と連携しながら県内企業のデジタル化を支援するデジタル化推進部を設置し、体制の強化を図ったところでございます。

初年度となる本年度は、県内企業を訪問しながら、本県の実情を把握するとともに、県とセ

ンターで相協力し、小規模事業者の皆様の日頃から接する機会の多い経営指導員などに対して、デジタル技術に関する知識やスキルを身につけていただくためのセミナーを実施しているところです。あわせて、経営指導員が事業者を訪問する際に活用できるデジタル技術の活用事例集の作成や、企業の経営者や従業員向けのデジタル技術活用に関するセミナーの開催にも取り組んでいるところです。

関係団体等と連携し、一連の取組をしっかりと進めていくことで、小規模事業者も含めた県内企業全般のデジタル技術の活用を推進してまいります。

次に、南国日章産業団地の企業を選定する際の審査項目についてお尋ねがございました。

SDGsやカーボンニュートラルの実現は、今後あらゆる企業がビジネスを行う際に取り組むべき普遍的な目標であり、県内企業が事業活動を継続していく上でも重要な視点であると考えております。そうしたことから、山崎議員からのお話にもありましたとおり、第4期産業振興計画に重点ポイントとして位置づけているところです。

新たな工業団地に立地する企業にも、こうした取組を意識した事業活動を積極的に行っていたと期待しており、そうした観点を審査項目にも取り入れていきたいと考えているところです。そのため、SDGsやカーボンニュートラルといった観点を、南国日章産業団地の分譲先企業を選定する際の審査項目に取り入れることについて、現在南国市とも協議を進めているところです。

県市の審査項目に位置づけ公表することで、広く企業にこの取組が重要であることをお知らせするとともに、産業振興計画に基づきその取組を支援していくことで、本県経済のさらなる活性化につなげてまいります。

最後に、企業による奨学金返還支援制度についてお尋ねがございました。

今回の制度改正は、県内企業にとって優秀な学生を確保するための有効な手段の一つとなり得ますし、また県にとっても次代を担う人材の確保、定着に有効であることから、この制度の普及に期待を寄せているところです。このため、大卒者を継続的に採用している企業へのメール、県が主催する企業の人事担当者向けのセミナー、さらには就職支援コーディネーターの企業訪問などの機会を活用し、広く周知を図ってまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、県立学校における生理の貧困に関する実態と今後の取組方針についてお尋ねがございました。

本年4月に県立学校に勤務する養護教諭60名全員に行ったアンケート調査では、昨年度に実際に貧困により生理用品を購入できないと相談を受けたことがある養護教諭は1名、1.6%であり、学校において生理用品を貸与し、その返却を求めなかったなど、生理の貧困の状態にあると思われる生徒に対応した養護教諭は2名、3.3%でした。

この調査では、県立学校で養護教諭が実際に生理の貧困に対応した事例は多くありませんでしたが、これ以外にも自ら支援を求めづらい児童生徒が一定数存在すると考えております。

今後は、学校における生理用品の配付に向けた体制を整備していくとともに、身近な人や信頼できる大人に相談することの大切さを知らせ、学校内で相談しやすい体制づくりを進めてまいります。また、学校以外の相談窓口についても積極的に周知を図ってまいります。

次に、奨学金返還支援制度について、県内の高校生に周知すべきではないかとお尋ねがございました。



奨学金返還支援制度は、若者の地元定着に向けて、奨学金の返済を地元の県や市町村、企業が支援する場合に、財政上や税制上の優遇措置が得られる仕組みとして制度化されました。令和2年度には国において、大学在学時に貸与された奨学金に加え、高校段階の高等学校等奨学金も支援対象として追加されるなどの拡充が行われております。

県内の市町村でも市町村独自の奨学金のほか、本制度を活用して、高校や大学段階に貸与された奨学金を対象として、地元の市町村の事業所に就職することなどの条件を設け、支援を行っているところです。本制度を高校段階から知っていることで、経済的な事情によって大学進学等を断念せざるを得ない生徒が学びを続けられなかったり、高校または大学卒業後に、地元を就職先として選択したりすることにつながるものと期待されます。

県教育委員会としましては、知事部局や制度を活用する市町村とも連携し、学校において生徒や保護者と進路等について相談する際などに、この奨学金返還支援制度の周知を図ってまいります。

次に、不登校担当教員配置20校の成果や課題、また学校の取組がより可視化できる指標での評価、指導についてお尋ねがございました。

文部科学省が実施している、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、不登校と判断する欠席日数の基準は年間30日以上となっております。議員からは令和2年6月議会で、この年間30日以上という数値だけでなく、学校の取組がもっと可視化できるような指標が必要ではないかとの御指摘をいただきました。そこで、昨年度より、年度中に登校状態が改善した不登校児童生徒数の割合を新しく指標に設定し、学校の取組の評価、指導を行っております。

県教育委員会では、令和2年度から不登校出現率が高く早期の改善が望まれる小中学校に専任の不登校担当教員を配置しております。この20校について、従来の指標である年間30日以上欠席した不登校児童生徒数の割合で、令和2年度の状況を評価しますと、平均出現率は県全体よりもやはり厳しい状況となっております。しかし、年度途中の改善率を見る新たな指標を用いて分析しますと、この20校で令和2年度に不登校とされた児童生徒の約47%の登校状況が改善されており、県全体より10ポイント以上高くなっております。

この20校では児童生徒個々の出欠状況を把握しながら、校内支援会等で確認された役割分担や具体策を組織的に実行するなど、校内で決められた取組の徹底によって改善が見られております。このように、それぞれの学校の取組の成果が現れている数値も用いて評価、指導を行うようにしております。

今後は、校務支援システムの機能を有効に活用することで、前年との比較や経年での状況を分析できる数値など、より学校の取組の後押しとなるような様々な成果指標について、さらに研究を進めてまいります。

次に、ヤングケアラーの支援に向けて取り組んでいくには、スクールソーシャルワーカーの配置時間の拡充が必要ではないかとのお尋ねがございました。

学校は、子供たちにとって安心・安全で毎日通いたくなる学校づくりに向け、子供に関わる様々な問題の未然防止や早期対応に向けた取組を行っております。そのため教員は、遅刻の増加や授業中の集中力の欠如、部活動への不参加などの子供のささいな変化を見落とさず、それらの情報をスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を加えた校内支援会で共有して、組織的に対応することとしてお

ります。その中で、子供の気になる行動が家庭内の問題に起因するような場合には、スクールソーシャルワーカーが中心となって、市町村の福祉担当部署等のカウンターパートと連携しながら、福祉や医療などの専門機関に確実につなぐことが必要となってきます。

スクールソーシャルワーカーは、高知県の全公立学校に配置していますが、1校当たりの平均活動時間は週4時間程度となっております。今後、ヤングケアラーなどを含め、厳しい環境にある子供の支援の充実強化を図るためには、スクールソーシャルワーカーの活動時間のさらなる確保が大変重要であると認識をしております。そのため、県教育委員会といたしましては、6月にスクールソーシャルワーカーのさらなる活動時間の確保に向けた予算措置の拡充などについて、国に対して政策提言を実施したところです。

今後も引き続き、知事部局とも連携しながら、スクールソーシャルワーカーの人材確保に向けた国への要望を続けるとともに、ヤングケアラーなどの課題に対応できる研修を実施するなど、スクールソーシャルワーカーの専門性の向上にも努めてまいります。

次に、国の離婚に関する調査結果を分析し、子供たちへの支援を行うことが重要ではないかとのお尋ねがございました。

いじめや不登校、暴力行為などの生徒指導上の諸課題の要因の一つに、両親の離婚などを含む家庭内の問題があると捉えております。県教育委員会としては、子供の生活環境を考えた適切な支援を行うため、これまでも児童生徒理解や教育相談など、教員としての基礎的な力量を高める研修に力を入れてまいりました。また、学校においては、個々の子供が抱える状況を客観的に捉えるため、楽しい学校生活を送るためのアンケートなどを活用し、子供の状況を把握

し、学校全体で共通理解を図り、課題への早期対応に努めているところです。

今回、議員からお話がありました法務省が実施した調査結果から、相談のしづらさ、心の変容、金銭面での困難さなど、家庭環境の変化がもたらす子供への影響が明らかになったものと捉えております。これらの調査結果については、学校関係者がしっかりと理解して、今後の指導に生かす必要があると考えております。そのため、教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの研修機会に、本調査についての情報提供を行うことで、つらい思いをしている子供を見逃さず、適切な支援ができるよう指導力の向上に努めてまいります。

さらに、各学校ではこれまでどおり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの見立ての下に、しんどさを抱える子供を見逃すことなく、子供一人一人に寄り添った対応ができるよう、専門的知見を活用した校内支援会を充実させるとともに、外部専門機関との連携強化を図ってまいります。

最後に、保育所及び幼稚園における視力検査の実施状況と、その現状に対する認識についてお尋ねがございました。

保育所や幼稚園における視力検査につきましては、学校保健安全法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、児童への健康診断の検査項目の一つとして実施が義務づけられております。このたび、中核市の高知市が所管する同市内の保育所、公立幼稚園、認定こども園も含め、県内の保育所、幼稚園、認定こども園における健康診断の実施状況について調査をいたしましたところ、全ての園で医師による内科健診は行われているものの、視力検査につきましては、本年度実施予定の園を含めて51.8%の園にとどまっている状況であることが分かりました。

乳幼児期は、子供たちの健やかな成長の土台となる大切な時期であり、その後の学校生活を充実したものにする上でも、多くの子供たちが通う保育所、幼稚園等において、視力検査を含め法令で定められた内容の健康診断が適切に実施されることが重要となります。

このため、県教育委員会としましては、高知市とも歩調を合わせ、それぞれが所管する施設の設置者に対して、健康診断検査項目の確実な実施を求めるとともに、今後県、高知市がそれぞれ行います指導監査などを通じて、各項目の実施状況についても確認をしてまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) 療育福祉センターへの眼科の設置についてお尋ねがございました。

自閉症や脳性麻痺などの障害がある子供は、その特性から従来の視力検査では検査方法が理解できない、検査用の眼鏡を嫌がるなどといったことから、正確な検査を実施できず、弱視の発見が遅れることがありました。しかし、昨年度までに全ての市町村で導入された新たな機器による検査方法は、障害のある子供にも負担が少なく、正確な検査をすることが可能となっております。このため、これまで見逃されていた弱視の発見が、障害のある子供についても一定進んでいくものと考えています。

また、検査で弱視が発見された場合には、医療機関において精密検査の上、必要な治療が行われており、このうち県内13か所の医療機関では、視能訓練士による治療や訓練などを受けることができます。ただ、議員御指摘のように、障害のある子供はその特性から、検査や治療において特別な配慮が必要となる場合がありますので、一般の病院や眼科では十分な治療を受けることができない可能性もあります。このため、こうした子供の状況を市町村や医療機関からお

聞きすることなどにより、県内におけるニーズを把握し、療育福祉センターでの対応も含め、障害特性のある子供の弱視の治療などに関して必要な対策を検討してまいります。

○22番(山崎正恭君) それぞれ御丁寧な、また前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。

また、濱田知事の経済支援対策におかれましては、真っ先に国よりも先行して県内事業者を救うために創設した県単独のコロナ対策融資をはじめ、今までに県が濱田知事の下で行った事業継続支援や感染症対策支援などが、コロナ関連の11の支援策による支給決定件数は延べ1万5,200件、総額86億円に上ります。これにより多くの県民が救われています。今後も、濱田知事のカラーで誠実に丁寧に県民に寄り添う県政運営を何とぞよろしく願いいたします。

ひきこもり支援につきましては、今しきりに国のほうでも重層支援が大事であると言われていますが、生きづらさを抱えた方の支援窓口のワンストップ化こそ、利用者にとっても支援者にとっても分かりやすい効果のある重層支援だと思いますので、先ほど地域ごとの窓口を検討してくださるということですが、ぜひ早期の実現をお願いしたいと思います。

SDGsの審査項目への位置づけにつきましても、検討してくださるというふうな前向きな御答弁いただきましてありがとうございます。公明党としてもSDGsの推進を行っております。今後とも、さらなる高知県におけます推進をよろしく願いいたします。

生理の貧困につきましては、昨日塚地議員からも御質問がございました。これから学校現場において、どのように生理用品を置いていくのかということを検討してくださるということでしたが、1点だけ気になるのが、トイレに生理用品を置くということで、我が党でも他県にお

いてはトイレに置いてくださいというふうな運動をしておりますが、私が今学校現場のほうの特に養護教諭さんなんかの話を聞くと、やはり衛生上、トイレに置くのは非常に心配なところもあるということです。

経済的に大変な子供たちを救っていくという政策の観点からも、いま一度慎重にこういった運営面のほうの協議を重ねていただきまして、しっかり学校現場でそういった子供さんたちに生理用品が行き渡るようお願いしたいと思えます。

療育福祉センターの眼科機能につきましては、視能訓練士さんが療育福祉センターに配置されれば、現在行っております特別支援学校などに在籍する見えにくさのある弱視の子供さんたちに対しての視能訓練士派遣、昨年9月議会で御質問したところがございますが、この派遣事業にも行ってもらうことができると思えますので、何とぞ早期の改善をお願いしたいと思えます。

それでは、1つだけ第2問を行います。

不登校につきましては、私は昨年6月議会でこの問題を取り上げた後も学校現場に何度も足を運びましたが、今県教育委員会も様々な施策を立案、実行し、この不登校問題に全力で取り組んでいますし、学校現場も少しでも子供たちに学校に来てもらおうと必死で頑張っています。そんな中で、改めて不登校者数だけにとらわれた評価は、現場での取組の加速化を妨げてしまうなど感じます。

先ほど教育長から、20校の学校に、新しい指導の結果来れるようになった指標を取り入れてくれたところ、その20校は47%も状況が改善し、それ以外の学校よりも取組が進んでいたと。もちろんだと思います。20校の先生方が必死で頑張っておられました。その頑張りがこういった形に現れたというのは、さらに20校での取組が推進されるものと思っております。

そういった頑張りを承知の上で、もう一步突っ込んだところで言うと、学校現場においては、1日、たった1日であっても子供たちを登校させることに全力で取り組んでいます。

先日、ある中学3年生の男子生徒のお話を聞きました。彼は、中学1年生の6月からずっと学校に登校できていなかったのですが、何とか中学校生活の節目として、みんなと一緒に卒業させてあげたいと若い担任の教員が何度も家庭訪問し、本人と話をするとともに、副担任やクラスメートが書いた手紙を届けるなど、学年主任を中心に学年団で取り組んだ結果、卒業式当日に2年10か月ぶりに登校することができ、クラスメートと共に卒業することができたということをお聞きしました。お母さんは息子さんのその姿に涙して喜ばれていたようです。

そういった教員と生徒、保護者との営みを大切にしていくのが教育の原点であると思えますし、その若い担任の教員の力量も含め、その学校の総合的な支援力が確実に向上した事例だと思えます。

そこで、こういった1日にかける教育活動をも評価できる指標をと考えた場合には、1点目は不登校生徒の前年度1年間の総欠席数、1年間のトータルの欠席数と、今年度1年間の総欠席数、トータルの総欠席数を比べまして、前年度よりも年間の総欠席日数が減少した生徒が何人いるのかということをも1つ指標に新たに加えてはどうかと思えます。

2点目には、学校全体の総合的な支援力を把握するという観点から、その学校の不登校児童生徒全員の総欠席日数を足したものの今年一年と、その全員の総欠席日数を足したものの前年とを比べて、減少したのかどうかということをも2つ目の指標として加えれば、現場の教員も年度末の最後の1日まで子供たちが登校できるように、支援を粘り強く頑張るモチベーションに



なるのではないかと考えます。逆に、欠席数30日の指標のみで評価すれば、欠席数31日目以降からの子供や教員の頑張りは評価されません。

子供や教員の最後の最後まで頑張りを評価するために、これら2つの指標を加えることへの教育長の御所見をお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 先ほど御答弁いたしましたように、昨年度から導入いたしました校務支援システムに蓄積された様々なデータを活用しまして、今後は個々の児童生徒の年度ごとの比較や学校を単位とした経年の比較など、こういった分析が可能になるというふうに考えております。

不登校児童生徒への支援につきましては、個々に応じた支援を実施することが大変重要になってまいりまして、一律な指標のみではなかなか評価することが難しい学校、そしてそういった事例もあるというふうに認識しております。そのため、各学校が不登校児童生徒に実施しました支援内容が適切に評価できるような指標、これを各学校で設定し、活用されるということも大事だというふうに考えております。

県教委といたしましては、各学校のその設定をしました評価指標の下、改善に向けた取組を推進する学校につきまして、これを適切に評価していきたいというふうに考えておりますし、ただいま議員から御提案をいただきましたこの指標につきまして、指標や学校や教育支援センターでの支援の成果等を踏まえて、評価方法については研究を進めていきたいというふうに考えております。

○22番（山崎正恭君） ありがとうございます。私の妹は、県外で教員をやっておりましたが、県外の教員も同じくこの30日の壁に大変苦しんでおります。ぜひ全国のモデルとなるような、高知県のその現場の取組をぐいぐいと進めていけるような指標づくりに今後も取り組んでいた

だきたいと思います。

私は、今までの議会での質問5回中4回、不登校問題を取り上げてきました。時代の変化の中で、学校に来るだけが全てではなく、それぞれの子供たちに合った多様な学びの場所を提供していくことも大変重要なことであります。が、小学校や中学校といった義務教育では、特に大前提として学校という場所は子供が安心して登校でき、そこで自分の持っている能力、可能性を存分に伸ばしてもらおう。そして、友達や先輩、後輩たちと一緒に一生の宝となるような、かけがえのない思い出をつくってもらい、そして自信と誇りを胸に社会に巣立ってもらおう。学校というところはそういった本来魅力ある場所であればならないという思いを込めて、今まで質問を続けてまいりました。

これからの高知県の未来をつくる子供たちのために、高知県の教育がさらに発展していくことを願いまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（森田英二君） 暫時休憩いたします。

午前11時16分休憩



午後1時再開

○副議長（加藤漠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

26番武石利彦君。

（26番武石利彦君登壇）

○26番（武石利彦君） お許しをいただきましたので、一燈立志の会を代表いたしまして質問をさせていただきます。

まず、中山間地域の活性化についてお聞きいたします。

県は平成23年に集落实態調査を行っています。これは過疎化や高齢化が進行する中山間地域の集落における暮らしや産業の実情、住民の思いを知り、中山間地域で望まれている施策の展開につなげるためのものでありました。10年前のこの調査結果には、中山間地域の皆様が生活に不安を抱いている様子が如実に現れています。生活用品や移動手段の確保、健康面についてなどの不安であります。また、集落到最も人がたくさん住んでいた頃の主要産業は農業であるとの認識が多く示され、耕作放棄地が増えていることに対する懸念や、農業の担い手確保が大きな課題であるとの認識が見てとれます。

集落の代表者たちからの回答を見ますと、高齢化により地域活動が沈滞化していることや、集落の後継者がいないことなどが課題として多く挙げられております。これらの調査結果を基にして、県は、集落活動や産業の担い手を育成すること、安心して暮らすために住民同士の絆を深めることの大切さ、近隣の集落や他の地域などとのネットワークづくりの必要性と、この3つをキーワードとして掲げ、これまで中山間対策に取り組んでこられました。

知事は就任以来、県民座談会「濱田が参りました」の取組などで、県下の中山間地域に足を運ばれ、地域の皆様とも積極的に対話をされておられますが、本県の中山間地域の現状についてどのような御所見をお持ちでしょうか、お聞きいたします。

また、平成23年の集落实態調査以来、この10年間の中山間対策の成果と課題をどのように総括されるのか、中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

次に、本年度は10年ぶりの集落实態調査が実施されることになっており、まさに本日から調査が開始されたとお聞きしております。本年度の調査において重視するポイントや狙い、そし

てまた調査によって浮き彫りになる課題にどのように取り組まれるお考えか、中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

次に、平成23年の調査結果にもありますように、農業の担い手確保は中山間地域にとって重要な課題の一つでもあります。県は、この農業の担い手対策に取り組む中で、新規就農者に対する支援策の成果と課題をどのように認識し、また中山間地域においてどのような農業経営が展開されることを目指しておられるのか、農業振興部長にお聞きいたします。

次に、農業分野における女性の活躍についてお聞きいたします。2020年12月に閣議決定されました第5次男女共同参画基本計画があります。その中には、「農林水産業の発展、農山漁村に人材を呼び込むためには、女性が働きやすく暮らしやすい農山漁村にすることが重要である。そのために女性が地方の方針策定に参画し、女性の声を反映させていくことが必要である」とあります。さらに、「田園回帰の動きが見られる中で、移住や定住、地域おこし協力隊としてなど、農林水産業や農山漁村との関わりを志向する都市部の女性が増えている。例えば農業においては、親元就農や結婚とともに就農するだけでなく雇用就農や新規参入も見られるなど、女性の農林水産業への関わり方は多様化しており、それぞれの形態に応じたきめ細かな支援が必要である」とされております。

また、農業委員に占める女性の割合は2025年度までに30%とする、農業協同組合の役員に占める割合は同年度までに15%、土地改良区の理事に占める割合は同年度までに10%とする目標が設定されているのであります。

また、農業分野の女性が活躍している事例を1つ挙げますと、女性メンバー、企業、教育機関により構成された、農業女子プロジェクトと呼ばれる全国的な活動があります。その活動内

容は、農業女子の知恵を生かした新たな製品開発、未来の農業女子を育む活動や情報発信等を行い、社会全体の中での女性農業者の存在感を高め、女性農業者自らの意識の改革や経営力の発展を促し、職業として農業を選択する若手女性の増加を図ることだとされております。

具体的には、農業女子が母校で講演をしたり、農業女子の農場における学生のインターンシップの実施、野菜の販売を伴う食育イベントの開催、またプロジェクトへの参加企業は女性に適した作業着や作業機械の開発をしたりといった活動を展開しておられるようであります。

本県の農業分野におきましても、女性が活躍しやすい環境づくりに取り組むことが重要だと考えますが、いかがでしょうか、農業振興部長に御所見をお聞きいたします。

次に、移住者の就農についてお聞きいたします。中山間地域における農業の担い手として、移住者の就農には大きな期待がかかっております。

そこで、本県の中山間地域に移住して就農するといった魅力をどのように発信されておられるのか、中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

また、移住者が就農する場合の課題をどのように認識されておられるのか、あわせてどのような支援策を講じておられるのか、農業振興部長にお聞きいたします。

次に、中山間地域における農業の生産性を高める手段として、ドローンを活用する事例が増えているとお聞きします。農業の担い手にとって有効な手段の一つとして期待されますが、活用の状況と今後の展開についてどのような御所見をお持ちでしょうか、農業振興部長にお聞きいたします。

次に、中山間地域を中心に集落営農の取組が広がっております。集落営農のメリットとして、

構成するメンバーに応じた役割分担に基づき、機械の共同利用や作業の共同化によるコストの低減が図られる、また共同で農地を維持管理することができるといったメリットがあるなど、これらにより地域農業の維持・発展を図るとともに、所得を向上しようとするものであります。

一方で、集落営農組織の多くが設立から10年以上が経過し、高齢化と次世代の担い手不足といった構造的な課題に直面しています。そこで、集落営農を維持・発展させるために組織を法人化する事例が本県でも見られます。担い手を雇用するといった形により、生産性の向上や地域におけるノウハウの継承が図られることから、地域の農業を安定的に持続することが可能となり、地域の活性化につながるとの期待が膨らみます。

一方で、集落営農法人の経営者からは、若手を安定して通年雇用することが重要かつ大きな課題だとの声をお聞きいたします。そのため、法人のキャッシュフローを回すために米作りに頼るだけでなく、数種類の作柄に取り組むことで通年の収穫や収入を確保し、通年雇用を安定させようとする事例が見られます。

県内の集落営農法人の組織状況や経営状況をどのように把握されておられるのか、また通年雇用などを含め、安定した農業経営を維持するためにどのような仕組みをお考えなのか、農業振興部長にお聞きいたします。

次に、集落活動センターについてお聞きいたします。来る7月4日に開所式を迎える四万十町家地川地区の集落活動センターけやきをもって、県内で62か所の集落活動センターが活動することとなります。県内の集落活動センターは、特産品の開発、販売や交流の場づくりなど、それぞれが特徴を生かした活動を行っており、少子高齢化が進む中山間地域にはなくてはならない存在、また今後に向けてさらなる機能拡充や

発展が期待される存在であると思います。

そこで、まず県内に広がりつつある集落活動センターの現状についてどのような御所見をお持ちになっておられるのか、知事にお聞きいたします。

そして、さきにも述べましたように、集落活動センターの活動には様々な形態がありますが、特産品の製造や販売などに取り組んでいるセンターの関係者からは、なかなか採算が合わず資金繰りや運営に苦勞しているなどといった声も聞こえてまいります。また、活動するメンバーの高齢化も進んでおり、ここでもやはり担い手を育成し、活動を継承することが大きな課題として浮上をしております。

このように採算が合わず困惑している状況、また担い手への継承についてどのような御所見をお持ちなのか、中山間振興・交通部長にお聞きいたしまして、この項を終わります。

次に、中山間地域における教育振興についてお聞きいたします。

中山間地域における小・中・高等学校の児童生徒数は減少傾向にあり、統廃合が検討されていると承知をしています。一方で、小規模校ならではの特性を生かした、目を引く学校運営も数多く見られます。私はこれら中山間地域における小規模校からは、学校と地域が密接に連携し、地域で子供たちを育てているといった印象を受けております。

私は、四万十町の影野小学校でインターネットを活用し、ネパールの方とオンラインで意見交換する授業を拝見させていただいたことがあります。影野小学校の児童たちは、リアルタイムで世界とつながる経験ができていたのであります。

また、農業が盛んな地域に位置する同校では、地域で取れた野菜などの食材を学校に隣接する集落活動センター「仁井田のりん家」で調理し

てもらい、給食として保護者や地域の方々と共に頂くといった取組もされております。このような取組によって児童らは地域の農業についての知識を深め、地域の方々との交流を深めることもでき、そしてまた食育の面においてもよい経験を積んでいます。これなどは小規模校だからこそできることであり、まさに小規模校のメリットだと思います。

一方で、いまだに小規模校においては社会性が養いにくいとかといった声を耳にいたします。しかしながら、私は、様々な技術の進歩やその活用を図ることによって、これまでさきやかかれてきた小規模校のデメリットとされるような事柄を補うことができると確信をしております。今や人数による価値基準は揺らいでいると言わざるを得ません。

少人数だから何々ができないといった考え方は捨て、少人数だからこそ何々ができるといったポジティブな考え方に今こそ転換すべきではないでしょうか。小規模校が抱える課題があるとなれば、どのような方法でそれを克服できるのかを考えるべきだと思います。先ほど述べさせていただきました影野小学校などは、まさにそれを実践していると言えましょう。

また、これから本格化するICT教育の導入も、小規模校にとって必ずや追い風になることでありましょう。要は人数の多寡ではなく、学校運営の手法にしっかりと目を向けるべきであり、児童生徒一人一人に向き合う教育ができる小規模校には、かけがえのない魅力があると私は思います。

教育長は、県下の小規模校における様々な取組をどのように評価されるのか、また県下の統廃合に向けての動きにどのような御所見をお持ちでしょうか、お聞きいたします。

次に、中山間地域の高等学校も様々な学校の魅力づくりに取り組んでおられます。地域の高



等学校に魅力を感じ、地域の小中学校から地域の高等学校に進学することにより、子供たちには一層地域愛が育まれ、地域に貢献しようとする人材が育ち、ひいては地域の活性化につながることが期待されます。

そこで、中山間地域における高等学校の魅力づくりに向けた取組の状況について教育長に御所見をお聞きいたします。

また、中山間地域の高等学校の魅力づくりを図る上で、地域における小学校、中学校、高等学校の連携も重要なのではないかと考えます。先日は、窪川高等学校が所有する茶畑で、高校生と地域の小学生と一緒に茶摘み体験をしたとお聞きいたしました。参加した小学校の校長先生によりますと、ふだんなかなか会うことができなかつた高校生たちと児童が触れ合うことにより、児童たちは様々なよい経験をすることができたと、高等学校との連携の成果についての感想を述べておられました。

このような地域における小・中・高連携の取組をさらに進めることについて教育長に御所見をお聞きいたします。

また、学校の先生からは、小・中・高の連携を図ろうとしても、なかなか協議の場が少ないのだとお聞きいたします。地域の小中学生が将来高等学校の生徒となることを踏まえ、小・中・高連携の取組を進めるため、高等学校の側から働きかけてはどうかと思いますが、教育長に御所見をお聞きいたします。

次に、ICT教育についてお聞きいたします。県下の小中学校へのタブレットの配付はほとんど完了しているようではありますが、ICT教育の実施に向けての準備は、市町村や学校によって進捗状況がまちまちのようにお見受けいたします。四万十町の各小学校では、夏休みに教員への研修を実施し、2学期から授業に取り入れるのだとお聞きをいたします。

そこで、まず現時点における県下のICT教育の実施に向けての進捗状況はどのような状況にありますでしょうか、教育長にお聞きいたします。あわせて、教員に対しますICT教育の研修の実施見通しについてもお聞きいたします。

次に、その研修も含めICT教育の実施により、教員に対する負担が増えることが予想されますが、この点につきましても教育長にお聞きいたします。

次に、県内の市町村が取り組んでおられます公営塾についてお聞きいたします。四万十町では県内に先駆けて、「じゅうく。」という公営塾を設け、町内の窪川高校、四万十高校、これら2つの県立高等学校に通う生徒に向けた学習の場を提供しています。ここでは大学進学に向けた勉強と探究学習といった両面の学習ができるようになっており、生徒のやる気を伸ばすことに主眼を置いた取組がなされております。

設立当初は、公営塾が県立高等学校の生徒を対象にしていることから、公営塾の位置づけや、またその役割が県立高等学校側からすると理解されづらいといった混乱が若干生まれたように記憶をしております。しかしながら、公営塾で意欲的に学ぶ生徒たちの姿から、このような混乱は徐々に解消されていったように思います。

私も以前、尾崎正直前知事の「じゅうく。」の視察に同行した際、塾に通う高校生からの勉強の楽しさが分かったとの言葉を記憶しております。また、「じゅうく。」の授業において、学習内容について理解が不十分な友達に対して、教室の仲間が教えてあげるといったことが自然に発生したことなども聞くことができました。こうしたことから私は公営塾で学ぶことにより、勉強はさせられるものではなく、自らがするものだといった意識が育ち、生徒たちに自主性が芽生えたのではないかと感じております。このことは公営塾で学んだ生徒たちが大学への進学や、

また社会人として踏み出しても、生きていく上での貴重な経験になったのではないかと確信しております。

現在、県下におきまして、市町村が高校生を対象とした公営塾を設置するケースが増えているとお聞きいたします。そのあたりの状況と、公営塾の成果についてどのような御所見をお持ちになっておられるのか、教育長にお聞きいたしまして、この項を終わります。

次に、健康長寿県づくりについてお聞きいたします。

日本一の健康長寿県構想も第4期を迎えるなど、県は積極的に県民の健康づくりに取り組んでおられます。構想の中では、令和5年度の目標として、様々な分野におけるKPIが示されておりますが、ここでは示された分野の一つである、高知家健康づくり支援薬局による県民の健康づくりに着目したいと思います。

知事は今議会冒頭の提案理由説明におきまして、3つの柱に基づく取組をされることを表明されました。その3つの柱のうち2つ目の柱が、地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化であります。

知事は提案理由説明において、この2つ目の柱について以下のように趣旨を述べられております。高知版地域包括ケアシステムの構築に向けて在宅療養体制の充実に取り組んでおり、在宅医療に取り組む医療機関の初期投資への支援や、介護事業所を併設した住まいの確保といった新たな取組を進めている。市町村や関係機関ともしっかりと連携しながら、在宅での療養を希望される方が地域で安心して暮らし続けられる環境を整える。

私も、この知事の趣旨には大いに賛同するものでありまして、さきの2月定例会におきましても、プライマリーケアの確立が急務であるとの視点で、知事や健康政策部長に質疑をさせて

いただいたところであります。

さて、厚生労働省は平成27年に、患者のための薬局ビジョンを発表いたしました。その趣旨は患者本位の医薬分業を実現しようとするものでありまして、いわゆる門前薬局のように立地に依存し、便利さだけで患者に選択される存在から脱却し、薬剤師としての専門性や、24時間対応や在宅対応等の様々な患者や住民のニーズに対応する機能を発揮できるようにする。また、薬剤師や薬局は専門性やコミュニケーション能力の向上を通じ、調剤などの対物中心の業務から、患者や住民との関わり度合いが高い対人業務へのシフトを図る。さらに、患者や住民がかかりつけ薬剤師や薬局を選択することにより、服薬情報が1つにまとまり、飲み合わせの確認や残薬管理など、安心できる薬物療法を受けることができるようにしようとするものであります。

つまり、これまでは多くの患者が門前薬局で薬を受け取っておりましたが、今後はどの医療機関を受診いたしましても、身近なところにあるかかりつけ薬局に行くようになり、これによって多剤投薬や重複投薬の防止や残薬解消なども可能となり、患者の薬物療法の安全性や有効性が向上いたしますほか、医療費の適正化にもつながるものと期待されております。さらに、厚生労働省が定める一定基準を満たし、都道府県知事に届出をすれば、健康サポート薬局としての取組が可能ともなります。

私は、高知版地域包括ケアシステムの構築を図る上で忘れてはならないのは、薬剤師や薬局の存在だと思っています。本県では既に、地域包括ケアシステムを支える高知型薬局連携モデルの整備と称する取組や、また在宅服薬支援事業「高知家お薬プロジェクト」の推進と称する取組も進めていると承知をしております。私は、高齢化が進む中山間地域におきましては、薬剤

師や薬局と行政が協働し住民に寄り添うことが求められていると思っており、県が進めるこれらの事業に大きな期待をしております。

そこで、この薬局の健康サポート機能につきましての御所見と、これまでの県の取組の成果と課題についての御認識を健康政策部長にお聞きいたします。

次に、評言社から出版されております杉本豊志氏の著書「高齢者がすてきに暮らせるまちづくり」から、地域包括ケアにおける認知症についてのアンケートに対する医師や薬剤師らからの回答の部分を原文のまま引用させていただきます。

医師からの回答には、「一人暮らしの認知症患者に対する服薬アドヒアランスをどのように向上させていけばよいか」といった声。ちなみに服薬アドヒアランスとは、患者さん自身が自分の病気を受け入れて、医師の指示に従って積極的に薬を用いた治療を受けることとされております。またさらに、医師からは、「独居の場合など規則正しい内服や受診ができないことがある」だとか、「薬剤がしっかり服用できているかどうか」といった、現場における懸念の声が回答として寄せられております。

薬剤師からは、「薬の服用が難しい独居の方の扱い。例えば家族の方に電話をして注意を促したり、ヘルパーなどに継続的に支援をお願いしたりする方法はないか」、また「どこまでアプローチしてよいのか、しすぎて自立性を損ねてしまうのではないか、薬局の窓口だけではわからないことも多い」といった回答。さらに、「認知症の方ほど、できている、問題ないと言う」だとか、また「薬の飲み忘れ、飲み残し、飲み間違い」を懸念する回答が多く寄せられたそうです。

薬剤師が医師や看護師、ケアマネジャーや介護職員と連携することが問題解決につながるこ

とは間違いないと著者は述べられております。アンケートに見られます声は、本県におきましても同様のケースがあるのではないかと思いますし、認知症患者だけではなく、自身の健康に無頓着なケースにも当てはまるのではないかと考えます。

このアンケート結果にも鑑み、特に中山間地域において薬剤師が医療・介護関係者との連携を深めながら、その役割を果たしていただくことにどのような御所見をお持ちになっておられるのか、健康政策部長にお聞きいたします。

次に、四万十町では、東京都健康長寿医療センター研究所の医学博士青柳幸利氏の理論に基づき、1日8,000歩を目標とする健康づくりのための取組を町民に推奨しております。町民は、身につけた活動量計を時々健康ステーションと呼ばれる場所に出向いて、活動状況をシステム端末に読み取ってもらうことで、自身の活動状況を保存、把握し、健康状態と照らし合わせる事が可能となっております。

現在は役場庁舎内に健康ステーションが設置されておりますが、このような役割を薬局に担っていただくことができれば、端末のデータ入力にとどまるだけではなく、持病や健康状態についての相談、また食事における栄養指導なども気軽に受けることができるのではないかと私は考えております。

以上、薬局は県民にとって身近な相談窓口としての機能を発揮できる場であり、かかりつけ医とつなぐ窓口にもなりましょう。第4期日本の健康長寿県構想において、薬剤師や薬局が中心となり住民に対する相談窓口として機能するよう、県として引き続き取り組んでいただきますよう要請を申し上げ、この項を終わります。

次に、保護犬、保護猫についてお聞きいたします。

多数の犬、猫を狭いケージで飼うといった一

部の業者の悪質行為が横行するなど、深刻化する動物虐待を背景に、改正動物の愛護及び管理に関する法律が一部を除いて昨年6月に施行されました。また、今月には環境省の省令が改正され、犬、猫を扱う繁殖業者やペットショップの飼育数や管理方法などを規制する数値基準が初めて導入されることとなりました。これは、一部業者の劣悪な飼育の防止を目的としたものでありますが、規制対象には殺処分防止に取り組む動物愛護団体も含まれますことから、行き場を失う犬、猫の増加が懸念されるとの報道もあります。

本県におきましても、多くの動物愛護活動ボランティアの方々が活動してくださっていると承知をしております。猫に関して言えば、愛護活動ボランティアの方は保護した猫にかかる高額な医療費を自ら負担したり、土日には町なかでの譲渡会を開かれたりと、まさに猫一色の生活を送られているとお聞きいたします。

その愛護活動に取り組んでおられる様子は、平成30年、高知新聞の連載に克明に掲載されておりました。連載には、飢えた猫が勝手に一般家庭の生ごみをあさるようなことがないように、責任を持って餌を与える、いわゆる餌やりさんとして活動する愛護活動ボランティアの方の様子もありました。また、ボランティアの方は多額の餌代を自らが負担し、さらにその上で不妊・去勢手術をして元の場所に返す、いわゆるTNR活動までも自腹を切って実施しておられるとのことでもあります。

私が直接取材させていただきましたボランティアの方からは、地域の住民から、あなたが餌をやるからここに猫が集まってくるのだと苦情を言われたりするケースが間々あると聞かされました。また、餌やりさんと呼ばれる活動をされる方にも、TNR活動をしたり、餌のやり方や後片づけなど衛生にも配慮してきちんと実施さ

れている方がおられる一方で、無責任に餌をまき散らしたり、弁当の食べ残しを置いていくだけといった方もおられるようでもあります。

後者のような置き去りにされたままの餌には虫などがたかり、猫は食べることができないし、単なる不衛生極まりない迷惑な行為となってしまいます。このような行為が後を絶たないため、きちんとした活動を行ってくださっている餌やりさんにまで、周辺の住民の苦情が投げかけられたりすることは誠に残念であります。このように愛護活動ボランティアの方々は、大変な御苦勞をされて貴い命を守ってくださっております。

このような愛護活動ボランティアの方々の活動に対してどのような御所見をお持ちでしょうか、健康政策部長にお聞きいたします。

また、このたびの省令改正がもたらす影響についての御所見も併せてお聞きいたします。

次に、本県におきましても、ボランティアの方々を中心に不妊・去勢手術をして元の場所に返すTNR活動が積極的に展開されておりますし、また地域の方々が猫たちを地域猫として位置づけ、餌やりなどのルールを決めて地域猫活動として成果を上げられているケースもございます。土佐清水市におきましては、積極的な愛護活動ボランティアの方々の活動と行政の理解と協力が相まって、積極的なTNR活動が展開されており、大きな成果を上げているとお聞きいたします。

この土佐清水市のような取組が県内各地に定着するような施策を、県は市町村と共に講ずるべきだと思いますが、いかがでしょうか、健康政策部長にお聞きいたします。

また、その場合、愛護活動ボランティアの活動に対する誤解が生ぜぬよう、行政が一步踏み込んで、保護活動に対する地域の理解が深まるような取組をする必要がありはしないかと思



ます。この点、併せて健康政策部長にお聞きいたします。

次に、愛護活動ボランティアの方々からは、県と高知市が整備に向けて取り組んでくださっております、仮称こうち動物愛護センターの設置に向けての大きな期待が伝わってまいります。環境省の省令改正の影響も予想される中、ボランティアの方々にかかる負担を軽減するためにも、一日も早い愛護センターの設置が急がれます。

設置に向けての状況は現在どのようになっていますでしょうか、健康政策部長にお聞きいたします。あわせて、この動物愛護センターは、本県における愛護活動を推進するためにどのような視点を持って整備、運営されるのか、健康政策部長にお聞きいたします。

次に、電話番号を公開している愛護団体には、負傷した犬、猫についてとか、虐待が疑われるケースについてや、遺棄された犬、猫について、またネグレクトについてなど、動物を思う県民からの電話相談が毎日のように寄せられているとお聞きいたします。相談する側の方々からは、行政に相談したが、らちが明かず、愛護団体に相談したとの声があり、そういった状況がかいま見えるのだそうであります。

このような相談に対応するための行政の窓口といたしましては、大阪府が令和元年に設置いたしましたおおさかアニマルポリスがございませう。本県におきましても、新たに設置する動物愛護センターにこのようなアニマルポリスの機能を持たせてはどうでしょうか、健康政策部長にお聞きいたします。

次に、現在の小動物管理センターでは、収容されている犬、猫の里親を募集されておりますが、里親になるための条件の中には、65歳未満との年齢制限が設けられているとお聞きいたします。

これは、里親になってくださった方が体調を崩されるなどして、飼育に支障を来すケースなどを想定してのことだろうと思いますが、万一の場合に備え、引受人を立てることを前提にするなどして、65歳以上の方にも里親になっていただけるように検討することはできませんでしょうか、健康政策部長にお聞きいたします。

次に、子猫の保護についてであります。子猫の保護は24時間の授乳体制が求められますため、現在の小動物管理センターでは対応ができず、子猫を預かると、やむなく殺処分しているとお聞きをいたします。やむを得ない事情ではあるにせよ、やるせない気持ちがいたします。そこで、子猫のお世話をしていただけるミルクボランティアの存在が重要となります。県は、高知県・子猫ミルクボランティア試行要領を運用し、ミルクボランティア制度の拡充を図ろうとされていると承知をしておりますが、残念ながらボランティアの登録者が少ない状況であるとお聞きをいたします。

そこで、今後どのようにしてミルクボランティア制度についての周知徹底を図るお考えか、健康政策部長にお聞きをいたしまして、この項を終わります。

次に、行政のデジタル化についてお聞きいたします。

今年9月に、デジタル庁が発足いたします。国の発表によりますと、地方自治体の情報システムについて、標準化、共通化を推進し、2025年には全国規模のクラウド、いわゆるガバメントクラウドへの移行を目標にしているとのことであります。また、2020年12月に策定されました自治体DX推進計画に基づき、情報システムの標準化、共通化や行政手続をオンライン化するための実施手順をまとめた、仮称自治体DX推進手順書を、今年の夏を目途に提示する計画であるともお聞きをいたします。

知事も今議会冒頭の提案理由説明におきまして、行政分野においても、より一層積極的にデジタル化の取組を進めると明言されました。このように本県では、既に行政分野における業務のデジタル化に着手し、その取組が進んでおります。行政分野のデジタル化により、業務の正確性、迅速性、簡略化が図られること、そして何よりも県民の利便性の向上が期待できることに、私も大きな期待をしておるところでございます。

そこで、まず県の業務へのRPA導入に向けての状況はどうか、また現時点におけるRPA導入が効果的だと思われるのはどのような業務だとお考えでしょうか、総務部長にお聞きをいたします。

次に、RPA導入は、住民からの距離感が近い市町村の行政分野においても推進すべきだと思います。しかしながら、市町村からは、RPAそのものに対する理解がまだ十分ではない、また市町村が単独で導入するのはコストの負担が大きいといった声が聞かれます。

そこで、県下の市町村の行政分野におけるRPA導入に向けて、どのような御所見をお持ちでしょうか、総務部長にお聞きをいたします。

次に、市町村におきましては、税務や福祉など多くの分野で、それぞれ同じような業務が行われておりますため、市町村単独でRPA導入に取り組むよりも、複数の市町村が共同して導入し、自治体クラウド化を図ることが効率的だと考えられますが、いかがでしょうか、この点について総務部長に御所見をお聞きいたします。

また、その場合、市町村におきましては、既に個々の行政分野の業務をシステム化しており、単独利用しているケースがあります。このシステム運用については、それぞれの市町村がカスタマイズをして利用している、またシステムの運用期間も市町村によってまちまちの状況だと

もお聞きをいたします。

このような状況は、広域でのRPA導入を目指す上でボトルネックになりはしないかと懸念をいたしますが、いかがでしょうか、総務部長にお聞きをいたします。

また、既に複数の市町村が広域で基幹系システムを共同化し、自治体クラウドとして運用している事例が県下にもあります。RPAの導入に当たり、このような先進事例から学ぶべき点も多いのではないかと思います。いかがでしょうか、総務部長にお聞きいたします。

また、この項最後に、国が2025年に移行を目指すガバメントクラウドに対する御所見を知事にお聞きいたしまして、この項を終わります。

最後に、予土線についてお聞きいたします。

予土線は、愛媛県と本県とを結ぶ唯一の鉄道路線であり、土佐くろしお鉄道中村線と予讃線を結んでおります。四国を循環する鉄道路線として重要な役割を担っており、トロッコ列車や海洋堂ホビー館にちなんだホビートレイン、また日本一遅い新幹線と呼ばれるユニークな列車は予土線3兄弟と呼ばれ、四万十川の人気とも相まって全国的なファンを集めております。

さて、その予土線ではありますが、JR四国によりますと平成25年度から平成29年度を平均した営業係数、つまり100円を稼ぐために必要な経費は1,159円となっております。JR四国内におきましては最も経費がかかる路線となっております。

また、平成30年度の区間別平均通過人員、つまり営業1キロメートル当たりの1日平均旅客輸送人員は312人でありまして、JR四国内では2番目に少ないことが分かっております。このように予土線は赤字路線であり、これまでも存廃の議論がなされてまいりました。また、今後さらなる減便もささやかれております。

一方、現在も中高校生の通学の足として、ま

た十和・大正方面から高知市内の病院に通院するための貴重な足でもあります。このように十和・大正方面から高知市内に向かわれます方々は予土線で窪川駅まで行き、特急列車に乗り換えるのでありますが、予土線の減便がこれ以上続きますと、窪川駅での接続がスムーズにいかない状況を生じさせ、より利便性が失われることになり、さらなる列車離れが進むといった悪循環が生じてしまいます。

そこで、四万十町では青少年育成事業の一環として、町内の児童による予土線3兄弟ツアーの実施や、また役場の職員に予土線での通勤利用を促すため、運行時間に合わせたフレキシブルな勤務を認めるなどの取組を進めてまいりました。また、町の広報紙では、鉄道は一旦廃止されてしまうと復活は非常に難しく廃線になってから嘆いても手後れですと町民に訴える一方で、四万十町に住む全ての人が窪川一宇和島間を1年間に3往復乗車すれば30年前の乗車人員まで回復するかもと、具体的な数値を上げて町民に予土線の利用促進をアピールしております。

さて、昨年からは週末を中心に観光列車「志国土佐 時代の夜明けのものがたり」が高知一窪川駅間で運行されるようになっており、年間を通じて多くの方々が観光列車の旅を楽しまれております。

この方々が高知一窪川間を単に往復するだけではなく、窪川駅に着いたらさらに予土線に乗って、四万十川観光も楽しんでいただけるような観光メニューに取り組んではどうかと思いますが、いかがでしょうか、観光振興部長にお聞きいたします。

最後に、知事にお聞きいたします。四国の循環鉄道路線としての予土線の存在意義について知事はどのような御所見をお持ちでしょうか。そしてまた、これまでの予土線利用促進対策協議会の活動を踏まえ、予土線の存続に向けて愛

媛県や沿線自治体と共にどのように取り組んでいかれるお考えか、併せてお聞きいたしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 武石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、本県の中山間地域の現状についてお尋ねがございました。

これまで県民座談会をはじめといたします様々な機会に中山間地域での生活に触れ、またお住まいの皆様のお声を直接お伺いしてまいりました。その中で、飲料水の確保や日用品の買物などにも御苦労されているということ、また農作物の鳥獣被害が深刻であるということ、さらには後継者不足に悩んでおられることなど切実な声をお聞きしてまいりました。

地域の皆様は、そうした課題に対しまして創意工夫を凝らしながら、また協力をし合いながら、よりよい方向に進めていこうと懸命に努力をされておられます。先日お伺いしました集落活動センターげいせいにおきましては、特産物の開発、販売の取組を拝見いたしました。皆さんの活動が生きがいづくりあるいは健康づくりにもつながっておられるということを実感したところであります。

このような地域の皆様の御努力に心から敬意を表しますとともに、私自身、中山間対策に取り組む思いをより一層強くしたところでございます。

現在、中山間地域の多くの集落では人口減少に歯止めがかからず、高齢化、集落の小規模化なども相まちまして、地域の活力、生活基盤が弱まるなど大変厳しい状況にあります。本年度、10年ぶりに実施をいたします集落实態調査などを通じまして、中山間地域にお住まいの県民の皆様のお暮らしや思い、そして地域の誇りや自慢などもお聞きをし、地域の実情をより具体的に

把握してまいる考えであります。

その上で、中山間地域が抱える課題に正面から向き合い、高齢者の暮らしを守り、また若者が住み続けられる中山間地域の実現に向けまして、今後もしっかりと取り組んでまいります。

次に、集落活動センターの現状についてお尋ねがございました。

議員からお話がございましたように、現在県内には62か所の集落活動センターが置かれております。地域の課題やニーズに応じまして、支え合いの活動、そして経済的な活動が展開をされております。住民の皆さんが主体となりましたセンターの活動は集落に活力を与えまして、地域の課題解決や生きがいがいづくりにもつなげるものであります。そうした意味で、中山間地域にとって集落活動センターは、なくてはならない存在であるというふうに認識をいたしております。

また、今後中山間地域におきまして、高齢化、過疎化が一層進行する中にありましても、集落を維持していくためには、この集落活動センターを拠点とした活性化の仕組みづくりがますます重要となつてまいると考えております。このため、現在開所しております集落活動センターの維持・継続はもとよりであります。センターのネットワークをさらに県内各地域に拡充していきたいというふうに考えております。

本年度実施をいたします集落実態調査におきまして、地域の皆様にとりまして集落活動センターの仕組みがどのように受け止められているか、またどのような効果を上げているかを検証いたしたいと考えます。あわせまして、集落活動センターのさらなる機能の拡充や発展に向けました新たな施策についても、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

次に、いわゆるガバメントクラウドに対する所見につきましてお尋ねがございました。

ガバメントクラウドは、政府や地方自治体の情報システムの共通的な基盤や機能をクラウド形式で提供するというものでありまして、現在国において具体的な検討が進められているところでもあります。今後でございますが、地方自治体の税ですとか介護などといった基幹系の17の業務につきまして、システムの標準化を進め、令和7年度末までにガバメントクラウドに移行させると、そういったスケジュールが国からは示されているところでもあります。

こうしたガバメントクラウドへの移行後は、地方自治体は国が定めます標準仕様に基づいて開発をされるアプリケーションを共同利用するという形となります。このため地方自治体は、個別でのシステム調達が必要となるということになります。さらに、複数のアプリケーションの中から選択ができるような仕組みが取られますので、事業者間の競争によりましてコストの削減あるいは使い勝手の向上といったメリットが、自治体の側でも期待ができるというふうに考えております。

一方で、移行後につきましては、標準仕様に基づきますアプリケーションの利用に限られるということになってまいりますので、地方自治体によりましては、それぞれが求める機能が提供されないという課題が生じる可能性も想定されます。このため、ガバメントクラウドの導入や移行に向けまして、県内の市町村の独自の行政サービスに支障となり得るような状況、あるいはそうした市町村の御意見をお聞きして、県のほうで取りまとめをいたしまして、国にも伝えてまいりたいと考えております。

近々、地方自治体の取組が円滑に実施をできるように、自治体DX推進手順書が国から示される運びになっております。今後は、この手順書を踏まえながら、システムの標準化やガバメントクラウドへの移行に向けまして、市町村の



支援にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、予土線の存在意義と存続に向けた取組につきましてお尋ねがございました。

予土線は、地域の住民の皆さんの生活路線として、また風光明媚な四万十川沿いを走る観光資源といたしまして、地域の活性化にも大きな役割を果たしているところでございます。

議員からお話がございましたように、四国の中で最も収支が厳しい路線ということとなっておりますが、県といたしましては沿線の市や町と共に、守るべき大変重要な路線というふうに考えております。また、四国の鉄道は全体で1つの鉄道ネットワークを形成いたしておるわけでございます。仮に赤字を理由に一部の路線が廃止をされるというようなことになれば、このネットワーク全体の効果が発揮できなくなるということになるというふうに考えます。

このため、予土線の厳しい営業係数が公表されて以降でございますが、本県では四国の他県に先駆けまして、高知県鉄道ネットワークあり方懇談会を立ち上げたところであります。これまでもこの懇談会のメンバーが中心となりまして、民間事業者同士が連携をいたしました鉄道利用の活性化策を協議いたしまして、実行に移しているところでございます。

また、県は予土線利用促進対策協議会のメンバーでもございます。この協議会主催のイベントへの参加、あるいは愛媛県の協議会との連携によりまして、沿線の魅力が詰まりました、よどせんとりてつマップの発行などにも取り組んでまいったところでございます。

今年度は、両県が連携をいたしました予土線の利用促進の取組として、高知県におきましては海洋堂ホビー館四万十との協働により、ウルトラマンフィギュア展のラッピング列車を運行いたします。一方、愛媛県におきましては、全

国で唯一、鬼の漢字が入ります市町村でありまず鬼北町をPRする鬼列車が運行されるというふうに伺っております。

今後も愛媛県や沿線の市や町などとも連携をいたしまして、予土線の存続に向けたメッセージともなりますような、こうした利用促進策に取り組んでいくということを通じまして、路線の維持につなげてまいりたいと考えているところであります。

私からは以上でございます。

(中山間振興・交通部長尾下一次君登壇)

○中山間振興・交通部長(尾下一次君) まず、この10年間の中山間対策の成果と課題についてお尋ねがございました。

平成23年度に実施をしました集落实態調査の結果を踏まえ、平成24年度から中山間対策の抜本強化を図り、これまで様々な施策を展開してきた結果、課題の解決に向けて着実に前進したものと考えております。

例えば、集落の維持・活性化の仕組みづくりであります集落活動センターは、32市町村、62か所で開設をされ、それぞれのセンターにおいて住民主体での様々な活動が行われております。また、県外からの移住者数は、平成23年度には120組、241人であったものが、コロナ禍による影響を受けた令和2年度の実績でも963組、1,394人を数え、地域の担い手として様々な分野で活躍をされております。

さらに、鳥獣被害対策についても施策や体制を強化し、集落ぐるみでの守りと攻めの総合的な対策を進めてきた結果、農林水産業の被害額は、ピーク時の平成24年度に比べて約3分の1まで減少しました。

一方、この10年間で県の人口は9.5%減少し、とりわけ中山間地域の人口減少や高齢化が進展することで、1次産業の担い手不足が顕著となっております。また、集落活動センターは集落連

携による仕組みづくりですが、この取組に至らない集落の活力をいかにして取り戻すことができるのかといった課題などが現れてきており、対策の強化が求められていると認識しております。

次に、集落实態調査についてお尋ねがございました。

今年度の集落实態調査につきましては、準備が整いましたことから、いよいよ本日、大豊町立川地区を皮切りに県内の約1,500の小規模集落を対象として、集落の代表者などへの聞き取り調査を実施することとしております。

今回の調査では、前回調査からの経年変化の把握と、これまでの中山間対策の取組の検証に加え、中山間地域が直面する課題に対応するための新たな施策づくりを目的としております。前回調査からの10年間で人口減少や高齢化が一層進み、産業や地域づくりの担い手不足や、元気がある地域とそうでない地域など、新たな課題も現れてきております。このため、調査では地域の生の声をお聞きし、その実情をより具体的に把握したいと考えております。

この調査を通じて浮き彫りになった課題につきましては、中山間総合対策本部などの場を通じて全庁で共有し、各分野において施策の見直しやバージョンアップを検討してまいります。特に、早急に対応すべき対策につきましては、これからの10年を十分に意識し、来年度予算にしっかりと反映させ、地域や市町村との連携を図りながら、できるだけ早く事業に着手したいと考えております。

次に、本県の中山間地域に移住して就農する魅力の発信についてお尋ねがございました。

本県の基幹産業である農業の担い手確保は重要な課題であり、議員からお話ございましたように、移住者の方々にも担い手として活躍していただくことが大いに期待されております。

昨年1月、国のまち・ひと・しごと創生本部事務局が、東京圏の在住者1万人を対象に実施したアンケート調査によりますと、約半数が地方暮らしに関心を持っており、また地方でやりたい仕事としては、農業、林業の分野が約15%と最も多くなっております。これまで、このような移住関心層の方々に移住先として本県を選んでいただくために、本県の農業の魅力や手厚い支援体制を移住相談会やポータルサイトなどで積極的に情報発信してまいりました。

具体的には、温暖な気候を利用して野菜や花卉の栽培が盛んであるといった本県の農業の特徴や、環境制御技術を導入した生産性の高い農業により、地域で暮らし稼げる農業が実現できることなどを広くPRしております。また、就農した姿をイメージしていただけるよう、産地提案書を各地域が作成し、産地が求める人材像や想定される所得、やりがいを持って農業に挑戦している先輩就農者の姿なども御紹介しております。さらに、農業未経験の方でも就農に向けた一貫したサポートが受けられることもお知らせした上で、新規就農相談センターの就農コンシェルジュにつなぐ体制を整えております。

今後とも、農業振興部や関係機関の方々と緊密に連携しまして、移住促進による中山間地域での農業の担い手確保に取り組んでまいります。

最後に、特産品の製造・販売での採算性や担い手の育成についてお尋ねがございました。

集落活動センターの仕組みづくりは本年で10年目を迎えておりますが、センターの活動が将来にわたり継続していくことが何よりも重要であると認識しております。このため、特産品の製造・販売などの経済的な活動については、採算の取れる仕組みを確立するとともに、参加されるメンバーの皆様が達成感や充実感を得られる事業として、持続可能なものにしていくことが必要であると考えております。

現在、県では、それぞれのセンターのニーズに応じてアドバイザーを派遣するなど、専門家による現状の分析、事業計画の作成から実践、事業開始後のフォローアップまで一貫した伴走支援を行っているところです。あわせて、インターネットを活用した販売サイトの構築など、新たな販路の開拓についてもサポートを行っています。

今後ともこのような取組を通じまして、センターの皆様が安心して経済的な活動を手がけることができる環境づくりを進めてまいります。

また、議員からお話のございましたとおり、集落活動センターを継続的に運営していくために、担い手の育成や次の世代への承継も大きな課題であると受け止めております。このため、引き続き移住促進の取組と連携した地域おこし協力隊の導入や県内大学との連携など、外部人材の活用を図ってまいります。

また、特産品販売会や物産交流イベントの機会を設けることで、関係人口を創出し、集落活動センターの人材確保につなげてまいります。あわせて、地域内の担い手づくりを推進するための研修会やセミナーなどを通じて人材育成を図ってまいります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、新規就農者に対する支援策の成果と課題について、また中山間地域で目指す農業経営についてお尋ねがございました。

新規就農者に対しましては、3つの段階で支援策を講じております。1つ目の農業に関心のある層にアプローチする段階では、移住促進・人材確保センターや市町村などと連携し、就農希望者へのきめ細かな情報発信や相談対応を行うとともに、産地提案型の担い手確保対策に取り組んでおります。また、2つ目の就農に向けた準備段階では、充実した研修体制の下、栽培

技術や経営の知識をしっかりと身につけていただくためのサポートを行っております。そして、3つ目の就農開始後の段階では、農業振興センターやJA、市町村などの関係機関で構成するサポートチームが支援を行っております。さらに、就農準備段階から就農開始後の経営確立までの最長7年間、資金を交付することで、技術の定着と経営の安定を支援しております。

こうした支援策により、資金の給付を開始した平成24年度からの8年間で、新規自営就農者を1,460人確保し、その定着率は97%となっております。しかしながら、特に中山間地域では小規模で不整形な農地が多く、営農条件が厳しいことから、担い手の確保が進みづらい状況となっております。

このため、中山間地域の特性を踏まえつつ、生産性の向上と省力化を図り、収益力の向上や経営の安定化につなげるのが課題であると認識しており、これらを解決していくことが、中山間地域で目指す農業経営と考えております。そのための取組としては、先ほどの支援策に加え、ユズや米ナス、甘長トウガラシといった中山間地域の特性を生かした付加価値の高い作物の栽培を広げるとともに、環境制御技術やスマート農業の普及を図っているところでございます。

今後も引き続き、目指す農業経営の実現に向け、さらなる支援策の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、農業分野における女性が活躍しやすい環境づくりについてお尋ねがございました。

消費者の視点を持つ女性の感性やアイデアを雇用環境の改善や加工品開発、販売戦略など様々な分野で生かすことは、農業経営の発展、ひいては農業・農村の活性化につながるものと考えております。

本県におきましても女性の視点を生かした多くの取組が展開されており、一例ではございま

すが、お茶の生産者自らがお茶のプリンなどを製造・販売している池川茶園や、地域食材を使った農家レストランなどを行っている十和おかみさん市などは、地域の活性化につながっております。一方、女性の活躍の場を広げていくためには、女性が働きやすく、学びやすい環境づくりを継続して推進していくことが必要であります。

県では、これまで女性の学びと交流の場としてのはちきん農業大学や、加工品開発を学ぶ6次産業化セミナーを開催し、学びから実践、交流までの様々な取組を支援してまいりました。

はちきん農業大学の受講者からは、収穫・調製作業の手順を見直すことで作業時間の短縮や品質の向上につながった、また6次産業化セミナーの受講者からは、加工品の磨き上げや開発、新たな販路の開拓などにより所得の向上につながったといった声をお聞きしております。また、参加者同士が直接つながることで、お互いのいいところを学び、自身の経営に生かすといった効果も生まれているところでございます。

今後は、データ駆動型農業やドローンなどのスマート農業、農福連携といった新たなテーマを盛り込んだ学びや交流の場を設け、女性農業者一人一人が活躍できる環境づくりにしっかり取り組んでまいります。

次に、移住者が就農する場合の課題と支援策についてお尋ねがございました。

平成28年度に全国農業会議所が実施した、新規就農者の就農実態に関する調査では、本県においても就農後の課題となっております栽培技術の未熟さや所得の少なさ、労働力不足や資金不足といった経営面の課題に加え、交通、医療などの不便さ、集落の人間関係や付き合いといった生活面での課題などが挙げられております。

多くの移住者の方に本県で就農していただくためには、こうした経営面と生活面の両方の課

題に可能な限り対応していくことが重要と考えております。このため、例えば経営面の課題に対しては、支援機関で構成するサポートチームが定期的に訪問し、栽培技術のレベルアップや適正な経営管理などへの支援を行っております。

また、生活面の課題に対しては、地域の指導農業士や篤農家などの先輩農家が移住者の相談相手になるとともに、JA生産部会の研修会や集落での会合などへの参加を勧め、同年代の仲間づくりを後押しするなど、地域コミュニティにスムーズに溶け込めるようサポートしております。

こうした就農後の課題への対応に加え、移住希望者のニーズと地域の仕事や暮らしなどの実態とのミスマッチを生じさせないことも大変重要であります。このため、移住前の対応としまして、就農相談時には就農コンシェルジュなどが地域の産地提案書を基に、就農までのサポート体制や地域の特徴、また生活環境などについて説明するなど、きめ細かなサポートをしております。

今後もこうした支援策のさらなる充実を図りながら、市町村や関係機関と連携し、新規就農者や移住希望者に寄り添った支援を行ってまいります。

次に、ドローンの活用状況と今後の展開についてお尋ねがございました。

本県では、農業の生産現場における省力化と生産性の向上を図るため、スマート技術の普及を推進しております。この技術の中でも、特にドローンは省力化の効果が大きく、また急峻で狭小な農地が多い中山間地域でも活用しやすいことから、産業振興計画において、ドローンによる病害虫の防除面積を、令和5年度に915ヘクタールにまで拡大するという目標を掲げ、取組を進めております。

その結果、平成29年度に県内で初めて活用さ



れて以降防除面積は年々増加し、昨年度は水稻を中心に約500ヘクタールにまで広がっております。一方で、さらなる拡大に向けては、機体が高額であることや講習を受講した者しか操縦できないこと、水稻以外の品目ではドローンに適した農薬の登録数が少ないことなどの課題があります。

このため、昨年度県では機体の導入や操縦者の育成を支援しており、農業法人や集落営農組織などに新たに9機が導入されるとともに、操縦者16名が育成されたところでございます。また、ドローンに適した農薬が増えるよう、農薬メーカーに対して、ショウガやユズなどでの農薬の散布試験の結果の提供と登録の働きかけを行っております。

今後の展開としましては、こうした取組に加え、農業技術センターなどに整備した機体を使用し、圃場での実証や実演を積極的に行い、防除にドローンを使用できる品目の増加と面積の拡大を図ってまいります。あわせて、ドローンの新たな活用方法として、上空から撮影した画像の利用も研究しており、現在農業技術センターなどで取組を進めております、ショウガの生育状況を診断して病害の早期防除や収穫時期の判断などにつなげる技術、ユズの出荷量を予測する技術などを早期に確立し、実用化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、集落営農法人の状況の把握と農業経営を維持するための仕組みについてお尋ねがございました。

県内の集落営農法人は、平成23年度に2法人であったものが、現在では35法人まで増えております。このうち、設立から2年以上経過した28法人の経営状況は、水稻を中心に経営しており、平均経営面積は14ヘクタール、売上高は970万円となっております。これらの集落営農法人が将来にわたり安定した経営を続けていくため

には、議員の御指摘のとおり、収益性の改善や作業の省力化、効率化などにより経営を安定化し、次世代の担い手を安定して通年雇用できる仕組みづくりが重要であると考えております。

このため、県では、これらの法人に対しまして、収益性の高い園芸作物の生産拡大や、今後必要となってくる省力化の機械、IoTなどのスマート農業の導入を、ソフト・ハードの両面から支援しているところでございます。また、集落営農塾により経営管理ができる人材の育成に取り組むとともに、経営コンサルタントなどの専門家が一貫してサポートする体制を整備し、経営改善に向けた事業戦略の策定から実行までをフォローアップするなど、組織体制の強化にも取り組んでおります。

こうした取組によりまして、通年雇用を実現している法人も現れてきており、例えば四万十町の集落営農法人四万十農産では、ネギなどの高収益作物や省力化機械の導入により、収益の向上と作業の効率化を図ることで経営を安定させ、3人の通年雇用を維持する仕組みづくりに取り組んでおられます。

今後もこのような法人をモデルに、集落営農法人の生産性、収益性を高めながら雇用を維持し、後継者を育成していく仕組みづくりを引き続き推進してまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、小規模校における様々な取組をどのように評価しているのか、また統廃合に向けた動きについてお尋ねがございました。

本県の小規模校では、地域と連携・協働して様々な体験活動を充実させたり、ICTを活用して外国や他校の子供たちと多様な意見交流を図ったりするなど、これまでの小規模校のデメリットを補うような取組も充実してきたものと認識しております。県教育委員会としましては、

これらの取組を後押しするため、小規模校の魅力化を発信する研究校を指定し、地域を教材化した学習や英語教育など、小規模校ならではのきめ細かな指導を実現している学校も見られるようになりました。

一方で、今後小学校の教科担任制の本格的な導入に際し、教員数の少ない小規模校では様々な課題も想定されるところです。また、少人数学級がゆえに幼少期からの人間関係の固定化や、一定人数を必要とする学習や部活動の困難性など、小規模校ならではの課題も存在するものと考えております。こうしたことから、学校統廃合を考える場合には、当該市町村教育委員会が統合によるメリット・デメリットを十分に踏まえ、しっかりと議論を重ねて、地域の実情に応じて適切に判断することが重要であると考えております。

今後、県教育委員会としては、学校統廃合を考える市町村に対して必要な資料や情報を提供しながら、市町村教育委員会が進めようとするそれぞれの特色ある学校づくりに対して、積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、中山間地域の高等学校の魅力づくりに向けた取組状況についてお尋ねがございました。

高等学校は、地域における教育の重要な拠点であり、とりわけ中山間地域の活性化の観点からも、その存在意義は大変大きいものがあると認識しております。このため、県立高等学校再編振興計画後期実施計画や第3期高知県教育振興基本計画に中山間地域の高等学校の魅力化を位置づけて、取組を推進しております。

具体的には、地域に根差した特色のある教育活動や部活動の振興、学校規模や立地の条件に関わらず多様な進路を実現するための遠隔教育の推進、国の事業を活用した地域課題の解決に向けた探究的な学びの充実などに取り組んでおります。例えば、嶺北高等学校や中村高等学校

西土佐分校においては自然環境を生かしたカヌー一部の強化、室戸高等学校においては世界ジオパークを核とした探究学習の充実など、地元市町村としっかり連携して、地域や学校の特色を生かしながら取り組んでいるところでございます。

また、本年度から、県外の高等学校において学校と地域の連携・協働を進め、学校の魅力づくりを行った実績を持つ方をアドバイザーとして招くこととしております。市町村が策定する地域の振興計画や、地元中学生及び保護者などへのアンケートの実施、結果の分析を踏まえ、それぞれの地域の強みも生かした、地域から求められる学校に向けて助言をいただくこととしております。

このような取組についてP D C Aサイクルを回しながら、地域の活性化にもつながる中山間地域の高等学校の魅力づくりに取り組んでまいります。

次に、地域における小・中・高連携の取組の推進と、小・中・高連携における高等学校からの働きかけについてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをいたします。

中山間地域の高等学校において、地元の小中学校との連携を図ることは、キャリア教育や郷土愛の醸成にもつながる地域学習などが小・中・高で一貫して実施できることになり、地域社会を担う人材育成が一層期待できるものと考えております。また、高等学校の教育内容や特色ある活動などを小中学校の児童生徒やその保護者に知ってもらい、入学者の確保につなげるための重要な取組であると考えております。

本県では、議員よりお話のありました窪川高等学校の取組のほかにも、嶺北高等学校や梶原高等学校などのように地元市町村の人材育成の戦略や施策と連携して、外国語教育の強化や部活動の充実といった取組を行う高等学校も出て

きております。

このように、小・中・高の連携をさらに推進していくためには、中山間地域の高等学校が、市町村の教育委員会や首長部局と連携を行う意義や目的について共有し、地域の教育等に関する計画や方針と方向性を合わせて取組を進めていくことが重要であると考えております。

県教育委員会としても、先ほどお答えいたしました中山間地域の高等学校の魅力づくりの取組と連動して、各高等学校と共に地元市町村と意見交換を積極的に行うなど、小・中・高の連携を含む中山間地域の高等学校と市町村の連携強化に取り組んでまいります。

次に、ICT教育の進捗状況と教員に対する研修の実施の見通しについてお尋ねがございました。

県内におきましては、昨年度末までにほぼ全ての公立小中学校で1人1台タブレット端末の配備が完了しております。多くの学校では4月以降、機器の操作に慣れることから始め、徐々に活用の幅が広がってきております。中でも、タブレットを使ってクラス全体で話し合いを行う取組は、全ての子供が意見を表明しやすく、大変好評を得ているところです。

また、タブレットを積極的に活用している学校においては、例えば英単語をデジタル教材で学ぶ、理科では動画教材を活用するといった形で、様々な機能を使った授業を実施しております。さらに、特別支援学級の生徒や不登校傾向にある生徒が、別室においてオンラインで他の生徒と同時に授業を受けるといった使い方も始まっております。

研修につきましては、5月から8月にかけて各学校の情報教育担当者を対象に新たなシステムの操作研修を実施し、校内でその内容を共有することとしております。あわせて、年次別の教科研修にICTを活用した学習指導を組み入

れるなど、体系的に研修を実施しているところです。これらの研修の多くは8月前半までに一定完了し、2学期からの授業に生かせるようにしております。

次に、ICT教育に伴う教員の負担増についてお尋ねがございました。

現在は、タブレット端末などの導入初期に当たったため、その活用研修や、これまで使っていた教材のデジタル化対応など、業務が一定増加する部分がございます。

一方、ICTの活用により、教材の共通化やプリントの配付、返却といった作業を省力化することができ、アンケートの集計などもスムーズに実施できるなど、様々な場面で教員の負担軽減にもつながっております。また、教員研修についてはオンデマンド動画なども併用し、なるべく負担が少ない形で実施しているところでございます。

引き続き、ICTの環境整備と活用促進に取り組み、学びの個別最適化の実現を目指すとともに、教員の働き方改革にもつなげてまいります。

最後に、公営塾の設置状況とその成果についてお尋ねがございました。

近隣に高校生が通うことができる民営の塾がない地域において、市町村が学校以外での学習の機会や場所を提供する、いわゆる公営塾について、県教育委員会が把握しておりますのは、嶺北高等学校の生徒が通う「燈心嶺」、窪川高等学校、四万十高等学校の生徒が通う「じゅうく」、大方高等学校及び黒潮町在住の生徒が通う「コンパス」の3つとなります。また、室戸市がこの9月から、室戸高等学校の生徒を対象とした公営塾を設置するとお聞きをしております。

議員からお話のありました「じゅうく。」では、四万十町と高等学校が協定を結び、生徒、保護

者の同意の下、生徒の学力定着状況や進路希望などを把握し、支援方法について協議、共通理解を図る場が設けられており、生徒一人一人に応じたきめ細かな指導が行われております。

こうした公営塾の取組は、希望大学への進学者の増加につながっているほか、社会性の育成に向けても大きな役割を果たしていると考えております。また、地域の中学生がその高等学校を選択する理由の一つともなっておりまして、高等学校の特色、魅力づくりに大いに貢献いただいていることから、県教育委員会としまして大変ありがたい取組だと考えております。

各校において効果が最大限生かせるよう、それぞれの市町村や公営塾と可能な連携をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、薬局の健康サポート機能についてお尋ねがございました。

本県では、平成26年度より服薬に関する相談に加え、生活習慣病やサプリメントなどの健康食品に関することなど、健康づくりに関する総合的な健康相談の窓口として薬局を位置づけ、高知家健康づくり支援薬局として認定する制度を創設いたしました。制度創設後、県民の皆様には支援薬局についての広報を行うとともに、支援薬局に対しては啓発資材の提供、薬剤師のスキルアップ研修の実施など、高知県薬剤師会と協働し、支援薬局の健康サポート機能の強化に取り組んでまいりました。

現在、県内薬局の約8割に当たる311の薬局が認定を受けており、健康パスポート事業とも連携しながら、それぞれの地域で健康相談や受診勧奨を行うなど、地域住民の健康づくりに貢献いただいております。高知版地域包括ケアシステムの構築に重要な役割を果たしていると考えています。

一方、地元には薬局がない、あるいはアクセス

が不便な中山間地域などに居住する高齢者などの住民の皆様に対する相談体制の構築が課題であると考えております。このため、今年度は高知県薬剤師会と協働して、試行的に中山間地域のあったかふれあいセンターなどと薬局をテレビ電話などで結び、非対面によるお薬相談会を実施するなど、ICTを活用した新たな服薬支援体制の検討も進めることとしており、今後中山間地域での薬局による健康サポート機能の強化に取り組んでまいります。

次に、中山間地域において薬剤師が果たしている役割についてお尋ねがございました。

高齢者世帯を訪問した訪問看護師や介護ヘルパーなどの介護関係者から、患者さんの薬の飲み忘れなどによる残薬への相談が薬局に数多く寄せられており、薬の一包化やお薬カレンダーを活用するなど、患者さんの生活環境に応じた、きめ細やかな服薬支援が求められております。

そのため、県では、医療・介護関係者などの多職種と連携して、在宅で療養する高齢者などへの服薬支援を行う、高知家お薬プロジェクトを県下全域で実施しております。その結果、プロジェクトに参加する薬局数は、初年度の平成28年度から令和2年度にかけて大幅に増加しており、医療・介護関係者や患者さんからは残薬が減ったなど、高く評価いただいております。

しかしながら、高知市などの都市部に比べ薬局や薬剤師が少ない中山間地域においては、その取組が都市部と同様には進んでおりません。医療・介護資源の乏しい中山間地域ほど、医療・介護関係者との連携を深めることが重要であり、中山間地域で頑張っておられる薬局、薬剤師の方の積極的な活動を期待しております。

県としましては、高知県薬剤師会と協働し、薬局の少ない中山間地域で広域的な薬局間の連携強化を図るとともに、「高知家@ライン」などICTの活用により多職種と連携することで、



中山間地域の住民の皆様が安心して生活できるよう支援してまいります。

次に、動物愛護ボランティアの活動についてお尋ねがございました。

動物愛護ボランティアの皆様には、野良猫の繁殖防止対策や子猫の保護など、お話のありましたような様々な動物愛護の活動に多大な御尽力をいただいております。こうした活動に当たっては、餌代の負担に加え、各種の検査、治療あるいは不妊、去勢等の費用負担も行いながら、週末には譲渡会に参加されるなど、本当に頭の下がる思いでございまして、この場をお借りしまして改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

次に、環境省の省令改正に伴う動物愛護ボランティアの活動に対する影響についてお尋ねがございました。

このたびの制度改正では、御指摘のように悪質なペット販売業者等への対応として、飼育頭数や飼育施設などの大きさなどについて、数量規制が設けられています。こうした規制は、動物福祉の観点から設けられたものであり、安易な多頭飼育や不適切な飼育環境を改善するという観点から、必要な改正であったと考えております。

一方で、10頭以上の犬や猫を保護している動物愛護ボランティアに対しても一律に規制の対象となることから、一定の影響が出てくることも想定されます。県としましては、来年6月までの経過期間中に、動物愛護ボランティアの皆様の活動にできるだけ支障を生じないように、個別に相談や意見交換などを行うこととし、対応策を探ってまいります。

次に、土佐清水市のTNR活動のような地域に愛護活動が定着する施策を市町村と共に講じるべきではないかとお尋ねがございました。

土佐清水市では、平成30年度の叶崎地区を皮

切りに、動物愛護ボランティアが中心になり、市内各地の餌やりさんや地区長の皆さんに適正な餌やり、地域の清掃、TNRの必要性を説明し、御理解、御協力を得ながら、これまで11回のTNRを実施されておられます。

土佐清水市では、手術場所を提供したり、県メス猫不妊手術推進事業の上限数を超えた不妊手術費用や県補助事業対象外の去勢手術の費用について、民間団体の助成事業の活用を支援するなど、動物愛護ボランティアと連携を図って取り組んでおられます。

県としましては、県メス猫不妊手術推進事業に令和元年度から従来の個人申請とは別枠として、動物愛護ボランティアや地域住民と行政が協働してTNRに取り組む際に、費用を助成する市町村申請の特別枠を設けており、これまで土佐清水市も含め7市町に活用していただいております。野良猫問題で苦慮されている市町村には、こうした土佐清水市での取組をモデルケースとして紹介しながら、市町村申請の特別枠を活用していただくよう声かけを強化していきたいと考えております。

次に、動物愛護ボランティアの活動の理解を深める取組の必要性についてお尋ねがございました。

動物愛護ボランティアの皆さんの活動として最も誤解を受けやすいのは、餌やり行為だと考えております。このため福祉保健所では、適切な餌やりや繁殖抑制などについて分かりやすく説明した小冊子「ご近所さんと猫対策」を配布して啓発に努めております。あわせて、福祉保健所に野良猫問題について地域住民の皆様や市町村から御相談が寄せられた場合には、動物愛護の観点も踏まえて個別に対応策のお話をさせていただきます。

今後も市町村と連携して、動物愛護に対する地域の理解が深まるよう取り組んでまいります。

次に、動物愛護センターについてお尋ねがございました。

動物愛護センターについては、県と高知市が合同で、平成30年4月に仮称こうち動物愛護センター基本構想を策定いたしました。この構想では、命を大切にすることを育てる場、収容動物の譲渡の推進の拠点、多様な主体と連携・協働の拠点などを基本的な考え方としており、愛護センターの整備、運営に当たっては、動物愛護の学習、犬、猫の保護・収容数及び譲渡機会の拡充、ボランティアの皆さんと行政が協働できる体制、またそれらを踏まえた、それらを実施するための施設の立地と規模などについて検討を行ってまいりました。

その中で設置場所については、県有地及び高知市市有地の中から用地選定を行ってまいりましたが、基本構想で示された立地要件を満たす適地の確保が難しく、いまだ選定には至っておりません。このため、より幅広く候補地を検討して、用地の早期選定に向けて高知市と協議を進めてまいります。

次に、アニマルポリスについてお尋ねがございました。

大阪府は、動物虐待の疑い事案を掘り起こし、早期発見、改善指導に努めるとともに、市民に対して動物虐待は犯罪であるとの再認識を促し、未然防止を図るため、大阪府内の通報窓口を一元化し、おおさかアニマルポリスと命名しております。

こうした動物愛護に関する相談、通報の窓口を一元化し、県民の皆様に分かりやすくお示しすることは有効な方法だと考えておりますので、今後動物愛護センターの整備の中で高知市と連携して検討してまいります。

次に、65歳以上の方の保護動物の引取りについてお尋ねがございました。

動物の長寿命化が進み、犬、猫については10

年以上、場合によっては20年以上長生きする例も少なくありません。そのために、飼う側の健康不安や、万一の場合に残されることとなった動物の行き先が困らないように、譲渡の際には一定の配慮が必要となります。多くの都道府県では、明文化による年齢規制はされておりましたが、譲渡上限年齢の目安として65歳以上を設定しており、本県でも譲渡に当たり、飼養者年齢の目安を65歳とさせていただいております。

しかしながら、老後の生きがい対策などペットの有用性は高いことから、御指摘のありました、万一の場合の引受人を明確に決めていただくことで譲渡は可能と考えておりますので、この改善について検討を行ってまいります。

最後に、ミルクボランティア制度の周知徹底についてお尋ねがございました。

収容される授乳期の子猫を殺処分せずに、一匹でも多く譲渡につなげるためには、ミルクボランティアの存在は欠かせませんが、現在県内のミルクボランティアの登録者数は2人とどまっております。これまでもミルクボランティアをやってみたいとの申出はございましたが、具体的にお話をする中で、体力的にも精神的にも大変労力を要することや、福祉保健所からの連絡がいつあるか分からない不安、現在飼育されている動物との完全分離などが課題となり、登録に至っておりません。

しかし、子猫の保護に関心をお持ちの方は多くいらっしゃると思っておりますので、より参加しやすいよう、県ミルクボランティア試行要領の見直しを検討するとともに、動物愛護ボランティアの開催される譲渡会、動物関連の講演会などでの広報や県のホームページ、SNSを活用しながら、ミルクボランティアについての一層の周知や募集を図ってまいりたいと考えております。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長（徳重覚君） まず、県業務へのRPAの導入状況と、RPAの導入が効果的と思われる業務についてお尋ねがございました。

県では昨年度までに、公営住宅等の耐震化に関する調査集計業務など21業務にRPAを導入し、業務の効率化を図ってきたところでございます。RPAの導入に伴う事務作業時間の削減率は、約33%から99%を超える結果となっており、中には削減率が97%で、削減時間が年間1,390時間となった業務もございます。

これまでの取組の実績から、RPAはシステムへの入力など、定型的な業務への導入がより効果的であろうと考えております。これらのことを踏まえまして、今年度は新たに30業務への導入を目標に、現在対象業務の選定を行っているところでございます。

また、1件当たりの事務作業に要する時間が少ない業務であっても、複数の所属に共通する業務に導入すれば大きな効果が得られます。そのため、今後はこれまでに作成したRPAを全庁的に共有し、ノウハウを活用できる環境を整備したいと考えております。

今後もRPAを活用し、事務処理時間の削減につなげ、さらなる業務の効率化を図るとともに、行政サービスの向上に取り組んでまいります。

次に、市町村におけるRPAの導入に向けての課題や、複数市町村による共同での導入の必要性和懸念点、県内の先行事例から学ぶべき点についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをさせていただきます。

県だけではなく、市町村においてもRPAの導入は業務の効率化を図るために有効であるとと考えております。そのため、昨年度から県職員を対象とした操作研修に市町村職員の参加を促し、RPAに関する理解の促進に取り組んでおります。

一方、規模が小さい市町村におけるRPAの導入には、十分な費用対効果が見込まれないといった課題があり、複数市町村による共同での導入が選択肢として考えられます。しかし、各市町村がこれまでに構築してきたシステムにおけるフォーマットや業務手順が異なっている場合には、RPAを共同で導入することが困難でございます。

そのため、契約期間の異なるシステム間のフォーマットや業務手順を統一化していくに当たっては、例えば四万十町と中土佐町で財務などの各種システムを共同化した事例もございません。こうした先進事例における検討の進め方は参考になると考えております。

県といたしましては、県内外の参考事例をまとめた事例集の作成や、県と市町村で構成されるデジタル化推進ワーキンググループの場における情報交換などを行ってまいります。

（観光振興部長山脇深君登壇）

○観光振興部長（山脇深君） 予土線を活用した四万十川観光の取組につきましてお尋ねがございました。

日本の原風景が残る四万十川を車窓からゆっくり眺めることのできる予土線は、観光面でも重要な路線だと認識しています。また、旅行に関する全国調査などによりますと、コロナ禍により密を避け、自然や緑の多いところでのんびりと旅をしたいという旅行者のニーズが高まっています。予土線は、こうした新しい旅行トレンドにも合致しており、今後の観光資源としての価値もさらに高まってくるものと思います。このため、予土線の列車旅の魅力をテレビや旅行雑誌などのマスメディアを積極的に活用し、全国に情報発信していきたいと考えています。

議員からお話のありました高知駅と窪川駅を結ぶ観光列車につきましては、現在も多くの観光客に御利用いただいております、その方々

を予土線に誘導するというのは大変効果的だと考えております。また、予讃線に接続しているという特性を生かして、高知県と愛媛県をそれぞれ走っている、人気の観光列車の利用客を予土線でつなぐといったことができれば、相乗効果も高まりますし、沿線地域への経済効果もより高まってくるものと思います。

本年10月からは、JRグループ6社による四国デスティネーションキャンペーンも始まります。今後、早急に愛媛県や四国ツーリズム創造機構、JR四国など関係機関と協議を行い、四国西南部を鉄道で周遊する観光プランづくりに取り組みますとともに、列車旅の魅力、四万十川の魅力をしっかりプロモーションしてまいります。

○26番（武石利彦君） それぞれ御答弁ありがとうございました。

保護猫についてでございますが、部長から市町村申請でしたか、それを活用というお話をいただきました。まさにそのとおりでろうと思えます。実際、私が取材をさせていただいた中にも、土佐清水市のTNR活動の事例に倣って、そのボランティアの方が集まれるところでやろうと思って、該当する市町村に申出をしたらしいんですけれど、猫を公共施設に入れると不衛生だから駄目だっというように言われて、結局その活動が実現しなかった。猫の問題が社会問題化しているのは行政も分かっているはずなのに、何で行政がブレーキをかけるようなことするんだという声がボランティアの方からも寄せられていますので、今部長に御答弁いただいた市町村申請について、ぜひとも市町村に対して周知徹底をしていただきますように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、ボランティアの方は譲渡会で一生懸命飼主を探してくれておるんですけれど、一方で飼いたいんだけど、住まいが賃貸住宅

で飼えないとか、ペット飼育禁止とかということで、なかなか飼いたいのに飼えないというのも、何かもう残念な話だと思うんですね。ペットを飼うのは癒やしにもなりますし。それは、もう民間の判断ということになりますけれど、例えば県営住宅でも一定のルールを決めて、ペット飼育が可能になるようなことでもできれば、民間への一つの事例にもなりましようし、いいのではないかなと思うんです。そのあたりぜひとも御検討いただきたいという、これは要請にさせていただきます。

それから、農業振興部長からは農業の生産性を高めるために、スマート農業、ICT、ドローンなんかを積極的に使うというお話もありました。ドローンは空の産業革命とも言われて、これからのツール、いろんな分野で使えるものだろうと思ひます。

四万十町では近く実証実験を始める。それは、例えば地震時に備えて救援物資を津波避難タワーにドローンで運ぶ、そういったことをするという、それから今移動スーパーが集落に入っていますけれど、その運送をドローンに置き換えるとかというようにも取り組むように段取りを今しているというふうにお聞きをいたします。

事ほどさように、中山間地域対策というのは高知県にとりまして本当にもう一丁目一番地、喫緊の取り組むべき課題であると思ひます。これは何年後によくなるというスパンの話じゃなくて、明日からよくなる、来週からよくなるという、細かいことでもすぐに解決をしなければならぬ課題だと思ひます。

今日から集落調査も始まったということですが、ぜひとも浮き彫りになった課題をすぐに解決していくというスピード感を持って、県としてこの中山間対策に取り組んでいただきたいということを要請いたしまして、私の一切



の質問を終わります。ありがとうございました。  
(拍手)

○副議長（加藤渚君） 暫時休憩いたします。

午後2時52分休憩



午後3時20分再開

○議長（森田英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

17番 依光晃一郎君。

(17番 依光晃一郎君登壇)

○17番（依光晃一郎君） 早速質問をさせていただきます。

高知県は今年4月、国勢調査の速報値として、令和2年10月1日現在の人口が69万2,065人になったと発表をしました。多くの高知県民が人口減を実感している中ではありますが、改めて69万人台を突きつけられ、今後どうなってしまうんだろうかと不安に感じた県民も多かったのではないかと思います。私もその中の一人で、特に昨年の令和2年に高知県で生まれた子供の数が4,082人と、3年連続で過去最少を更新したことは衝撃でした。私が生まれた年代である45年前の昭和50年が1万1,773人ですので、実に3分の1近くになったということになります。

振り返れば、高知県は平成27年に高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、令和2年の人口は69万9,000人ととどめたいという意欲的な数値目標を掲げておりました。結果は、先ほど述べたように、速報値69万2,000人ということで、約7,000人も人口が大きく下振れたということになります。

私自身が、最も誤算であったと感じるのは令和元年度に社会増減を均衡させるという目標が

達成できなかったことで、令和元年度が2,130人、令和2年度が1,325人と惨敗で、コロナ禍で都会への人の動きが止まった昨年度であっても、均衡からは程遠い状況です。この間、産業振興計画によって経済の拡大と働く場を増やす取組が成果を上げたにもかかわらずです。

昨年度から始まった第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略では、若者の定着と増加について、改めて令和5年度に社会増減を均衡させ、令和22年に1,000人の社会増となるように段階的に上昇させることを新たな目標としました。

私は、この意欲的な目標を高く評価していますが、これまでとは違った抜本的な発想の転換をしなければ、若者の県外流出は止まらないと考えています。これまで高知県の若者流出の原因について語られてきたことは、高知県には働く場所がないから、県外に出稼ぎに行っている。仕事があれば、高知県内に若者はとどまる。県外で働いている若者も高知に帰ってくるに違いないというものでした。産業振興計画の着実な成果とともに、県内就職する割合が高まり、Uターンする高知県出身者も増加するという期待です。

確かに高知県経済は人口減少にもかかわらず、県内総生産や1人当たり県民所得を増やすなど、経済成長をプラスにする大きな成果を上げました。しかし、若者は期待どおり高知県に残ったり、帰ってきたりしたのでしょうか。実際はそうなりませんでした。

では、その理由は何でしょう。やはり高知の給与水準が都会の給与水準に届かなかったことでしょうか。結婚相手が高知と一緒に帰ることを反対したからでしょうか。高知の教育が子供に受けさせたい教育水準に届かないと判断され、子供のために都会に残ったからでしょうか。それぞれの若者に様々な理由があるのだと思います。こういった声を前提にした上で、本気で令

和5年度に社会増減を均衡させるのだとしたら、高知のマイナス評価を大きく上回る何かをアピールする必要があるのだと私は考えています。

そもそも、高知県は明治維新以来の筋金入りの脱藩県で、若者の県外流出は県民性に根差したもので止められないという話を聞くことがあります。私はこの意見には一理あると思っています。幕末の尊王の志士は外国の脅威から国を守るために、政治の中心地であった京都を目指し故郷を離れました。同じように、世の中を変えてやろう、自分の力を試そうと、東京など中心地を目指して高知を離れるということは、応援すべきものであって、邪魔をするものではありません。

そうであるならば、志を持った若者を呼び込めるよう、課題解決先進県である高知県で活躍することが誇りであり、志であるような大きな夢を描ける高知県になるよう、政治がビジョンを描かなければなりません。コロナ禍が世界で猛威を振るい、これまで想像していたものとは全く違った未来が訪れようとしています。アフターコロナ社会という未知の世界を切り開くのは、激動の時代で活躍した多くの先人を持つ我々土佐人の出番ではないでしょうか。若干大風呂敷を広げたなと思いつつ、新たな未来を切り開くべく、以下質問をしていきます。

まず最初に、高知県は第1期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略において、人口の社会増減を均衡させる年を令和元年度としていましたが、残念ながら達成できませんでした。社会減となった年代を見れば、高校を卒業したタイミングで県外に進学する、もしくは県外企業に就職するという傾向が見えています。私は、先ほども述べたように、この年代が社会減になるのはある程度は仕方がないと考えていますが、このマイナスを補うUターンによる社会増を、30代半ばまでの層を中心に均衡させなければな

らないと考えています。

後知恵ですが、もしこれまでの産業振興計画における雇用増目標を、Uターン人材で補うような視点で政策立案できていれば、もっと違った結果が出たのではとも考えるところです。高知県は、人口の社会増減について令和5年度の均衡を目指して取組を進めているところです。

その前提として、第1期の総合戦略において社会増減の均衡を達成できなかった原因をどう考えているのか、知事にお聞きをいたします。

次に、高知県が世の中を変える先進地になることについてお聞きをしていきます。私は、先ほど尊王の志士が京都を目指して脱藩したことをお話ししました。平成29年12月議会でも取り上げたのですが、徳川家による世襲政治体制から、薩土盟約にあるように天皇を中心とした政府をつくり、人材は庶民も含めて登用するという立憲君主政府に変えるため、御所のある京都を目指したという歴史です。同じ考え方で、志ある人材が高知を目指して集うような仕掛けを高知につくり出すことができれば、社会増減の均衡と、令和22年から毎年1,000人以上の増加について、私は夢物語ではないと思っております。

高知県は、これまで課題解決先進県ということで、人口減少と高齢化を逆手に取って、世の中に先駆けた新たなサービスや製品を生み出そうと努力をしてきました。最近では、デジタル技術掛ける地場産業の融合という言葉を使うようになりましたが、農業ではI o Pクラウド、林業ではスマート林業、水産業では高知マリンイノベーションというように、これらの取組を推し進め、SDGsの観点からも世界をリードし、志ある人材を集めていける産業に育て上げなければなりません。そして、本日は、これまであまり議会で取り上げられてこなかった視点で質問をさせていただきたいと思います。

私は、これまでも医療と介護の仕事を、不適

切な表現かもしれないとも思いつつ、高知県では最も大きな雇用と売上規模を持つ産業として捉えるべきであると述べさせていただいてきました。高知県は、高齢化が日本の中でも早く進んだこともあり、医療と介護の連携について早くから先進的な取組を重ね、競争力を持つ産業に育ってきていると感じております。

その中でも、高知大学医学部を中心に開発された医療介護情報連携システム、通称「高知家@ライン」が平成27年度から試験運用され、平成29年度から本格運用されていますが、日本の高齢化社会を支え、世界に発信できる優れた取組だと私は感じています。このシステムは、医療と介護の切実なニーズからスタートしたものです。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするために、モバイル端末を用いて迅速にそれぞれの専門職が課題を共有し、意見交換することで、よりよい支援をスムーズに実現させる、まさにチームで支える高知家モデルです。

私なりにこのシステムについて、もう少し詳しく説明したいと思います。もともと医療職と介護職には大きな壁があり、同じ土俵に立って連携することは不可能だと思われていました。そのような中でこの壁を打ち破り、患者さんの生活を支える、きめ細かなチーム医療を実現したことが、このシステムのこれまでにない先進性になります。

なぜ医療職と介護職に壁があったかについてですが、これまでの医師とホームヘルパーの関係を考えると直接のつながりはなく、あってもケアプランを考えるケアマネジャーを通じて、意見または依頼をするくらいで、ましてやホームヘルパーさんから医師に話しかけたり、気軽に相談するというのは敷居が高く、あり得ないという状況だったようです。しかし、このシステムを使えば、医師は患者のために最も欲しい

患者の日常の情報を手に入れることができ、正確な情報に基づいた医療が実現できます。

医師の側から見ると、これまでは病院に来院患者さんの状況について、面談時という点でのことしか分からなかったのが、介護職の皆さんが患者さんの状況を日々システムに書き込むことで、訪問介護で実際に見た自宅での食事や薬の内服状況、また歩行など体の動きについて病院で確認することができます。つまり、患者の日常生活の情報を診断や薬の処方などの医療に生かすのです。

私は、この「高知家@ライン」は、高知発の誇るべきシステムであり、他県の同じようなシステムに比べても優位性があると評価をしております。しかし、この優れたシステムは高知県内の一部地域でしかまだ活用されていません。私は、この「高知家@ライン」は、高知県の日本一の健康長寿県構想における3つの柱の一つ、地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化の核となるべきシステムで、高知県全域に早く行き渡らさなければならぬと思っています。

そこで、「高知家@ライン」について、安芸圏域でモデル事業を行ったと聞いておりますが、その成果や課題をどのように捉え、またそれをどう反映しながら、今後県内の他の圏域に広げていくのか、健康政策部長にお聞きをいたします。

次に、医療・福祉分野における新たなビジネスの創出に向けた取組についてお聞きをいたします。私は冒頭に、高知県が世界の課題を解決する場所になれば、多くの志ある若者を集めることができるとお話しさせていただきました。これまで述べたように、「高知家@ライン」の取組は、世界の高齢化社会を、よりよいものに変えるポテンシャルを持っています。しかし、ビジネスとして付加価値を生むためには、「高知家

「<sup>あ</sup>ライン」を活用して、よりよい生活を送ることができるようになった多くの患者さんの治療プロセスについてデータ化し、分析することが必要です。

医療情報をビジネスのネタにすると、お叱りを受けそうですが、データ分析による効果的な治療方法の確立や新薬の開発、また新しい介護ロボットの実証実験などは、将来的にはビジネスを超えた、人類の課題を解決する意義ある産業にまで発展する可能性があると考えられています。今後、「<sup>こうちけあ</sup>高知家<sup>あ</sup>ライン」を通じて医師の診断や薬の効果、介護機器の有用性などについて匿名加工された医療情報を多く集め、その情報を活用することにより、新たなビジネスを生み出すことも可能になってくるものと考えます。

なお、ここで心配されるのは、個人情報やプライバシーが守られるかという点であると思いますが、セキュリティに関して都度バージョンアップされる医療情報システムの安全管理に関するガイドラインを遵守することによってクリアしており、患者さんへの不利益は全くないと言い切つてよいと思います。とは言いながら、ビジネスへのデータ転用に当たっては、利用者の許可が必要となることなどから、すぐにビジネスに活用するのはハードルが高いと認識しているところです。

一方で、同じく高知大学がこの4月にヘルスケアイノベーションコースを開設し、医学と工学を融合した新たな革新的技術を創出する人材の育成に取り組まれております。今後、シンポジウムなども開催されるとお聞きしており、ヘルスケアなどの医療・福祉分野における新たなビジネスの創出にも期待が高まります。

そこで、高知県の医療・福祉分野における新たなビジネスの創出に向けた取組について産業振興推進部長にお聞きをいたします。

次に、情報通信のための基盤整備についてお聞きをいたします。

先ほどからデジタル技術掛ける地場産業の話や、「<sup>こうちけあ</sup>高知家<sup>あ</sup>ライン」の話をお聞きいただきましたが、これらの基礎になるのが情報基盤整備の状況です。これまで国の支援、県の御努力もあって、県内で光回線が届いていない地域は、ほぼなくなり、高知県全域で情報通信の恩恵が受けられる基盤が整ってきました。

一方で、最近ではインターネットが遅いとか、つながりにくいという声も聞こえてくるようになりました。これは、動画コンテンツの量や質の変化、ネットにつながる機器やネットで提供されるサービスの多様化などにより、増加を続けているインターネットトラフィックに、コロナ対策によるリモートワークやオンライン授業などが拍車をかけ、顕在してきた新たな課題です。

この状況について通信事業者にお聞きをすると、県内のブロードバンド環境は、地域や市町村ごとに民設民営、公設民営、公設公営といった整備パターンの違い、また整備時期や設備構成の違いなどがあり、状況はまちまちであるとのことでした。

高知県は、情報通信技術を活用したシェアオフィスによる雇用創出を目指した企業誘致や、ワーケーションの取組、またG I G Aスクール構想による教育での活用など、大容量かつ高速の情報通信を前提とした施策を今後さらに進めようとしております。しかし、高速の情報通信が思うように使えないとなれば、高知県の取組は絵に描いた餅となってしまいます。

そこで、高知県におけるインターネット回線がつながりにくくなっているとの声も聞かれますが、高知県の現在の情報通信基盤についてどのように評価をしているのか、総務部長にお聞きをいたします。



次に、情報通信基盤の更新についての市町村サポートについてお聞きをいたします。Society 5.0と言われる情報化社会に向けての環境整備は、高知県だけがやるのではなく、市町村も主体的に立案し、実施しなければなりません。その中でもとりわけ重要な情報通信基盤については、整備して完了ではなく、通信容量の将来予測に基づいて適宜更新していくことが重要です。しかし、市町村に情報通信技術に精通した職員がいるというのはまれで、適切な支援がなければ県内市町村の間でも格差が生まれるおそれがあります。

例えば、ケーブルテレビを運営している自治体とそうではない自治体では、設備構成が違うことから、設備更新の時期や方法などの方針や、必要となる投資も変わってくるはずで、それを適切に行っていくためには、その自治体に合わせた支援が必要となります。

そこで、今後も増加が想定されるデータ通信容量に対応した設備更新について県としても市町村に支援していく必要があると思うがどうか、総務部長にお聞きをいたします。

次に、県外大学に進学を考えている県内高校生への受皿づくりについてお聞きをいたします。先ほどから、県外から若者を呼び戻すための施策について話をさせていただいておりますが、大学で学んだ後に高知県企業に就職することを考えた場合、4つのパターンがあります。1つ目は、高知の大学に進学しそのまま高知県企業に就職する場合、2つ目は、県外大学に進学しその後高知県企業に就職する場合、3つ目は、高知の大学に進学し県外企業に就職した後高知県企業に転職する場合、4つ目は、県外の大学に進学し県外企業に就職した後高知県企業に転職する場合です。これまでも大学生にいろいろなアプローチをして、県内企業への就職をサポートしてきましたが、結果として分かったのは、

県内大学生の県内就職率が、県外進学大学生の県内就職率よりも高く、現状では1.5倍であるということです。

そうであるならば、高知県内の大学定員を増やし、受皿を増やせば県外大学に進学する高校生の数を減らし、県内就職の可能性が高い大学生を生み出すことができます。これまでも高知県は、工学部がなかったことで県外に進学する学生を高知県にとどめようと、高知工科大学を設立し、また経済、経営が学べる学科がなかったことで県外に進学する学生をとどめようと、既存のマネジメント学部100人に60人の定員を追加して、経済・マネジメント学群を設置しました。高知県内に大学生の受皿をつくったことは、高知県に若者がとどまることに大きな成果をもたらしたと思っています。

さらに、私は令和5年の開設を目指しているデータ&イノベーション学群に、先ほどから述べている県内の優れた取組を下支えする、優秀な人材を輩出してくれると大いに期待をしています。ちなみに、現在の経済・マネジメント学群は当初200名とする計画であったのが、現在の160名と計画より定員を減らして設置されております。今回、60人の定員が計画されているデータ&イノベーション学群は、増えるはずだった残り40人を補う意味をも持っています。

そこで、県内の大学に進学した学生を高知県企業への就職につなげる取組がますます重要になると考えますが、どのように対応するのか、商工労働部長にお聞きをいたします。

次に、新たに組織改編によって設置した子ども・福祉政策部の設置後の状況や手応えについてお聞きをいたします。

国では、こども庁創設の機運が高まっており、私も自民党を通じて、国会議員とのズーム会議などで高知の課題や提案を届けるなど、積極的に関わっておりますが、高知県も今年度から地

域福祉部を子ども・福祉政策部として設置し、あわせて部内の児童家庭課が子ども・子育て支援課に改称しております。まさに時代を先取りした形と高く評価しております。

また、DVなどの人権問題に対応する人権・男女共同参画課が子ども・福祉政策部に移管されたことによって、児童虐待とDV対策の担当課が1つの部となり、連携して施策を実施できるようになりました。コロナ禍が続き、児童虐待の報告件数が増えている現状の中で、親と子供を一緒にサポートしていく体制が整ったことは、自立支援につながる素晴らしい取組になると感じています。

高知県は、子供に関する取組について、さらに力を入れるべく組織を見直し、子ども・福祉政策部として今年度から設置しましたが、設置後の状況や手応えについて子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

次に、結婚を機にUターンする若者を増やすという視点で、子育て環境の整備についてお聞きをいたします。若者が県外に進学や就職を考えるのはなぜかと考えたときに、都会のほうが買物や遊ぶ場所の選択肢が多く、また大規模なスポーツや音楽イベントなどに魅力を感じてということも多いでしょう。しかし、結婚して育児が始まると、人口が多い都会は住みにくく感じる場面も増えるのではと思います。例えば、ベビーカーを使い満員電車で移動することだけを考えても、その大変さが想像できます。また、コロナ禍が続く中で、妊産婦の産後鬱、孤独な育児の問題は、都会のほうが深刻ではないかと思えます。結果、都会から地方への人の流れが生まれ、高知県の人口問題解決の視点では追い風です。

私は、子供を産み育てやすい高知県として、都会で就職した高知県生まれの若者に帰ってきてもらうようなアピールがもっとできないかと

思います。一例として、子供の幸福という視点で、ユニセフの調査を御紹介します。ユニセフが子供の幸福度ランキングを発表しており、日本は38か国中20位という結果でしたが、その中で、より多く外で遊ぶ子供のほうがより幸せであるという結果が示されています。外遊びの機会が子供の幸福度に関係するという調査結果で、都会よりも自然豊かな高知のほうが、子供にとって幸福であるということも言えるはずで、アピールポイントになると思います。

また、国もまち・ひと・しごと創生基本方針2021において、子供を帯同して地方に移住する場合を重点的に支援すると表明をしております。

そこで、子育てを機に帰ってこようとしている若者へのPRや、転職や育児の情報提供などを含めた支援について中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

次に、今年度実施される令和3年度高知県集落实態調査についてお聞きをいたします。高知県は、今年度10年ぶりに集落实態調査として、集落代表者への聞き取り調査や地域住民へのアンケート調査を実施します。この10年で集落活動センターの取組が県内全域でスタートし、高知県は生活環境の整備などに努力をしてきました。今回の調査では、集落活動センターの効果や生活支援の効果などが検証できるのではと、調査結果に注目しています。

特に私が注目するのは、地域リーダーの後継者が育っているかという点、移住者の受け入れが進んだかという点、そして食料品や日用品について不便はないかという点です。

私は、地域リーダーについて後継者探しは急務であり、その人材は血縁者などのUターンを含めた移住者に担ってもらいたいと思っています。前回の調査では、移住者が入居できる空き家について調べ、受け入れることに賛成か反対かなどを聞いていましたが、その調査を生かし

て移住の取組につなげ、地域リーダーの発掘という成果を上げられたかどうかは、非常に興味があるところです。

また、国勢調査の結果からも急激な人口減が数値として出ていることから、食料品や日用品を販売する事業者の苦しい状況も想像できることから、集落の命綱である生活用品の購入について、不便になってきているのではと危惧もしているところです。

そこで、10年ぶりに実施する集落实態調査について前回の調査を踏まえてどのような内容で実施するのか、中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

次に、中山間地域の移住先としての可能性についてお聞きをいたします。私は、中山間地域の集落には日本人が大切にしてきた世界に誇れる伝統や文化があり、日本の多様性と活力の源であると信じています。また、こういった集落には人を癒やす力もあり、長引くコロナ禍の中で、働き方や生き方を変えたいから移住を検討しているという人のニーズにも合致するのではとも思っています。最近では、コロナ禍の長期化により孤独が社会問題となり、国は解決のために、孤独・孤立対策担当大臣を設けました。孤独、孤立が国家的な課題となったのです。

そこで、私は孤独、孤立を感じて地方に移住し、心を癒やして再起した人物の元祖を御紹介したいと思います。皆様は、漂泊の歌人吉井勇を御存じでしょうか。「いのち短し恋せよ少女」のフレーズで有名なゴンドラの唄の作者です。祖父は旧薩摩藩士吉井友実で、坂本龍馬とも交流があったことで知られます。余談ですが、私がさきに述べた薩土盟約と並ぶ重要な薩摩と土佐の同盟である薩土討幕の密約に関して、西郷隆盛、小松帯刀と共に薩摩側として参加し、土佐藩の板垣退助、中岡慎太郎、谷干城と討幕について会談したのが吉井勇の祖父友実です。ま

た、吉井勇は、坂本龍馬が鹿児島に新婚旅行をした際のエピソードを、直接龍馬と出会った父から聞いて雑誌キングの昭和4年3月号に「或日の龍馬」と題する文章を発表しています。

さて、吉井勇がどうして心を病んで隠棲したかは、香美市猪野々の吉井勇記念館に来て調べていただければと思いますが、3年の隠棲期間中、猪野々集落の人々の温かさが心を癒やし、静かに生活した隠棲の時間がその後の活躍のエネルギーとなりました。

ここで高知県の移住の取組を振り返ってみると、当初は全国に先駆けて積極的に施策を実施した高知県ですが、最近では全国の自治体で競争が激化しており、年々移住者を集めることのハードルが高くなってきているように思います。そのため、令和22年に社会増1,000人を目指すためには、さらに斬新な切り口が必要です。

そこで、私は元祖移住者、吉井勇に倣って、隠棲型移住を提案します。移住者が移住先に求める3大要素は、働く場所、住居、趣味ですが、そこから働くという要素を除いて、住居だけを大いにアピールするのです。

具体的には、中山間地域の空き家をどんどん改修して、お試し住宅を整備します。そして、高知に短期間隠棲しませんかと全国にアピールします。家賃を安くすれば、取りあえず3か月間隠棲してみようというような人は、それなりにいるのではと思います。そして、仕事はせずに、ぼーっと静かに隠棲生活を送ってもらいます。隠棲型移住者に対して住民は不安を持つかもしれませんが、そこは地域の移住サポーターが、あの人は隠棲していて、そのうち都会に帰りますと説明すれば、住民は安心するのではと思います。

私は、コロナ禍におけるストレス社会において、仕事をせずに、ぼーっと過ごすリセットの時間は、新たな活力とクリエイティブな発想を

生む大切な時間になり、移住者にとってのメリットは大きいと想像します。例えば、高知県がストレスフルな業界の大企業に対し、社員のストレス解消に向けて市町村の移住地情報を紹介してもらうなど、社内で隠棲型移住のことをPRしてもらうお願いはできないでしょうか。地域住民との交流が生まれれば、それもよし。元気になって都会に戻れば、地域の癒やしの力が証明されたことになり、それもよしです。何もしなければ都会との交流人口は増えていきません。

以上は、斬新な切り口としての私の思いつきではありましたが、国は、まち・ひと・しごと創生基本方針2021で地方創生テレワーク、通称転職なき移住という言葉を使い始めており、そうした視点も加えていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、高知県はこれまで高知県の魅力ある集落への移住について積極的に取り組んできましたが、コロナ禍を通じて発見した中山間地域の集落の移住先としての新たな可能性についてどうか、中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

関連して、高知県のひきこもりに関する支援についてお聞きをいたします。

高知県では、令和2年に行ったひきこもりの実態調査によって、692人の方について実態を把握しました。コロナ禍の長期化によって自宅にとどまることが多くなり、それからひきこもりへと進むことも懸念される場所です。しかし、ひきこもりに関しては、表面化しづらい傾向があることから、御家族や御近所からの情報提供が非常に重要です。また、御家族が支援を求めるためには、ひきこもり地域支援センターをはじめとした支援機関や市町村の相談窓口の存在を多くの県民に知ってもらう必要があり、また民生委員やあったかふれあいセンター職員が、ひきこもりで困っている方についての専門的な

知識を持ってもらうことも重要です。

まずは、ひきこもりとは誰でも起こり得ることであるという知識と、ひきこもりの相談窓口について県民にどのようにして広報していくのか、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

最後に、中山間地域で住み続けられるための生活用品の購入と、物流事業者支援についてお聞きをいたします。中山間地域の人口減少が進むことは、その地域で商売をしている事業者にとっては商売が成り立たなくなる非常事態となります。私の住む香美市においても、物部町大桁のスーパーが平成29年1月に閉店となりました。地域にとってなくてはならないお店であったため、私としても存続のためにもっと何かできなかったのかと、今でも悔やまれます。

当時、高知県中山間地域生活支援総合補助金を活用して、JAの店舗と別の商店の品ぞろえを増やすための設備投資に対して補助をしていただき、影響を最小限に抑えることができました。しかし、中山間地域の人口減少は、物流費にも影響を与えております。

高知県の食品卸売業の旭食品株式会社にヒアリングをしたところによると、高知の宿毛、室戸両営業所は人口減少により売上げが激減し、関東、近畿、中京などの利益で補っているような状況のようです。また、梶原町と津野町の量販店や個人商店への配送については、特に売上げも見せていただきましたが、かなりの落ち込みでした。企業努力としては、何としても配送を維持しなければということで、納品回数を週3便から1便に減らしたり、ドライ専用便を酒類と一緒にするなどの努力をしております。

しかし、住民にとっては、週3回来ていた食料品が週1回となることから、不便になったことは間違いなく、どうしても欲しいとなれば、地域外の店舗に買い出しに行くなどの対応をす



るだろうと思います。そうなれば、地元商店にとってはお客さんを他の店舗に取られ、売上減少が進み、さらに厳しい経営状況となります。

私は、中山間地域で住み続けられるために必要な支援として、食料品に関する物流についても考えていくべきときが来たのではと思います。私としては、住民への日用品についてのアンケートを取るのと同時に、高知県の物流業者の状況について早急に聞き取る必要があるのではと思います。

私なりにお聞きしたところでは、人口減少による店舗の仕入れ減や店舗の廃業により採算が取れなくなる物流事業者が、今後間違いなく増えるとのことでした。このままでは物流費を商品に転嫁するしかなく、結果、中山間地での食料品価格が高騰し、中山間地域で生活するコストが高くなることも予想できます。解決策としては、共同配送の再構築、貨客混載の検討、距離に応じた燃料支援、デジタル技術を活用した配送の効率化など、考え得る限りの方法で中山間地域の暮らしを守らなければなりません。

そこで、買物弱者対策として、中山間地域の物流の維持に向けた所見を知事にお聞きをいたしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 依光議員の御質問にお答えをいたします。

まず、まち・ひと・しごとの第1期の総合戦略におきまして、社会増減の均衡を達成できなかった原因をどう考えるかというお尋ねがございました。

本県の転出超過について見ますと、第1期の総合戦略の5か年平均で年間2,000人程度という水準となっております。その多くは15歳から24歳までの若年層が占めているということがございます。このことは議員からも御指摘ございましたように、高等学校あるいは大学などを卒

業して進学あるいは就職をきっかけに県外に転出をし、多くの者がそのまま戻ってきていないといった構図によるものというふうに推測をしております。

その要因は、高知県内の正社員の有効求人倍率が1を下回りまして、依然低水準にあることに加えまして、全国的に人手不足が深刻化をし、大都市が地方に人材を求める圧力が強まったということが挙げられるのではないかとというふうに考えております。

また、本県におきましては、若者が希望する事務系の仕事が少ないといった、大都市に比べまして仕事の種類が限られているということも、要因として挙げられるのではないかとというふうに考えます。これは、令和元年度に実施をいたしました就職、進学の希望地等の意識調査の結果からも見てとれるところであります。県外就職を希望する理由として、都会で働きたい、あるいは希望する就職先がある、給料や待遇などの労働条件がよいといった声上位を占めているところであります。

こうしたことがございまして、本県は県内に働く場がありましても、若者の都会志向あるいは本県と都会との雇用環境の違いなども影響して、社会減が継続をしたという構図になっているものと受け止めております。

一方で、この人口の社会減約2,000人という水準は、これまでの取組によりまして、以前の全国的な景気回復期、景気拡大期と比べまして、約2分の1程度の水準に改善をしているということも言えると考えております。まだまだ道半ばではございますが、そういった方向性としては改善の傾向にあるということにはございます。

人口の社会増減の均衡という目標の達成に向けまして、1つにはアフターコロナ時代を見据えた地方への新しい人の流れ、これを高知県に呼び込んでくるということに努力をしてまいり

たいと思いますし、あわせまして若者が魅力を感じるような産業、仕事をつくっていくということ、企業を誘致していくということ、これにつきましても引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中山間地域の物流の維持についてお尋ねがございました。

人口減少や高齢化が進行いたします中山間地域におきまして、食料品や日用品を購入できる環境を維持していくということは、御指摘もありましたように大変重要な課題であるというふうに考えております。

このため、県では、これまで閉店をした商店に代わる店舗の整備でございますとか、移動販売網の維持ないし拡大、さらには買物代行の仕組みづくりといった形で、市町村とも連携をいたしまして、事業者への支援を行ってまいりました。

また、地域におきます事業者の経営力を強化するという観点から、小規模事業者などへの経営計画の策定あるいは実行に対する支援、さらには商工会などの体制の強化に向けた支援も取り組んでまいったところでございます。さらに、小規模事業者の抱えます後継者不足の課題に対しましては、円滑な事業承継につなげるための支援制度を強化するといった取組を行ってまいりました。

しかしながら、議員からも御指摘ございましたように、物流を担う事業者は、根本的には人口減少に伴い採算性が悪化をしているという状況にあるというふうに考えております。今後、中山間地域におきます食料品などの確保に影響が出てくるのではないかと懸念は大きく持っておるところでございます。

こうしたことから、現在共同配送の仕組みを再構築するということに関しまして、事業者の方々からの御要請もあり、今お話をお聞きする

といった形で、来年度に向けまして共同配送の仕組みに関する現状、課題を整理いたしているところであります。こうした動きも踏まえまして、今後中山間地域の物流の維持に向けて、県として何ができるか、何をやるべきか、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) 「高知家@ライン」のモデル事業での成果や、その課題を踏まえた今後の普及についてお尋ねがございました。

「高知家@ライン」につきましては、医療機関や介護事業所などの多職種間の情報連携を進めるシステムとして、令和元年度から2年間にわたり安芸圏域においてモデル事業を実施してまいりました。このモデル事業の取組においては、在宅療養を支える医療・介護サービス担当者の中で、携帯端末を用いて患者の情報を迅速かつ正確に共有することで、一体的なサービス提供ができたり、患者の状態を写真や動画で記録することで、医師が本人に会えない状況でも正確に様子を確認できるなど、様々な効果がございました。

結果として、モデル事業実施前と比較して患者の登録数、システムのアクセス数が令和2年度末で約6倍まで増加するなど、在宅医療・介護サービスの効率的で適切なケアができる体制づくりの実施につながったものと考えます。

一方で、運用上の課題としましては、参加事業所の増加を図ること、より簡単な入力方法の導入を図ることなどといった指摘もございましたので、今後対応策を検討してまいります。

今年度は、高知市や中央西福祉保健所管内、須崎福祉保健所管内で導入を進めていくこととしております。今後開催予定の説明会では、モデル事業に参加して成果を感じた事業者から、直接システム導入のメリットなどについてお話

しいただくなど、理解促進を図りつつ、令和4年度には県下全域で導入できるよう取り組んでまいります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) 医療・福祉分野における新たなビジネスの創出に向けた取組についてお尋ねがございました。

本県が全国に先駆けて突入した人口減少、高齢化は、現在では我が国全体が直面する大きな課題となっており、今後ますます顕著になるものと予想されます。

一方、世界に目を向けましても、その傾向はG7といった主要先進国のみならず、人口14億人を超える中国においても同様でありますことから、裾野が広い医療・福祉分野は、今後世界的にも大きな成長が見込まれる有望な産業だと言えます。

この分野における新しいビジネスを創出するためには、医療などの専門的知識に加えて、情報テクノロジーの活用やデジタルトランスフォーメーションの推進が必要となりますことから、県内の高等教育機関との連携が大変重要になると考えております。そのため、高知大学医学部と連携し、医療とDXをテーマとしたセミナーを開催しますとともに、県内の医療・福祉分野に関心のある企業と高等教育機関との情報交換やマッチングの場づくりに取り組み、様々な検討が始まっております。

具体例を申し上げますと、心療内科の分野においては、バーチャルリアリティを活用したデジタル治療薬の開発に向けた研究がなされておりますし、また中山間地域や離島において有効な診療方法として期待されます遠隔医療の実証実験なども行われております。

こうした医療・福祉分野における新たな産業化へのチャレンジに対しまして、産学官連携により取り組みますことで、課題解決先進県高知

発のグローバル産業の創出を目指してまいりますと考えております。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) まず、現在の情報通信基盤の評価についてお尋ねがございました。

令和2年3月末時点の県内の光ファイバーの整備率は96.5%となっており、全国平均の99.1%よりも低くなっております。未整備の地域が残る15市町村のうち9市町が、国の令和2年度補正予算を積極的に活用して整備を進めておりました、今年度末の整備率は99%を超える見込みとなっております。これによりまして、県内のインターネット利用環境は大きく向上するものと認識しておりますけれども、依然として整備のめどが立っていない地域も残っております。

そこで、光ファイバーの整備等について、全国一律のサービスを課すユニバーサルサービス制度の対象とするよう、国への政策提言を行ってきたところでございます。また、光ファイバーが整備されている地域におきましても、インターネット利用者の増加や高画質動画の視聴などによるデータ通信量の増加の影響によりまして、速度が遅くなるといった状況が生じているものと認識しております。

県といたしましては、市町村のネットワーク環境を把握するとともに、こうした状況を解消できるよう、通信事業者や市町村と議論してまいります。

次に、情報通信基盤の更新についての市町村支援についてお尋ねがございました。

市町村が所有する光ファイバー設備については、現在老朽化に伴う更新や、利用者のニーズ、技術革新に対応した設備の高度化が求められるといった課題があるものと考えております。このため、今年度から通信環境の格差を解消し、地域課題の解決や産業振興を図るため、市町村が所有する光ファイバー設備の高度化について、

県独自の交付金により支援しているところでございます。

一方で、電気通信事業者との調整が整わず、高度化に至らない地域もあると聞いております。県といたしましては、県内各地における状況を的確に把握し、公設光ファイバーケーブル及び関連設備の民間移行や運営主体の変更などの選択肢も含めて、地域の実情を踏まえた対応策を市町村に助言するなどの支援を行ってまいります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

**○商工労働部長（松岡孝和君）** 県内の大学に進学した学生の高知県企業への就職についてお尋ねがございました。

令和2年3月卒の就職状況を見ますと、県外の大学に進学した学生のうち高知県企業に就職した本県出身者の割合は18.6%であったのに対し、県内の大学から高知県企業に就職した学生の割合は27.8%と、約1.5倍の率となっております。県内の高校生が県内大学に進学し県内企業に就職することは、人材確保の点、若者の県外流出防止の点から大変重要と考えており、これまでもインターンシップの促進や県内就職に関する情報発信に努めてきたところです。

今後、さらに多くの学生の皆さんに県内企業を就職先として選択していただけますよう、引き続き産業振興計画の取組により、県内企業の成長や魅力向上を支援してまいります。また、学生に対しましては、今年度新たに設置した就職支援コーディネーターによる伴走支援や、大学連携まち・ひと・しごと創生推進本部の取組の充実を図ることなどにより、さらなる県内就職につなげてまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

**○子ども・福祉政策部長（山地和君）** まず、子ども・福祉政策部の設置後の状況や手応えについてお尋ねがございました。

子供に関する取組につきましては、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する高知版ネウボラを充実強化することで、子育てに関する様々な不安感の解消を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進しております。具体的には、母子保健事業の中で市町村の保健師などが妊娠期からの面談や訪問を通じて、子育て家庭の不安や悩みに寄り添うとともに、その家庭のリスクの早期把握に努め、迅速な対応を行うことで課題の解決を目指しております。

また、子育て家庭の負担感の解消に向けて、各市町村の地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター、あったかふれあいセンターでの一時預かりなど、地域における子育て支援サービスの充実にも取り組んでおります。

このように、子育て家庭のリスクに応じて適切に対応することは、児童虐待や子供たちの貧困の世代間連鎖などを未然に防ぐためにも大変重要です。子育て家庭の抱える課題は、育児に加え保護者の健康面や家族間の問題、経済的困窮など複雑化、多様化しており、子供や高齢、障害、生活困窮など各分野の関係機関が一体となった支援が必要となります。

子ども・福祉政策部としましても、新たな体制の下に地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制づくりを重点目標の一つに掲げ、地域で様々な課題を抱える人やその世帯が、社会から孤立することなく、必要な支援を受けることができる仕組みづくりを市町村と共に進めてまいります。さらに、就学後の支援の充実に向けたスクールソーシャルワーカーと福祉部門との連携強化や、社会から孤立しがちな家庭を地域で見守るネットワークの充実にも取り組んでまいります。

これらの取組を通じて、安心して子育てできる環境づくりを一元的に進めることで、子育て



に関する不安感を解消し、さらには本県の全ての家庭において、妊娠・出産・子育ての希望がかなえられることを目指して取り組んでまいります。

次に、ひきこもりに対する知識と相談窓口の広報についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、ひきこもりは対人関係の不安や自分に自信が持てないことなどを背景に、社会に一步を踏み出せないでいる状態であり、誰にでも起こり得る可能性があります。また、ひきこもりは子供から成人まで広い年代にわたる問題です。

ひきこもりの状態にある方やその御家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えていますので、地域全体でしっかりと受け止め、その方に合った支援につなげていくことが重要となります。そのため、ひきこもりへの理解を広げ、誤解や偏見をなくすことが大切ですので、県としましては多くの県民の方の目に留まり、分かりやすく、広く関心を持っていただけるような工夫を凝らした広報を実施してまいります。

また、ひきこもりの状態にある方や御家族には、課題を抱え込む前に、県の相談窓口であるひきこもり地域支援センターや、各市町村に設置しているひきこもり相談窓口にご相談いただきたいと考えております。さらに、地域においてはNPO法人や家族会などが、安心して過ごせる居場所や就労体験の提供などの支援に取り組んでいますので、ひきこもりの状態にある方や御家族がこうした団体につながることも大切です。

そのため、県や市町村、さらには地域の相談窓口と支援の情報をリーフレットやホームページ、SNSなどを活用し広く周知してまいります。あわせて、地域の支援者の方々への理解促進のために、ひきこもり支援の事例を用いた研修等を実施するとともに、地域の支援団体同士

が交流する機会を設け、それぞれの支援活動について情報交換し、連携を深める取組を進めてまいります。

(中山間振興・交通部長尾下一次君登壇)

○中山間振興・交通部長(尾下一次君) まず、子育てを機に本県に帰ってこようとしている若者へのPRなどについてお尋ねがございました。

本県は、海、山、川などの豊かな自然に恵まれており、このような環境の中で子育てを希望される方にとって、魅力ある地域が数多くあります。また、本県へ移住される方々の約8割を占める20歳代から40歳代の年齢層には子育て中の方も多く、地域や産業の担い手確保といった観点からも有望なターゲットであると考えております。

このため、子育てを機に移住を検討されている方に対して、移住・交流コンシェルジュや市町村の移住担当者から、地域の子育て環境や支援策、仕事の紹介などの情報提供をきめ細かに行っているところです。また、子育てや教育環境をテーマとした相談会や子育て中の先輩移住者との交流会を開催するなど、都市部にお住まいの子育て世代に訴求する事業も実施しております。こうした取組は、議員のお話にありました子育てを機にUターンをお考えになる方にとっても、本県の子育て環境の魅力や暮らしやすさを再認識いただけるよいきっかけとなるものと考えております。

今後とも、市町村の皆さんと一丸となり、本県の強みであります豊かな自然や子育て支援策のPRなどを積極的に行ってまいります。加えて、Uターンを対象とした相談会の実施やポータルサイトでのUターン情報の発信などによりまして、Uターンの増加につなげてまいりたいと考えております。

次に、集落实態調査の内容についてお尋ねがございました。

前回の調査では、集落活動の状況をはじめ、生活用品や飲料水の確保などの生活環境、さらには安全・安心や産業の状況などについて調査を実施いたしました。この結果を基に中山間対策を抜本強化し、集落活動センターの仕組みづくりが県内の各地域に広がりますとともに、生活用品や飲料水の確保、鳥獣被害対策など、生活環境の整備などの取組が着実に進んでまいりました。その一方で、この10年間で人口減少や高齢化が一層進み、産業や地域づくりの担い手不足や、集落の小規模化といった課題も現れてきております。

このため、今回の調査では、前回に引き続き集落活動や生活環境、産業の状況などを調査し、経年変化を把握したいと考えております。特に、集落活動センターをはじめとする集落対策や、生活用品の確保などの生活支援、移住促進による担い手確保といった分野については、より詳細にお聞きし、これまでの中山間対策の検証を行うことで施策を強化してまいります。

さらに、中山間地域におけるデジタル技術の活用分野などを新たに調査内容に加え、あわせて地域資源の活用や地域の魅力についてもお聞きすることで、新たな中山間対策の施策づくりにつなげてまいりたいと考えております。

最後に、中山間地域の集落が移住先となる新たな可能性についてお尋ねがございました。

本年4月から5月にかけて内閣府が実施しましたインターネット調査では、東京23区に住む20歳代のうち、地方移住への関心があると答えられた方は48.2%に上り、その割合は増加傾向にあります。また、その理由として自然豊かな環境に魅力を感じたことや、テレワークによって地方でも都市部と同じように働くことができると感じたことなどが挙げられています。

本県の中山間地域は豊かな自然環境に恵まれ、人情味あふれる県民性から、調査結果にも

合致する、都市部の方々にとって魅力ある地域であります。

今後、これまで以上に中山間地域での生活や魅力を積極的にPRすることによって、中山間地域への移住の可能性をさらに広げていきたいと考えております。具体的には、中山間地域の多様な仕事を掘り起こした上で、その魅力にスポットを当て、やりがいを求めて移住を希望する方に積極的に紹介してまいります。また、テレワークなど場所を選ばない働き方が可能な方には、中山間地域のシェアオフィスなど、テレワークが可能な場所を活用していただけるよう、アプローチの強化を図ります。さらに、地域や産業の担い手である地域おこし協力隊の活動や集落活動センターの取組など、中山間地域で活躍する方々の元気な暮らしぶりも併せて発信してまいります。

このような取組を通じまして、コロナ禍により生まれた都市から地方への人の流れを本県の中山間地域に呼び込み、新たな移住の動きにつなげてまいります。

○17番（依光晃一郎君） それぞれ御丁寧かつわくわくするような御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

もう質問はいたしません、ちょっとだけ思いを話させていただきたいと思います。

昨年のコロナ禍における9月の代表質問以来、自分としては不勉強にもかかわらず、デジタル技術であるとかデータサイエンスとか、そういったことでずっと言い続けておりまして、そういう意味では、私の地元にある高知工科大学のデータ&イノベーション学群、非常に期待しております。

昨日の代表質問にあったように、一旦白紙に戻すという話もありましたけれども、私2月議会に県庁がリーダーシップを取って、知事の経験も生かしながらやってほしいということもお

話をしてもらったので、そういう意味では知事の思いを受けて、いい学群ができるのではないかなど期待しております。

それで、本日は幕末とか、そういったお話もさせていただいてもらったので、1つだけエピソードをお話しさせていただきたいと思います。

幕末に土佐藩が財政難にもかかわらず、山内容堂公が開成館というのをつくっております。

これは何かといいましたら、簡単に言ったら教育機関なわけですがけれども、西洋の書物であるとか医学書であるとか、そういったことを翻訳して勉強して、そこから人材育成とともに、この人材が自由民権運動で活躍するような人材を生み出したと。そしてもう一つ、いわゆる殖産興業ということで、土佐のものを外へ売っていく、今風に言ったら地産外商なわけですがけれども、長崎に行ったら土佐和紙であるとかしょうのう、かつおぶし、そういったものを売って外貨を稼いだわけなんですけれども、その出張所が土佐商会といます。この土佐商会を仕切っておったのが岩崎弥太郎で、三菱になったと。何を言いたいかというと、開成館というのが財政難ではありながら土佐藩でつくったことによって、いろいろな意味で幅広い、土佐藩にとっても日本にとっても成果が出たということであります。

今回、2月議会でも言ったんですが、企業のニーズをとという話があって、そのときに山内容堂が自由民権運動とか三菱を見越してつくったかといったら、多分そうじゃないと思うんです。ただ、どれだけいろんないい先生とかを呼んだりとか、いろんな設備投資をしたことは、多分将来的に必ず役に立つものになるのではないかなと思います。

そういう意味では、今回の学群設置というのが50年後、100年後に、あのときに濱田知事がリーダーシップを取ってつくったんだ、そんな学群

になることを私は本当に期待しておりますし、ずっと言い続けたこともあって、私もしっかり応援させていただきますので、議論を深めて、現代版開成館をぜひつくっていただきたいと要請をいたしまして、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長（森田英二君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明7月1日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時29分散会

令和3年7月1日（木曜日） 開議第4日

出席議員

1番 上 治 堂 司 君  
 2番 土 森 正 一 君  
 3番 上 田 貢太郎 君  
 4番 今 城 誠 司 君  
 5番 金 岡 佳 時 君  
 6番 下 村 勝 幸 君  
 7番 田 中 徹 君  
 8番 土 居 央 君  
 9番 野 町 雅 樹 君  
 10番 浜 田 豪 太 君  
 11番 横 山 文 人 君  
 12番 西 内 隆 純 君  
 13番 加 藤 漠 君  
 14番 西 内 健 君  
 15番 弘 田 兼 一 君  
 16番 明 神 健 夫 君  
 17番 依 光 晃一郎 君  
 18番 梶 原 大 介 君  
 19番 桑 名 龍 吾 君  
 20番 森 田 英 二 君  
 21番 三 石 文 隆 君  
 22番 山 崎 正 恭 君  
 23番 西 森 雅 和 君  
 24番 黒 岩 正 好 君  
 25番 大 石 宗 君  
 26番 武 石 利 彦 君  
 27番 田 所 裕 介 君  
 28番 石 井 孝 君  
 29番 大 野 辰 哉 君  
 30番 橋 本 敏 男 君  
 31番 上 田 周 五 君  
 33番 岡 田 芳 秀 君  
 34番 中 根 佐 知 君  
 35番 吉 良 富 彦 君  
 36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

32番 坂 本 茂 雄 君

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君  
 副 知 事 井 上 浩 之 君  
 総 務 部 長 徳 重 覚 君  
 危機管理部長 浦 田 敏 郎 君  
 健康政策部長 家 保 英 隆 君  
 子ども・福祉政策部長 山 地 和 君  
 文化・生活スポーツ部長 岡 村 昭 一 君  
 産業振興・推進部長 沖 本 健 二 君  
 中山間振興・交通部長 尾 下 一 次 君  
 商工労働部長 松 岡 孝 和 君  
 観光振興部長 山 脇 深 君  
 農業振興部長 杉 村 充 孝 君  
 林業振興・環境部長 中 村 剛 君  
 水産振興部長 松 村 晃 充 君  
 土 木 部 長 森 田 徹 雄 君  
 会 計 管 理 者 井 上 達 男 君  
 公営企業局長 橋 口 欣 二 君  
 教 育 長 伊 藤 博 明 君  
 人 事 委 員 会 長 澤 田 博 睦 君  
 人 事 務 局 長 西 山 彰 一 君  
 公 安 委 員 長 西 山 彰 一 君  
 警 察 本 部 長 熊 坂 隆 君  
 代 表 監 査 委 員 植 田 茂 君  
 監 査 委 員 長 中 村 知 佐 君



事務局職員出席者

事務局 長 行 宗 昭 一 君  
事務局 次 長 山 本 和 弘 君  
議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君  
政策調査課長 川 村 和 敏 君  
議事課長補佐 杉 本 健 治 君  
主 幹 春 井 真 美 君  
主 査 久 保 淳 一 君



議 事 日 程 (第 4 号)

令和3年7月1日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例議案
- 第 3 号 高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案
- 第 4 号 高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案
- 第 5 号 高知県個人情報保護条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県介護福祉士等修学資金貸与条

例及び高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案

- 第 11 号 高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 16 号 高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 17 号 県有財産（航空機）の取得に関する議案
- 第 18 号 県有財産（教学機器）の取得に関する議案
- 第 19 号 都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金（久万川橋耐震・補強）工事請負契約の締結に関する議案
- 第 20 号 国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 報第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第2号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第3号 令和3年度高知県一般会計補正予算  
の専決処分報告

報第4号 高知県税条例等の一部を改正する条  
例の専決処分報告

議発第1号 高知県新型コロナウイルス感染症  
の感染拡大から県民を守るための  
条例議案

議発第2号 高知県新型コロナウイルス感染症  
に関する条例議案

## 第2 一般質問

(2人)

追加

第21号 高知県監査委員の選任についての同  
意議案



午前10時開議

○議長(森田英二君) これより本日の会議を開  
きます。



## 諸般の報告

○議長(森田英二君) 御報告いたします。

議員坂本茂雄君から、所用のため本日の会議  
を欠席したい旨届出がありました。

次に、人事委員長秋元厚志君から、体調不良  
のため本日の会議を欠席したい旨の届出があり  
ました。



## 質疑並びに一般質問

○議長(森田英二君) これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和3年度高知県一般会  
計補正予算」から第20号「国道493号(北川道路)

道路改築(和田トンネル)工事請負契約の一部  
を変更する契約の締結に関する議案」まで及び  
報第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算  
の専決処分報告」から報第4号「高知県税条例  
等の一部を改正する条例の専決処分報告」まで  
並びに議発第1号「高知県新型コロナウイルス  
感染症の感染拡大から県民を守るための条例議  
案」及び議発第2号「高知県新型コロナウイルス  
感染症に関する条例議案」、以上26件の議案を  
一括議題とし、これより議案に対する質疑並び  
に日程第2、一般質問を併せて行います。

19番桑名龍吾君。

(19番桑名龍吾君登壇)

○19番(桑名龍吾君) 自由民主党の桑名龍吾で  
す。議長のお許しをいただき質問に入らせて  
いただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策につい  
て質問をいたします。

一時は混乱をしていた高齢者、医療従事者へ  
のワクチン接種も順調に進んでおります。今後  
は64歳以下の一般接種が始まりますが、私は、  
濱田知事はワクチンの優先接種を受けるべきと  
考えます。知事は高知県の意思決定を行う決裁  
権者であり、知事がもし感染者になればコロナ  
対策や県政課題への対応が遅れ、県民に大きな  
損失を与えてしまいます。コロナ感染療養中に  
南海トラフ地震や大規模風水害が起こることも  
想定しなければなりません。

これまで全国の首長がワクチン優先接種をし  
て住民から非難の声もあったようですが、これ  
はワクチンの優先接種をすることを事前に住民  
に説明せずに、場当たりの行ったからとも言  
われております。

危機管理上の観点からも、濱田知事はワクチ  
ン接種をすぐに受けるべきと考えますが、知事  
の御所見をお聞きいたします。

さて、今議会にワクチン接種のさらなる加速

化を図るため、職域接種支援プロジェクトが提案されました。このプロジェクトは、国が設定する優先接種順位に次いで接種が急がれる職種について、県営の接種会場を設けて接種を実施する事業と、接種の加速化に賛同する企業や団体において、職域単位の接種を実施するものに対し支援を行う事業です。県は約3万人の接種を見込んでおり、実施が確実に進めば市町村の負担が軽減され、県全体の接種の加速化が期待できます。

しかし、このプロジェクトでの問題は、ワクチン接種の医療従事者の確保です。県営接種会場での接種は県が行うもので、医療従事者の確保については問題ありませんが、職域単位の接種は、自前で医療従事者を確保しなければなりません。その中で、中小企業が多いことから専属の産業医が少なく、また民間医療機関の医師や看護師は通常の勤務をしており、集団接種に関わる時間がまとめて取れないとの声も聞こえてきました。そのためにも数多くの医師や看護師の確保が必要となります。

現在では、職域接種の申込みが中止になるなど、ワクチン接種の打ち手不足よりワクチン自体の不足が課題となっていますが、今後数年にわたりワクチン接種が必要となるかもしれない中で、ワクチン接種体制を構築するためにも、私は県立病院や高知医療センターの医師や看護師の活用も視野に入れなければならないと考えております。しかし、県立病院や医療センターの医師や看護師は公務員であり、企業や団体の要請でワクチン接種に出向くことは副業とみなされるおそれがあります。

こうしたことを踏まえ、国は公立病院におけるワクチン接種体制の強化に向けた協力依頼についての通知で、地方公務員である医師や看護師が報酬を得て民間病院や集団接種会場などにおいて接種に協力する場合、任命権者の兼業許

可を受けて接種業務に従事することも可能となりました。

そこで、県立病院や医療センターにおいても休日など勤務時間外で職域接種に出向ける仕組みをつくる必要があると考えますが、健康政策部長にお聞きをいたします。

ワクチン接種の打ち手不足の対策として、国は、歯科医師や臨床検査技師、救急救命士も集団接種で医師や看護師が確保できないときに限り、ワクチン接種を認めました。

本県において歯科医師や臨床検査技師、救急救命士のワクチン接種の活用についてどのように考えているのか、現状も踏まえて健康政策部長にお聞きをいたします。

6月3日から6日までの4日間、高知市中央公園で、市中でのコロナ感染症の蔓延状況を調査するため、高知市内の無症状の飲食店関係者を対象にPCR検査を行いました。1,004件の検査で2人の陽性が確認をされ、蔓延状況ではないという結果となりました。飲食店関係者からは、従業員が検査済みならお客さんも安心するなど歓迎をする声がある一方、飲食店がコロナの発生源と決めるための検査かなどという声も聞こえてきました。

今回の飲食店関係者のPCR検査の告知は6月1日の夕刻で、広く広報されたのは前日の6月2日です。検査への疑問の声は、あまりにも唐突な実施であり、検査の意図がしっかり伝わらなかったからと考えます。

また、実施期間の医療体制は十分余裕があったのか検証しなければなりません。実施日前日の2日時点での自宅待機者は66名、新規感染者が20名を超える日が続く中で、もし飲食店関係者対象の検査で多数の陽性者が確認されたなら、新たな宿泊療養施設も決まっていない中、一挙に医療の逼迫状況になったかもしれません。

飲食店関係者対象のPCR検査は、一定の効

果もあったと考えますが、今後また大規模PCR検査をすることも考えて、どう今回の件を総括するのか、知事に御所見をお聞きいたします。

コロナ禍における経済対策について質問をいたします。

昨年3月、県は国に先立ち、実質無利子、無担保の独自の融資制度を創設いたしました。当初の融資見込みは360億円としていましたが、見込みを大きく上回り、約800億円の融資となりました。コロナの影響が見通せない中での実質無利子、無担保の資金繰り支援策は一定県内に行き渡り、多くの事業者からも評価をいただいたと考えます。

しかし、コロナの経済的影響はいまだ衰えることなく続いています。今のところは、この融資制度やコロナ関連の支援策で、コロナ関連倒産件数は8件と、県内経済は何とか持ちこたえている状況ですが、3年後にはコロナ融資の返済が始まります。この3年間で事業所経営の基盤強化が求められ、県独自融資制度の保証先となっている県信用保証協会では、金融機関、商工団体、税理士会、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センターなどと連携し、経営支援を行っていただいております。

この経営支援で現状を乗り切られることを期待いたしますが、3年後の返済時にコロナ禍以前の売上げがなければ、たちまち経営不振に陥ります。また、返済猶予の期間中でも資金が底をつけば支払いが滞り、事業はストップしてしまいます。既に多額の融資を受けている場合は、追加融資も厳しくなっております。県内の事業者からは、コロナ禍の影響が長引く中、果たして融資の返済ができるか不安であるとの声も日増しに高まってきております。国や県のコロナ融資の返済が廃業の引き金になることは、何としても防がなければなりません。

今後、県として、コロナ禍での経済対策と出

口対策としての経済対策を併せて講じていかなければならないと考えますが、知事に御所見をお聞きします。

次に、新食肉センターについて質問をいたします。

新食肉センターは、令和5年3月末の完成を目指し工事が進められております。新食肉センターの運営に係る懸念についてお聞きいたします。令和元年に新たに設立された高知県食肉センター株式会社の経営収支のシミュレーションは、設立前に県が中心となって作成したものをJAグループやコンサルがさらに検証、精査し、合理性のある厳しめの試算となっております。これによると、稼働後一定期間経過後には安定した黒字経営が見込まれますが、収益確保が運営会社の経営努力で全てが担保できるものではなく、ある意味、畜産農家の経営次第で大きく上振れ、下振れする可能性も考えられます。何らかの理由で畜産農家の規模縮小や廃業があれば、出荷頭数が大きく減少することもないとは言えません。そのためにも、運営会社の経営を安定させなければなりません。

その安定のためには、固定費の削減が求められます。これまでの収支シミュレーションには、人件費など可能な限りの費用削減策が盛り込まれております。しかし、高知市に支払う土地使用料年間約3,000万円が固定費として大きくのしかかり、この3,000万円をいかに削減できるかが経営安定のポイントとなっております。

そういった中で運営会社は、高知市に対し土地使用料の減免を求めましたが、減免困難であるとの回答だったそうです。また、高知市6月定例会での質問に対し、県人口の約半分を占める高知市が消費市場としての役割を担うことのほか、安定的な屠畜事業の継続については、新食肉センター株式会社の出資者である高知県が主体的に取り組んでいただけるよう要請してい



くとの答弁を残しております。

平成28年、高知県農協農政会議から県知事に対して行った食肉センター存続に向けた要請への回答で、当時の尾崎知事は、食肉センターは本県の畜産振興を図っていく上で極めて重要な役割を担う公共財である、構想の策定から財源対策まで県がメインエンジンとなってその役割を果たしていく覚悟と述べております。

運営会社設立に当たり、経営に伴うリスクは、天災、伝染病発生などの不可抗力によるものを除き、県及び市町村は負担しないとしています。が、県は運営会社の筆頭株主であります。本県の食を守り、畜産振興を図っていくためには、運営会社の持続的な安定経営が求められます。

県は、運営会社の筆頭株主としての役割をどのように果たしていくのか、知事に御所見をお聞きいたします。

次に、不当な要求を行う保護者への対応について質問をいたします。

子供が通う小学校の校長から現金を脅し取ったとして、その子供の両親に高知地方裁判所から猶予刑が言い渡されました。報道によると、夫婦は共謀の上、教員の言動が理由で子供が不登校になったとして校長らに、子供が家にいることで余計にお金がかかる、学校にかかったお金を返してもらいたいなどを要求、応じなければ校長や学校に危害を加えかねない氣勢を示し、校長から現金4万8,000円を脅し取ったとあります。また、校長らに向かってスリッパを投げつけたり、机を蹴ったり、さらには教員に土下座させたことも報道されております。

これらの言動を受け、校長は退職し、教職員2人は休職の状況です。なぜこの事態がここまでエスカレートしていったのか、学校や教育委員会で対応策がなかったのか疑問を感じます。

今回の事案をどのように受け止めているのか、教育長にお聞きをいたします。

教職員の負担感の要因の一つに、保護者への対応が挙げられております。今回の事案のような不当な要求を行う保護者への対応は、負担感を通り越し、精神的ダメージも受けるケースです。1人の教職員が問題を抱え込み、事件に発展させてはなりません。昨年6月には、いじめや暴力行為などの問題に関し、弁護士が学校に法的な助言をするスクールロイヤー制度の協定を高知弁護士会と県教育委員会で締結しております。この制度は、県立学校だけではなく市町村の小中学校でも利用できるものです。

今回の事案においてスクールロイヤー制度はどのように機能したのか、教育長にお聞きをいたします。

こうした保護者への対応が誤れば、教職員の負担感や精神的ダメージが増すだけではなく、平穏でなければならない学校現場が混乱をし、最終的には子供たちが犠牲を被ることになります。

このような事態にならないために、今後この事案を踏まえ、保護者の理不尽な要求やクレームに組織としてどのように対応していくのか、具体策を教育長にお聞きいたします。

次に、南海トラフ地震対策について質問をいたします。

令和2年度県民世論調査で、南海トラフ地震発生時いつ避難行動を起こすかの問いに、65.1%の人が揺れが収まったらすぐに行動を起こすと答えました。すぐに避難をする、早期避難意識率は、東日本大震災以前の平成22年には21.2%と低いレベルでしたが、東日本大震災を機に平成28年には73.7%と早期避難の意識は高まってきました。しかし、年々早期避難意識率は低下し、今回の結果となりました。また、年代が上がるほど下落率が大きく、一方若い世代では上昇傾向にあり、年代別での意識の違いも顕著になってきました。

この傾向は本県だけではなく、東日本大震災の被害を受けた東北地方でも早期避難行動の意識の低下が懸念されております。東日本大震災において、被災市町村の中で最も多い死亡・行方不明者数を出した宮城県石巻市で、地震後の避難行動の調査が行われました。平成28年11月22日午前5時59分に、震度5弱の福島県沖地震が発生。以後、津波注意報、避難指示、津波警報が発令。津波警報の認知度は94.2%、その中で避難行動を取った人は41.2%、5人に2人しか逃げていないという結果となりました。

東日本大震災以降、本県においても地震対策のインフラ整備は加速化し、死亡者数も激減する想定となってきました。しかし、これは地震が来たらすぐに逃げるということが前提となります。ハード整備が進むにつれ、それに依存し、自分を自分自身で守るという意識の低下は何としても防がなければなりません。命を守ることも、命をつなぐことも、基本は人であり、その人の意識が根本となります。

早期避難意識率の結果を踏まえ、今後どのように対応していくのか、危機管理部長にお聞きいたします。

災害時における外国人への対応について質問いたします。

本県には、約5,000人の在留外国人が暮らしています。今後も在留外国人の数は増加していくものと考えられます。本県としては、在留外国人が安心して安全に地域の皆さんと共に暮らせる地域づくりを目指し、市町村単位での日本語教育の実施や立ち上げを支援しております。

さて、昨年2月に土佐市宇佐小学校で次のような出来事がありました。インドネシアの漁業実習生が、インドネシアでは珍しい雪を見てスマートフォンで動画を撮影しながら児童に声をかけたところ、不審者情報に発展し、警察官が出動する騒動になったというものです。誤解は

解けましたが、そのインドネシア人は不審者扱いに深く傷つき涙を流したそうです。その後、宇佐小学校では県国際交流協会や宇佐小学校校長が、お互いが挨拶できる関係になろうと、インドネシア人を招いての交流会を企画し、今では友好関係が築かれるようになりました。このように、言葉の違いで意思疎通が図れず不幸な出来事に発展することは、地域にとっても目指す姿ではありません。

現在、南国市、土佐市、須崎市、黒潮町など、在留外国人が多い市町村から日本語教室が立ち上がっていますが、今後の計画と立ち上げに対しての課題を文化スポーツ部長にお聞きいたします。

さて、本県には、先ほど申しましたが、約5,000人の在留外国人が暮らし、また現在はコロナの影響で外国クルーズ船の来港はありませんが、コロナが収まればインバウンドも復活し、多くの外国人が本県にも訪れることでしょう。南海トラフ地震や大規模風水害などの災害が発生したとき、日本人同様に外国人も守っていかなければなりません。

言葉の壁がある外国人は、例えば震度7の地震が来ると言われても、震度7がどの程度の危機的な状況なのか分からなければ次の行動ができません。また、避難してくださいと言っても、どこに避難したらいいのか、どんなサービスが受けられるのかを知らなければ行動に移せません。避難所においても習慣の違いから戸惑いや疎外感からストレスを感じ、結果、避難所内での混乱を招きかねない状況もつくり出しています。そのような事態にならないように、日頃から外国人への対応を意識しての訓練や研修を、受け手である地域が積み重ねていかなければならないと考えます。

昨年11月、県内在留外国人に災害情報を提供する災害多言語支援センターの開設に向け、県

は高知県国際交流協会と協力協定を締結したところです。今後、災害時に外国人に対し速やかに情報を提供するためには、在留外国人への周知や市町村などの関係機関との連携が不可欠となります。

県として災害多言語支援センターの機能を十分に発揮するために現在どのような活動をしているのか、文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

高知県地域防災計画では、外国人を要配慮者と位置づけております。特に、避難所では多様な視点に配慮した運営をしなければならないとされております。しかし、地域の防災組織での避難訓練や避難所運営の訓練などでは、その視点に立っての訓練はあまり聞いたことはありません。長期にわたる避難所での生活も想定される中、日本人の理解不足による排除や差別、誤解や偏見などを生み出してはなりません。

既に県内各地で在留外国人が暮らしています。今後は、地域住民と理解し合える関係を構築するためにも、地域の防災訓練などにも参加を呼びかけるべきと考えますが、災害時の外国人支援をどのように進めていくのか、危機管理部長にお聞きをいたします。

スポーツ振興について質問をいたします。

平成25年、県民のスポーツニーズの多様化や本県スポーツを取り巻く環境変化に応じたスポーツ振興を目指し、高知県スポーツ推進計画が策定されました。その後、平成29年にはスポーツ行政をより効果的、一体的に取り組むため、知事部局にスポーツ課を設置したところです。

現在は、第2期高知県スポーツ推進計画が進行中であります。このスポーツ推進計画の施策は、スポーツ参加の拡大、競技力の向上、スポーツを通じた活力ある県づくりの3つの柱で構成されております。これらの施策を実現するために、各分野において精力的に施策の推進を図っ

ていますが、行政やスポーツ団体が縦割りであり、効率よく連携・推進ができていない、現場ニーズに応じた新規事業が十分に生まれていない、教育現場では教員への部活動の負担が依然として大きいままであるなど、見えてきた課題も山積しております。

特に、スポーツ推進計画の実現で欠かせない総合型地域スポーツクラブなどを核とした地域スポーツハブは、一定の成果もありますが、現場のマンパワーや財源の不足で、県が期待する活動への課題も見え始めてきたとの声も聞こえてきます。

総合型地域スポーツクラブなどを核とした地域スポーツハブの現状をどのように捉えているのか、文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

国は、このような地域の課題を解決するために、地域スポーツコミッションの設立を推奨しております。地域スポーツコミッションとは、地方公共団体、スポーツ団体、民間企業などが一体となって、スポーツによるまちづくりや地域活性化を推進していく組織であり、国は令和3年度末までに170の設置数を目標としております。

本県においては、高知県スポーツ振興県民会議や、県庁内にも組織横断的に構成される高知県スポーツ振興推進本部があり、スポーツ推進計画の推進を図っていますが、この計画を実行する実動部隊が存在していないのが実情と考えます。

私は、実動部隊として、県、市町村、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、大学など教育機関、観光産業、商工団体やメディアなど、スポーツに関わる団体や業種を結びつけた高知県版スポーツコミッションの設立が必要と考えます。スポーツコミッションにおいて、スポーツに関するあらゆる情報を一元化することで、

体育の授業や部活動、各競技団体や総合型地域スポーツクラブへの指導者の派遣による競技力の向上、県内スポーツ情報の発信によるスポーツの振興、プロスポーツやアマチュアスポーツの大会や合宿誘致による地域活性化などが図られると考えます。

スポーツとは、競技スポーツだけではなく、自ら行うウォーキングやランニング、サイクリングやフィッシングまで含まれます。家に閉じ籠もりがちとなったコロナ禍で、スポーツのありがたみや重要性はますます高まってきております。さらに、国連はSDGsにおいて、スポーツは持続可能な開発における重要な鍵となるものであるとしております。

本県において健康増進や地域活性化を図るためにスポーツをどう生かしていこうとするのか、知事に御所見をお聞きいたします。

また、スポーツを生かした本県の活性化事業は、大会などの開催にとどまるものだけではなく、その効果は限りなく広がっていくものであり、県が一手に引き受けられるものではありません。スポーツ振興の効果を最大限に発揮するためには、産学官民が連携する組織が必要と考えます。

さらなるスポーツ振興を図る上で、国が進める地域スポーツコミッションの必要性をどのように考えるのか、知事にお聞きいたします。

平成31年、競技力の向上や健康増進をスポーツ医科学的見地からサポートを行うため、高知県スポーツ科学センターが設置されました。センターでの業務は、競技力向上の実践に対する医科学面からサポートするパフォーマンス向上支援事業、指導者などの指導力向上を図るための研修・支援事業、スポーツ医科学の研究や情報の収集や発信を行う研究・情報活用事業などです。これらの事業を通して医科学的サポートが強化されていますが、競技団体や競技

者までフィードバックされ、競技力向上の取組がなされているのか懸念されます。

競技力向上にデータ分析をどう活用していくか、現状と今後の取組について文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

人・農地プランの実質化について質問いたします。

人・農地プランとは、地域の皆さんがこれまで脈々と築き上げられてきた地域の農業、農地、農村文化や伝統を次の世代につないでいくため、将来に向かって誰に農地を担っていかせるかを地域の皆さんで決め、そして市町村が公表するものです。しかし、この人・農地プランは平成24年に始まりましたが、地域の話合いに基づくものとは言い難いものであり、このプランを実質化させるために、さらに徹底した話合いが求められることになりました。

実質化とは、農地の集積・集約化に向けて地域で話し合い、担い手に貸し付ける農地を明確にする取組のことです。実質化の判断基準は、対象地区内の50%以上の農地について、近い将来の農地の出し手と受け手が特定されていることとなります。実質化が認められると、農地の集積・集約化や担い手への支援など多くの事業の支援を受けることができるようになります。要は実質化をしていなければ事業の支援を受けることができないということです。だからこそ、この人・農地プランの実質化は早期に図っていかねばなりません。5月10日の日本農業新聞には、初年度の令和元年度に終了した地域は国内全耕地面積の3%にすぎないとの報道もあったところです。

本県において、人・農地プラン実質化の市町村の進捗状況を農業振興部長にお聞きいたします。

さて、人・農地プランの実質化に向けた取組の流れは、実質化への工程表の作成・公表、地



域の農業者の年代分布や後継者の有無といった地域の状況が分かるためのアンケート調査、アンケートで把握した状況の地図の作成、地図を基にした地域での話し合い、そして話し合いの結果の取りまとめと公表を経て、将来の地域や集落の農地の在り方の方向性を決めていきます。

全国農業新聞に、8地区133集落の実質化を終了した本県の四万十町の取組が掲載されておりました。記事では、四万十町農業委員会の林会長は、行政と農業委員会が一つにならなければ人・農地プランの実質化を成し遂げることはできなかった、話し合いで集落の現状を把握できた成果は大きい、今後は話し合いで明らかになった地域の課題を解決し取組を進めていく必要があると話されております。

私も高知市仁井田地区の話し合いに参加しましたが、この実質化に向けた取組は、多くの労力と地域の皆さんの理解と協力が必要となります。

いまだ実質化の取組が進んでいない市町村の問題点は何か、あわせて今後どのように実質化への取組を加速化させていくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

また、政府・与党は、来年の通常国会で人・農地プランの法定化を目指していますが、この人・農地プランの法定化に期待するところは何かを農業振興部長にお聞きいたします。

最後に、水産振興について質問をいたします。

高知県の水産振興は、平成21年度より始まった産業振興計画を主体として、生産から流通、消費までの取組がなされ、一定の成果を上げており、期待をしているところです。しかし、高知県の漁獲量、漁獲金額はともに減少しており、また漁業者の高齢化に伴う廃業や新規就業者も少ない状況が続き、漁業を支える漁業者が大きく減少しております。この状況が今後も続くと、高知県の基幹産業である漁業がますます縮小し、漁村集落の消滅も懸念されているところです。

特に、高齢の漁業者や小型船で操業している漁業者からは、数十キロ沖合に設置されている黒潮牧場での操業は危険であり、沿岸域で安全に操業できるよう漁場の造成が強く要望されております。

さて、5月末に国が公表した令和2年漁業・養殖業生産統計では、国内の海面漁業による漁獲量は315万6,500トンと最低を更新したとの記事が大きく報道されました。国は、このような漁獲量の減少を食い止めるため、漁業法を改正して資源管理を徹底するとともに、日本周辺の基礎生産力の向上を図り漁業生産量を増すために、国直轄で漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業に国内数か所で取り組んでおります。この国直轄漁場整備は、領海線より沖合海域で実施されることとなっておりますが、沖合海域だけ漁場整備を実施しても十分な効果が得られないこともあり、各県が地先海域で実施する漁場整備を併せて行うことで、より効果を高める制度となっております。この制度が導入できれば、極めて有利な国費補助が得られ、県の負担が大きく削減されます。

水産庁では、太平洋沖合域でのフロンティア漁場整備事業の可能性を探るために、高知県沖合で県と共に調査を実施していますが、調査の現状を水産振興部長にお聞きいたします。

また、フロンティア漁場整備事業が実施されれば、県が負担する黒潮牧場整備費も大きく削減できる可能性もあり、あわせて、さきに述べたように、漁業者から強く要望されている沿岸域での漁場整備も、極めて少ない県負担で実施することが可能となります。漁業者の高齢化が進み、沖合での操業を縮小せざるを得ない状況を補完するためにも、沿岸漁業の振興が不可欠となります。

県として沿岸漁業の振興と沿岸域での漁場整備をどう図っていくのか、水産振興部長にお聞

きをし、第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 桑名議員の御質問にお答えをいたします。

まず、知事として危機管理上の観点からワクチン接種をすぐに受けるべきではないかとのお尋ねがございました。

国内でのワクチン接種を加速化するため、国のほうでは、高齢者などへの優先接種、そして市町村における一般接種と並行いたしまして、職域接種を推進いたしております。県におきましても、市町村の負担を軽減しながら、県全体の接種を加速化していくというために、職域接種支援プロジェクトを立ち上げることいたしました。今月の中旬には県営の大規模会場を設けまして、県が事業主の立場にあります公立学校の教職員あるいは警察官を皮切りにいたしまして、順次接種が急がれる職種への接種ができますように、準備を進めているところでございます。

これと併せまして、県の知事部局に属する職員につきましても、危機管理やコロナの対応に当たる部署など、優先度が高い職員から、順次接種を進めるべく現在検討をいたしております。こうした知事部局の職員に対する先行接種につきましても、準備が整い次第開始をしたいというふうに考えておまして、その際には、私も率先して接種を受けたいというふうに考えております。

次に、飲食店関係者対象のPCR検査についてお尋ねがございました。

この検査を実施する直前には、高知市内で多数の感染者が確認されておりまして、飲食店は十分な感染対策を仮に講じていたとしても、一定の感染リスクが想定をされると、そうした状況でございました。こういった状況を踏まえ、従事者の皆様の安全と安心を確保することなど

を目的といたしまして、高知市の中心部で一斉検査を実施いたしました次第であります。

実施に当たりましては、感染者の急増を受けて迅速な対応が必要であったということがございまして、従事者の皆様に対します検査目的などの説明が必ずしも行き届かなかった、十分でなかった点があったかと存じます。この点は反省すべきものというふうに考えております。

そのような中、関係団体の御協力もいただきまして、6月3日の初日には400人を超える方々、4日間で計1,004名の方々に検査を受けていただいております。この点については、この場をお借りしまして感謝を申し上げたいというふうに存じます。陽性者の方はこのうちのお二人のみでございまして、ほとんどの方が陰性であるということで、検査を受けられた飲食店従事者の方々の安心につながったものというふうに考えるところでございます。

ただ、一方で議員から御指摘がございましたように、この時期は非常に感染が拡大をした結果、自宅待機者も多く、新たな宿泊療養施設の運用開始がまだ確定をしていないという状況でございました。したがって、陽性者と判明した方への対応を準備しておく必要があったところでございます。

ただ一方で、この検査は無症状の方を対象としておりましたので、仮に陽性と判明をいたしましても、直ちに入院を要するというものでもございませでしたので、一旦自宅待機としていただきまして、宿泊療養施設への入所調整を行うといった対応を軸に、当時は検討しておったというような事情でございます。

今後、再度一斉検査を行うことになりました際には、検査の目的や陽性となった場合の療養の場の確保、御指摘をいただいた問題を含めまして、県民の皆様には十分な説明を行うなど、丁寧な対応を行うように努めてまいりたいと考え

ております。

次に、コロナ禍におきます経済対策と出口対策としての経済対策についてお尋ねがございました。

議員からお話がありましたように、県や国が新型コロナウイルス感染症対策として実施をいたしました融資の返済が、事業廃止などの引き金になってはならないというふうに私も考えております。

県の融資につきましては、据置期間が最大で4年間、国の融資につきましては最大5年間となっております。本格的な償還が始まるまでには一定の猶予があるという仕組みにはなっております。まずは、この間に県内の経済動向を注視いたしまして、また事業者の方々のニーズも伺いながら、需要拡大などに向けまして必要な経済対策を打つということで、早期の景気の回復を図ってまいると、このことが対策の本命、本筋であるというふうに考えております。その上で、償還開始時点におきまして十分に経済状況が回復をしていない場合には、県の融資に係ります償還期間の延長などを含めて、必要な支援策を検討してまいりたいと考えております。

また、国の融資の出口対策についてでございますが、こちらのほうは高知県だけの課題ということではございませんで、全国的な大きな課題であるというふうに認識をいたしております。このため、償還開始時点の経済状況も見極めまして、必要に応じて全国知事会あるいは他の都道府県とも連携をしながら、新たな支援策について国にしっかりと提言をしてみたいというふうに考えております。

次に、新食肉センターの運営会社の筆頭株主としての役割についてお尋ねがございました。

新しい食肉センターは、本県の畜産振興を図っていく上で重要な役割を担う公共インフラであると考えておきまして、将来にわたって安定し

た経営がなされることが必要不可欠でございます。このため県におきましては、新センターを運営いたします高知県食肉センター株式会社に対して出資をし、主体的に運営に関わっていくというスタンスで臨んでおります。

運営会社の安定経営のためには、議員から御指摘がございましたように、土地使用料を含む固定費の削減、これは大きな課題であるというふうに認識をいたしておりますけれども、まずは固定費を上回る事業収益を確保していくということが重要、先決であるというふうに考えます。

このため、県といたしましては、収益確保の前提となります屠畜頭数の確保に向けて、増頭意欲の高い生産者の畜舎整備を進めますとともに、繁殖雌牛や子牛の導入などを支援いたしております。また、運営会社が行います部分肉などの加工・販売事業におきましても収益が確保できますように、土佐あかうしのブランド戦略の推進などによりまして需要の拡大、また取引価格の向上を図ってまいります。

これらに加えまして、運営会社の事業戦略の策定、実行、人材育成によりまして組織体制の強化などを、経営コンサルタントなどの専門家のお力もいただきながら支援をしてみたいと思います。あわせて、経営管理のできる人材の登用、資金管理などの組織運営につきましても積極的に関わってまいりたいと考えております。

こうした取組により、運営会社の経営の黒字化を実現いたしまして、持続的な安定経営になりますように、筆頭株主としての役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

次に、健康増進や地域活性化を図るためにスポーツをどう生かしていくかについてお尋ねがございました。

県が定めております第2期高知県スポーツ推進計画におきましては、スポーツを通じて健や

かで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすことのできる社会を目指すことといたしております。この計画に基づきまして、スポーツの持つ価値や魅力を通じまして、県民の皆さんの健康増進や、経済や地域の活性化につなげる取組を進めているところでございます。

具体的には、健康増進に向けて、高知家健康パスポートと連携をいたしまして、運動施設の利用促進あるいはウォーキングの普及など、さらなる健康意識の醸成と運動習慣の定着に取り組んでおります。

また、地域の活性化に向けては、行政や民間団体などが一体となりまして、アマチュアスポーツの大会や合宿の誘致、高知龍馬マラソン大会の開催など、こういった取組に臨むことによりまして、交流人口の拡大などの成果につながる事例も出てきております。

今後とも計画に基づきまして、こうした健康増進あるいは地域の活性化につながる取組を着実に進めてまいります。

最後に、いわゆる地域スポーツコミッションの必要性をどのように考えるかという点についてお尋ねがございました。

御指摘がありました地域スポーツコミッションは、地方公共団体やスポーツ団体、観光事業者、大学、報道機関など多数の関係者が一体となりまして、スポーツを中心としてまちづくり、地域活性化につなげる取組を総合的に推進しようという組織でございます。スポーツ庁の調査によりますと、この地域スポーツコミッションは、昨年10月時点で全国に159の団体が設置をされておりまして、スポーツツーリズムや地域スポーツ大会、イベントの開催など幅広い取組が行われているというふうにお聞きをしております。

現在、本県に地域スポーツコミッションは設立をまだされておられませんけれども、民間主導

でこれを設立しようという動きがあるというふうにお聞きをいたしております。取組を通じまして、例えば御指摘もありましたようなアスリートのリスト化によります学校や地域スポーツクラブへの指導者の派遣などが、より多く可能となるというふうにも考えられます。

こうしたスポーツに関します情報の一元化によりまして、県がスポーツ推進計画で目指しております競技力の向上、健康増進、地域活性化、こういった成果などにつながっていくとすれば、県としても非常に歓迎すべき取組であるというふうに考えております。このため、今後取組を進めようとしております関係者の皆様の御意見もお聞きしながら、県としての関わり方を具体的に検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、県立病院や高知医療センターの医師や看護師が、休日など勤務時間外で職域接種に出向ける仕組みについてお尋ねがありました。

公務員である医師や看護師などの兼業は、任命権者の許可を受ければ認められております。例えば、医師会が設置、運営しております休日夜間急患センターでの診療や、医療機関でもある重症心身障害児施設での当直など、公益性の高い業務については、従前より兼業の許可を受けて実施されています。

今般の新型コロナウイルスのワクチン接種業務に関しましては、議員のお話のとおり、総務省から改めて通知が出され、職務能率の確保、職務の公正の確保、職員の品位の保持の観点から十分に公益性が認められるため、勤務を要しない時間帯に報酬を得て接種業務に従事することは可能であるとされております。

他方、現在県内17の企業、団体が国に職域接種の申請をしていますが、医療従事者の確保が



難航しているところもあることから、県がこのたび設置しました職域接種支援チームを窓口として支援を行うこととしております。具体的な対応といたしましては、それぞれの接種計画に基づいて、まずは高知県医師会に相談して確保していく予定ですが、その状況によっては、高齢者向けワクチン接種と同様に、県立病院や高知医療センターにも協力を求めたいと考えております。

その際には、通常勤務に支障を来さないことを個々の医療機関、任命権者において確認した上で、兼業許可を行うなど柔軟な対応をお願いしたいと思います。

次に、ワクチン接種における歯科医師や臨床検査技師、救急救命士の活用についてお尋ねがありました。

歯科医師、救急救命士、臨床検査技師については、特設会場での集団接種を行うに当たって、医師や看護師など接種可能な医療従事者が不足する場合に限り、必要な条件を満たした上で接種が可能とされております。

県内のワクチン接種を担う医療従事者の確保については、7月末まではおおむねめどが立っている状況であり、直ちに歯科医師の方々などに接種をお願いする状況にはないと認識しております。しかしながら、今後一般接種が順次開始され、接種対象者が多くなるにつれ、医師や看護師などの確保が困難になる可能性もございます。そうした状況も想定して、円滑な接種に向けた接種体制の在り方について、速やかに関係団体と協議を行いたいと考えております。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、今回の事案をどのように受け止めているのかについてお尋ねがございました。

近年、保護者の考え方も多種多様となり、学校教育に求める内容も子供の学習面、生活面な

ど様々なものがあると認識をしております。しかしながら、学校では、子供たちのよりよい成長を願い、チーム学校として様々な人たちと連携・協働しながら学校経営を進めていくことが重要であり、特に子供の生活基盤の要となる保護者の皆様と協力関係を築き、学校と保護者がしっかりと連携して教育を進めていくことが最も大切であると考えております。

今回の事案は、保護者がクラスのほかの子供に伝えてほしくないことを教員が伝えてしまったことが発端となっていると、当該教育委員会からお聞きをしております。その後の事実として、学校の責任者として対応に当たっていた校長は年度末をもって早期退職し、関係していた学級担任2人は病気休暇を取得しました。また、保護者であった元夫妻は恐喝罪で逮捕、起訴され、執行猶予付きの懲役刑が確定するようなことになりました。このことは、学校にとっても、その保護者にとっても、また何よりもその児童にとっても、そして事案に関わった全ての人にとって不幸な結果になったものと考えております。

今回の事案は、本来あってはならない事態であり、学校としても最大限の努力はされていたのだろうと推測しますが、このような最悪の事態に至るまでに、学校と保護者がもっと早期の段階で円満な解決を図ることができなかつたのかと、大変残念な気持ちでいっぱいです。また、対応に当たられた教員の皆様の大変な心労をお察しし、私も大変つらい気持ちを持っております。

今後、このようなことが発生しないように取り組んでいく必要があると考えております。

次に、スクールロイヤー制度がどのように機能したのか、お尋ねがございました。

県教育委員会では、いじめの防止や学校外部からの不当な要求に対する学校の対応力を高め

ることなども目的に、昨年6月に高知弁護士会との協定を締結して、市町村立小中学校も含む県内全ての公立学校を対象とし、スクールロイヤー活用事業を開始しました。本事業は、学校の依頼を受けて弁護士が学校で発生する様々な問題に対して、法的相談を行うのみならず、いじめ防止に向けた教職員研修や子供向けの授業など、法律の専門家である弁護士をチーム学校の一員として活用するものとなっております。

お話のありましたこの件につきましても、この事業を活用して弁護士による法的相談を実施しておりました。弁護士からは学校に対して、専門機関と情報共有すること、対応の記録を残すこと、保護者に対して再度確認することなど、専門的な知見からの助言が行われていたとのことでした。しかしながら、学校は保護者からの執拗な要求に翻弄され、毅然とした対応ができなかったことや、個々の言動に対する法的相談となってしまう、全ての問題解決までを見据えた相談ができていなかったものと考えられます。

このようなことから、スクールロイヤー活用事業をさらに有効に機能させるため、相談に当たっては、問題解決に向けて学校が実行可能な具体策を得ることができるように、相談内容を事前に整理したり、必要に応じて複数回の相談を実施することなどが必要だと考えております。

最後に、保護者の理不尽な要求やクレームに組織としてどのように対応していくかについてお尋ねがございました。

今回の事案を受けて、まず外部からの不当な要求等に対する教職員の対応力を高めるための研修の充実が必要だと考えております。今回の事例を含めて県内外での学校の対応事例を集めた資料などを作成しまして、生徒指導や教育相談の担当者会において、地方自治法や学校教育法、国家賠償法、災害共済給付制度など関連法令を含めて、事例演習などの研修に取り組んで

まいります。

さらに、現在取り組んでいる高知県教員育成指標に基づいた保護者、地域、関係機関等との連携・協働に関する資質能力の育成では、若年教員ではチーム学校として積極的に連携を図り、協働して教育活動に取り組むことができるという力が求められております。この指標に基づく、教員の経験に応じたステージごとの研修を実施しておりますので、この研修内容や研修体系の充実をさらに図ることで、学校の対応力の強化に努めてまいります。

また、公立の小中学校を所管します各市町村教育委員会においても組織的な対応が行われるよう、体制整備の強化について検討をお願いするとともに、先ほど答弁いたしましたように、スクールロイヤー制度のさらなる効果的な活用を図るために、高知弁護士会と連携・協働しながら、事業活用のためのポイントをまとめるなどして、市町村教育委員会や学校に周知してまいります。加えて、日頃から学校が地域や保護者との良好な関係が構築されるよう、公立学校へのコミュニティ・スクールの早期の導入と、地域学校協働本部の設置についても計画的に推進してまいります。

こうした取組を通して、学校経営に対する保護者との連携・協働体制の構築と、学校における組織的な対応力の向上に努めてまいります。

(危機管理部長浦田敏郎君登壇)

○危機管理部長(浦田敏郎君) まず、津波からの早期避難意識率の結果を踏まえた今後の対応についてお尋ねがございました。

津波から命を守るためには、揺れが収まったらすぐに避難することが最も重要だと考えております。このため県では、これまで広報番組や新聞広告、啓発用の動画や冊子、広報紙等に加え、市町村と連携した地域での啓発活動など、様々な手段を通じて早期避難の重要性について

呼びかけてまいりました。

しかしながら、東日本大震災後に大幅に上昇した早期避難の意識率は、時間の経過とともに徐々に低下してきております。年代別に見ますと、20代までの若年層においては、防災教育の成果もあり高い水準を維持している一方で、30代以上は、年代が上がるとともに意識率が低下する傾向が見られます。こうしたことから、これまでの様々な取組は継続しつつ、30代以上の方を対象に啓発を強化することとしています。

具体的には、建設業や商工業の団体等を通じて啓発チラシを配布するとともに、研修会等の場を活用して啓発を行うことで、職場等を通じた働き世代への啓発を進めていきたいと考えております。また、現在沿岸市町村と取り組んでおります津波災害警戒区域の指定により、要配慮者施設において避難確保計画の策定や避難訓練の実施が義務づけられることとなります。

こうした取組を通じて、津波からの避難について改めて考えていただくことで、高齢者や要配慮者等への啓発にもつなげてまいります。さらには、新たに早期避難のCMを作成し、テレビやデジタルサイネージ等も活用することで、幅広い世代の方々に早期避難の重要性を訴えてまいります。

次に、災害時の外国人支援についてお尋ねがございました。

県内在住の外国人の中には、地震や津波に関する知識の不足、日本との生活習慣の違い、さらには地域住民とのコミュニケーション不足などから、災害時に適切な行動が取れない方がいることが想定されます。このため、防災知識の周知や日頃からのコミュニケーションを通じた防災訓練への参加の呼びかけが必要となります。本県でも、技能実習生を中心に外国人が増加傾向にあるため、その必要性は年々高まっていると考えます。

これまで、県では、避難所における外国人への適切な支援のため、市町村に対しまして、避難所運営マニュアルに言語や宗教、また食習慣の違いに配慮することを盛り込むようお願いをしたり、指さし会話集を配布するなどの取組を行ってまいりました。しかしながら、各市町村が実施している防災訓練に多くの外国人が参加している状況にはありません。その理由といたしましては、様々な目的で本県に滞在をしている外国人の方々に、訓練参加への具体的なアプローチができていないことなどが考えられます。

そこで、まずは在留外国人の多くを占める技能実習生に対しまして、地震・津波の情報や事前の備えに関する知識を持っていただくために、「南海トラフ地震に備えちょき」の多言語版等に関係団体を通じて配布するとともに、防災訓練への参加を呼びかけてまいります。

加えまして、本年度関係機関と連携し、市町村を対象とした講習会を開催し、災害時の外国人支援の必要性を共有した上で、外国人の方々が地域の防災訓練に参加しやすくなるよう、市町村と連携した取組を進めてまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） まず、地域における日本語教室の立ち上げに関し、今後の計画と課題についてお尋ねがございました。

現在、本県では、地域の外国人の方々を対象とした日本語教室が6つの市と町において開設されております。また、公益財団法人高知県国際交流協会では、オンラインによる日本語教室なども実施しております。地域における日本語教室は、生活に必要な日本語を学習する場であるだけでなく、地域の皆様との交流を促し、在留外国人の方々が安全に安心して暮らせる地域づくりにもつながるものであり、より多くの日本語教室の開設が求められているものと考えて

おります。

今後の計画といたしましては、まずは本年度香南市や四万十市におきまして、市や日本語教育を進めるボランティア団体などと連携し、日本語教室の立ち上げに向けた支援を行ってまいります。また、その他の市町村におきましても、市町村や外国人を雇用されている事業主の方々などのニーズを踏まえながら、外国人の方々が多い地域を中心に立ち上げを推進してまいります。

他方、立ち上げの際の課題としましては、日本語教室の運営の中心となるボランティアの募集や育成、場所の確保などがございます。また、こうした課題に加え、県としましては、日本語教室が持続可能な形で運営されるためには地元市町村の主体的な関わりが必要であると考えております。

県におきましては、本年度本県における日本語教育の推進に関し、関係者、有識者の方々の御意見をお聞きしながら、県としての方針や具体的な施策の検討を行っているところであります。地域における日本語教室につきましても、先ほど申し上げました課題などを踏まえ、県と市町村、ボランティア団体の方々などとの役割分担や協力体制についての検討を深め、より多くの地域での日本語教室の開設につなげてまいりたいと考えております。

次に、災害多言語支援センターの活動についてお尋ねがございました。

災害多言語支援センターは、大規模災害が発生した際に、災害時要配慮者である外国人の方々に対し、多言語による情報発信や、相談、問合せなどへの対応を行う拠点となりますものであります。昨年11月、センターの開設、運営に関し高知県国際交流協会と協定を締結し、他県の事例などを参考にしながら、具体的な開設、運営のためのマニュアルの整備を進めてまいりま

した。

本年9月には、センターの開設、運営に関わる県職員、県国際交流協会の職員が合同で南海トラフ地震を想定した訓練を実施し、マニュアルの検証を行うこととしております。その後もこうした訓練と検証を重ね、実際に大規模災害が発生した際に、センターがその機能を十分発揮できるよう、実効性を高めてまいりたいと考えております。

また、こうした多言語支援の体制につきましては、県のホームページやSNSなどを通じまして周知を図ってまいりました。本年度は、先ほど危機管理部長の答弁にもありましたけれども、県の防災啓発冊子であります「南海トラフ地震に備えちょき」の多言語版及びやさしい日本語版を改訂することとしております。改訂に当たりましては、大規模災害時におけるセンターからの情報へのアクセス方法や、相談窓口の利用方法などについても盛り込むなど、外国人の方々にとさらなる周知を図ってまいります。

加えまして、大規模災害時においてセンターが十分に機能を発揮するためには、市町村との連携が必要不可欠であると考えております。このため、これまでも市町村やボランティアの方々などを対象に、災害時の外国人支援に係る勉強会などを行ってまいりましたが、さらに今後は危機管理部と連携した講習会の開催などを通じて、市町村の防災担当者との連携体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域スポーツハブの現状についてお尋ねがございました。

地域スポーツハブは、持続可能な地域スポーツ活動を推進するため、総合型地域スポーツクラブなどが核となり、地域住民の方々の多様なニーズに応じたスポーツサービスを提供する拠点となるものであります。

現在、県内9か所で活動が行われており、県



では立ち上げから積極的に関わりますとともに、財政面も含めて支援しております。これまでの活動を通じまして、各地域では子供や障害者のスポーツ機会の拡充や、住民の皆様が身近な地域で気軽にスポーツに参加できる環境づくりなどが進んでまいりました。

他方、議員のお話にもありましたように、人材や財源の制約といった課題もあり、こうした取組は、主に拠点のある市や町を中心とした展開にとどまっており、県が目指しております広域的な取組につきましては、いまだ十分に実施されているとは言えない状況であると受け止めております。

また、地域スポーツハブに期待される役割は、学校部活動の地域への移行を見据えた受皿づくりや、ウイズコロナ、アフターコロナ時代に対応したスポーツ活動の促進、さらにはスポーツを生かした地域活性化など多様化してきております。

県といたしましては、総合型地域スポーツクラブをはじめ市町村、学校、スポーツ、福祉などの関係者の方々の御意見をお聞きしながら、こうした状況を踏まえた今後の対応などについて検討してまいりたいと考えております。

最後に、競技力向上へのデータ分析の活用についてお尋ねがございました。

県では、データを活用した競技力の向上などに向けまして、高知県スポーツ科学センターに、スポーツ医科学の専門的な知見を有するスタッフなどを配置し、各競技や選手の特性などに応じ、スポーツ医科学に基づく効率的、効果的なトレーニングが行えるよう支援しております。

支援の基本的な流れといたしましては、まず選手の体力を測定し、次に得られたデータを基にそれまでのトレーニングの効果を検証し、さらにその後の強化の方向性を見直しやトレーニング方法の改善を指導するというサイクルを繰

り返すものであります。

令和2年度のセンターの利用者は延べ1,571名となっております。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中でも、対前年度比で1割程度増加しております。中でも、センターのサポートを受けてトレーニングを継続してまいりました陸上の競歩や水泳の飛び込み競技では、全国大会で上位に入賞する選手が出るなど、徐々に成果が現れてきております。他方、センターの活用は、今のところ一部の競技、選手、指導者にとどまっており、より幅広く活用していただくことが課題であると考えております。

今後、地域スポーツハブと連携した指導者向け研修会や、各競技団体の強化担当者へのヒアリングの場などを通じまして、成果に結びついた活用事例などもお示ししながら、競技や選手の特性に応じたトレーニングをスポーツ医科学に基づいて行うことの重要性や、データの活用方法などに対する理解を広め、センターの活用の拡大につなげてまいりたいと考えております。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、人・農地プランの実質化の進捗状況について、次に実質化の取組が進んでいない問題点と今後の取組の加速化についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えさせていただきます。

令和元年度から始まりました人・農地プランの実質化につきましては、取組当初市町村の理解不足やマンパワー不足などにより、多くの市町村で取組が進まない状況にありました。このため、昨年全ての市町村に対し実質化の重要性を改めて説明し、取組の加速を促すとともに、優良事例の紹介と併せて、マンパワー不足を補うための農業委員会との連携強化や、実質化した人・農地プランとみなすことができます中山間地域等直接支払制度の集落戦略の活用など、

効果的な取組を提案してまいりました。

これにより、市町村における実質化の取組が進み始めたところですが、実質化の要件であります農家へのアンケートや座談会の開催など、対面で行う必要のある部分は、新型コロナウイルスの感染拡大により実施が困難となったことから、本年3月末時点において全地区で実質化を完了した市町村は、四万十町をはじめ6市町村にとどまっております。また、一部の地区で完了した市町村は9市町村となっております。

人・農地プランの実質化は令和3年度が期限となっているため、県としましては、まだ完了していない市町村の進捗状況を随時確認しながら、感染予防対策を行った座談会の進め方や、既に実質化が完了した市町村の取組などについて情報提供を行い、本年度中に全市町村で完了できるよう支援をしてまいります。

次に、人・農地プランの法定化への期待についてお尋ねがございました。

本年5月に国が取りまとめた、人・農地など関連施策の見直しの中で、人・農地プランについては、策定が望ましいものという位置づけではなく、地域農業の目指すべき姿を示すものとして継続的に取り組むべきものとされ、法定化を含めて位置づけ、地域住民への理解の浸透を図るという方向が示されました。法定化に関する詳細については現時点で不明ではありますが、市町村が人・農地プランを策定することについて法律上の位置づけが明確化されるとともに、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿を目標地図という形で明確化することも、何らかの形で位置づけられるものと考えられます。

このため、法定化を機に、人・農地プランの実効性がさらに高まることが期待されます。また、このプランの実効性が高まることにより、地域の担い手の明確化や担い手への農地の集積・集約化の促進などが図られ、荒廃農地の発生防

止や農業経営の規模拡大、さらには本県農業の持続的発展に大きく寄与するものと考えております。

こうした期待の一方で、取組の主体であります市町村の人的・財政的な負担の増加が懸念されます。国においては、今回、人・農地プランの法定化も含め、人・農地などに関連する施策の大幅な見直しを行うこととしております。今後、具体的な内容を検討し、年内をめぐりに関連施策パッケージを取りまとめることとしておりますので、引き続き国の動向を注視し、必要に応じて国への政策提言を行ってまいります。

(水産振興部長松村晃充君登壇)

○水産振興部長(松村晃充君) まず、フロンティア漁場整備事業の可能性を探るため、国が実施している調査の現状についてお尋ねがございました。

フロンティア漁場整備事業は、漁獲可能量による管理の対象魚種、いわゆるTAC魚種について、資源の保護と増殖を図る目的で国が魚礁を設置するものでございます。したがって、魚礁の整備によってTAC魚種の成長や個体数の増加といった増殖効果が認められることが事業実施の要件となっております。これまで他県で実施された事例は、全て海底に構造物を設置する沈設型の魚礁であり、本県の漁業関係の方々要望されております浮き魚礁での事例がないため、浮き魚礁の設置による増殖効果を明らかにする必要があります。

このため、国では、平成30年度から本県の黒潮牧場において、環境調査やカツオの標識放流、餌となるイワシの群れの形成状況などの調査を実施しております。県では、県が所有いたします黒潮牧場周辺の環境や漁獲のデータを提供するなど、この調査への協力を行っております。これまでのところ、増殖効果が十分明らかにはなっていない状況であり、さらなるデータの集

積や増殖効果の検証が必要なことから、今年度も継続して調査が行われているところでございます。

県としましては、引き続き調査への協力を行い、国と連携しながら、浮き魚礁での事業採択に向けて取り組んでまいります。

次に、沿岸漁業の振興と沿岸域での漁場整備についてのお尋ねがございました。

県では、第4期産業振興計画におきまして、沿岸漁業の振興に向けて、生産面ではデジタル技術の活用による漁業生産の効率化や遊休漁場の活用により、生産量の維持・増大を図っていくこととしております。さらに、産地での加工や海外を含めた外商の強化により、漁家所得の向上につなげ、担い手の確保を図る拡大再生産の好循環を創出することを目指し、取組を進めておるところでございます。漁場整備につきましては、現在本県の主要漁業であるカツオ・マグロ漁業に効果の高い浮き魚礁、土佐黒潮牧場の整備を行っております。

一方で、お話のありましたように、漁業者の高齢化などによりまして、近場の漁場の重要性も高まっているところでございます。このため、市町村や漁協が実施するイセエビを対象とした、岩などを投入して整備する魚礁など、沿岸から近い場所での漁場の整備について、国の事業を活用して支援をしております。

今後も、市町村などと連携し、近場でも一定の漁業収入が見込める漁場の整備を推進してまいります。またあわせまして、これまでに本県沿岸域に設置をいたしました沈設型魚礁の位置や規模などの情報を整理し、県内の漁協などに提供しておりますが、改めましてこれらの情報を周知いたしますことで、既存の魚礁の活用を促進してまいります。

こうした取組を通じまして、沿岸域での生産量の確保を図ってまいります。

○19番（桑名龍吾君） 第2問を行いたいと思いますが、まず健康政策部長にお聞きいたします。

今、私質問の中でも——ワクチンの打ち手不足から今ではワクチン自体が不足をしているというような情報が流れております。そして、職域接種も申請の一時休止ということから、昨日の新聞などを見たら、新たな申請は断念というような言葉にも最近は変わってきております。

そういった記事を読むときによく出てくるのが、国は今ワクチンがあるんだけど、各市町村に滞留しているのではないかと、滞っているのではないかとというような指摘を国がしているところでございますが、現在この高知県でそのワクチンが各市町村で滞留しているという事実があるのか、またどういった状況であるのかということをお聞きしたいと思っております。

そして、知事に思いをお聞きしたいんですが、私は第1問目で、知事には早くワクチン接種をしていただきたいということをお話をいたしました。私と知事は58歳で同い年ですけれども、ただ何が違うかといえば、知事は県民70万人のトップリーダーであり、最高指揮官であるわけでございます。指揮官たる者の心得によく言われるのが、平時、何もなときは紳士たれ、そして有事になったときには武人たれというような言葉であります。この紳士たれって何かといえば、アフター・ユーということで、お先にどうぞというんですね。でも、有事になったときの武人たれというのはフォロー・ミー、俺についてこいというのが、これが指揮官として求められるものだと私には解しております。

俺についてこいということは、前面に立って全ての弾や矢は自分が受ける覚悟を持って突き進むということですが、そのためにはやはり心身ともに健全であり、そしてまた強靱でなけれ

ばならない。だからこそ、知事には早めにワクチンを打っていただいて、健康状態に不安のないまま、そして穏やかな精神状態の中で、これからまだまだこのコロナ禍というのは続くと思うんですね。間違いのないかじ取りをしていただきたいという思いで1問目をさせていただきます。

今、ここで知事に、またいつ打つのかなんていうような、やばな質問はしませんけれども、これからまだまだ有事は続くわけでございますが、その中で知事はどのように取り組んでいくのか、また思いの一端を述べていただければと思います。

以上、2問目でございます。

○健康政策部長（家保英隆君） 県内市町村のワクチンの在庫状況等についてお尋ねがございました。

6月27日の時点で、県内市町村の高齢者接種を含む一般接種の接種率は全国のトップクラスであり、少なくとも高知県においては滞留というのか、過剰在庫というようなものは当てはまらないというふうに考えております。一定の在庫があるように見えますのは、やはり2回目の接種のために取っておくということにすぎません。現に、各市町村のほうからはワクチン供給を心配する声が届いております。引き続き、国に対しては早期のワクチン配分を求めてまいりたいと思っております。

○知事（濱田省司君） 桑名議員の再質問にお答えをいたします。

コロナ禍も1年半近くこういった状況が続いております。私も、これまで県民の皆さんの健康と生活を守っていくということを第一に考えまして、感染防止対策、そして経済影響対策に努めてまいったところでございます。お話しございましたワクチンの接種、これは感染防止対策の決め手と言えますので、現在これを最優先

に感染防止対策に取り組んでおるわけでございますけれども、片方で全国的にはいわゆるデルタ株の流行といった新たな脅威も報じられているというところでございます、今のところこうした感染防止対策、ワクチン接種の取組と言わば時間との競争というような側面もあるような状況ではないかと思えます。

そうした中で、私自身は県民の皆さんの健康と生活を守っていく、それを県民の皆さんから託されているという大きな重要な立場にあるというふうに改めて自覚をいたしているところでございます。今後、こうした県民の皆さんの負託に応えまして、まずしっかりと情報収集をし、分析をして判断をした上で、国を含めまして様々な関係機関から必要な資源を調達し、必要な対策を迅速に、的確に打っていきたいというふうに思います。

その際には、御指摘ございましたように、私自身が心身ともに健康でしっかりと判断ができる、行動ができるということは必要だということ、おっしゃるとおりだと思いますので、ワクチンの接種も含めまして、私自身も体調を万全にして、今からの対応に当たれるように精進をしてみたいと考えております。

○19番（桑名龍吾君） それぞれ御答弁ありがとうございました。少し時間がありますので、第3問は行いませんけれども、要望なりをお話ししたいと思います。

飲食店関係者へのPCR検査についてなんですけれども、無症状者を対象にしたということをお県のほうもよく言われますが、無症状者でも陽性になったら、これは患者になっていくんでしょう。ただ自宅待機というのは、これは医療機関の管理下に入らずに、県の管理下なんですね。ですから、何か起こったときの対応もあるし、その人が自宅でどういう行動をするのかというの、なかなか把握し切れないということ



でございます。ですから、ホテルなどの宿泊療養施設に入っただいて、やはり陽性になった人はすぐに医療管理下に置くというのが、私はこれが高知県のこれからのコロナの医療体制の在り方だというふうに思っております。やはり、極力自宅待機者というものを少なくしていくという、この基本は私は忘れないようにしていただきたいと思っております。

そして、スポーツ振興についてでございますが、スポーツコミッションに対しての理解というものもいただきました。今、オリンピックでいろいろ言われております。それぞれの考え方があると思いますが、スポーツはやっぱり純粋なものなんですよ。スポーツ本体は純粋なものであって、だからこそスポーツの力というのは果てしなくあるものだとは信じております。ですから、このスポーツというもので、もう一度この高知が元気になるような体制をつくっていかねばならない。そのためには、やっぱりスポーツコミッションというものを国のほうが推奨しているわけでございますので、今民間団体も動き出したところでございますので、県のほうとしてもしっかりと取り組んで、共に取り組んでいければなと願うところでございます。

そして、最後に水産関係でございますが、1次産業の中ではやっぱり一番厳しいのが水産だと思います。高齢化と、そしてまた新規漁業者がなかなかいないという実態があるわけでございます。それを補うためには、やはり沿岸域での漁業の振興というものが、これが不可欠なろうかと思っておりますので、どうかそういった点も含めて強力な推進を取っていただきたいと思っております。

今日は、本当に皆さん方から積極的な御答弁をいただきましたことに感謝を申し上げ、私の質問の全てとさせていただきます。ありがとう

ございました。(拍手)

○議長(森田英二君) 暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩



午後1時再開

○議長(森田英二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

21番三石文隆君。

(21番三石文隆君登壇)

○21番(三石文隆君) お許しをいただきましたので、まず初めに今日の新型コロナウイルス感染症に対し、感染リスクと向き合いながら最前線で活動されている医師、看護師をはじめとする医療従事者の皆様に改めて感謝と敬意を表しますとともに、日常の生活や経済活動に影響を受けている全ての県民の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入ります。濱田知事が就任されて以来、私にとって初めての質問になりますので、まず私の政治家としての生き方を述べた後に、知事に政治家としての生き方をお尋ねいたします。

私は、昭和53年に中学校の社会科の教員として採用され、15年間高知市内のいわゆる教育困難校に籍を置いていました。母子家庭、父子家庭、要保護家庭など、様々な環境の子供たちに出会いました。たばこ、シンナーの吸引など問題行動は日常茶飯事で、授業が分からず、さりとて学校以外に居場所のない子供たちに必死に向き合っておりました。どうすればこの子供たちの信頼を得られるのか、自分には、そして学校には何が足りないのか、何ができるのか、そればかり考えていた時期でありました。本気で

生徒を褒め、本気で叱り、家庭訪問にも何度行ったか分かりません。

このような中、私の心を照らしていたのが、偉大なる教育者、吉田松陰先生のお言葉、「至誠にして動かざる者はいまだこれあらざるなり」であります。至誠、誠を尽くせば心動かされない者はいないということ信じ、真心を持って接してきました。全てがうまくいったわけではありませんが、生徒の成長する姿に触れることで教師のやりがいを感じると同時に、子供たちから教えられることが多くありました。もっともっと多くの人のために力を尽くしたい、学級経営を大きくしたのが政治だ、教師の仕事を大きくしたのが政治だと考え、教師を辞する決意を固めました。

さらに、それに火をつけたのが日本教職員組合、いわゆる日教組の教職員の問題であります。当時、周りは日教組だらけ。彼らは、日本の歴史、伝統文化を否定し、国旗・国歌反対、道徳教育反対をし続けていました。過剰なまでの平等主義、児童中心主義、階級闘争至上主義、反体制運動、教育基本法や学習指導要領の形骸化など、日教組による洗脳に近い活動により、教育界は混乱の一途をたどっていました。彼らの異常な思想から子供たちを守り、教育界を正常な方向に導く、このことが政治家へ進む道を早めたと言っても過言ではありません。

私は、今もなお松陰先生を範とし、至誠を持ち、時世にこびず、利に走らず、真心と慈悲の心で、世のため人のために動くことを信条としています。

さて、共感と前進を県政運営の基本姿勢とし、県勢浮揚に向けて邁進されている濱田知事は、政治家としてはどのような生き方や展望を描いているのか、お伺いいたします。

また、松陰先生は偉大なる指導者として、身分を問わず塾生を受け入れ、まず相手を知り、

よいところを伸ばそうと努力されました。3,000人を超える県庁という大組織を動かすためのヒントがここにあると私は考えます。

トップリーダーとして濱田知事は県庁経営に関してどのような戦略を持たれているのか、御所見をお伺いいたします。

そして、それを支える新井上副知事は、どのような県庁経営をされるおつもりか、具体策をお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルスの影響を受けておられる事業者への支援についてお伺いいたします。

現在、猛威を振るっている新型コロナウイルス。特に、飲食、宿泊、観光などサービス業への打撃は極めて厳しいものとなっています。

先日、私は御夫婦で営む居酒屋へ行く機会がありました。この2人との付き合いは30年以上になります。御夫婦によると、コロナの影響で本当にお客さんが来ないが、この仕事をする以外に道はないから必死に頑張っているとのことでした。給付金や協力金などの申請について尋ねたところ、インターネットもないため情報が分かりにくく、うまく申請できないと話していました。

今、コロナの影響により失職や解雇、収入減などで苦しんでいる方が大勢います。県も多くのコロナ支援を講じていますが、なかなかその情報が届いていない現状があります。情報格差によって相談できない事態、申請もままならない事態は避けなければなりません。大阪には、世代間の情報格差を減らそうと、インターネットを使わない高齢者にラジオを配布した自治体まであるそうです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援は、漏れなく行き届いているのか、現状と今後の手だてについて商工労働部長にお伺いいたします。

次に、自殺予防対策の強化についてお伺いいたします。

私は、令和2年11月5日に県外調査で山口県周南市大津島を訪れました。吸い込まれそうなほどの美しい海に囲まれた大津島、ここには太平洋戦争末期に造られた人間魚雷、回天に関する資料を集めた回天記念館があります。回天は、魚雷に大量の爆薬を搭載し、人間が操縦して敵艦に体当たりするという特攻兵器です。当時、窮地に立っていた祖国を守るため、多くの若者が出撃し、南の海に散っていきました。

記念館で最も印象に残ったのが、搭乗員塚本太郎少尉の肉声であります。21歳で戦死した彼は、命の終えんに当たり次のようなことを語っています。「父よ、母よ、弟よ、妹よ、そして長い間育んでくれた町よ、学校よ、さようなら。本当にありがとう。僕はもっともっと、いつまでもみんなと一緒に楽しく暮らしたいんだ。愉快地に勉強し、みんなにうんと御恩返しをしなければならぬんだ」と、僅か二十歳前後の若者が残した言葉が、家族への愛、感謝の心でした。

私が以前訪れた知覧特攻平和会館で目にした特攻隊員たちの遺書も、家族への愛や感謝の心が記されていました。今、ここに生きる私たちは、特攻によって命を失った史実を知り、平和の大切さを次世代に引き継いでいかなければなりません。コロナ禍の今、日本社会の誰もが最も大切なのは命である、このことを再認識させられました。

しかしながら、令和3年3月に発表された令和2年中における自殺の状況によると、その数は2万人を超え、対前年比4.5%増となっています。年齢階級別で見ると、二十歳代が最も多く増加しています。その背景は様々であろうと思いますが、新型コロナウイルスの感染拡大も少なからず影響しているのではないのでしょうか。かけがえのない命を守る対策を早急に強化して

いく必要があると考えます。

自殺予防対策の取組と今後の推進について子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

次に、第2期教育大綱についてお伺いいたします。

教育大綱とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めるものとなっています。つまり、知事は教育の分野においても県民の負託に応え、本県の教育分野全般にも行政上、責任を持つ立場にあるということになります。第1期教育大綱は、7回にも及ぶ知事と教育委員会との討議を重ねて出来上がったものです。前知事の教育にかける情熱、真剣さ、絶対に妥協しない姿勢には私も圧倒されるほどでした。

濱田知事は、令和2年2月4日の総合教育会議での協議を経て、同年3月に第2期教育大綱を策定されました。就任され間もなくではありましたが、第2期教育大綱をどのような思いで策定されたのか、知事にお伺いいたします。

教育大綱は、教育委員会だけで推進するものではないことは言うまでもありません。残念なことに、県庁職員でさえ第2期教育大綱の中身をよく知らないという声も聞こえてきます。現に、令和3年度初の県庁職員への知事講話、教育大綱の言葉は一度も出てきません。一事が万事であります。知事は、本県の教育課題に対する危機感、立ち向かう情熱、不退転の覚悟をお持ちでしょうか。

もっともっと知事自らが先頭に立ち、教育関係者はもとより、県庁職員、県民の皆様あらゆる機会を使って粘り強く教育大綱の周知に努め、取組への協力をお願いすることが大切ではありませんか。知事の熱い思いがあつてこそ教育大綱の中身が浸透し、教育改革が軌道に乗っていくのであります。

知事は、第2期教育大綱の理念、目標、内容が県民にどのくらい届いていると考えておられるのか、御所見をお伺いいたします。

また、各市町村においても教育大綱が策定されています。昨年度、知事は「濱田が参りました」を通して精力的に座談会を開催してこられました。教育問題についても当然話題になったことと思いますが、学校現場に出向いて子供の様子を見たり、教職員の声を聞いたりするなど、情報収集はされましたか。コロナ禍とはいえ、私はそれが必要であると考えます。

座談会で、県の教育大綱や市町村の教育大綱についてどのような協議がなされたのか、知事にお伺いいたします。また、協議を通して共感されたことや、見えてきた課題についての御所見を知事にお伺いいたします。

次に、教育大綱に係る施策に関して重要な協議を行う総合教育会議についてお伺いいたします。令和2年度の総合教育会議の議事録も読まさせていただきましたが、その大半は第3期教育振興基本計画に関わる議論となっていました。教育大綱の基本方針VIとして、私立学校の振興、大学の魅力向上、文化芸術の振興、スポーツの振興などが位置づけられているにもかかわらず、総合教育会議ではほとんど話題にされていません。これらの取組も、県勢浮揚に向けた歩みを強く進めていく上で重要なものであると考えます。

私立学校の振興や大学の魅力向上などの施策についても、総合教育会議でより一層協議すべきだと思いますが、総務部長に御所見と今後の取組についてお伺いいたします。

また、私立学校の振興や大学の魅力向上など、教育大綱に関わる施策についてどのようにPDCAサイクルを回しているのか、文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

さらに、私学という特殊性はあるにせよ、県

全体の教育の質を上げるためにも、私学と公立との連携は非常に重要であると思いますが、文化生活スポーツ部長並びに教育長の御所見をお伺いいたします。

県は、令和3年3月に第2期教育大綱改訂版を出されました。その目玉の一つが、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切るため、子供たちに経済的自立を意識した、将来の進路目標をできるだけ早期に認識させ、そのために必要な学力や職業能力、社会性等を身につけさせ、希望の進路を実現できるよう、キャリア教育や進路指導の充実を図るというものです。

今日の経済状況において、キャリア教育や、その一環として進路指導を充実していくことは重要であると思います。しかし、経済的自立を意識した進路目標を早期に認識させるという考え方には違和感を覚えます。貧困家庭の子供は、経済的自立を意識すべきと考えておられるのであれば、子供の可能性を見くびらないでいただきたい。大人になってから学び直し、立派な社会人になっている人はたくさんいます。ましてや、人生100年時代、リカレント教育が重視されている時代です。中高生の頃には、もっと興味、関心を広げ、よさや適性を把握すること、特定の職業や生き方に限定されることなく、選択の幅を広げてあげることが必要です。

そもそも進路指導とは、卒業時の進路選択を含め、人間としてどう生きていくことが望ましいのかという長期的展望に立つべきものです。そして、キャリア教育とは、失敗しても立ち直る力、コミュニケーション力、学習意欲、自制心、やり抜く力、社会性などの基礎的・汎用的能力をつけるべきものです。第2期教育大綱改訂版のキャリア教育が、進路決定という出口指導に偏ったものに逆戻りしないか危惧しています。

県教育委員会は、平成24年3月に高知のキャ



リア教育を策定し、取組を進めているはずですが、第2期教育大綱改訂版におけるキャリア教育との整合性についてのお考えと、キャリア教育そのものについての御認識を教育長にお伺いいたします。

さて、4年間計画で始まった第2期教育大綱も、本年度末には折り返しを迎えます。恐らくさらなる改訂もされることと思いますので、山口県萩市の取組を紹介します。萩市は基本理念を新しい時代を切り拓くひとづくりとし、市民と行政が人材育成の方向性を共有し、一体となって幼少年期から生涯にわたる人づくりを推進しています。

私は、萩市立明倫小学校を視察してきました。青い空に国旗がはためき、落ち着いた雰囲気在校舎に足を踏み入れると、昇降口に吉田松陰先生の像が設置されていました。特徴的な取組として、松陰先生の言葉の朗唱が挙げられます。昭和56年から40年近くにわたり続けられている取組であり、毎朝午前8時5分から各クラスで一斉に朗唱します。視察時に6年生の朗唱を見学したところ、みんな大きな声で姿勢よく、はきはきと朗唱を行っていました。朗唱文は小学生には非常に難解な言葉が多いのではとの質問には、担任が言葉の意味を分かりやすくそしゃくして教えているので、日々朗唱を行うにつれて、児童たちも意味が分かってくるとのことでした。

教育は国家百年の大計と言われるように、100年という長い物差しで見なければなりません。よい教育を受けた子供たちがやがて親になり、子供を教育する立場になっていく、教育の好循環を萩市に見た思いがいたしました。好循環を生むには時間がかかります。

折り返しを迎えた教育大綱や、それに基づく教育振興基本計画に、萩市の人づくりを参考にしているかどうかと考えますが、教育長の御所見を

お伺いいたします。

また、新たに子供関連施策の推進体制を強化するため組織改編された、子ども・福祉政策部の取組にも期待するところですが、教育委員会とどのように連携を図っていくおつもりか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

次に、教職員のメンタルヘルス対策についてお伺いいたします。

文部科学省が実施した、令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査によると、精神疾患による病気休職者数は全国で5,478名、全教職員数の0.59%に当たると発表されました。現在、学校現場では今日の教育問題の複雑化、多様化に加え、新型コロナウイルス対策に翻弄されています。とりわけコロナ対策については、文部科学省から示された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」などを基に、学校における感染拡大のリスクを低減するため、細心の注意を払っていると聞きます。

教職員が子供たちのかけがえのない命の堅守と学びの保障に、強い使命感と教育的愛情の下、鋭意取り組んでおられることに敬意を表します。一方、業務量の拡大や先行きの不透明感からくる身体的、精神的なストレスがいかばかりか、トップリーダーである校長をはじめとする教職員のメンタルヘルス不調が懸念されます。

本県における精神疾患による病気休職者数の現状、また教職員全体に対する心のケアにどのように取り組まれているのか、教育長にお伺いいたします。

次に、高知市の学力向上対策についてお伺いいたします。

本県の学力を向上させるためには、児童生徒の約半数を抱える高知市における取組を強化することが不可欠であります。このため、県教育委員会は、平成30年度から高知市が新たに設置

した学力向上推進室に小中学校課の指導主事を派遣して、集中的な訪問指導を行っています。私が学校現場にいた頃は、県教委はもちろんのこと、高知市教育委員会による学校訪問も拒む雰囲気がありましたが、県市による学校訪問が実現するなど、当時では考えられない快挙であります。県市の事務局の相当なる覚悟や地道な御努力があったものと推察いたします。

さりとて、1つの市町村に県から指導主事を派遣するのは異例中の異例、緊急対策だからこそその施策だと言えましょう。あれから4年目、現場の授業改善は徹底されているのでしょうか。

先日、高知市の管理職を経験されていた方からお話を伺う機会がありました。その方によると、高知市はいまだに学校経営を各校長に任せているため、授業改善は学校によってまちまち、統一感がない、特に小学校は校長による温度差が激しいとのことであります。これが現実なのであります。高知市教育委員会は、本気で県とタッグを組んで学力向上対策に取り組もうとしているのでしょうか。

高知市学力向上推進室に派遣している指導主事による学校訪問の現状について教育長にお伺いいたします。また、高知市の学力向上について令和3年度はどのような手だてを用意しているのか、お伺いいたします。あわせて、いつまで高知市への指導主事派遣を続けていくおつもりか、教育長にお伺いいたします。

また、高知県知事、高知市長、高知県教育長、高知市教育長による教育に特化した連携会議も、昨年度で5回目を迎えました。高知市への指導主事派遣を始める契機となるなど、本会議の持つ重要性は周知の事実であります。昨年度、知事もこの会議に出席され、高知市が抱える学力等の課題解決について協議されたことと思えます。

連携会議の手応えと、今後の高知市の学力向

上対策についての御所見を知事にお伺いいたします。

さらに、高知市対策を推進するためには、高知市と高知市以外の教員の人事交流を強力に行うべきと考えますが、その現状を教育長にお伺いいたします。

次に、国旗・国歌についてお伺いいたします。

私は、これまで国旗掲揚、国歌斉唱の実施について本会議で何度も訴えてきました。振り返ってみると、平成14年、17年、18年、19年、20年、24年、26年、28年、29年、30年、令和元年、もう10回を超えました。その意図は何か。グローバル化が一層進展する中で、児童生徒が国際社会において尊敬をされ、信頼をされる日本人として成長していくためには、日本人の自覚を養い、国を愛する心を育てることは基本であるからであります。

また、自国の国旗に敬意と誇りを持って掲げることや、自国を象徴する国歌を卒業式や入学式はもとより、文化的な行事や国際的な大会で斉唱することは世界の常識であります。また、自国のみならず、他国の国旗・国歌に敬意を払うことは国際的儀礼であり、基本的なマナーであります。

しかも、学習指導要領の中に、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとするのが明確に示されております。にもかかわらず、いまだに県内に卒業式や入学式で国旗掲揚、国歌斉唱が適切に行われていない学校が存在しております。ですから、質問をし続けるのであります。

まず、公立小中学校と県立学校の実施状況について教育長にお尋ねいたします。令和元年6月定例会において私は、ある公立小学校入学式で国旗掲揚がなされていなかったという事実を指摘し、その要因や今後の取組について教育長

にお伺いしました。伊藤教育長からは、この事案を踏まえ、県教育委員会として、今後このような事案が再び発生することがないように、全ての市町村教育委員会に対して今回の事案の概要と問題点を伝え、注意喚起を行った、その中では、各学校には、児童生徒の発達段階に即し、国旗及び国歌に対する意識を高めていくことができるよう指導すること、儀式的行事についての計画や式場のチェック体制について再確認を行うこと、市町村教育委員会には、各学校の教育課程を適宜点検することなどについて要請をしたとの答弁をいただいております。

その後、どのように市町村教育委員会に要請をし、指導を徹底されてこられたのか、教育長にお伺いいたします。

また、公立小中学校と県立学校の令和元年度以降の卒業式、入学式における国旗掲揚、国歌斉唱の実施状況について教育長にお伺いいたします。

次に、小・中・高等学校の卒業式のスタイルについて質問いたします。令和3年3月24日の高知新聞に、県内小学校で卒業式という記事が載っていました。その写真を見て気になることが3点ありました。1点目は、卒業生が舞台上ではなく中央を向いて座っていること、2点目は、舞台上に国旗が掲揚されていないこと、3点目は、校長がフロアで卒業証書を渡していることでした。卒業式といえば、国旗が掲揚されたステージに向かって卒業生が座り、舞台上で卒業証書を頂く、いわゆるステージ型や一面式と呼ばれるスタイルが当たり前ではないでしょうか。この写真から全てが分かるわけではありませんが、これがいわゆるフロア型や対面式と呼ばれるスタイルであろうと思われます。

これに関連して、平成28年4月25日付産経新聞WESTに次のような記事がありますので、その一部を紹介いたします。

体育館の舞台両脇から男女に分かれてきらびやかに登場した卒業生は、中央に用意された階段を降り、そのまま着席した。用意されていた椅子は、体育館の出口方向に向けて置かれていた。舞台の中央に掲揚されていたのは国旗と大阪市旗、そして校旗。つまり卒業生たちは壇上の国旗などに、背中を向けた状態だった。対向に座るのは在校生と保護者ら。卒業式は両者が向かい合った状況で始まった。3月11日、大阪市内の市立中学校で開かれた卒業式の様子だ。国歌斉唱では卒業生らの歌声が響いたが、国旗には背を向けたまま。卒業証書の授与も、卒業生と在校生の間のスペースに設けられた低い演台の上で行われた。退場までの約2時間、卒業生たちは卒業証書の授与などを除き、国旗に背を向け続けた。この中学校では同様の手法での卒業式を10年以上前から続けていたのだが、一部の関係者は以前から違和感を覚えていた。

同中は「決して国旗を愚弄する意図はなかった」としながらも、批判的な意見に配慮し、平成28年度からは配席について見直す方針を示している。こうしたスタイルの式典は、対面式やフロア式と呼ばれる。

「子供が主役」。聞こえのいい言葉だが、対面式の裏側に「過剰な平等主義」を感じるという人もいる。大阪市議で、26年に議長も務めた床田正勝氏だ。床田氏が言う「過剰な平等主義」とは、校長と子供が全く同じ立場でなければならないという一部教員からの意見を指す。対面式の卒業式には、こうした意見を踏まえた「校長を壇上から降ろすという副次的な狙いがある」という。

以上のような内容であります。

本県における現状はどうでしょうか。昨年度の公立小・中・高等学校において一体何校の学校で、いわゆるステージ型や一面式のスタイル

による卒業式が実施されたのか、教育長にお伺いいたします。

一説によると、フロア型を考えたのは日教組だと言われています。卒業式を厳粛な式典からなれ合い型へと品格を下げるために考え出されたものでしょう。その目的としては、1つは、フロアを使用することで、学校長や来賓と卒業生との目線を同じくして、それらの権威の失墜を図ること。2つには、ステージ上に掲げた国旗に背を向けたり、視界に入れないようにすることで、卒業式から実質的に国旗を排除すること、その形が既に伝統になっている学校まであるのです。

繰り返しになりますが、私は卒業式はステージ型や一面式、つまり国旗や校旗が掲揚されている舞台上で卒業生が座り、壇上で学校長から卒業証書を授与されるスタイルが最も厳粛な形であり、適切であると考えます。学習指導要領にも、入学式や卒業式は学校生活に有意義な変化や折り返しをつけ、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機づけを行い、学校、社会、国家など集団への所属感を深める上でよい機会となるものであると書かれています。

卒業式や入学式のスタイルを決めるのは、最終的には各校の校長の判断ということは百も承知していますが、あえて県の教育長のお考えをお聞きしたい。学校行事である卒業式のスタイルはどうあるべきと考えるか、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、私立学校における実施状況について質問いたします。新しく創立された、とさ自由学校も含め、私立学校の令和元年度以降の卒業式、入学式における国旗掲揚、国歌斉唱の実施状況について文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

また、これまで課題となっていた土佐中・高

等学校及び清和女子中・高等学校に加え、とさ自由学校の国旗・国歌の取扱いに対して、いつ誰に誰がどのような要請をしたのか、また各校からの具体的な応答について文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

私は、平成29年6月議会において、いまだ学習指導要領に基づいた国旗掲揚、国歌斉唱がなされていない土佐中・高等学校及び清和女子中・高等学校の課題にどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いしたことがあります。

前知事からは、「我が国の国旗・国歌はもとより、全ての国の国旗・国歌に関する正しい認識と、それらをひとしく尊重する態度を教育していく必要がある。こうしたことから、我が国の学習指導要領においては、子供の発達段階に応じて国旗・国歌に関する教育を行うよう定めているところである」「この国旗・国歌に関する教育は、教育の機会均等、質の保障の観点からも、学習指導要領に基づいて行われなければならないと考えており、この点は公立、私立いかによって変わりはない。学習指導要領でも、入学式、卒業式において国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとされているように、入学式や卒業式は、国旗・国歌の大切さを教える貴重な機会である。2つの私立の中・高等学校を除く全ての公立、私立小・中・高等学校において、この教育機会を享受できるのに対し、この2校の生徒のみがこの貴重な機会を享受することができないというのは、教育の機会均等の観点からも望ましいものではないと考えているところである。以上のような考え方に立って、今後しっかりと取り組んでまいりたいと考えている」との答弁をいただきました。

土佐中・高等学校出身の濱田知事は、いまだに学習指導要領に従わず、国旗・国歌の実施がなされていない母校の事実についてどのように考えているのか、御所見をお伺いいたしまして、



第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 三石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、私の政治家としての生き方や展望についてお尋ねがございました。

私は、知事に就任するまでは総務省や出向先の自治体など、地方自治に関わります職場で行政の仕事に携わってまいりました。この公務員という仕事を選択した理由も、一企業のための利益を追求するというよりは、社会全体の利益となるような仕事に従事したい、あるいは同じ働くのであれば、子供たちの世代にいい世の中を残すことに貢献できる、そんな仕事に従事したいという思いからでございます。

こうした思いを胸に働いておりました私は、大切なふるさと高知の状況を見聞きするにつれまして、微力ながらも大好きな高知県のためにお役に立ちたい、また御恩返しをしたいという気持ちを強く抱くようになったところでございます。

私が学生時代から大切にしております言葉に報恩感謝という言葉がございます。私なりの解釈によりますと、現状を当たり前だとは思わずに、絶えず問題意識を持ちながら、自分を支えてくれている他人や社会に感謝をする心を持つべしということ、そして自らが能力を発揮できる分野で創意工夫を重ねて、社会に恩返しができる人間になるべしという教を示した言葉だというふうに考えております。

三石議員から御紹介ございました吉田松陰先生が駆け抜けた幕末と、急速にデジタル技術が進展をし社会全体が激しい変化の潮流の中にあります今日と、時代は違いますが、政治に携わる者にとりまして社会のため、人のために役に立とうとする志こそが、何よりも重要であるということに変わりはないと考えます。ま

さに時代を超えて求められる普遍的価値を持つものであるというふうに考えております。

私は、これからもこの報恩感謝の思いを日々胸に刻みながら、全力で県政運営に取り組んでまいり覚悟であります。本県が直面をいたします人口減少、中山間地域の抱える課題などの解決に向けまして、県民の皆様をはじめといたしまして、県外にお住まいの高知を愛していただいている方々との対話を通じて、県政に対する共感を得ていきたいと思っております。そして、地域を支えていこうという熱意を持った皆様と一緒に力を結集いたしまして、成果を生み出し、課題の解決に向けて着実に前進をしていきたい、そういう思いであります。

私が基本姿勢といたしますこの共感と前進を絶えず心に持ち続けまして、活力ある、また新しい高知を皆様と共につくり上げてまいりたいと、こういう覚悟でいるところでございます。

次に、県庁経営に関する戦略についてお尋ねがございました。

県庁の経営戦略といたしまして、私がなすべきことは大きく2つあるというふうに考えております。1つ目は、世の中の大きな潮流を見極めました上で、県民の皆様との対話を通じて、コンセンサスを得ながら、県政の進むべき方針、大きな方向を示していくということでありまして、私が示した大きな方針の下で、その実現に向けまして、職員それぞれがそれぞれの経験や持ち味を生かしながら、自ら考え、そして闊達な議論を積み重ねて、課題解決に向けた施策を練り上げていく、そういった姿を思い描いております。

2つ目には、施策の着実な実行を通じまして、成果にこだわり、課題の解決に向けて一歩でも二歩でも前に進んでいくということでありまして、各施策につきまして目標とするところ、何のためにこの施策を行っているのかということをも

らかにしますとともに、私と職員が目標の達成に至りますプロセスを共有いたしました上で、PDCAサイクルによりまして成果の検証を行ってまいります。このことによりまして、職員と共に県勢浮揚への手応えを実感し、また達成感を分かち合う、さらにはもう一段進化した仕事に取り組むという好循環を生み出したいというふうに考えております。こうした戦略の下で県庁経営を進めてまいりたいと考えております。

特に、先ほど申し上げました職員の持ち味を生かして施策を練り上げていくという部分に関しましては、議員からお話がありました、相手を知り、相手のよいところを伸ばしていくという吉田松陰先生のお考えに相通ずる部分があるのではないかとこのように考えます。

今後とも職員の能力を、そして組織の活力を引き出すことに意を用いますとともに、県庁組織が一体となりまして、県勢浮揚に向けた挑戦を続けてまいります。

次に、第2期教育大綱をどのような思いで策定をしたのかのお尋ねがございました。

私は、知事就任に際しまして、前県政の取組をしっかりと継承し、新しい時代の流れも加味しながら発展をさせ、高知県政を一段と高いステージに引き上げていくということを県民の皆様にお約束いたしました。令和2年3月に第2期教育大綱を策定するに当たりまして、こうした強い思いを持って教育の分野においても果たしていくという決意の下に臨んだところであります。

本県では、平成28年に策定をいたしました第1期教育大綱に基づきます取組により、子供たちの学力や体力の状況は確実に改善が進んでまいりました。一方で、小中学校におきます不登校の出現率は、依然として全国と比べ高い状況にあります。さらには、デジタル社会への対応など、新たな課題も出てまいっております。

このような状況を踏まえまして、第2期の教育大綱においては、第1期からの取組を継承しつつ、その成果をしっかりと受け継ぎながら新しい課題への対応も加えまして、各施策のさらなる強化を図ったところであります。

具体的には、チーム学校の推進、厳しい環境にあります子供への支援、子供の多様性に応じた教育、就学前教育などの取組をもう一段拡充をいたしました。わけても、困難を抱える子供には切れ目のない支援を行うということに特に意を注いだところであります。

また、デジタル技術を積極的に活用し、個別最適化された学習の実現を目指していくために、デジタル社会に向けた教育の推進を基本方針の新たな柱として掲げたところであります。さらには、ただいま申し上げました喫緊の課題であります不登校への対応、学校における働き方改革については、6つの基本方針に横断的に関わる取組として位置づけまして、一段と対策を強化することとしております。

こうした施策群の編成に当たりましては、これからの社会を生きる子供たちがどのような力を身につけるべきか、子供の目線に立って考えるように努めたところであります。知・徳・体の調和が取れた子供たちの生きる力を育むというために、今後もPDCAサイクルをしっかりと回しまして、成果、そして効果を意識して取組を進めてまいります。

次に、第2期教育大綱の理念、目標、内容が県民にどれくらい届いていると考えているのかというお尋ねがございました。

教育大綱を実効あるものとしていくためには、教職員の皆さんをはじめといたします教育関係者はもとよりであります。何よりも県民の皆様のお理解、そして共感を得て、取組への御協力をいただく、一緒になって取り組んでいただくということが重要であるというふうに考えま

す。このため、教育大綱の取組につきまして、県の広報番組や広報紙など様々な媒体を通じて、広く県民の皆さんにお伝えをしております。

また、教育委員会におきましても、大綱の概要版の配布あるいは説明会の開催といった機会を通じて、教職員のみならず、保護者をはじめとした関係者の皆様への周知に努めているところと承知しております。

これまでの取組によりまして、学校の現場においては、教育課程にP D C Aサイクルを回していくことあるいは教員同士が学び合い、授業の改善を図っていくということが随分と浸透してまいったというふうに感じております。また、9割を超える小中学校で地域学校協働本部が設置をされまして、学校と住民の皆さんが連携・協働しながら地域ぐるみで子供たちを見守り、育てる、そういった体制が広がっているというふうに考えます。このように成果が見られる一方で、改めて多くの県民の皆さんに教育大綱が知れ渡っているか、内容が浸透しているのか、また全ての教職員に大綱の内容が浸透しているのかということになりますと、まだまだ十分とは言えない、道半ばという認識をいたしております。

本日、議員からいただきました御指摘も踏まえまして、私自身さらに様々な機会を捉え、教育大綱の趣旨を県民の皆さんあるいは教育関係者にお伝えをし、共感とさらなる御協力を得られますように、なお一層努力をしております。

次に、県民座談会におきます教育大綱に関する協議の状況、そしてその中で共感したことあるいは課題についてお尋ねがございました。

県民座談会「濱田が参りました」につきましては、昨年度末までに全ての市町村を1巡目としては訪問し、うち25か所におきましては市町村教育委員や学校長、P T A代表の方々などに

御参加をいただいたところであります。その際、参加者から教育に関する取組を御紹介いただきまして、また現場の課題、御要望などをお聞かせいただいたところであります。

例えば、須崎市におきましては、学校現場と福祉部門が連携を強化して、厳しい環境にある子供への支援を充実させたいというお話を具体的に伺いまして、大変心強い思いをいたしました。貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切るというためには、学校と福祉部門とのつなぎ役となりますスクールソーシャルワーカーの方々の役割が極めて重要となるということを、この場で実感をしたところであります。

また、複数の訪問先で、中山間地域におきます公立学校の役割は非常に大きいといった御意見をいただきました。特に、県立学校につきましては、過疎・少子化の中で生徒数を確保するために、特色ある教育の実践が大きな課題であるというふうに改めて感じたところであります。I C Tを用いた遠隔授業に加えまして、外部の助言を得ながら各校の魅力を一段と高めるように工夫をし、その魅力を地元はもとより県外にも発信するよう、今まで以上に取組を進めてまいりたいという思いでおります。

また、各地で学校教育のデジタル化、不登校対策、教員の働き方改革などに関する御意見もお伺いしたところでございます。中でも、デジタル化に関しましては、今般整備をされた機器をいかに効果的に活用するかが課題だといった御意見もいただいたところでございます。この点につきましては、県の教育委員会において、本年4月から学習支援プラットフォームの運用を開始いたしまして、学びの個別最適化を目指しますとともに、教員のI C T活用力を高めるための研修あるいは支援員の配置などに取り組んでいるところでございます。

このように、各地の座談会でいただきました

御意見は、速やかに教育委員会とも共有をいたしまして、施策に反映をする、またよい取組は、ぜひ県下全体にいわゆる横展開が進んでいくように後押しをするというふうに努めているところでございます。本年5月から「再び、濱田が参りました」ということで、2巡目の座談会をスタートしております。この中では従来の座談会形式の集まりに加えまして、現地視察も併せて実施することといたしております。

今後、そうした中で教育機関の現場も積極的に訪問をさせていただきたいというふうに考えております。現場の声や実情からしっかりと学ばせていただきまして、教育大綱のさらなる充実と改善につなげてまいる覚悟であります。

次に、教育版の高知市との間での県・市連携会議の手応え、そして今後の高知市の学力の向上対策についてお尋ねがございました。

本県の小中学生の学力向上を図っていきます上では、県内の児童生徒の約半数を抱えます高知市の取組の強化が不可欠であります。そのためには、第2期の教育大綱でもお示しをいたしました、組織的に授業力の向上あるいは若年教員の育成を図っていくという、チーム学校の構築というテーマを推し進めていくということが、まずは重要だというふうに考えております。その上で、全国や県の学力調査を活用するなどいたしまして、短いスパンでPDCAのサイクルを回しまして、評価、改善を続けていくということが必要だと考えます。

昨年度の教育版県・市連携会議におきましては、高知市の子供たちの学力状況について、県版の学力調査を基に議論を行いました。それによりますと、特に課題の大きかった中学校の学力につきまして、全国の参考値を下回ってはおりますものの、同一集団におきます経年変化を分析しますと、改善傾向が見られるということと一致をいたしました。これは、県から派遣を

いたしております13名の指導主事の重点的な訪問指導によりまして、授業の改善が進むといった形で、県市が連携した取組の成果が徐々に現れてきたものというふうに受け止めております。

本年度からは訪問指導に加えまして、管理職のマネジメント力の強化に向けて、高知市教育委員会の教育次長等によります全校訪問も実施をされているというふうに伺っております。高知市への指導主事の派遣が始まって今年で4年目となりまして、ここで一度全体を評価し、検証する時期だというふうにも考えております。県市の教育委員会できっかりと、引き続き情報共有や協議が続けられまして、高知市におきますさらなる学力向上が確実に進んでいくということ強く期待をいたしております。

最後に、私の母校でもあります土佐中・高等学校におきまして、国旗掲揚、国歌斉唱の実施がなされていない事実についてお尋ねがございました。

次代を担う子供たちには、我が国の伝統文化をしっかりと学び、これを尊ぶ態度を身につけさせるということが必要だというふうに考えております。そして、さらにこれを土台といたしまして、他国の伝統と文化をも併せて尊重する態度を身につけさせるということが大切であります。

このための教育の一環として、我が国の国旗・国歌はもとよりであります。全ての国の国旗・国歌に関する正しい認識と、それらをひとしく尊重する態度を教育していく必要があります。様々な場面におきまして、自国の国旗・国歌のみならず、他国の国旗・国歌に敬意を表することは、ごく当たり前のこととして行われております。お互いの尊厳を尊重していく、そうした態度をしっかりと身につけた社会人を養成していく、そのためにも、国旗・国歌に関する教育は大切だというふうに考えているところ



であります。

こうしたことから、我が国の学習指導要領におきましては、子供の発達段階に応じて、国旗・国歌に関する教育を行うように定められているものと承知をしております。この国旗・国歌に関する教育は、教育の機会均等、質の保証の観点からも、公立、私立いかににかかわらず、学習指導要領に基づいて行わなければならないものであります。

学習指導要領では、入学式、卒業式におきまして国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとされております。入学式や卒業式は国旗・国歌の大切さを教える貴重な機会であります。土佐中・高等学校の生徒がこの貴重な機会を享受することができないということは、教育の機会均等の観点からも望ましいものではございません。この点、大変残念に思っているところであります。引き続き、実施に向けまして粘り強く要請を続けてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(副知事井上浩之君登壇)

○副知事(井上浩之君) 県庁経営への取組についてお尋ねがありました。

私が大切にしている吉田松陰先生の教えは、自分の価値観で人を責めない、1つの失敗で全てを否定しない、長所を見て短所を見ない、心を見て結果を見ないであります。

私に課せられた大きな役割の一つは、様々な県政課題に果敢にチャレンジする、次の時代を担う志を持った県庁職員を育成していくこと、そして風通しがよく、チーム県庁としてまとまりのある組織をつくっていくことだと思っております。

冒頭に申し上げました松陰先生の教えを大事に、日頃から職員に真摯に接し、できる限り多くの対話を通じて、職員の考えや思いを理解す

ることで長所を伸ばし、そのような志を持った職員を育てていきたいと考えております。このため、ささいなことかもしれませんが、職員に気軽に訪れてもらえるように、まずは副知事室の扉を開けたままにしておくことから始めております。

また、県庁組織としてしっかりベクトルを合わせて課題に取り組むことができるよう、特に部局間の連携を大切にしたいと考えております。このため、幹部職員がメンバーである政策調整会議などの場におきまして情報共有を図り、私を含め本音でオープンな議論も行っているところでございます。今後とも職員との積極的な対話に努めまして、チーム県庁としてよきパフォーマンスが発揮できますよう、知事の補佐役として力を尽くしてまいります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援についてお尋ねがございました。

事業者への支援につきましては、協力金や給付金などの申請漏れがないように、これまでも意を用いてきたところであります。各制度においては、ホームページや新聞広告をはじめ、ラジオ・テレビ放送による告知、テレビコマーシャル、SNSなど様々な媒体を活用して、文章、表現にも気を配って広報を行ってまいりました。また、市町村や関連団体ともしっかりと連携し、商工会、商工会議所の経営指導員などからも事業者への声かけを行っていただくといった工夫も行っていました。

この結果、12月と1月を対象とした営業時間短縮要請等に係る協力金と給付金につきましては、支給事務を終えました協力金では、3,690事業者に対して支給を行ったところです。また、現在も申請を受け付けております2つの給付金では、6月30日現在でそれぞれ延べ6,292事業者、

310事業者からの申請をいただいているところです。

今回の5月、6月を対象とします協力金と給付金につきましても、対象となる事業者に情報が届いていない、知らなかったといったことのないよう、これまで以上に意を用いて情報を手厚くお届けしたいと考えており、県や関係団体の広報紙の活用など、様々なツールを用いて情報発信を強化してまいります。

例えば、協力金については、食品衛生法による飲食店の営業許可を基に、高知市、四万十市の全ての営業所に対しダイレクトメールによる周知を行ったところです。給付金についても、前回の12月、1月の給付金受給者と、前回協力金を受給した高知市、四万十市以外の、今回は時短要請の対象とならなかった飲食店等の事業者の皆様、ダイレクトメールによる制度の御案内をしたいと考えております。また、7月10日には給付金なども含め、新型コロナウイルス感染症に対する県全体の支援制度について、改めて新聞広告でお知らせもする予定です。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

**○子ども・福祉政策部長(山地和君)** まず、自殺予防対策の取組と今後の推進についてお尋ねがございました。

本県の自殺者数は平成22年に200人を下回り、その後も減少傾向が続いておりますが、令和2年は119人の方が自殺で亡くなっております。令和元年より2名減少していますが、20代以下では1人増え15人となるなど、依然として憂慮すべき状況が続いております。

県では、様々な困難に直面したときは、1人で悩みを抱え込まずに、まずは地域の相談窓口のためらわず相談していただけるよう、いのちの電話や専門相談機関の周知を図ってまいりました。この結果、いのちの電話では、昨年度は延べ8,000件を超える相談を受け付けているとこ

ろです。加えて、関係機関の協力もいただきながら、自殺の要因に対応した心の悩み、健康、経済問題など様々な相談窓口を設置し、悩みを抱える人の相談に対応しております。

また、自殺を考えるほど追い詰められている人に周囲が気づき、支え合うことが重要です。そのため、県では自殺の危険を示すサインに気づき、対応できるゲートキーパーの養成研修を行うとともに、地域のかかりつけ医を対象とした対応力向上研修を行うなど、自殺予防に向けた支援力の強化を図っております。

さらに、今年度は各市町村の自殺予防対策の強化に向け、心のケア相談を担当する精神保健福祉センターの職員を1名増員し、市町村の活動を支援するとともに、市町村主体の研修や啓発活動など、地域の特性に応じた自殺予防の取組を支援してまいります。

最も大切なのは命であり、自殺は家庭や職場、地域の中で、その多くが社会の努力により避けることができるという認識の下、市町村や関係団体等と連携し、かけがえのない命を守るために、相談窓口の周知とともに、関係機関による横の連携と地域における支援力の強化など、自殺予防の対策にしっかりと取り組んでまいります。

次に、子ども・福祉政策部の取組と教育委員会との連携についてお尋ねがございました。

子供たちが心身の健やかな成長と豊かな心を育てていくためには、子供の成長の基盤となる家庭が重要な役割を担うものと認識しております。子ども・福祉政策部では、今年度から母子保健も一体となって高知版ネウボラの推進に取り組んでおり、各市町村の保健師が妊娠期から予防的に関わる中で、子育て家庭のリスクの早期把握に努め適切な支援につないでおります。その中で、リスクの高いケースについては、市町村の要保護児童対策地域協議会を中心に、教

育も含めた関係機関が連携しながら、課題解決に向けた個別支援を行っております。

教育委員会との連携につきましては、このような取組を進める上で大変重要でありますので、就学前におきましては、母子保健と保育所などが連携して切れ目なく伴走型の支援を続けていけるよう、現在各市町村の母子保健部門と保育所などとの連携状況を確認するためのヒアリングを実施し、具体的な課題を抽出しているところです。今後は、抽出した課題に対し、ネウボラの知見を持つ専門家を派遣して助言を行うなど、市町村の支援力の向上につながる取組を進めてまいります。

また、就学後は学校のスクールソーシャルワーカーと各市町村の児童福祉部門が気になる子供の情報を相互に共有し、リスクがある家庭への支援につなげていけるよう、相互協力のための意見交換の場を設けるなど、連携の強化に取り組んでいるところです。

子供の成長の基盤となる家庭が社会から孤立することのないように、民生委員・児童委員など地域の方々や保育所、学校などとも連携し、家庭を見守り支えていくことで、教育委員会ともさらなる連携を深めながら、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) 総合教育会議における私立学校の振興や大学の魅力向上などに関する協議についてお尋ねがございました。

知事と教育委員会により構成される総合教育会議では、教育大綱に掲げる基本理念の実現などに向けまして、学力の向上のほか、不登校対策など教育分野における喫緊の課題について協議を行ってまいりました。その結果、例えば小学校の学力は全国上位を維持し、中学校も全国平均にあと一步となるなど、成果が現れております。

一方、これまでは公立学校に関する議論が中心となっており、議員御指摘のように、私立学校や大学などの施策に関しては、テーマとして取り上げておりませんでした。しかし、私立学校は多様な人材育成や特色ある教育の実践の観点から、大学は若者の県内定着や地域の担い手確保の観点からも大きな役割を担っており、総合教育会議で協議することは重要です。また、何より公立学校と私立学校、大学などの関係者が教育大綱に掲げる目標を共有し、その実現に向け連携を図ることは大切であります。

今後は、総合教育会議の場において、私立学校や大学などの施策も含め、教育上の諸課題について深く掘り下げ、解決に向けた有効な対策を打ち出すための協議を重ねてまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) まず、教育大綱に関わる施策のP D C Aサイクルについてお尋ねがございました。

議員のお話にありましており、教育大綱の基本方針には、当部が所管しております私立学校の振興や大学の魅力向上、また文化芸術の振興、さらにはスポーツの振興についても位置づけられております。

これらのうち、文化芸術の振興につきましては、高知県文化芸術振興ビジョン評価委員会などを通じまして、またスポーツの振興につきましては、高知県スポーツ振興県民会議などを通じまして、それぞれ総合教育会議とは別の場ではありますが、外部の有識者の方々などからの御意見もいただきながら、P D C Aサイクルを回しているところであります。

他方、私立学校の振興、大学の魅力向上につきましては、現状ではこうした場もなく、また総合教育会議での御協議もいただけておりません。このため、予算編成などを通じ、主に部内においてP D C Aサイクルを回しているといっ

た状況でございます。しかしながら、今後教育大綱に掲げております私立学校における教育環境の維持・向上や、地域活性化の核となる大学づくりの推進などの実現を図るためには、やはり総合教育会議において、しっかりと御協議をいただくことが重要であると考えております。

次に、私学と公立との連携についてお尋ねがございました。

私立学校は、それぞれの建学の精神に基づき、多様な人材育成や特色ある教育を展開することで、本県の教育において重要な役割を果たしております。他方、社会の変化に対応した教育の改革や、児童生徒の学力向上、個別支援が必要な児童生徒への対応など、各私立学校が抱える多様な教育課題には、公立学校と共通するものが多くあるものと認識しております。こうしたことを踏まえますと、私学と公立との連携は、より重要になってきているものと考えております。

これまでの連携につきましては、教員の研修や一部の部活動などに限られておりましたが、最近では国のGIGAスクール構想に基づく1人1台端末の整備に伴い、取組が進んでいる私立学校と公立学校との連携といった、今後活発になり得る分野も生まれてきているところであり、私学と公立との今後の具体的な連携の在り方などにつきましては、こうした状況も踏まえまして、各私立学校の御意見をお聞きするとともに、県教育委員会事務局と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、私立学校の令和元年度以降の卒業式、入学式における国旗掲揚、国歌斉唱の実施状況についてお尋ねがございました。

県内には、令和元年度に新設されました、とさ自由学校を含め、18の私立小・中・高等学校がございます。このうち、令和元年度以降の卒業式、入学式におきまして、式場内での国旗掲

揚及び国歌斉唱のいずれも実施されていなかった学校は、土佐中・高等学校、清和女子中・高等学校及びとさ自由学校であります。なお、令和2年度の卒業式及び令和3年度の入学式におきましては、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、多くの学校が国歌斉唱に替えて国歌演奏としております。

最後に、土佐中・高等学校、清和女子中・高等学校及びとさ自由学校の国旗・国歌の取扱いに関し、各校への要請と各校からの応答についてお尋ねがございました。

まず、土佐中・高等学校に対しましては、令和元年6月議会での三石議員の御質問に御答弁を申し上げまして以降、私や前部長、担当課長が、これまで合わせて15回の学校訪問を行い、理事長や校長に対し、学習指導要領にのっとった卒業式や入学式での国旗掲揚、国歌斉唱の実施について重ねて要請を行ってまいりました。

少し長くなりますが、具体的に申し上げます。まず、令和元年度7月担当課長が6月議会での答弁内容を説明することと併せ、実施の要請を行いました。校長からは、県議会での質問は厳しい批判と受け止め、今後も検討したい旨のお話がございました。8月には前部長が訪問し、理事長、校長に対し、再度6月議会での答弁内容を説明するとともに、次回の理事会で議論していただくよう要請し、学校からは了解した旨のお返事をいただきました。

その後、担当課長が9月、12月、1月に訪問する中で、運動会での国旗掲揚、国歌吹奏を確認しましたが、あくまでも卒業式、入学式において式場内への国旗掲揚と国歌斉唱を実施するよう、理事会での検討を要請いたしました。理事会での状況をお聞きしますと、理事からは様々な意見があったが、結果として今までどおりの方針で、校内の意見を優先して進めていくことになった旨のお話がございました。令和2年3



月には前部長が訪問し、実施に向けた前向きな検討を再度要請しております。

令和2年度には、担当課長が4月、11月、2月に訪問、そして私が5月、6月、9月、12月に訪問し、重ねて要請を行ってまいりました。校長からは、決してないがしろにするつもりはない。一方で、本校の長い伝統もある。様々な意見があるが、常に検討していく必要があると思っているとのお話がありました。

令和3年度に入りまして、4月に担当課長が訪問、先月は私が訪問し、改めて学習指導要領にのっとった実施を要請してまいりました。校長からは、理事会ではこれまでどおりとすることで異論が出ない。本校の伝統であり、今は実施が困難であるとのお話がありました。

次に、清和女子中・高等学校に対しましては、令和元年6月議会以降、私や前部長、担当課長が合わせて11回学校訪問を行い、理事長や校長に対し要請を行ってまいりました。

具体的には、令和元年度10月、1月に担当課長が訪問し、要請を行いました。3月に前部長が訪問し要請を行った際には校長から、決して国旗・国歌を軽視しているわけではないが、キリスト教の学校としてのやり方で対応しているとのお話がありました。

令和2年度は、4月、2月に担当課長が、5月、6月、9月、11月には私が訪問し、学習指導要領にのっとった実施について重ねて要請を行ってまいりました。理事長からは理事会で協議しているが、学校として県の要請に応えるべきという意見がある一方で、反対意見も多い。本校ではあくまでも礼拝として行っているため、そこに国旗・国歌が入ることに対して、大きな違和感を感じる人が多いとのお話がありました。

令和3年度に入りましてからも、4月に担当課長が訪問し、先月は私が訪問をして、改めて

要請を行ってまいりました。校長からは、国旗・国歌を重んじる思いはある。理事会での議論は続けているが、やるべきであるとの意見は強くないとのお話がありました。

次に、とさ自由学校に対しましては、令和元年度の開校以来、私や担当課長が合わせて10回学校を訪問し、理事長や副理事長、校長に対し要請してまいりました。

具体的には、まず開校直後の平成31年4月に担当課長が学校を訪問し、要請いたしました。校長からは、やらなければいけないと思っており、努力するとのお話がありましたが、10月に担当課長が学校を訪問し要請した際には、校長から土佐や清和女子も実施していない。理事長が気が進まないようだとのお話がありました。

令和2年度には、担当課長が4月、2月に、私が5月、6月、9月、12月に訪問し、校長に対し学習指導要領に沿った実施について繰り返し要請を行ってまいりました。校長からは、理事長に話をしたが、結論に至っていないとのお話がありました。引き続き理事長に話していただき、実施の方向で検討いただきたい旨、要請してまいりました。

令和3年度に入りまして、4月に担当課長が、先月には私が訪問し、理事長、副理事長、校長に対して要請してまいりました。理事長からは、反対する理事があり、これまで理事会でも協議してこなかった。今後、理事会で諮ることを検討するとのお話があり、最後に私から、本年度の卒業式に間に合うよう、理事会で協議していただくことを強く要請いたしました。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、私立学校と公立学校が連携することの重要性についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、県全体の教育の質を高めるため、私立学校と公立学校がそれぞれの強

みや特色を生かして連携を図ることは、重要なことであると認識をしております。これまでも県教育委員会が主催する組織的、体系的な研修などに私立学校の教職員が参加し指導力を高めたり、部活動などにおいて、私立学校と公立学校の教職員が共に活動し、大会の運営等に努めているところでございます。

現在、学力の向上、不登校への対応、進路指導の充実などに向けて、第2期教育大綱を改訂して県全体で取り組んでいる中、県内の私立学校でもそれぞれの建学の精神に基づき、先進的な取組が実践をされております。

例えば、平成29年度から1人1台のタブレットを導入し、探究的な学びを推進するなど、授業改善に努めている学校、入学してきた様々な生徒に対して、学習面と生活面を支えるための支援体制を整え、自立支援を進めている学校もあります。県教育委員会としても、視察やヒアリングなどを通して、県の事業への反映を図っているところです。そのほかにも、長年にわたって大学進学実績を上げている学校などもあり、これまで以上に特色のある取組の情報共有が必要であると感じております。

今後は、県全体の教育の振興に向けて、私立学校と公立学校の具体的な連携の仕方や体制について、私立学校を所管しております文化生活スポーツ部と連携を図りながら、研究をしてまいりたいと考えております。

次に、本県のキャリア教育についてお尋ねがありました。

平成24年3月に策定しました高知のキャリア教育は、就学前から高等学校までの各校種が連携し、学力向上、基本的な生活習慣の確立、そして社会性の育成の3つを柱としまして、社会的・職業的自立に必要な力を育むキャリア教育を推進するための指針として定めたもので、現在もこの理念の下で取組を進めております。

そうした中、コロナ禍による影響などにより、貧困の世代間連鎖が危惧される状況が一層深刻となってきております。そのため、経済的に厳しい環境にある子供たちに、早い段階から将来の目標や意識を持たせることが重要であり、教育大綱の改訂においても、多様な子供たちの社会的自立に向けた、就学前から高等学校までの切れ目のない教育の充実をポイントの一つとして、キャリア教育の充実を図ることとしております。

具体的には、多様な課題を抱える子供たちを誰一人取り残すことがないように、社会的自立に向けた支援を強化し、将来の職業選択の幅を広げるための様々なロールモデルの提示や、自己の適性や自己の成長を把握するため、子供たちが自分自身の学びや活動について記録や振り返りを行う、キャリア・パスポートの活用の仕組みづくりなどを進めております。

新しい学習指導要領においても、キャリア教育の充実を図ることや、中学校、高等学校においては学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うことが示されております。今後も進路決定という出口指導に偏ることなく、高知のキャリア教育の理念の下、さらなる学校教育の充実を図ってまいります。

次に、教育大綱や教育振興基本計画に、萩市の人づくりを参考にすることについてお尋ねがございました。

山口県萩市における取組については、昨年度県教育委員会の職員も明倫小学校を視察させていただきました。視察に行った職員からは、同校は歴史と伝統の上に築かれた学校を守り育てるという誇りが教員や児童から感じられたこと、代表的な教育活動が吉田松陰先生の教えを学ぶ朗唱教育であり、子供たちも凜とした立ち姿で朗々と暗唱し、落ち着いた雰囲気の中で朝の時間が過ごされていたことなどの報告を受けまし

た。

私も吉田松陰先生の言葉を改めてじっくり読ませていただきました。信念を持って正しく生きることや志を立てること、読書の勧めや勤労の大切さなど、人としての根本的な規範を示すとともに、親を敬う心や友情を育むことの大切さなど、人間関係のありさまについても説いており、学ぶべきものが大変多くあると感じております。

県教育委員会では、教育振興基本計画を推進するための対策の一つに、規範意識や自尊感情など豊かな心を育む取組の充実を位置づけ、毎年県内の小中学校の御家庭や地域に「家庭で取り組む 高知の道徳」の冊子を配布し、地域ぐるみの道徳教育を推進してまいりました。この冊子には、吉田松陰先生も学ばれた論語や、会津藩士の心構えを定めた什の掟のほか、本県が輩出してきた偉人の生き方や、多様な物の見方や考え方などに触れることができる読み物資料などを掲載しております。また、県内には思いやりの心や感謝、情熱、忍耐力など生きる基になる人間力を育むことを狙いとして、所管する小学校の5年生、6年生の児童が、論語の暗唱や意味理解などに取り組んでいる市町村もあります。

今後は、萩市の人づくりをはじめ県内外の実践を参考にし、道徳教育のより一層の充実に向けて、具体的な取組を検討してまいります。

次に、教育職員の精神疾患による休職者の現状と、教職員全体に対するメンタルヘルス対策の取組についてお尋ねがございました。

令和元年度の公立学校教職員の人事行政状況調査において、本県の精神疾患による休職者数は48名で、全教職員に占める割合は約0.65%となっており、全国平均より0.06ポイント高くなっております。なお、令和2年度につきましては現在精査中ではありますが、令和元年度に比べ、

人数は11名減の37名、割合は0.15ポイント減の約0.50%と改善しております。

メンタルヘルス対策の取組につきましては、まず予防対策として、公立学校共済組合が実施している電話相談やウェブ相談、医師による面談など各種相談窓口の利用を促進するため、同組合と連携してその周知に取り組んでおります。

また、県立学校では、教職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場環境の改善や働きやすい職場づくりにつなげるため、ストレスチェックを実施しております。加えて、教職員が自ら心身の健康を保持増進できるよう、外部の専門講師によるこころの健康講座を実施しております。さらに、県立学校の管理職を対象に、専門家によるメンタルヘルス研修会を毎年実施しております。

本県の教育振興の取組を進めるに当たって、教職員の心身の健康は大変重要でありますので、今後ともメンタルヘルス対策を推進してまいります。あわせて、近年世代交代により若年教職員が増えてきておりますので、管理職や先輩、同僚に相談しやすい風通しのよい職場環境づくりにも、チーム学校として取り組んでまいります。

次に、高知市学力向上推進室による学校訪問の現状と、本年度の学力向上の手だて、それから高知市への指導主事の派遣の期限についてお尋ねがございました。

県内の児童生徒の半数が在籍する高知市の学力向上を目指し、平成30年度に高知市が設置した学力向上推進室に、県教育委員会から指導主事を派遣して、高知市の小中学校の授業改善を目的とした指導の充実を図ってまいりました。平成30年度には1,177回、令和元年度には2,021回、昨年度はコロナ禍でございましたが、1,729回訪問指導を行いました。本年度も1,800回以上の訪問指導を予定しております。

そのほかにも、本年度の高知市の主な手だてとしては、若年教員が増加する中であって、教科会の質を高めるため、本年度から高知市が独自で増員配置したスーパーバイザーなどによる中学校を中心とした訪問指導を強化すること、1人1台端末を活用しICTを効果的に活用して学力の定着を目指した研究を16校で実施すること、高知市の教育次長等が定期的に行う全ての小中学校への訪問指導を通じて管理職のマネジメント力の向上を図ること、県市の教育次長と担当課長が毎月運営会議を開催し、具体的な改善策を協議し、合同で訪問指導を実施するなど、より機動的に改善に向けた取組を徹底することとしております。

また、高知市への今後の指導主事の派遣につきましては、今年度で4年目となります。先ほどの知事からの答弁にもありましたように、これまでの成果を確認し、一定見直しを行う時期にあると考えておりますので、県としましては、全国学力・学習状況調査等の調査結果や、県版学力定着状況調査の結果などを踏まえ、高知市との協議も重ねながら、来年度以降の方向性を定めてまいりたいと考えております。

次に、高知市と高知市以外の教員の人事交流についてお尋ねがございました。

教職員の市町村間の人事交流については、全県的な教育水準の向上や学校の活性化を図る観点から重要であると認識をしております。特に、本県ではこれまで県内を東部、中部、西部の3教育事務所管内と中核市であります高知市の4つのブロックに分け、このブロックをまたぐ学校間の異動を広域交流とし、この広域交流の拡大も意識した人事異動を実施してまいりました。

特に、県内の小中学校全体の教職員数の約33%が勤務します高知市と他の3教育事務所との広域交流は、各学校の組織力の強化や教職員の資質・指導力の向上を図る上で大変重要である

と考え、これまでも高知市教育委員会と協議をしながら積極的に進めてきたところです。

令和3年4月1日付人事異動においては、3教育事務所等から高知市へは44名の教職員が異動し、高知市から3教育事務所等へは35名が異動し、合計79名の広域交流となり、5年前の1.3倍と着実に増加をしております。特に、学校経営の中心となります管理職におきましては、合計27名の広域交流を行い、5年前の2.3倍となっております。今後も引き続き、高知市を含む広域の人事交流を推し進め、県全体の教育水準の向上と学力や不登校などの教育課題の改善、学校組織の活性化に取り組んでまいります。

次に、国旗・国歌の市町村教育委員会への要請状況などについてお尋ねがございました。

令和元年6月の県議会定例会にて議員から御指摘のあった事案につきましては、令和元年5月に市町村教育委員会に対して、事案の概要や問題点をまとめた通知文を発出しました。その内容は、令和元年度の入学式において、県内の公立小学校1校で、ステージフロアの側面に国旗を旗ざおにより掲揚することを計画したが、最終点検の段階で国旗の状態が確認されず、国旗が掲揚されていない中で入学式が執り行われたこと、このことは、児童生徒に国旗や国歌についての正しい認識や、それらを尊重する態度を養う重要な機会を失することを意味し、かつ法的拘束力を有する学習指導要領等の法令に従う義務に反することを示し、今後こういった事案が再び発生することがないように、各学校への周知徹底を要請したものです。

また、令和2年1月8日に、入学式、卒業式における国旗及び国歌の取扱いについて通知文を発出しました。その中では、先ほどの事案に再び触れるとともに、国際社会に生きる日本人として、国旗及び国歌に対する正しい認識とそれらを尊重する態度を養うこと、年間を通して



様々な教育活動の場面において、発達段階に即して国旗・国歌への意識を高めていくことなど、学習指導要領に沿った指導の徹底が図られるよう、各市町村教育委員会において、校長会などの機会を捉え指導の徹底がなされるように要請をいたしました。

その後も、令和2年3月9日、6月2日、令和3年1月15日、5月27日に同様の通知文を发出して、市町村教育委員会に対して国旗・国歌の適切な取扱いについて繰り返し指導の徹底を要請するとともに、市町村教育長にも直接連絡をして、通知文、趣旨の周知徹底に努めてきております。

次に、卒業式などにおきます国旗掲揚、国歌斉唱の実施状況についてお尋ねがございました。

公立小中学校及び県立学校につきましては、毎年3月と4月に卒業式及び入学式での国旗掲揚及び国歌斉唱の状況に関する調査を実施しております。この調査結果では、令和元年度以降の入学式及び卒業式において、国旗掲揚については、先ほどお答えした小学校1校の事例以外は全ての公立学校において実施がされております。

また、国歌斉唱につきましては、令和元年度の入学式は全ての公立学校で実施されました。卒業式においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、飛沫感染を防ぐために斉唱を控えて伴奏のみとしたり、式典の時間を短縮するために、卒業証書授与のみを行ったりした小中学校が6校、県立中学校、高等学校が4校ございました。

令和2年度入学式と卒業式及び令和3年度の入学式における国歌斉唱については、全ての小中学校で実施されております。県立学校においては、令和2年度入学式では県立高等学校4校が、令和2年度卒業式及び令和3年度入学式では特別支援学校4校が、それぞれ新型コロナウ

イルス感染症拡大防止のため、伴奏のみの対応を取っております。

次に、公立小・中・高等学校における、ステージ型や一面式のスタイルによる卒業式の実施状況についてお尋ねがございました。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加者を制限したり、リモートで実施したりするなど、様々なスタイルでの卒業式が執り行われました。そのため、例年行われております各学校の卒業式のスタイルにつきまして、市町村教育委員会を通じて調査を行いましたところ、卒業式を一面式で行い、かつ卒業証書の授与をステージ上で実施している市町村立学校は、289校中66校で、割合で言いますと22.8%となっております。内訳を見ますと、小学校で実施している割合は2.6%、中学校では61.9%であり、現在はほとんどの小学校で対面式による卒業式が行われていることが分かりました。

また、県立中学校及び県立高等学校では、39校全ての学校において卒業式を一面式、ステージ式で実施しており、県立特別支援学校においては、分校を含めた12校中8校が一面式、ステージ式での実施となっております。

最後に、学校行事である卒業式のスタイルはどうあるべきか、お尋ねがございました。

卒業式は、厳かで清らかな雰囲気の中、一人一人の子供が今後の将来の展望を持つとともに、学校、社会、国家など集団への所属感を深めるよい機会となるものと捉えております。また、卒業式や入学式においては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚し、国歌を斉唱することが学習指導要領に示されております。

私は、この国旗を掲揚するという事は、式典に参加する全ての人々に、国旗としての存在がはっきりと伝わる方法で掲揚することが望ましいと考えております。具体的には、旗ざおのようなものではなく、式場の正面に参加者全員

から見える高い位置に掲げ、その上で、国歌斉唱の際には、参加者は国旗に正対して執り行われるものであると考えております。

特に、卒業式につきましては、正式には卒業証書授与式であり、学校教育法施行規則第58条に基づき、校長は、各学校の全課程を修了したと認められた者に、卒業証書を授与しなければならないと記載され、法令で校長が執り行うべき職務であることが定められております。これらのことから、卒業式では、式場正面に国旗を高く掲げ、参加者がはっきりと国旗を認識することができる一面式の様式として執り行うことが、最も学習指導要領の趣旨に見合ったものであると思っております。

今後におきましても、市町村教育委員会や学校が主体的に考え、卒業式をはじめ学校行事が、学習指導要領の趣旨に沿って実施されるよう通知をしてまいります。

○21番（三石文隆君） それぞれ丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

私は、一昨年のある方と式典に出席をしたことがあります。その方は、壇上で挨拶をすることになっていましたけれども、国旗に一礼することもなく登壇されました。人にはそれぞれ内心の自由というものがありますから、式典で国旗に一礼しなかったその方の内心はどうか、知る由はありません。あえて拒否しているのか、緊張して一礼を忘れていたのか、理由は様々あるでしょう。しかし、一礼することを知らない、学校で教えられていないと仮定すれば、それは非常に残念なことであります。教員による身勝手な判断で教えられていないわけですから、本人には何の罪もありません。

私は、常日頃から学習指導要領にのっとり教えるべきであると、こういうことを言っているのであります。それをあえてしないのが土佐中・高等学校と清和女子中・高等学校、そして

とさ自由学校、私学も公の性質を有するものであると教育基本法にも書かれてあります。私学だから学習指導要領に従わなくてよいというものではありません。私学で好き勝手な教育がなされていていいのでしょうか。ましてや、県内の私学には県独自の補助金とか出ていますね。

昨年度、各学校に国、県からどのくらいの補助金が交付されているか、文化生活スポーツ部長に具体的に学校名を挙げてお答えください。

もはや、自国の国旗、そして他国の国旗・国歌に敬意を払うことのできない国民は、真の国際親善に背くことになると思います。時代錯誤も甚だしい。国際的な笑い物になっていると、私はそういうように思います。時代の流れにも世界の流れにも逆行する愚行そのものがあります。

今後、国旗・国歌の課題にどのように取り組んでいくのか、改めて文化生活スポーツ部長の御所見をお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 1つ目の御質問でございます。

昨年度、私立学校に国、県から交付をされました補助金の額ですけれども、各学校法人ごとにその法人の設立順に申し上げますと、高知学園、国3,500万円余り、県4億5,400万円余り、土佐高等学校、国500万円余り、県5億1,100万円余り、土佐女子高等学校、国500万円余り、県3億6,000万円余り、清和学園、国100万円余り、県1億200万円余り、高知学芸高等学校、国900万円余り、県4億8,800万円余り、高知中央高等学校、国1,300万円余り、県3億3,800万円余り、明德義塾、国2,900万円余り、県3億5,300万円余り、土佐塾学園、国500万円余り、県4億円余り、太平洋学園、国100万円余り、県1億2,600万円余り、日吉学園、国90万円余り、県2,600万円余りとなっております。

2つ目の御質問ですけれども、私立学校にお

きます国旗・国歌の取扱いの課題に今後どのように取り組んでいくのかというお尋ねでございました。

教育基本法におきましては、教育の目標の一つといたしまして、伝統と文化を尊重し、それらを育てきた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが定められているところであります。こうした目標の達成に向けまして、国旗・国歌に関しましては、学習指導要領の中で入学式や卒業式などにおいてはその意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するように指導するものとする明瞭に示されております。

学習指導要領は、法規としての性質を有するものであり、各学校におきましては学習指導要領を基準として校長が教育課程を編成し、教員はこれに基づいて学習指導を実施するという責務を負うものであるというふうに承知しております。このことは、公立、私立のいかんによって変わるものではなく、私立学校におきましても学習指導要領に基づき、入学式や卒業式において国旗の掲揚、国歌の斉唱が当然に指導されるべきものであるというふうに考えております。

今後とも各校に対しましては、学習指導要領にのっとり適切に実施していただきますよう、粘り強く要請を行ってまいります。

○21番（三石文隆君） 丁寧な御答弁ありがとうございます。

国旗・国歌の問題は、国際人を育むという視点からも、文化生活スポーツ部だけでなく、ぜひとも県庁全体で課題意識を共有していただき、解決に向けて取り組んでいただきたいと考えます。今後とも、土佐中・高等学校同様、清和女子中・高等学校、とさ自由学校に対しても強く働きかけをしていただくことを要請いたしまして、私の一切の質問を終わります。ありが

とうございました。（拍手）

○議長（森田英二君） 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



#### 議案の付託

○議長（森田英二君） これより議案の付託を行います。

（議案付託表配付）

○議長（森田英二君） ただいま議題となっている第1号から第20号まで及び報第1号から報第4号まで並びに議発第1号及び議発第2号、以上26件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末233ページに掲載〕



#### 議案の追加上程、提出者の説明、採決（第21号）

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔提出書 巻末237ページに掲載〕

○議長（森田英二君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第21号「高知県監査委員の選任についての同意議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) ただいま追加提案をいたしました議案について御説明を申し上げます。

第21号議案は、高知県監査委員の植田茂氏の任期が今月6日をもって満了いたしますため、同氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森田英二君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

第21号「高知県監査委員の選任についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。



○議長(森田英二君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明2日から7日までの6日間は委員会審査等のため本会議を休会し、7月8日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

7月8日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時51分散会



## 令和3年7月8日（木曜日） 開議第5日

## 出席議員

1番 上 治 堂 司 君  
 2番 土 森 正 一 君  
 3番 上 田 貢太郎 君  
 4番 今 城 誠 司 君  
 5番 金 岡 佳 時 君  
 6番 下 村 勝 幸 君  
 7番 田 中 徹 君  
 8番 土 居 央 君  
 9番 野 町 雅 樹 君  
 10番 浜 田 豪 太 君  
 11番 横 山 文 人 君  
 12番 西 内 隆 純 君  
 13番 加 藤 漠 君  
 14番 西 内 健 君  
 15番 弘 田 兼 一 君  
 16番 明 神 健 夫 君  
 17番 依 光 晃一郎 君  
 18番 梶 原 大 介 君  
 19番 桑 名 龍 吾 君  
 20番 森 田 英 二 君  
 21番 三 石 文 隆 君  
 22番 山 崎 正 恭 君  
 23番 西 森 雅 和 君  
 24番 黒 岩 正 好 君  
 25番 大 石 宗 君  
 26番 武 石 利 彦 君  
 27番 田 所 裕 介 君  
 28番 石 井 孝 君  
 29番 大 野 辰 哉 君  
 30番 橋 本 敏 男 君  
 31番 上 田 周 五 君  
 32番 坂 本 茂 雄 君  
 33番 岡 田 芳 秀 君  
 34番 中 根 佐 知 君  
 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君  
 副 知 事 井 上 浩 之 君  
 総 務 部 長 徳 重 覚 君  
 危機管理部長 浦 田 敏 郎 君  
 健康政策部長 家 保 英 隆 君  
 子ども・福祉政策部長 山 地 和 君  
 文化・生活スポーツ部長 岡 村 昭 一 君  
 産業振興推進部長 沖 本 健 二 君  
 中山間振興・交通部長 尾 下 一 次 君  
 商工労働部長 松 岡 孝 和 君  
 観光振興部長 山 脇 深 君  
 農業振興部長 杉 村 充 孝 君  
 林業振興・環境部長 中 村 剛 君  
 水産振興部長 松 村 晃 充 君  
 土木部長 森 田 徹 雄 君  
 会計管理者 井 上 達 男 君  
 公営企業局長 橋 口 欣 二 君  
 教 育 長 伊 藤 博 明 君  
 人事委員長 秋 元 厚 志 君  
 人事委員会会長 澤 田 博 睦 君  
 公安委員長 西 山 彰 一 君  
 警察本部長 熊 坂 隆 君  
 代表監査委員 植 田 茂 君  
 監査委員局長 中 村 知 佐 君

事務局職員出席者

事務局長 行宗昭一君  
事務局次長 山本和弘君  
議事課長 吉岡正勝君  
政策調査課長 川村和敏君  
議事課長補佐 杉本健治君  
主 幹 春井真美君



議事日程(第5号)

令和3年7月8日午前10時開議

第1

- 第1号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例議案
- 第3号 高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案
- 第4号 高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案
- 第5号 高知県個人情報保護条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

- 第10号 高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第17号 県有財産(航空機)の取得に関する議案
- 第18号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第19号 都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金(久万川橋耐震・補強)工事請負契約の締結に関する議案
- 第20号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 報第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第2号 令和3年度高知県一般会計補正予算

の専決処分報告

報第3号 令和3年度高知県一般会計補正予算  
の専決処分報告

報第4号 高知県税条例等の一部を改正する条  
例の専決処分報告

議発第1号 高知県新型コロナウイルス感染症  
の感染拡大から県民を守るための  
条例議案

議発第2号 高知県新型コロナウイルス感染症  
に関する条例議案

追加

第22号 高知県収用委員会の委員の任命につ  
いての同意議案

第23号 高知県収用委員会の予備委員の任命  
についての同意議案

第24号 高知県人事委員会の委員の選任につ  
いての同意議案

追加

議発第3号 地方財政の充実・強化に関する意  
見書議案

追加

議発第4号 学校教育におけるデジタルラン  
スフォーメーションを適切に進め  
るための意見書議案

追加

議発第5号 「こども庁」設置を求める意見書議  
案

追加

議発第6号 消費税の緊急減税とインボイス制  
度の導入延期を求める意見書議案

第2 特別委員会設置の件

第3 高知県競馬組合議会議員の補欠選挙

追加 継続審査の件



午前10時開議

○議長（森田英二君） これより本日の会議を開  
きます。

議事に先立ちまして、梅雨前線に伴う大雨に  
より、静岡県を中心に大きな被害が生じました。  
お亡くなりになられた方々の御冥福と行方不明  
者の早期救出をお祈りいたしますとともに、被  
害に遭われました皆様に対し、お見舞いを申し  
上げます。



### 諸 般 の 報 告

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

各常任委員会から審査結果の報告があり、一  
覧表としてお手元にお配りいたしてありますの  
で御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末253ページ〕  
に掲載



### 委 員 長 報 告

○議長（森田英二君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第20号まで及び報第1  
号から報第4号まで並びに議発第1号及び議発  
第2号、以上26件の議案を一括議題といたしま  
す。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長西森雅和君。

（危機管理文化厚生委員長西森雅和君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（西森雅和君） 危機  
管理文化厚生委員会が付託を受けた案件につい  
て、その審査の経過並びに結果を御報告いたし  
ます。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎  
重に審査いたしました結果、第1号議案、第3  
号議案、第4号議案、第9号議案から第14号議

案、第17号議案、報第1号議案、議発第2号議案、以上12件については全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。また、議発第1号議案については賛成少数をもって、否決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

議発第1号「高知県新型コロナウイルス感染症の感染拡大から県民を守るための条例議案」及び議発第2号「高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例議案」についてであります。

執行部から、それぞれの条例議案に対する参考意見として、新型コロナウイルス感染症対策に県民がさらに一丸となって向き合う姿勢を明文化し周知を図ることは、本県における新型コロナウイルス感染症対策を円滑に進めていく上で心強く、意義のあるものと考えられる。そして、いずれの条例議案も、その趣旨や目的など、全体像としては大きな差異はないものと考えられる。その上で、議発第1号議案第7条で定められている社会的検査の推進については、国の方針では感染が相当程度拡大しかつクラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況と認められる場合に、高齢者施設等の従事者に対して集中的検査を行うとされている。県もその方針に従って対応している。今後、さらにワクチン接種が進む中、感染状況にかかわらず全ての施設等で定期的な検査を県が実施することは、効率的、効果的でないと考えているが、条例案ではそれを推進することも解釈できるのではないかとの説明がありました。

議発第1号議案について、委員から、新型コロナウイルス感染症対策では、無症状の陽性者の早期発見が肝になる。これまでの取組からすれば、国も含めて大規模検査に踏み出したという変化があるのではないかとの質疑がありまし

た。執行部からは、国が示す検査体制の基本的な考え方は、検査前に考えられる陽性率と感染リスクを評価した上で検査を行うとなっている。県もこの知見に基づいて検査を実施しており、事前確率及び感染リスクが低い段階で幅広く検査を行うことについては、デメリットがあることも考慮し、基本的には行政検査として行わないという考え方でいるとの答弁がありました。

別の委員から提出議員に対して、定期的な検査が必要となっているが、検査の頻度や対象人数、検査により発見された陽性者への対応及びそれらに係る予算規模等について、どのような議論がなされたのかとの質疑がありました。提出議員からは、無症状者が感染を拡大させるという新型コロナウイルス感染症の特性に合った対応をしっかりと行うことが大切であり、状況に応じて予算規模や治療に当たっての体制については、判断していくことになると考えているとの答弁がありました。

次に、議発第2号議案について、委員から提出者に対して、第3条においては県の責務とし、第4条においては県民等の役割と書き分けたことについて、どのような思いを込めたのかとの質疑がありました。提出者からは、県と県民等ではそれぞれの担う責務の重さが異なる。県については、県がしっかり責任を持つことが第一であると考え責務とし、県民等については役割と言葉を変えているとの答弁がありました。

次に、健康政策部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金についてであります。執行部から、この補助金は感染拡大に備えて、冬場に経験した第3波の1日当たりの最大療養者数の2倍程度の人数に対応できる体制を整備するため、病床確保計画を改正し、患者の入院病床を増床したことに伴う空床補償に係る経費であり、増額する



ものであるとの説明がありました。

委員から、入院病床数は個室だけでなく、4人部屋や6人部屋なども含んだものであるかとの質疑がありました。執行部からは、個室対応が必要な方と御家族一緒に入院される場合では臨機応変に使い分けされており、患者の状況や病状に応じた対応を各医療機関で行っているとの答弁がありました。

次に、ワクチン接種会場運営等委託料について、執行部から、国が設定する優先接種順位に次いで接種が急がれる職種について、県営の接種会場を設置し接種を進めていくとともに、企業等が自主的に実施する職域接種を支援し、県全体のワクチン接種を加速化するための経費であるとの説明がありました。

委員から、県営接種会場や職域単位におけるワクチン接種の見通しについて質疑がありました。執行部からは、県が設置する高知新港の特設会場については、モデルナ社製ワクチンの配送確定の通知が厚生労働省から届いている。運用開始時期については、現在医療従事者の確保やワクチン接種希望者のリストアップなどを並行して進めており、7月中旬の開始を目指しているとの答弁がありました。

また、別の委員から、一般接種に向けたワクチンの配分量の見通しについて質疑がありました。執行部からは、現在全国的に、これまでの高齢者に対するワクチンの配分と比較し、およそ3割カットの量で配分される予定になっており、国に早期の配分を求めていきたいとの答弁がありました。

次に、高知家あんしん会食推進の店認証制度運営等委託料について、執行部から、新型コロナウイルスの感染リスクが続く中、利用者が安心して飲食できるよう、感染症対策に取り組む飲食店に対して県が認証する制度の運用に係る経費であるとの説明がありました。

委員から、認証件数として県は4,000店舗を想定しているが、運用開始当初に申請が集中することが予想される。併せて、事業者に対する早期認証取得に向けたフォローなども必要だと考えるが、どのように対応していくのかとの質疑がありました。執行部からは、制度開始時に申請が集中する可能性は十分にあると考えられるので、委託業者の選定の際には、申請が集中する時期に集中的な配備をするよう依頼するとともに、しっかり確認を取っていく。また、申請受付後の現地確認の際には、単に認証基準を満たしているかどうかを確認するだけでなく、効果的なアクリル板の設置など、認証取得に向けた助言を行うこととしているとの答弁がありました。

最後になりますが、当委員会が所管する4つの部及び公営企業局のうち、危機管理部、健康政策部、子ども・福祉政策部、文化生活スポーツ部において、不適切な事務処理に関する報告がありました。今後は、職員一人一人が法令を遵守し、公務員としての責任感を持って業務に当たるとともに、組織としても二度とこのようなことがないように、再発防止に取り組むことを強く要請いたします。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（森田英二君） 商工農林水産委員長野町雅樹君。

（商工農林水産委員長野町雅樹君登壇）

○商工農林水産委員長（野町雅樹君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、報第1号議案、報第2号議案、報第3号議案、以上4件については全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」のうち、新事業チャレンジ支援事業費補助金について、執行部から、感染症拡大による影響を受けながらも、新製品の開発や新サービスの提供、新市場への進出など、設備投資を伴う新たな取組に意欲的にチャレンジする県内事業者を幅広く支援することで、事業者の業績回復のみならず、県経済のいち早い回復を図ろうとするものである。国の補助金と同じ事業再構築を支援する再構築枠と、新たな取組を幅広く支援するための一般枠の2つのメニューを設けているとの説明がありました。

委員から、再構築枠を国に比べて要件を緩和し、さらに一般枠も設けて、より幅広く支援する補助金であり、高く評価するが、市町村が行う同様の補助金に申請している事業者が県の補助金を利用したい場合はどうなるかとの質疑がありました。執行部からは、既に市町村の補助金で交付決定を受けている場合は、同じ補助対象に対して県の補助金も申請するという事はできないが、補助対象を分ければ併願は可能なので、ぜひ両方の補助金を有効に活用していただきたいとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」のうち、園芸産地総合対策事業費について、執行部から、新型コロナウイルス感染症の影響により需要が減少したユズの需要拡大に向けた緊急対策として、ゆず振興対策協議会が行うユズ果汁の販路拡大やユズパウダーによる新規需要開拓の取組を支援するための経費であるとの説明がありました。

委員から、新たな販路開拓はぜひ進めていくべきだと思うが、どんな体制でどういったとこ

ろを対象にPRを行うのかとの質疑がありました。執行部からは、ゆず振興対策協議会の構成員であるJAが持つ様々な販売ルートの活用や、出荷先である卸売市場から情報を発信して営業活動を行うことなどに新たに取り組んでいく。また、コンビニエンスストアでジュースやアイスなどユズ製品をシリーズで販売する提案などを行い、新たな展開につなげていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、ユズの加工により増えた残渣の処理体制はどうかとの質疑がありました。執行部からは、これまでも残渣の有効な活用を行ってきたところであり、さらなる有効活用に向けて持続的な取組を進めていくとの答弁がありました。

次に、高収益作物次期作支援事業費補助金について、執行部から、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた品目のうち、国が実施している高収益作物次期作支援交付金の第4次公募の対象とならないシシトウなど29品目を対象に、次期作に取り組む農業者を支援するために県独自の補助金を設置するものであるとの説明がありました。

委員から、対象となる農業者は待ち望んでいる補助金だと思う。周知についてはどのような状況かとの質疑がありました。執行部からは、議決後直ちに周知することとしている。対象となる農業者も把握できているため、JAなどと連携をし、漏れのないよう徹底した周知に取り組むとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」のうち、高性能林業機械等整備事業費補助金について、執行部から、現在外材の入荷が難しく、国産材への関心が高まっている中、原木の生産性を高めるための装備不足などにより、需要に応じた生産が難しい状況となっている。こうし

たことから、早期の原木生産体制の強化と需要者のニーズに即した原木の供給体制の整備を推進していくため、高性能林業機械の導入を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、現在言われている、いわゆるウッドショックというものの影響はあるが、原木増産体制の強化や川上、川中、川下の連携については、これまで県も、長く取り組んできたことである。こうした好機を逃さないためにも、さらに取組を強化してもらいたいと思うが、どうかとの質疑がありました。執行部からは、人口減による住宅着工件数の減少が見込まれる環境にありながらも、現時点においては、国産材の需要が従来の想定よりも伸びている状況にある。また、林業事業体に生産体制の強化を検討する動きが見えることから、担い手確保の取組を一段と強化するとともに、事業者同士の連携においても、需給動向を共有し、安定的なサプライチェーンの構築につなげていきたいとの答弁がありました。

次に、牧野植物園管理運営費について、執行部から、ゴールデンウィークやイベント時に発生する満車状況を解消し、磨き上げ整備基本構想に基づく年間来園者20万人の目標に対応できるようにするため、新研究棟のオープン時期である令和4年秋頃までの完成を目指し、駐車場を拡張するための測量設計を行うものであるとの説明がありました。

委員から、課題とされていた駐車場問題の解決に着手しようとするものであり評価するが、この拡張工事が完成すれば全面的に解決となるか、また工事中も支障が出ないように工夫されているかとの質疑がありました。執行部からは、目標とする年間来園者20万人を想定した駐車台数を、これまで最大の来客数である1日2,500人規模で設定しており、今回の拡張工事により、ほぼ解決できると考えている。また、今回の設

計委託の中で工程を工夫するなど、工事中においてもできるだけ支障が出ないように検討したいとの答弁がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」のうち、関西地区水産物販売促進事業委託料について、執行部から、本県と地理的、人的つながりが深く、幅広いネットワークを有する大阪市中央卸売市場の卸売業者と連携して、コロナ禍において販売が堅調な量販店等への販売促進活動をより一層強化し、販路開拓、販売拡大を図るための経費であるとの説明がありました。

委員から、事業実施において事業効果はどのように図るのかとの質疑がありました。執行部からは、委託料の約10倍の販売額をKPIとして設定した契約をしておき、金額の推移を注視していくとの答弁がありました。

別の委員から、新規の取引先の開拓をするにはよい機会になると思うので、しっかりと取組を進めてほしいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

林業振興・環境部についてであります。

執行部から、現状は30%台にとどまっている再造林率に対し、令和5年度の目標である再造林面積630ヘクタール、率にして70%に向け、関係者と連携し、健全な森林サイクルの維持、多様な樹種による森づくりに取り組んでいくとの報告がありました。

委員から、林業振興の中で再造林の促進は産業振興計画に位置づけられている重要な取組だと思うので、現場においてもしっかりと目標を共有し、取組を進めてもらいたいとの意見がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（森田英二君） 産業振興土木委員長金岡佳時君。

(産業振興土木委員長金岡佳時君登壇)

○産業振興土木委員長(金岡佳時君) 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第15号議案、第19号議案、第20号議案、以上4件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」のうち、県産品消費促進事業委託料について、執行部から、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けている県内事業者を応援するため、県内飲食店及びアンテナショップまるごと高知で、県産食材を使用した県産品地産地消キャンペーンを実施するものであるとの説明がありました。

委員から、県産品地産地消キャンペーンの対象となる飲食店等というのは、どのような選び方で何店舗ぐらいを考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、県内の飲食店を対象に募集を行い、参加していただける店舗に登録してもらうように考えている。また、参加店舗数については約500店舗を見込んでいるとの答弁がありました。

さらに委員から、高知家あんしん会食推進の店の認証制度を飲食店に当てはめていくことで、より効果的に実施できるのではないのかとの質疑がありました。執行部からは、このキャンペーンに参加する店舗については、その認証取得を条件にしたいとの答弁がありました。

次に、中山間振興・交通部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」

のうち、交通運輸政策推進費について、執行部から、広報推進事業委託料は、公共交通を活用したコロナに負けるな高知家応援プロジェクトの広報事業で、また貸切バス利用促進事業費補助金は、貸切りバスの利用促進を支援する事業であるとの説明がありました。

委員から、貸切りバス事業は大変厳しい状態だと思うが、様々な補助をすることによって、現状では、県内の貸切りバス事業は維持できているのかとの質疑がありました。執行部からは、県内の貸切りバス事業の状況については、これまでにコロナの影響等で3社が廃業となり、現在貸切りバス会社が18社になっているとの答弁がありました。

また、別の委員から、3社が廃業になったということだが、これ以上事業者が廃業しないようにしっかり対策を打っていただきたいとの意見がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」のうち、観光振興推進事業費補助金について、執行部から、仁淀川流域をはじめ鏡川など本県を舞台とした、多くの観客動員が期待される話題作であるアニメーション映画竜とそばかすの姫の上映に合わせたプロモーションに係る経費である。この映画の上映を、本県観光の需要回復を図る絶好のチャンスと捉え、様々な広告媒体を活用した情報発信を行い、本県への誘客拡大を目指すとともに、映画による誘客効果を継続させ、仁淀川流域のブランド化を図るものであるとの説明がありました。

委員から、映画の経済効果を中山間地域である地元をしっかり波及させるためには仕掛けが必要であるが、どのような取組を考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、高知県観光コンベンション協会において、流域をタクシーで周遊する旅行商品や、流域の酒造メー



カー等を巡ったり、昼食を地元で取るような旅行商品等を計画している。また、流域の広域観光組織である仁淀ブルー観光協議会では、映画とのタイアップ企画として、鑑賞後のチケットの半券で地域の商店においていろいろな特典を受けられるような仕組みも考えており、流域の店舗にも協力いただきながら、地元での消費拡大に向けて取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」のうち、宿泊施設感染拡大防止対策等支援事業費補助金について、執行部から、宿泊事業者の感染拡大防止対策や新たな旅行ニーズに対応した取組を幅広く支援することにより、安心・安全で快適な宿泊施設の環境を整え、非常に厳しい状況にある宿泊施設の事業継続と、本県を訪れる観光客の満足度の向上につながるよう取り組むものであるとの説明がありました。

委員から、飲食店については高知家あんしん会食推進の店の認証制度が提案されているが、他県では宿泊施設の認証制度を設けている事例もある。宿泊施設における感染症対策の認証基準を設けることや、対策できている宿泊施設の広報も検討してはどうかとの質疑がありました。執行部からは、宿泊施設においては、飲食スペースは第三者認証ということで健康政策部の認証制度を受け、客室等は業界団体の示した新型コロナウイルス対応ガイドラインの基準をクリアすることで対応している。また、県から宿泊者のニーズ情報を宿泊施設に伝えることにより、旅行者に対してホームページ等でアピールしてもらうよう取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第20号「国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」について、執行部から、

トンネル掘削中に、当初の想定より地質が脆弱であったことから、地山を支える支保構造の変更や補助工法の追加等が必要となったため、契約金額を変更するものであるとの説明がありました。

委員から、事前にボーリング調査等をして、この山自体の地質があまり強くないというのは分かっていたのではないかとの質疑がありました。執行部からは、事前にボーリングや弾性波試験といった地質調査を行い、砂岩と泥岩が入り交じった地質であることは分かっていたが、技術的な限界もあり、どれくらいの割合かは分からない状況であった。そのため、地山がよいという想定で発注したが、掘削の結果、想定以上に脆弱な泥岩の割合が多かったことから、より強固な支保構造に変更する区間が長くなったため、補正金額が多額となったとの答弁がありました。

続いて、報告事項についてであります。

初めに、産業振興推進部についてであります。

まると高知レポートについて、執行部から、今回は、高知県地産外商公社の令和2年度の取組を総括したもので、アンテナショップの運営や経済波及効果等の推移、活動の成果、令和3年度の目標についてなどの説明がありました。

委員から、コロナ禍で巣籠もり需要が高まっている中、まると高知に並べる商品のラインアップもトレンドに合わせて、生産者の段階からターゲットを変えていく必要があると思われるが、その辺りの取組はどう考えているのかとの質問がありました。執行部からは、1年ぐらい前から、巣籠もり需要が高くなっているということで、保存性の高い商品や、お一人様用、時短用といったニーズに対応できるように、専門のアドバイザーにも入っていただき、工業技術センターと共に、冷凍技術やレトルト技術とかを活用したアフターコロナに向けた商品づく

りに取り組んでいるとの答弁がありました。

また、委員から、生産者の皆さんに、そういったノウハウなどの情報をフィードバックして、戦略を変えながら引き続き取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、中山間振興・交通部についてであります。

とさでん交通の経営状況と収支改善策の進捗状況について、執行部から、とさでん交通は、これまでの高速バスや貸切りバスなどの収益部門で公共交通の欠損を補填する経営が成り立たず、このままでは公共交通の維持が厳しい状況にあるとの説明がありました。

複数の委員から、支援に当たっては、とさでん交通以外のバス事業者などにも配慮しながら、とさでん交通による公共交通の運行が止まってしまうよう、キャッシュフローを意識し、県民の足をしっかり守っていただきたいとの要請がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（森田英二君） 総務委員長下村勝幸君。

（総務委員長下村勝幸君登壇）

○総務委員長（下村勝幸君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第5号議案から第8号議案、第10号議案、第12号議案、第15号議案、第16号議案、第18号議案、報第1号議案、報第4号議案、以上13件について全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、警察本部についてであります。

第15号「高知県高齢者、障害者等の移動等の

円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、信号機に関する基準に視覚障害者が使用する通信端末機器に関する基準を追加しようとするものである。具体的には、信号機の状態を音声や振動などによりスマートフォンへ伝達し、視覚障害者の方が信号交差点を安全に横断できるようサポートするもので、対応する信号機については令和3年度中に高知市内へ1か所整備したいと考えているとの説明がありました。

委員から、来年度以降、対応する信号機を増やしていく計画はあるのかとの質疑がありました。執行部からは、障害者団体などから、基本的には音響設備の信号機の設置要望があるが、交差点周辺の状況からその設置が難しい場合には、今回の通信端末機器に対応する装置を整備していきたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、今後これまでの音響設備の信号機から新しい装置へ切り替える際には、利用者の状況も考慮した上で検討し、安全面を確保していただきたいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

まず、総務部についてであります。

職員の懲戒処分について、執行部から、文化生活スポーツ部の令和2年度の事業における不適切な事務処理事案の概要と処分内容及び再発防止について説明がありました。

委員から、本来であれば上司や決裁権者が適切な指示、指導を行うべきところ、このような事案が発生したことは、業務に対する姿勢の問題や組織的に緩みがあったのではないかと。職務に対する姿勢を正すべき面もあると思うが、どのように考えているのかとの質問がありました。執行部からは、職員全体の問題として捉える必

要があると考えており、全職員に対し周知徹底を図るほか、研修の中で今回の事案を例に取り、しっかりと法令遵守をするよう重ねて対応していくとの答弁がありました。

別の委員から、今回の事案の根本の部分になれ合いの体質があったとするならば、大きな問題である。そのような体質が本当に蔓延していないのかとの質問がありました。執行部からは、チェック機能を果たすべき上司が見過ごしたということは、組織の緊張感というところのほか、法令遵守の意識が薄かったのではないかと考えられる。今後はこのようなことがないようにしっかりとやっていきたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

学校等における新型コロナウイルス感染症対応の状況について、執行部から、本年2月定例会以降の学校における部活動関係の感染状況や、高知県高等学校体育大会における対応などについて報告がありました。

委員から、新型コロナウイルスに感染してしまっただけの対応について、学校現場ではどのような指導を行っているのかとの質問がありました。執行部からは、4月の春季大会での感染拡大の原因を分析し、自らが感染しないようにする感染防止対策は一定意識を持っているが、周りに感染させない、自分が感染させるリスクがあるといったところが大事な点だと見えてきた。高知県中学校総合体育大会の実施に向けて、感染防止対策の観点からだけでなく、感染するリスクは誰にでもあり、誹謗中傷をすることがいかに無意味であるかといった人権教育についても、校長会において説明し、学校現場で全ての中学生に対して教えていただくこととしているとの答弁がありました。

さらに、委員から、感染者やその周囲の人たちに対する差別や誹謗中傷が起らないよう、児童生徒はもちろん、保護者に対しても十分に

徹底していただきたいとの意見がありました。執行部からは、道徳的な側面からも、学校においてしっかりと教育を行っていくことが大事であると考えている。感染症への注意だけではなく、誰かを責めることは無意味であるといったことについても、生徒を通じて家庭でも話してもらうことで全体への普及にもつながっていくことを期待しているとの答弁がありました。

次に、新知的障害特別支援学校の学校概要について、執行部から、高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会からの提言に基づき検討を進め、設置場所を高知市新本町の旧高知江の口特別支援学校校舎とし、現在の校舎を改修し、令和4年4月開校に向けて準備を進めているとの報告がありました。

設置形態として、職業教育に力を入れた学校である日高特別支援学校高知みかづき分校と連携し、そのノウハウを生かすために日高特別支援学校の分校とし、校名については、地名である新本町を用いて、高知県立日高特別支援学校高知しんほんまち分校を考えている。設置学部は、中学部と高等部とし、募集人数は、中学部は1学年1学級で1学級6名、高等部は1学年2学級で1学級8名、合計で66名の生徒数を想定している。校区について、高等部は本来の目的である山田特別支援学校の狭隘化対策を考え、高知市、南国市、香南市、香美市とし、中学部は高知市のみと考えているとの説明がありました。

委員から、来年4月の開校に当たって、教職員の人材確保についてはどうなっているのかとの質問がありました。執行部からは、山田特別支援学校と日高特別支援学校の入学生が減る分、それに対応する教員も減り、新しい学校に配置されることで、キャパシティーは変わらないと考えている。また、初年度は中学部と高等部の各1年生のみが入ってくる形のため、入学者数

に合わせて人員を配置し、徐々にニーズが増えることに合わせて、しっかりと教育ができる人員配置をしていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、高知市の小学校から来る中学部の生徒について、高知市と県との就学先の調整はどのようにするのかとの質問がありました。執行部からは、高知市では、就学先として日高特別支援学校、山田特別支援学校、高知市立高知特別支援学校、そして新しい学校の4校が対象になってくる中で、高知市教育研究所が、保護者や本人のニーズ調査等を行いながら就学先を考えていくが、その決定の過程において、中学部の募集人数6名を超えない形をお願いをしているとの答弁がありました。

最後になりますが、今回不適切な事務処理事案について複数の報告がありました。組織として課題を十分に精査し、今後このようなことが起こらないよう再発防止に取り組むことを強く要請いたします。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



## 採 決

○議長（森田英二君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田英二君） 全員起立であります。よっ

て、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第20号議案まで、以上19件の議案を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田英二君） 全員起立であります。よって、以上19件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、報第1号議案から報第4号議案まで、以上4件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田英二君） 全員起立であります。よって、以上4件の議案は、いずれも委員長報告のとおり承認することに決しました。

次に、議発第1号「高知県新型コロナウイルス感染症の感染拡大から県民を守るための条例議案」を採決いたします。

委員長報告は否決であります。よって、原案について採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田英二君） 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。

次に、議発第2号「高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例議案」を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田英二君） 全員起立であります。よっ



て、本議案は委員長報告のとおり可決されました。



**議案の追加上程、提出者の説明、採決（第22号—第24号）**

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔提出書 巻末238ページに掲載〕

○議長（森田英二君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第22号「高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案」から第24号「高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案」まで、以上3件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） ただいま追加提案いたしました議案について御説明を申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事に関する議案であります。まず、第22号議案は、高知県収用委員会委員の稲田知江子氏と鶴岡香代氏の任期が今月16日をもって満了いたしますため、両氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

次に、第23号議案は、高知県収用委員会予備委員の岡林孝太郎氏の任期が今月16日をもって満了いたしますため、新たに森下幸彦氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

第24号議案は、高知県人事委員会委員の和田高明氏の任期が今月22日をもって満了いたしますため、同氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田英二君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第22号「高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

初めに、稲田知江子氏を高知県収用委員会委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田英二君） 全員起立であります。よって、稲田知江子氏を収用委員に任命することについては同意することに決しました。

次に、鶴岡香代氏を高知県収用委員会委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田英二君） 全員起立であります。よって、鶴岡香代氏を収用委員に任命することについては同意することに決しました。

次に、第23号「高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案」を採決いたします。本議案に同意することに賛成の諸君の起立を

求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第24号「高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。



議案の上程、採決(議発第3号 意見書議案)

○議長(森田英二君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第3号 巻末239ページに掲載〕

○議長(森田英二君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第3号「地方財政の充実・強化に関する意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めま

す。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第3号「地方財政の充実・強化に関する意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第4号 意見書議案)

○議長(森田英二君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第4号 巻末242ページに掲載〕

○議長(森田英二君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第4号「学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めま

す。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

35番吉良富彦君。

(35番吉良富彦君登壇)

○35番(吉良富彦君) 日本共産党を代表し、ただいま議案となっています議発第4号「学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書議案」について反対の態度を表明し、討論を行います。

教育におけるICTの活用については、使い方によっては有効なものとなります。しかし、今子供たちに必要なのは、教師と友達との触れ合い、人と人との関わりの中で育まれる豊かな学びを保障する公教育の充実、実現です。子供たちは、行事や実技の教科だけでなく、個別学習、グループ学習、全体学習を通じて友達と意見交換をする中で、深い学びへと導かれていきます。集団的な学びにこそ公教育の意義があります。

先生が子供たちに目配りして適切な学習が進められるように、少人数学級の早期実現が必要です。しかし、2021年度の文部科学省予算は、少人数学級実現のための予算が含まれているものの、教職員の給与等に係る支出については前年度比で58億円減となっています。これに対して、GIGAスクール構想の充実などICT化のための予算の充実は263億円と多く盛り込まれています。

また、ICTや先端技術を使い、一人一人の子供のデータを分析して、それぞれの子供に最適化された学習内容を提供しようとする個別最適化された学びは、結局は、教育の孤立化、画一化につながるおそれがあります。また、ICTは、あくまで道具であり、その活用のために教員の負担が増すのは本末転倒で、教員の自主性、専門性が尊重される必要があります。

そもそも、経済産業省の「未来の教室」とEdTech研究会の提言や文部科学省のSociety5.0に向けた人材育成の提起は、生産性の向上に役立つための人材を育成するという経済界の要求によるものですが、人格の完成を目指すという教育本来の目的から外れるものです。個人の情報の管理と言いながら、意見書案では、民間業者のもうけのために学習データの利活用を前提としたシステムの互換性を進めるとしていることは、個人情報保護の観点からも重大な疑義があり、容認できるものではありません。

最後に、緊急事態宣言下で、準備が不十分のまま市立小中学校でオンラインの授業が進められた自治体では、現場の混乱や保護者の不満を生じさせました。教育のICT導入は、混乱の中で性急に進めるべきことではありません。ICTの活用には健康被害の可能性も指摘され、また経済的な教育格差を是正する措置も求められており、課題は山積しています。いかなるときにも子供に寄り添い向き合える学校教育へと、先生のいない教室や免許外教員をなくし、ゆとりある学びを保障する少人数学級の早期実現にこそ今注力すべきであるということを、改めて申し述べ、討論といたします。

同僚議員の御承認をよろしく願いいたします。(拍手)

○議長(森田英二君) 22番山崎正恭君。

(22番山崎正恭君登壇)

○22番(山崎正恭君) それでは、公明党を代表しまして、ただいま議題となりました議発第4号「学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書議案」に、賛成の立場から討論を行います。

さて、コロナ禍により学校が休業となる中で、どのように子供たちの学びを保障していくのかということが問われ、教育現場のデジタル化の重要性と可能性がさらに明らかとなりました。

対面で行うべき教育の重要性を整理しつつ、教育現場のデジタル化、すなわちGIGAスクールを今後さらに推進していく必要があります。

現在、教育の現場では、学校における新たな基盤的なツールとなるICTを最大限活用しながら、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと、子供たちの多様な個性を最大限に生かす協働的な学び、この2つの学びの一体的な充実が図られることが求められています。

具体的には、個別最適な学びでは、子供たちは、自分の学習の理解度やつまづいている箇所に応じて、そこを重点的に学習することができます。自分のやりたい、自分の課題に合ったドリルの反復学習を行うことが可能になります。また、観察や実験データ等を自ら入力し、図やグラフなどを作成することなどを繰り返し、試行錯誤しながら、自分の思考、判断で学びを深めていくことができます。

さらに、ICTを活用することで、多様で大量の情報を収集することができ、それらの情報を自分の学びたいこと、学習課題に沿って整理し、分析できます。それを使って、距離に関係なく遠くにいる、例えば外国の子供たちや研究者など、相互に情報の送受信などを行いながら、学びを広げていく協働的な学びを行うこともできます。

また、ICT教育は、なかなか学校に来ることができない不登校の子供たちの学習にも、大変有用です。クラスの授業をカメラで撮影し、生徒の自宅に配信して、勉強したり、学校内の別室に配信することで、不登校の子供たちの学びが保障され、そのことが学校復帰、教室復帰へのプラス要件に働きます。

また、発達障害等の生徒への支援についても、我が党では、デジタル教科書の中にマルチメディアデিজィ教科書と呼ばれる、音声流れる教

科書がありますが、これを活用することを推進しています。これは、高知県内にある学校での実践ですが、定期テストのときに問題を読むこと、視覚、目からの情報の取得が非常に苦手な、学習障害が疑われる生徒に、問題を隣で教員が読み上げる、聴覚、耳からの情報を入れることで、同じテスト問題でも、後者のやり方でテストを実施した場合のほうが有意に点数がアップし、成績が向上しました。デジィ教科書は、こういった聴覚、耳からの情報の取得が優位な、子供たちの能力向上に大きな期待が持てます。

しかし、デジタル教科書については、読解力の低下を危惧する声もあり、よく聞き、よく読み、よく書くなどの、生涯学び続けるための基本的な学ぶスキルを身につける上で、より効果的な今までの紙の教科書とデジタル教科書の併用の検討も重要です。

このように、子供たちの能力の伸長に大きな期待が持てるICTではありますが、これを適切に進めていくには、大きく2つの課題があると考えます。1点目は、ICT教育を行っていく上での環境整備であります。日進月歩で、すさまじいスピードで進化を続けていく分野であり、システムやソフトウェアの整備、情報端末や通信設備の更新、さらには様々な会社の情報端末と、デジタル教科書と、個人認証システムの互換性の確保なども、今後の課題となっています。

また、環境整備を行っていく上で、セキュリティの問題も大変重要であります。子供のセキュリティ対策については、GIGAスクール構想に基づき、児童生徒の1人1台端末、1人1アカウント、教育用クラウドアプリ環境が整備されますので、授業はもとより、休み時間や家庭学習等においても、子供たちが日常的にクラウドサービスにアクセスすることが当たり前になってきます。そのときに、学校は不用意に制限し過ぎることなく、子供たちが、学校の



外で無数の情報にさらされた場合においても、正しく情報の価値や真偽を見極め、自分の力で判断できるように、学校内で教員と一緒に、適切なセキュリティーについて実践的に学ぶことが、安全かつ重要であると思います。

また、外部からのセキュリティーに関しては、悪意のある脅威の手口は年々巧妙化しているため、情報資産は、常に最新のセキュリティー対策により保護されていることが必須であります。また、業者においての情報の適切な取扱いについては、この制度の大前提となっております。

我が国の学校教育におけるICTの活用は、国際的に大きく後れを取ってきましたが、今回進み始めたこの教育の流れを止めないためにも、今後のさらなる推進に向け、環境整備のための、国による予算の充実、確保が必要であります。

次に、2点目として、ICT教育を行っていく上で重要なのが、何といたっても教員の指導力の向上が喫緊の課題であります。国が平成19年から行っている教員のICT活用指導力チェックリストによると、ICT教育を行っていく上で教員に必要な指導力は、5点あります。1点目は、教材研究や指導や評価などにICTを活用できるかといった、教員自身がICTを使える能力、2点目には、授業の中でICTを使える能力、3点目には、子供にICT活用を指導できる能力、4点目は、情報モラルを指導できる能力、最後に、校務に活用できる能力となっております。目まぐるしく発展を遂げる分野で、これら多くの能力が教員に求められます。

実は、国全体として進めてきたIT戦略、いわゆるe-Japan戦略の下で、おおむね全ての教員がコンピューター等を使って指導できるようにするための取組の中で、全国の全公立学校を対象にした調査によると、各教科等においてコンピューター等を使って指導できる教員の割合は、平成18年3月で76.8%にまで高まっ

ていました。しかし、平成19年からは先ほどの教員のICT活用指導力のチェックリストに基づいた調査に変更になりましたが、学校のICT環境が整備され、教員に1人1台のコンピューターが渡され、全ての教室にプロジェクターや電子黒板が配備され、さらにはブロードバンド環境が整い、校内のどこでも高速に大容量のデータがやり取りできるようになると、教員のICT活用指導力のチェックリストの結果が低くなる可能性があります。

これは、ICTの環境が整備される前にはできなかったICTの活用ができるようになると同時に、新しい機器の操作スキルの習得や授業等での新たなICT活用のための時間や研修が必要となったり、学習展開の工夫が求められ、教員のさらなる力量アップが必要となるからであります。

そこで、今後予想されるICT環境等の変更に伴う見通しも持った上で、今後のICT教育を推進していくことのできる教員の育成研修を、計画的に実施する必要があります。全ての教員が、教員のICT活用指導力チェックリストに示された能力を身につけることは、学習指導要領に示された情報教育の充実、コンピューター等や教材、教具の活用を図る上で、極めて重要であります。

高知県議会においてこの意見書を可決することが、高知県の子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと、子供たちの多様な個性を最大限に生かす協働的な学びの一体的な充実が図られることにつながるものと思います。

同僚議員の皆様の御賛同を心からお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(森田英二君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第4号「学校教育におけるデジタルトラ

ンスフォーメーションを適切に進めるための意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第5号 意見書議案)

○議長(森田英二君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第5号 巻末245ページに掲載〕

○議長(森田英二君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第5号「こども庁」設置を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

36番米田稔君。

(36番米田稔君登壇)

○36番(米田稔君) 私は、日本共産党を代表して、ただいま議案となりました議発第5号「こども庁」設置を求める意見書議案」に反対する立場から討論を行います。

子供の政策を一元化する行政庁をつくるとして、にわかに浮上したのが自由民主党のこども庁創設の議論です。6月に閣議決定された骨太の方針に、こども庁を念頭に、子供政策の指令塔となる新たな組織について早急に検討に着手するよう盛り込みました。

子供の命や権利を守ることを政治の中心に位置づけることは極めて重要ですが、こども庁創設には、問題のすり替えという批判が上がっています。首相の動機は、デジタル庁設置に続く、縦割り行政打破の新たな目玉政策をつくるため、衆院選のアピール材料にする狙いと報じるメディアも少なくありません。

4月9日付高知新聞社説は、「なぜ今、こども庁新設なのか。新組織の必要性や役割が漠然としていることを含め、唐突な印象は拭えない。10月に衆院議員の任期満了を控え、菅首相がいつ解散総選挙を決断してもおかしくない。そうした状況での構想浮上が総選挙をにらんだアピール、目玉公約づくりと見られても仕方あるまい。国民が求めているのは、新しい組織ではなく、あくまで子供を産み育てやすい環境であり、政策の実効性だろう。新組織を打ち出す前に、従来の施策がなぜ思うような効果を上げられなかったか、省庁間の連携で何が支障だったのかを洗い出すべきではないか」と指摘をしています。あまりにも当然の意見です。

子供をめぐる政策が大きく立ち後れているのは、歴代自公政権が、解決を求める国民の切実な願いに背を向け続けてきたからではありませんか。竹中平蔵氏も顧問を務める日本経済研究

センターは、元内閣参与の田中秀明明治大学教授のこども庁の問題点は何かというレポートを配信しています。その中で田中氏は、「組織より重要なのは子育て支援そのものである。近年、子育て支援、児童手当拡充などの家族対策の予算は増額されているが、先進諸国に比べれば見劣りする。日本の家族対策支出は、対国内総生産、GDP比で1.6%、経済協力開発機構、OECD加盟国39か国中30位にとどまる」と、子供施策への予算の少なさを指摘しています。

また、元中央教育審議会委員の教育研究家妹尾昌俊氏は、「こども庁をつくったら問題は解決する？子どもファーストなら、もっと先にやるべきことがある。」というレポートの中で、真の問題は縦割りかと疑問を呈し、マンパワー不足のほうをはるかに深刻な問題ですと、子供の発達を支える体制に予算を投入してこなかった問題を指摘しているのであります。

この10年で、児童相談所での虐待対応件数が4.38倍に増えたのに対し、児相の児童福祉社は1.74倍の4,234人とどまり、受持ち件数がアメリカの2倍、1人40件を超えていることや、学校の教員も、児相以上に長時間労働の人は多くて、本当に大変ですと告発をしています。小中学校の学級規模は、OECD諸国で2番目の多さで、EU諸国よりも4割から5割も多い、一方、勤務時間は世界一長いのに、授業に当たる時間は勤務時間の半分以下という、世界に類を見ない異常な状況となっています。

保育士、学童指導員などの低賃金、職員配置基準の低さが、担い手不足として社会問題になっています。ケア労働を家事の延長とみなして、専門性を評価せず、抜本的な改善策を取ってこなかった結果です。

労働者の実質賃金は、1997年比で、先進国は軒並み1割以上増加しているのに、日本のみ1割低下をしています。非正規雇用が4割に迫る

ところまで拡大してきたからです。特に、社会を維持していくために不可欠なケア労働の担い手の多くが女性ですが、その56%は、パートや派遣、契約社員などの非正規雇用です。女性の賃金は、正社員同士で比べても男性の75.6%にすぎません。

過労死を生み出し、家庭との両立を阻む日本の長時間労働は年間2,021時間と、ヨーロッパより500から700時間も多くなっており、女性の社会進出を阻んでいます。派遣労働、裁量労働制など、一連の規制緩和を進めてきた結果です。子供の貧困でも、子供の多い世帯ほど打撃が大きい生活保護改悪を強行するなど、逆行した政策を進めてきました。子供と国民に苦難を押しつけてきた政策を反省し、根本的に転換することこそが求められています。

意見書議案は、一元的窓口がないことで、要望や相談に適切な対応ができないケースがあると述べていますが、真の課題は、以上指摘したように、子供たちと日々接する現場の脆弱な体制、マンパワーの不足、現場職員の劣悪な労働環境、子供と国民の貧困、そして財政的な制約、予算の少なさにあることは明らかです。そのことに無反省のまま、また、まともな検証もなくこども庁を持ち出しても、子供の貧困解決など期待できないだけでなく、屋上屋を重ねるだけに終わることになるのではありませんか。

最後に、菅首相はこども庁案を語る中で、社会保障は今まで高齢者中心だった、思い切って変えなければと強調しています。しかし、日本の社会保障は、欧州諸国に比べ高齢化が進んでいるのに、給付費があまりにも少ないことこそが問題です。GDP比での社会保障給付全体を見ても、日本は22.9%で、ドイツ27.7%、フランス32.1%と比較して極めて貧困です。ドイツ並みにすれば25兆円、フランス並みなら50兆円の新たな給付増となります。国力に対する給付

が、日本はあまりにも貧弱です。こども庁議論で世代間の対立をあおり、高齢者への社会保障費削減に結びつけることなどは、決して許されるものではありません。

昨年からのコロナ危機で、政治と社会のゆがみをあぶり出しました。安心して子供を産み育てることができる社会、8時間働けば当たり前で暮らせる社会、子供を真ん中に置いた一人一人の発達、可能性を支える教育、お金の心配なく学べる社会、多様性と個人の尊厳を重んじるジェンダー平等の社会をつくっていくことこそが政治の役割であり、責任ではありませんか。

このことを訴えて、議発第5号議案に対する反対討論といたします。同僚議員の御賛同を心よりお願いいたします。(拍手)

○議長(森田英二君) 11番横山文人君。

(11番横山文人君登壇)

○11番(横山文人君) 私は、ただいま議題となりました議発第5号「こども庁」設置を求める意見書議案について、賛成の立場から討論を行います。

国難と言われる少子高齢化が進む我が国において、子供たちや家庭を取り巻く状況は深刻さと複雑さを増しております。本格的に少子化対策の議論が始まってから約30年、国はこれまで様々な対策を講じてきましたが、平成27年までは100万人を超えていた出生数が、昨年は84万人にまで落ち込み、令和3年は80万人を下回る可能性が示されております。加えて、長引くコロナ禍により、子供たちや保護者への負担、不安は増大し、将来への悩みを抱えながら過ごす多くの子供、子育て世代が顕在化するようになってきております。

このような中で、全ての子供たちが、愛されてすくすく健やかに育ち、伸び伸び活動し、自己表現し、周囲と連携しながらたくましく生きていく、すなわち愛育、育成、生育の視点を基

盤とし、子供の権利が保障され、子供たちが自ら意思決定できる社会を構築することは喫緊の課題であり、日本の未来を担う子供・若者たちへの投資は、ポストコロナ時代の我が国のグランドデザインを描くことと同義であります。したがって、国と地方はこれまで以上に、子供を持ちたい、育てたい、温かい家庭を築きたいという願いを持った全ての人々に寄り添った、子供を産み育てやすい社会を早急に実現していかなければなりません。

しかしながら、冒頭述べましたように、子供たちや家庭を取り巻く状況は大変厳しく、これらの問題は、加速化する少子化とともに、以下の4点に大別されます。まず第1に、命を守るための問題であります。昨年の児童生徒の自殺者数は統計開始以来過去最高の499人、児童虐待で死亡した児童は前年より増加し61人、令和元年度の児童相談所の虐待相談件数は約19.4万人、いじめ重大事態は前年度比121件増の723件で、いじめ防止対策推進法施行後最多となっています。このほか、妊産婦の死因の1位は自殺であることや、産後鬱、孤独な育児、そして子供に関わる現場の性犯罪の問題など、子供たちの命を守るために取り組まなければならない諸課題は、深刻かつ複雑さを増しております。

第2の問題は、子供たちや家庭を取り巻く子供の環境に関わる問題であります。令和2年に発表されたユニセフの調査では、我が国における独り親家庭の相対的貧困率は50%に近く、OECDの中で最も高い水準となり、子供の貧困は7人に1人と言われております。また、令和元年度の小中学校における不登校児童生徒は過去最多の約18.1万人に上り、ひきこもりへの支援は今や社会全体の課題として浮き彫りになっております。加えて、今議会でも多く取り上げられたヤングケアラーの問題や、生活リズムの乱れ、保育や教育の質の確保などが挙げられま



す。

これら命と環境の問題とともに、3点目には、制度や仕組みの問題があります。これには、窓口が一元化されていない、いわゆる省庁縦割りの問題に始まり、難病や医療的ケア児への支援、発達障害、子供たちの痛ましい事故の防止、教育費負担や医療・教育情報などが挙げられています。

最後の4点目は、地方自治体の現場の問題です。子供たちを取り巻く課題の多くに基礎自治体関わっていますが、小さな自治体には専門家等を設置する予算もなく、都道府県が協力しなければ子供政策を断念せざるを得ないなど、子供に関わる予算不足の問題があり、規模の小さな自治体の多い本県においても同様のことが想定されます。

これらの問題を本県に当てはめてみますと、令和元年度の国公私立学校における1,000人当たりの暴力行為の件数が全国の6.1件に対し10.9件、1,000人当たりのいじめの認知件数が全国の46.5件に対し55.6件、1,000人当たりの不登校児童生徒数が小中学校で全国の18.8人に対し22.4人、高等学校で全国の15.8人に対し19.6人など、それぞれ全国の数値を大きく上回っております。このように、子供、家庭を取り巻く問題の解決は、デジタル化、グリーン化、そしてグローバル化により、再び県経済を成長軌道に乗せていこうとする上で、決して取り残すことのできない重要な県政課題であります。

こうした国、地方で深刻さを増す子供や家庭を取り巻く問題を解決するために、これまで政府は少子化対策担当大臣を設置し、対応を図ってきましたが、歴代の少子化対策担当大臣経験者からは、年々複雑さと深刻さを増す子ども・子育て政策に対し、最も必要な予算と人材が不十分であることが指摘されております。

こうした課題を解決するため、自由民主党で

は今年4月に「「こども・若者」輝く未来創造本部」を立ち上げ、政治・行政・社会全体に「こどもまんなか」という考え方を浸透させ、子供の貧困やその他子供が直面する様々な課題を解決し、我が国に生まれてくる全ての子供たちの幸福につなげるため、政府に対し、こどもまんなかに向けた強力な総合調整機能を有する行政組織としてこども庁を創設することを含め、子ども・子育て政策を実現するために十分な予算を確保することについて、こどもまんなか改革の実現に向けた緊急決議として取りまとめております。

また、全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームは今年6月、チルドレン・ファースト社会を構築するための緊急提言として、こども庁の創設を提言し、こども庁に関しては、単なる組織論にとどまらず、大胆な資源投入と権限強化を行うことが必要であると指摘しております。また、全国の地方議会においても、同趣旨の意見書が数多く採択されており、子ども・子育て政策のさらなる充実と強化は、国と地方も最優先の政策課題であると言えます。

その昔、明治維新の偉人を多く輩出した薩摩の郷中教育や長洲の明倫館の例もあるように、子供、子育ては、家庭では両親や祖父母から、また地域では恩師や先輩から多くを教わり導かれ、様々な恩恵を被りながら、次代の日本を背負う子供、若者としての健やかな成長を地域社会全体で支えてきました。子供たちは、地域社会の一員として一定の役割と責任を与えられ、それに応えることにより成長してきたと言えます。

これは、子供たちの権利を守るという考えに偏るだけでなく、子供自身も自らの義務を果たし、周りの大人は時に厳しく向き合わなければならないということを示唆しております。しかしながら、今日地域のコミュニティーが希薄化

し、核家族化や独り親家庭が増え、先述のように、子供や家庭を取り巻く問題は複雑かつ深刻化しております。

こうした中で、ウイズコロナ、アフターコロナにおける全ての子供たち、家庭の明るい未来を実現するためには、こどもまんなか、チルドレン・ファーストの考えの下、新たな子ども・子育て政策を早急に立案し、実行していかなければなりません。また、コロナ禍をはじめとする社会経済構造の変化に対応するためには、日本の古きよき伝統である家庭や地域での教えと支えという自助・共助に加え、このたび提案いたしますこども庁の創設をはじめとする公助を手厚く、しっかりと組み合わせてこそ、ウイズコロナ、アフターコロナの日本、すなわち全ての子供たちが幸せを感じながら健やかに育つ、未来ある社会を目指すことができるものと考え、本意見書の各項目の実現について強く要望するものであります。

以上、議員各位の御賛同を心よりお願い申し上げます、「こども庁」設置を求める意見書議案の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(森田英二君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第5号「こども庁」設置を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第6号 意見書議案)

○議長(森田英二君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第6号 巻末247ページに掲載〕

○議長(森田英二君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第6号「消費税の緊急減税とインボイス制度の導入延期を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

34番中根佐知さん。

(34番中根佐知君登壇)

○34番(中根佐知君) 私は、ただいま議案となりました議発第6号「消費税の緊急減税とインボイス制度の導入延期を求める意見書議案」について、賛成の立場で討論を行います。

日本経済は、今厳しい落ち込みの中にあります。新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、2021年1月から3月期の国内総生産2次速報値では、物価変動を差し引いた実質で、前期の2020年10月から12月分に比べて1%落ち込み、年率換算ではマイナス3.9%となっています。2020年

度は2019年度比で国内総生産マイナス4.6%と、2008年のリーマンショック時のマイナス3.6%を超えて、戦後最悪の下落を記録しています。日本経済は、戦後最悪の落ち込みを受けた上で、なお、さらなる経済状況の悪化が続いているという未曾有の危機の中にあると言わなければなりません。

今年1月から3月期がマイナスとなった最大の要因は、GDPの半分を占める個人消費の冷え込みです。緊急事態宣言に伴う、外出、外食の自粛要請により大きなブレーキがかかり、前期に比べ1.5%減少しています。緊急事態宣言の影響は甚大です。野村総合研究所によれば、新型コロナウイルス感染症の拡大による2020年4月から5月の1回目の緊急事態宣言における経済損失は6兆3,700億円、2021年1月から3月の緊急事態宣言では6兆2,800億円と試算されています。

3回目の緊急事態宣言は今年4月から始まり、沖縄では今なお継続されているとともに、その他の地域でも蔓延防止重点措置が続くなど、その余波も収まらないまま、東京に4回目の緊急事態宣言が出されようとしています。その一連の影響も、非常に大きなものとなることは避けられません。これまでの延長線上の経済対策では、この未曾有の危機から、日本経済と事業者、国民を救うことはできません。

そして、直視しなければならないのは、日本経済が、コロナ禍以前から厳しい消費不況に直面していたという事実です。2014年4月と2019年10月の2度にわたる消費税増税により、この間、税率が5%から10%へ倍化したことが、消費を大きく冷え込ませてきました。

今こそ、消費税減税に踏み切ることが必要です。消費税減税は、その実質的な経済的効果はもとより、政治がコロナ禍で悪化する消費不況に対し本気で取り組むというメッセージとなり、

また逆進性の強い消費税が家計を重く圧迫している低所得の方々に対しても、あなた方を忘れてはいないという強いメッセージともなります。今、未曾有の危機に対する政治の姿勢が問われています。

また、消費税の適格請求書、インボイス制度が2023年10月から開始されようとしており、その事業者登録が今年10月にも始まろうとしています。日本商工会議所をはじめとする中小企業団体が、このインボイス制度の導入を凍結するよう求めています。

日本商工会議所が昨年6月から7月に行った、中小企業における新型コロナウイルス感染拡大・消費税率引上げの影響調査によれば、消費税率引上げで3割、さらにコロナ禍で8割を超える事業者が売上げを減少させていることが判明しています。また、約7割の事業者がインボイス制度の導入に向けた準備を行っていないと回答しています。

その後、コロナ禍が長期化する中で、中小企業が、深刻な消費不況のさらなる影響を被っていることは明らかであり、その中で新たな事務負担を課して、インボイス制度の導入を進めることは困難です。

インボイス制度が導入されれば、現在免税業者となっている小規模事業者は、インボイスが発行できず課税事業者が仕入税額控除できないために、取引先から外される懸念があります。実際に、さきの日本商工会議所の調査によれば、制度導入後、課税事業者の約2割が、免税業者との取引は一部または一切行わないと回答しています。

小規模事業者ほど消費税を価格に転嫁できないと言われており、小規模事業者が納税業者に転換すれば、その分収入が減ることにつながります。消費税の納税を免除されてきた小規模事業者にとって、インボイス制度を予定どおり

導入することは、消費税増税とコロナ禍に次ぐ、さらなる打撃となることは必至です。また、農家の9割は免税農家と言われており、コロナ禍で農作物の価格が安定しない中で、その上にインボイス制度を導入できる条件はありません。

困難な状況にある小規模事業者や農業者をこれ以上追い込むようなインボイス制度の導入は、最低でも延期をすることが当然です。一旦立ち止まり、制度の導入を延期し、制度見直しを含め早急に検討する必要があります。

中小事業者向けに高知県が独自に設けた新型コロナウイルス感染症対策融資の利用件数は2,386件、利用額は計763億円に上っています。このような高知県の事業者の苦境を見れば、高知県議会として、政府に対し、消費税の在り方を見直し、経済を立て直す決断を迫ることが、今どうしても求められています。

消費税の減税とインボイス制度の導入延期、制度見直しは、消費不況と長期化するコロナ禍という日本経済が直面する未曾有の危機に対応するため、必要な措置だと考えます。国民の暮らしと事業者の営業を守るために、本意見書案への同僚議員の御賛同をお願いいたしまして、賛成の討論といたします。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○議長(森田英二君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第6号「消費税の緊急減税とインボイス制度の導入延期を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



### 特別委員会の設置

○議長(森田英二君) 日程第2、特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。高知県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数についての調査検討を行うため、委員10名をもって構成する「議員定数問題等調査特別委員会」を設置し、これらの事件を付託の上、この調査が終了するまで議会の閉会中も継続して調査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

ただいまから、特別委員会の委員の指名案をお配りいたします。

(指名案配付)

○議長(森田英二君) お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、お手元にお配りいたしました指名案のとおり選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、特別委員会の委員は、指名案のとおり選任することに決しました。

[特別委員指名案 巻末250ページに掲載]



### 高知県競馬組合議会議員の補欠選挙

○議長(森田英二君) 日程第3、高知県競馬組合議会議員の補欠選挙を行います。

選挙すべき議員は2名であります。

お諮りいたします。この選挙は、議長の指名推選によりたいと存じますが、御異議ありませ



んか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、この選挙は、議長の指名推選によることに決しました。

西内健君、黒岩正好君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました両君を、高知県競馬組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、西内健君、黒岩正好君が高知県競馬組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました両君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。



#### 継続審査の件

○議長(森田英二君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末251ページ  
に掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませ

んか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長(森田英二君) 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



#### 閉会の挨拶

○議長(森田英二君) 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、新型コロナウイルスの感染予防をはじめ、感染拡大の防止や事業の継続、雇用の維持など、経済影響対策を柱とした令和3年度一般会計補正予算を、当面する県政上の重要案件とともに、また一方議員からも、新型コロナウイルス感染症に関連した条例議案が提出されました。議員各位におかれましては、これらの案件に対し、終始熱心に御審議をいただきました。おかげをもちまして全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の御協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

また、知事をはじめ執行部のそれぞれの方々並びに報道関係の皆様方におかれましても、この間何かと御協力を賜りましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の第4波が本県にも押し寄せ、県内でも5月、6月の2か月間で新たに感染が確認された方が700人を超えるなど、急拡大をいたしました。現在、5月下

旬のピーク時と比べると減少はしているものの、県の感染症対応の目安のステージは、特別警戒が継続されております。

そうした中、今議会では新型コロナウイルス感染症に関する条例議案が可決されました。この条例にありますように、県民や事業者、執行部等の皆様方がそれぞれの役割や責務を果たしていただくことにより、早期にこの困難を乗り越えられるものと思います。

そして、冒頭に申し上げましたとおり、静岡県を中心として大きな被害が生じております。梅雨末期のこの季節、県内においても大雨や土砂災害などに十分警戒する必要があるとございます。皆様方におかれましても、どうか災害には十分備えられまして、健康に御留意の上、県勢発展のために、ますます御尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 令和3年6月県議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、静岡県熱海市伊豆山で発生した大規模な土石流により、お亡くなりなられた方々に対し、心から哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様に対しましてお悔やみを申し上げます。

また、いまだ複数の方の安否が不明となっており、一刻も早くその方々の生存が確認されますことを願っております。併せて、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

今議会には、令和3年度一般会計補正予算や高知県税条例の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につ

きまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会では、ワクチン接種をはじめとする新型コロナウイルス感染症への対応や、中山間地域対策、経済の活性化、教育政策などに関しまして数多くの御意見や御提案をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、全力で県政の運営に努めてまいります。

提案説明でも申し上げましたように、県内の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、現在警戒ステージを特別警戒に引き上げております。

1週間単位での新たな感染者数は減少傾向にあるものの、連日、感染経路不明の患者が報告されており、予断を許さない状況が続いております。何より、県民の皆様のご健康、生活を守り抜くために感染防止対策の徹底やワクチン接種といった取組を最優先で進めると同時に、県経済への影響を最小限にとどめるよう必要な対策を迅速に講じてまいります。

一方で、今後のウイズコロナ、アフターコロナにおける社会の構造変化を見据えた施策を展開できるよう、デジタル化、グリーン化、グローバル化などの時代の潮流を捉えた取組をスピード感を持って進めたいと考えております。現在のコロナ禍という厳しい状況にあっても、人々の行動様式や価値観の変化を的確に捉えて、国の施策も追い風にしながら、具体的な成果を追求し、先進性のある取組にも挑戦をしてまいります。

こうした取組を積み重ね、地域の実情に即した創意工夫を発揮しながら、経済の活性化や中山間対策の充実強化を図るなど、引き続き県勢浮揚に向けた活力ある地域づくりを推進してまいります。議員の皆様には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

これから暑さも本番を迎えます。皆様方におかれましては、御自愛の上、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げまして、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。



○議長（森田英二君） これをもちまして、令和3年6月高知県議会定例会を閉会いたします。

午前11時53分閉会